

出雲崎町地域防災計画

(風水害対策編)

平成26年3月修正

出雲崎町防災会議

目 次

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨等	1
第2節 町民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第3節 出雲崎町の自然条件	10
第4節 出雲崎町の社会的条件	11
第5節 出雲崎町の既往の主な災害	12

第2章 災害予防

第1節 防災教育計画	14
第2節 防災訓練計画	18
第3節 自主防災組織育成計画	20
第4節 防災まちづくり計画	22
第5節 集落孤立対策計画	24
第6節 建築物等災害予防計画	26
第7節 気象等防災観測体制の整備	28
第8節 道路・橋梁等の風水害対策	31
第9節 漁港施設の風水害対策	33
第10節 鉄道事業者の風水害対策	34
第11節 土砂災害予防計画	35
第12節 豪雪に対する災害予防計画	39
第13節 異常降雨及び季節風（高潮・高波）に対する災害予防計画	43
第14節 台風に対する災害予防計画	45
第15節 竜巻等突風災害予防計画	47
第16節 火災予防計画	49
第17節 農地・農業用施設等の災害予防計画	54
第18節 防災通信施設の整備と風水害対策	56
第19節 ガスの風水害対策	58
第20節 上水道の風水害対策	61
第21節 下水道等の風水害対策	64
第22節 危険物等施設の風水害対策	67
第23節 廃棄物処理体制の整備	70
第24節 救急・救助体制の整備	72
第25節 医療救護体制の整備	74
第26節 避難体制の整備	77
第27節 要配慮者の安全確保計画	84
第28節 食料・生活必需品等の確保計画	89

第29節	学校の風水害対策	92
第30節	文化財の風水害対策	95
第31節	ボランティア受入れ体制の整備	97
第32節	行政機関の業務継続計画	99

第3章 災害応急対策

第1節	災害警戒本部	103
第2節	災害対策本部・災害復興推進本部	104
第3節	職員の動員配備体制	110
第4節	防災関係機関の相互協力体制	113
第5節	気象情報等伝達計画	119
第6節	災害時の通信確保	126
第7節	被災状況等収集伝達計画	131
第8節	広報計画	136
第9節	町民等避難計画	140
第10節	避難所運営計画	146
第11節	避難所外避難者の支援計画	151
第12節	自衛隊の災害派遣対策	153
第13節	輸送計画	155
第14節	電力供給事業者の風水害対策	160
第15節	公衆通信の確保	162
第16節	消火活動計画	165
第17節	救急・救助活動計画	169
第18節	医療救護活動計画	174
第19節	防疫及び保健衛生計画	181
第20節	こころのケア対策計画	184
第21節	廃棄物の処理計画	187
第22節	トイレ対策計画	190
第23節	入浴対策	193
第24節	食料・生活必需品等供給計画	195
第25節	要配慮者の応急対策	199
第26節	学校等における応急対策	202
第27節	文化財応急対策	210
第28節	障害物の処理計画	212
第29節	行方不明者、遺体の捜索・処理・埋葬計画	214
第30節	愛玩動物の保護対策	219
第31節	ガスの安全・供給対策	223
第32節	給水・上水道施設応急対策	226
第33節	下水道等施設応急対策	231

第34節	危険物等施設応急対策	235
第35節	道路・橋梁等の応急対策	240
第36節	漁港施設の応急対策	243
第37節	鉄道事業者の応急対策	245
第38節	土砂災害・傾斜災害応急対策	247
第39節	河川・海岸施設の応急対策	250
第40節	農地・農業用施設等の応急対策	254
第41節	農林水産業応急対策	257
第42節	商工業応急対策	263
第43節	応急住宅対策	266
第44節	ボランティアの受入れ計画	270
第45節	義援金の受入れ・配分計画	274
第46節	救援物資受入れ計画	276
第47節	災害救助法による救助計画	279
第48節	建物等の被害調査計画	287

第4章 災害復旧計画

第1節	民生安定化計画	290
第2節	融資・貸付その他資金等による支援計画	295
第3節	公共施設等の災害復旧計画	310

作成 昭和44年 6月 9日

修正 昭和45年 4月13日

修正 昭和53年 3月25日

修正 昭和56年 2月27日

修正 昭和57年 2月27日

修正 昭和58年 3月 4日

修正 昭和59年 2月29日

修正 昭和60年 2月18日

修正 昭和61年 2月24日

修正 昭和62年 2月26日

(消防団の編制替に伴う部分は、昭和62年4月1日から施行)

修正 昭和63年 3月28日

(消防団の編制替に伴う部分は、昭和63年4月1日から施行)

全文修正 平成 元年 3月23日

修正 平成 2年 3月29日

修正 平成 3年 3月22日

修正 平成 4年 3月26日

修正 平成 5年 3月 23日

修正 平成 7年 2月 7日

修正 平成11年 3月 23日

修正 平成17年 2月 24日

修正 平成18年 3月 17日

(組織名等の修正箇所の取扱いについては、平成18年4月1日から施行)

全文修正 平成21年 3月 31日

(風水害対策編・震災対策編 2編の構成)

修正 平成26年 3月 24日

第 1 章 総 則

第 1 節 計画作成の趣旨等

1 計画の目的

この計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、町、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、町の地域における災害予防、応急対策及び災害復旧、復興を実施することにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

2 計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき出雲崎町防災会議が策定する出雲崎町地域防災計画のうち次に掲げる風水害等に関する計画であり、町の地域における風水害等の対策に関し、町の処理すべき事務又は業務を中心として、地域内の防災関係各機関の協力を含めた総合的かつ基本的な性格を有するものである。

ア 風水害（暴風、竜巻、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による災害）

イ 雪害

ウ 林野火災

なお、出雲崎町地域防災計画は、本編の「風水害対策編」並びに別冊の「震災対策編」、「原子力災害対策編」及び「資料編」で構成し、この計画に定めのない事項は、新潟県地域防災計画に準ずる。

3 関連計画との整合

この計画は、町の地域に係る災害対策に関する総合的かつ基本的な性格を有するもので、指定行政機関の長又は指定公共機関が作成する「防災業務計画」や「新潟県地域防災計画風水害対策編」等の他の計画との整合を図るものとする。

また、国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）や水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「出雲崎町水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

4 計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

したがって、各防災関係機関は、毎年防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに、計画の修正案を防災会議に提出する。

5 計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づきより具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧復興対策の推進体制を整える。

6 複合災害への配慮

(1) 複合災害への備えの充実

町及び防災関係機関等は、複合災害の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

(2) 要員・資機材投入の対応計画の整備

町及び防災関係機関等は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(3) 複合災害を想定した訓練

町及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

また、本編に定めのない複合災害時の対策は、「震災対策編」及び「原子力災害対策編」の定めることによる。

7 用語の定義

この計画における主な用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他特に配慮を要する者をいう（災害対策基本法第8条第2項関係）。

(2) 避難行動要支援者

要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう（災害対策基本法第49条の10関係）。

(3) 地区防災計画

出雲崎町防災会議が、町内の一定の地区内の居住者及び当該地区の事業所（以下「地区居住者等」という。）からの提案を受け、必要に応じて定めるものであり、地区居住者等が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画をいう（災害対策基本法第42条第3項及び第42条の2関係）。

(4) 避難場所

災害の危険が切迫した場合における町民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設をいう。

(5) 指定緊急避難場所

避難場所のうち町が指定したもの（災害対策基本法第49条の4から第49条の6まで及び第49条の8関係）。

(6) 避難所

避難のための立退きを行った居住者等を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した町民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。

(7) 指定避難所

避難所のうち町が指定したもの（災害対策基本法第49条の7及び第49条の8関係）。

(8) 罹災証明書

災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したもの（災害対策基本法第90条の2関係）。

(9) 被災者台帳

被災者の援護を実施するための基礎とする台帳をいう（災害対策基本法第90条の3関係）。

第2節 町民及び防災関係機関等の責務 と処理すべき事務又は業務の大綱

1 基本理念

(1) 自助・共助・公助の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本町の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる。

災害対策の実施に当たって町民、地域、行政（防災関係機関）は、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図る。併せて、町、県を中心に、町民一人一人が自ら行う防災活動を促進するとともに、地域の防災力向上のために自主防災組織や事業者等が連携して行う防災活動を促進するために必要に応じて、地区防災計画を定める等、町民、地域、行政（防災関係機関）等が一体となって最善の対策をとる。

本計画においては、自助、共助、公助の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧復興のための活動が円滑に実施できるよう体制構築を目指す。

(2) 要配慮者への配慮と男女両性の視点に立った対策

ア 各業務の計画及び実施に当たっては、要配慮者の安全確保対策に十分配慮する。

また、在日・訪日外国人が増加していることから、在日・訪日外国人の円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。本計画では、第2章及び第3章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ 計画の策定及び実施に当たっては、男女両性がこれに参画し、両性の視点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

(3) 複合災害への配慮

積雪期に発生する風水害は、雪崩や排雪による河道閉塞に伴う洪水、融雪洪水、暴風雪による建物・施設の被害、冬季風浪による海岸決壊や高潮災害など比較的にながいが、本町の自然条件に鑑み、積雪期などの複合災害に備えた対策を、各業務においてあらかじめ考慮する。本計画では、関係節において具体的な対応策を示す。

2 町民等及び防災関係機関の責務

(1) 町民・事業所等

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、町民等はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、町、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行うものとする。

(2) 町及び消防本部

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに町民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び町民等の協力を得て防災活動を実施する。

(3) 県

市町村を包含する広域的な地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び県民の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

(4) 指定地方行政機関

大規模災害から町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

(5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

(6) その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

3 各機関の事務又は業務の大綱

町及び町内の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて町の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害時に処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
出雲崎町	1 出雲崎町防災会議に関すること 2 管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること 3 災害予警報等情報伝達に関すること 4 被災状況に関する情報収集に関すること 5 災害広報及び避難準備情報、避難の勧告、指示に関すること 6 被災者の救助に関すること 7 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災

	<p>者の救助に関すること</p> <p>8 災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること</p> <p>9 消防活動及び浸水対策活動に関すること</p> <p>10 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること</p> <p>11 被災要配慮者に対する相談、援護に関すること</p> <p>12 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること</p> <p>13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること</p> <p>14 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること</p> <p>15 水道等公営事業の災害対策に関すること</p>
柏崎市消防本部	<p>1 火災予防、災害防止対策及び指導に関すること</p> <p>2 消防活動及び浸水対策活動に関すること</p> <p>3 災害時における消火、救助及び救急活動に関すること</p>
長岡市 【長岡市鳥越クリーンセンター】	<p>1 し尿処理施設、ごみ処理施設及び最終処分場の災害対策、被害調査及び応急復旧に関すること</p>
長岡市 【長岡市与板無憂苑斎場】	<p>1 火葬場の災害対策、被害調査及び応急復旧に関すること</p>
新潟県	<p>1 新潟県防災会議に関すること</p> <p>2 市町村及び指定公共機関、指定地方公共機関の防災事務または業務の実施についての総合調整に関すること</p> <p>3 災害予警報等情報伝達に関すること</p> <p>4 被災状況に関する情報収集に関すること</p> <p>5 災害広報に関すること</p> <p>6 避難の勧告、指示の助言等に関すること</p> <p>7 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること</p> <p>8 災害救助法に基づく被災者の救助に関すること</p> <p>9 災害時の防疫その他保健衛生の応急措置に関すること</p> <p>10 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関すること</p> <p>11 被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること</p> <p>12 要配慮者に対する相談、援護に関すること</p> <p>13 公共土木施設、農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること</p> <p>14 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に</p>

		<p>関すること</p> <p>15 緊急通行車両の確認に関すること</p> <p>16 消防、浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること</p> <p>17 自衛隊の災害派遣要請に関すること</p> <p>18 他の都道府県に対する応援要請に関すること</p>
新潟県警察本部 (与板警察署)		<p>1 避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること</p> <p>2 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急交通路の確保に関すること</p> <p>3 行方不明者の捜索及び死体の検視に関すること</p> <p>4 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること</p>
指定地方 行政機関	北陸農政局新潟農政事務所	<p>1 災害時における応急食糧の緊急引渡しに関すること</p>
	第九管区海上保安本部	<p>1 海難救助、海上交通安全の確保及び海上における治安の維持並びに災害時における海上の救済援助及び通信の確保に関すること</p> <p>2 船舶等への津波警報等の伝達に関すること</p>
	東京管区气象台 (新潟地方气象台)	<p>1 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること</p> <p>2 気象業務に必要な観測体制の充実を図るとともに、予報、通信等の施設及び設備の整備に関すること</p> <p>3 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災機関への伝達、これらの機関や報道機関を通じた町民への周知に関すること</p> <p>4 気象庁が発表する緊急地震速報（警報、震度6弱以上は特別警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に関すること</p> <p>5 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力に関すること</p> <p>6 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、町に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること</p> <p>7 町、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努めること</p>

	信越総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における通信・放送の確保に関すること 2 災害時における非常通信に関すること 3 非常災害時における臨時災害放送局の臨機の措置に関すること 4 通信機器及び移動電源車の貸出に関すること
	長岡労働基準監督署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における産業安全の確保に関すること
	北陸地方整備局長岡国道事務所柏崎維持出張所	<ol style="list-style-type: none"> 1 国道の維持修繕及び災害復旧に関すること 2 国道の除雪及び交通の確保に関すること 3 大規模自然災害が発生した場合における、被害の拡大を防ぐための緊急対応等の支援に関すること
陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊		<ol style="list-style-type: none"> 1 防災関係資料の事前収集と災害派遣準備体制の確立に関すること 2 災害発生時の県の情報収集活動への協力に関すること 3 災害出動要請又は出動命令に基づく人命救助を最優先とした応急援護活動の実施に関すること
指定公共 機関	東日本旅客鉄道(株)新潟支社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること
	東日本電信電話(株) (株)NTTドコモ KDDI(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び防災管理に関すること 2 災害時の緊急通話の確保及び気象情報等の伝達に関すること
	日本赤十字社出雲崎町分区	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護に関すること 2 救援物資の配分に関すること 3 災害義援金の募集、受付及び配分に関すること 4 労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること
	日本放送協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 津波予警報、気象警報等の放送に関すること 2 災害時における広報活動に関すること
	東北電力(株)柏崎営業所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時にける電力供給の確保に関すること 2 電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること
	日本通運(株)長岡支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること
	日本郵便(株)出雲崎郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における郵便業務の確保、郵便事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること
指定地方 公共機関	蒲原瓦斯(株)出雲崎営業所 新潟県LPガス協会長岡支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス施設等の防災管理に関すること 2 災害時におけるガスの安定的供給に関すること
	北越後観光バス(株)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における陸路による緊急輸送の確保に関するこ

		と
	(株)新潟放送 (株)新潟総合テレビ (株)テレビ新潟放送網 (株)新潟テレビ21 (株)エフエムラジオ新潟 新潟県民エフエム放送 (株) 長岡移動電話システム (株)	1 津波警報、気象警報等の放送に関する事 2 災害時における広報活動に関する事
	(株)新潟日報社柏崎支局	1 災害時における広報活動に関する事
その他の 公共的団 体及び防 災上重要 な施設の 管理者	越後さんとう農業協同 組合 新潟漁業協同組合出雲 崎支所 中越よつば森林組合	1 共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関する事 2 被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関する事 と 3 災害時における緊急物資の調達及び緊急輸送に関する こと
	出雲崎町商工会	1 災害時における物価安定についての協力に関する事 2 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせ んに関する事
	一般医院	1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する こと 2 災害時における負傷者等の医療救護に関する事
	小・中学校及び高等学校	1 災害時における児童・生徒の安全措置に関する事
	保育所	1 災害時における幼児の安全措置に関する事
	特別養護老人ホーム	1 災害時における入所者の安全措置に関する事
	危険物関係施設の管理 者	1 災害時における危険物の保安措置に関する事
	一般建設業者	1 災害時における応急復旧の協力に関する事
	出雲崎町日本赤十字奉 仕団	1 災害時における医療救護等の協力に関する事
	金融機関	1 被災者に対する融資又はあっせんに関する事

第3節 出雲崎町の自然条件

1 地理的概要

出雲崎町は、新潟県のほぼ中央に位置し、北部は長岡市（旧寺泊町）に東部は長岡市（旧和島村）に、南部は長岡市（旧三島町）に、西部は柏崎市（旧西山町）に接しており、約9kmに及ぶ海岸線を有し、佐渡と相對している。

位 置	東経	138度43分
	北緯	37度32分
広 ば う	東西	9.3km
	南北	10.1km
周 囲		37.7km
海岸線		8.9km
面 積		44.38km ²

2 地形と地質

(1) 地 形

地形は海岸部と内陸部に大別でき、町内を2条の小山脈が南北に走り中央部の平地を中心として西側及び東側は低い丘陵地帯で、これらより幾多の支脈を出し、この間に狭長な耕地が点在し、その周辺に集落が点在している。

海岸部は、日本海に面し背後は海拔50m前後の小山脈が迫り、带状で、住家のほとんどがこの小山脈を背後に抱え、耕地は主としてこの山腹にある。

町内を流れる主な中小河川は、水源を小木之城山脈の稜線から発したものや小山脈から発したもの、または自然の湧き水を水源としており、これらの中小河川から農業用水に灌漑し、反復利用している。

(2) 地 質

海岸線に沿って北から西山層、寺泊層、椎谷層が南に分布し、尼瀬地区の寺泊層は地すべり防止区域となっている。

比較的平地に分布している小国層、沖積層は、本町の稲作地帯の中心をなしている。

小木之城山脈に分布する灰爪層にも地すべり防止区域があり軟弱な土質が多く分布している。

土壌は島崎川流域の北部水田に細粒強グライ土層が分布しており排水不良田が多い。

3 気候・気象

出雲崎町の気象は、日本海型気候で、春秋は晴天の日が多く温暖である。梅雨期から8月にかけて時には集中豪雨に見舞われ災害をもたらすことがある。冬季は冬型の気圧配置となって北西の季節風が海岸部で強く、内陸部にはいるにしたがって弱くなる。積雪は比較的少ない。

第 4 節 出雲崎町の社会的条件

1 人口

出雲崎町の平成 22 年の国勢調査による人口は 4,907 人（1,665 世帯）で前回調査（平成 17 年）の 5,338 人（1,715 世帯）から約 9%の人口が減少している。

2 土地

出雲崎町の総面積は 44.38 km²で、このうち山林が約 67%を占めている。農用地面積が約 5.5 km²、宅地としての利用は約 1.2 km²、その他約 8.0 km²となっている。

今後も町の振興開発、民間等による開発も予想され、防災面との整合を図った開発が求められるものである。

3 産業

本町の産業は、第一次産業を基軸とした中で行われてきたが、近年第一次産業が減少し、第三次産業が増加している。

第一次産業の中心は農業と漁業であり、農業では稲作が主体で第二種兼業農家がほとんどを占め、漁業は県内有数の海産物の供給基地として名声は高く、捕る漁業はもちろんのこと育てる漁業にも積極的に取り組んでいるがいずれも経営者の高齢化が進み、後継者の確保が課題となっている。

第二次産業は、既存企業の育成、優良企業の誘致に積極的に取り組み、特に若者の町への定住を促すよう努める必要がある。

第三次産業は、一部を除いて事業規模が小さい。

今後は観光を軸とした第一次産業、第二次産業ともタイアップした産業の振興にも取り組む必要があると思われる。

4 交通

高速交通体系が整備され、上越新幹線及び関越自動車道の開通に伴い、首都圏へは日帰りができ、北陸自動車道の開通により関西圏とも短時間で結ばれた。

本町の交通環境をみると国道 3 路線、県道 4 路線があり、国道 116 号は北陸自動車道西山インターへの乗り入れ路線として主要路線である。国道 352 号は出雲崎町を中心に柏崎市と長岡市方面を結ぶとともに日本海側と関東圏をも結ぶ動脈的道路である。国道 402 号は柏崎市と県都新潟市を結ぶ路線であり、日本海側縦貫無雪道としての役割が大きい。

JR 越後線は、柏崎市と新潟市を結ぶ日本海側縦貫鉄道として利用されている。

第5節 出雲崎町の既往の主な災害

1 既往の主な災害

災害の種類は、その発生原因により豪雨、豪雪、台風、地震、大規模な火災等に大別できる。

過去において、本町の被った主な災害は次表のとおりである。

発生年月日	種別	名称	被害状況
S36. 8. 5	豪雨（水害）	8. 5 水害	死者 13 人、重軽傷者 43 人、住家全壊 134 戸
S36. 8. 20	豪雨（水害）	8. 20 水害	（被災世帯員数 420 人）、半壊 115 戸（被災世帯員数 460 人）、一部小破 66 戸（被災世帯員数 326 人）、床上浸水 568 戸（被災世帯員数 921 人）、非住家全壊 105 戸、半壊 66 戸、小破 26 戸、耕地畑地埋没 30ha ほか 被害総額 8 億円
S36. 9. 16	台風	第二室戸台風	死者 4 人、負傷 27 人、住家全壊 65 戸、半壊 875 戸、大小破 1, 122 戸ほか 被害総額 7 億 6, 473 万円
S44. 2. 11	火災	鳴滝町	全焼 4 戸、部分焼 3 戸
S51. 7. 13	火災	石井町	全焼 6 戸、半焼 1 戸、負傷 2 名
S51. 8. 14	豪雨（水害）	8. 14 水害	全壊流出 2 戸、床上浸水 1 戸、床下浸水 33 戸 田冠水 51ha、田浸水 150ha
S53. 6. 26	豪雨（水害）	6. 26 水害	住家一部破損 10 戸、床上浸水 4 戸、床下浸水 39 戸、田冠水 114ha
S56. 5. 19	火災	羽黒町	全焼 3 戸、半焼 1 戸、死者 1 名
S63. 7. 9～ 7. 10	豪雨（水害）	7/9～7/10 梅雨前線豪雨	住家一部破損 13 戸、床下浸水 10 戸、田冠水 32ha、被害総額 5 億円
H 元. 10. 20	火災	尼瀬	全焼 2 戸、半焼 1 戸、部分焼 4 戸
H7. 7. 16～ 7. 17	豪雨（水害）	7. 11 水害	住家一部破損 1 戸、床下浸水 9 戸、田冠水 106 ha ほか 被害総額 3 億 2 千万円
H7. 8. 10～ 8. 11	豪雨（水害）	8. 10 水害	住家一部破損 1 戸、床上浸水 1 戸、床下浸水 26 戸、田冠水 65ha ほか 被害総額 6 億 2 千万円
H13. 6. 22	火災	尼瀬	全焼 4 戸、部分焼 5 戸
H16. 7. 13	豪雨（水害）	7. 13 水害	死者 1 人、住家全壊 4 戸、一部破損 28 戸、床上浸水 5 戸、床下浸水 45 戸、田埋没 30ha・冠水 33ha ほか 被害総額 29 億 5 千万円
H16. 10. 23	地震	新潟県中越地震	重傷 1 人、住家半壊 7 戸、住家一部破損 100

			戸ほか 被害総額 18 億 9 千万円
H19. 7. 16	地震	新潟県中越沖地震	重傷 2 人、軽傷 8 人、住家全壊 17 戸、住家半壊 131 戸、住家一部破損 1, 377 戸ほか 被害総額約 25 億 1 千万円
H20. 9. 9	火災	大門	全焼 2 戸、部分焼 2 戸、死者 1 名

第2章 災害予防

第1節 防災教育計画

【実施担当】全部署

1 計画の方針

(1) 基本方針

学校教育、社会教育、職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図るため、地域防災力の基盤となる町民、事業所の「自助」、「共助」を促進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

在宅要配慮者の安全を確保するため、要配慮者本人又は保護責任者への防災知識の普及、地域住民等への知識の普及、啓発活動を推進する。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

災害による被害を軽減するためには、災害の教訓を学び、町民一人ひとりが、緊急時に主体的に行動を起こせるよう、災害時にとるべき行動を知識として身につけておくとともに、平時における備えを万全とするよう防災に関する教育、啓発活動の推進に努める。

ア 町や県が配布する災害に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読

イ 防災に関する訓練、講演会、学習会等への積極的な参加

ウ 次世代への災害被災経験の伝承

エ 各家庭での事前対策及び災害発生時の行動に関する話し合い

(ア) 3日分の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄

(イ) 非常持ち出し品の準備（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）

(ウ) 家具等の転倒防止対策の実施

(エ) 注意報、警報、緊急地震速報などの発表時及び災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の学習

(オ) 災害時の家族間の連絡先、連絡方法、避難場所等の事前の取り決め

(2) 地域の役割

集落・町内や自主防災組織による地域の防災に関する学習の推進及び地元の災害危険箇所の把握・点検・確認に努める。

(3) 事業所の役割

災害時の事業所の果たす役割を十分認識し、各事業所において災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどの防災活動の推進に努めるとともに、災害時にも事業が継続できるよう検討する。

3 町の役割

県、消防関係者、学校、福祉関係者、事業所、NPO、町民、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

(1) 町民等に対する防災知識の普及

災害発生時には、救出、救助をはじめとして、応急救護、避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらの全ての面において行政が対応することは極めて困難であり、住民自らの「自分の身は自分で守る。」という意識と行動が肝要であり、町は、組織的かつ計画的な防災訓練や啓発パンフレット、避難所地図等の配布等により防災知識の普及に努めるものとする。

また、町民等はこれらの訓練に積極的に参加し、災害時に備えるものとする。

なお、町及び防災関係機関は、町民等の防災意識の向上のため、次の啓発を行うものとする。

ア 災害に備えた普段の心得

イ 災害時の心得

ウ 避難場所等の周知

エ ハザードマップ等による災害危険個所の周知

オ 要配慮者に対する啓蒙

(2) 社会教育における普及・啓発

公民館を始めとする社会教育機関が実施する教室・講座等の社会教育事業の一環として、防災上必要な知識の普及・啓発に努める。

(3) 災害教訓の伝承

災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集、保存、公開等により、町民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(4) 町職員の防災教育

災害時に各課が所掌する災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、町職員を対象に次の防災教育を推進する。

ア 災害に関する基礎知識の習得

イ 災害時における個人の具体的役割と行動

ウ 町内の災害危険箇所の把握

エ 過去の主な被害事例の把握

オ 情報等の収集伝達方法の習得

(5) 消防団員の防災教育・研修

消防学校等における消防団員の防災教育・研修を推進する。

4 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、災害時の対応の基礎知識、応急対策や各機関独自の防災対応等の教育に努めるものとし、町が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

5 学校及び保育所における防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

学校及び保育所においては、児童生徒等に災害発生時に起こる危険について理解させ、安全な行動をとれるようにすることが重要である。このため、発達段階（保育所、小学校低学年・中学年・高学年、中学校及び高等学校）に応じ、安全教育の一つとしてホームルームや学校行事等を通じ災害時の対応について理解を深めるよう指導するものとする。

(2) 教職員に対する防災教育

学校管理者は、教職員に対し、防災に対する心構えや災害時に適切に対応できるよう、情報伝達、児童生徒の避難・誘導等災害時の対応要領を作成し、周知、徹底するものとする。

(3) 防災訓練における留意点

防災訓練に当たっては、学校生活の様々な状況を想定し実施するとともに、放送設備等の点検も含め実施するものとする。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、付近住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品あるいは毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、関係法令、保安規程等災害時の応急対策について職員に周知、徹底を図るとともに施設の特性をチラシ等により町民等へ周知し災害発生時に備えるものとする。

(2) 医院、福祉施設等における防災教育

医院や福祉施設は、病人、けが人、老人、障害者等の災害発生時に自力で避難することが通常の人に比べ困難な人が多く利用していることから、施設の管理者は、平常時から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し、避難誘導訓練等十分な防災教育を行い、さらには付近住民からの避難時の協力が得られるよう連携の強化に努めるものとする。

(3) 旅館等における防災教育

旅館等においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し、消防設備、避難誘導、救出、救護に重点をおいた教育を実施するものとし、また、宿泊客に対しても避難路等災害時の対応方法を明示するものとする。

(4) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう職員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応が取れるよう避難路等の表示を行うものとする。

7 県の役割

(1) 県立学校における防災教育の推進

生徒等の教育目的に応じ、学校教育全体を通じて防災教育を行う。

- (2) 社会教育における防災学習の推進
社会教育施設において防災広報を実施する。

第2節 防災訓練計画

【実施担当】総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

町民、防災関係機関それぞれが、日常及び災害発生時において「自らが何をすべきか」を考え、災害に対して十分な準備を講じることができるよう、防災に関する意識の高揚と知識の向上を図るため、実践的な防災訓練を実施する。

ア 訓練実施において最も重要となる状況及び被害想定並びに応急対策として講ずるべき事項をより実践的に作成し、訓練進行上からの必要性に捕らわれたり見せることのみを目的としたりすることのないように訓練を実施する。

イ 訓練の準備段階では、町民、関係機関それぞれの役割を確認し、防災組織体制における問題点等の抽出発見に努め、防災組織体制の実効性を検証する。

ウ 訓練終了後には、参加者の意見交換等を通じ、訓練の客観的な分析、評価を行い、反省点を踏まえた上で、次年度の実施に反映していく。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全確保を図るには、要配慮者自身及び介護者が防災知識を持つとともに、震災時においては地域住民への要配慮者への協力が不可欠であることから、震災時における相互協力の認識が必要である。

このため、要配慮者、介護者向けのパンフレット、チラシ等の発行により防災知識の普及に努める。

(3) 複合災害を想定した訓練

町及び防災関係機関等は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実働訓練の実施に努める。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

災害発生時において、まず必要とされる「自助」による取り組みを町民一人ひとりが、冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。そのため、町や町内会などが行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網をあらかじめ把握しておく。

(2) 地域の役割

災害発生時において、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など「共助」の取り組みが地域にとって重要である。このため、自主防災組織、ボランティア団体が協力して、地域としての防災力を高める活動を実践する。

(3) 事業所、学校等の役割

事業所、学校などは初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織である。また、大規模災害時には指定避難所とは別に避難者が集合し、避難する避難場所のような機能が求められる場合や、一時的な地域活動の拠点となることも想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備をする。

3 町の役割

(1) 防災訓練及び総合防災訓練

災害時における対応能力の向上と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るとともに、町民自らの「自分の身は自分で守る」という行動力と、地震に対する知識の向上のため、町民参加による防災訓練を原則年1回以上計画し実施する。また、ボランティア団体等との可能な連携を図ることとする。

(2) 防災訓練内容

ア 総合防災訓練

町が、災害発生時の防災活動を円滑に行うため、防災関係機関をはじめ、町民、自主防災組織、ボランティア団体等が幅広く参加する防災訓練

イ 職員招集訓練

勤務時間外の災害発生時における職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するため、職員が非常参集する訓練

ウ 職員の災害対策本部設置訓練

災害発生時における指揮命令系統を迅速に確立して応急対策を実施するために災害対策本部を設置し運営する訓練（実動訓練・図上訓練）

エ 職員の緊急通信訓練

災害発生時に防災行政無線を使用し迅速かつ的確な情報伝達を行う訓練

4 防災関係機関の役割

防災に係わる関係機関は多岐にわたっていることから、防災体制の実効性を確認・検証し、多くの関係職員に防災業務を習得させるためには、地震発生時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有な防災対応等の教育に努めるとともに、町又は県が実施する防災訓練に積極的に参加するほか、各機関が定めた計画に基づいて、常日頃から実践的な防災訓練を実施するものとする。

第3節 自主防災組織育成計画

【実施担当】 総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害時には、公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要である。

このため、町は、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織及び事業所等における自衛防災組織の育成整備に努めるものとする。

(2) 育成の方針

自主防災組織の育成にあたっては、既存の町内会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次の方法により組織づくりを推進する。

ア 町内会活動に防災活動を組み入れる。

イ それぞれの地域で活動している組織に防災活動を組み入れる。

ウ 災害危険度の高い次のような地区に重点をおき、推進を図るものとする。

(ア) 高潮・高波発生時に災害の発生が予想される地域

(イ) 木造家屋の集中している地域

(ウ) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(エ) 消防水利、道路事情により消防活動が困難な地域

(3) 規模

自主防災組織は、次の事項に留意して住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位として育成を図るものとする。

ア 住民が連帯意識に基づき、防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有する地域であること。

2 町民の役割

(1) 「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行うものとする。

ア 平常時の活動

(ア) 情報の収集伝達体制の整備

(イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施

(ウ) 防災用資機材等の整備及び管理

(エ) 要配慮者に係る情報収集・共有

イ 災害時の活動

(ア) 初期消火の実施

- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集
- (ウ) 救出救護の実施及び協力
- (エ) 地域住民に対する避難誘導
- (オ) 避難行動要支援者の避難支援
- (カ) 給食・給水及び救助物資等の配分

3 町の役割

(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

町民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、県の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

(2) 組織育成のための支援

町内会単位で組織する自主防災組織に対する指導、助言を行い組織作りの推進を図るとともに、大規模災害時の地域連携を図るための支援を行う。

(3) 自主防災組織の活動計画策定支援

前記2の(2)に定める自主防災組織の活動内容を実行力あるものとするため、町の防災計画に沿った活動計画を策定するための指導、助言を行う。

(4) 訓練の支援

自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識、技術の習得を支援する。

(5) 自主防災リーダーの養成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが大きいことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介、防災士の育成などを通じ、自主防災リーダーを養成する。

4 県の役割

自主防災組織育成整備活動に積極的に協力し、防災資機材整備の町への支援、研修会等の開催、県の広報紙による普及啓発などにより自主防災組織の充実を図る。

第4節 防災まちづくり計画

【実施担当】総務部・建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

国、県等の関係各機関との密接な連携協力と総合計画等に基づき、防災観点からの防災上危険な箇所の改善、被災拡大の緩衝となる緑化推進と緑地保全など、防災対策の徹底及び災害に強い公共施設の見直しと整備などを進め、総合的な災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が安全、円滑に移動できることは重要であり、避難地や避難路等を含めた各施設について、あらゆる人にやさしく、誰もが安全、安心して暮らせるまちづくりのためにバリアフリー、ユニバーサルデザイン化を推進する。

(3) 降雪期での対応

災害時に避難所等になる公共施設等においては積雪寒冷期に十分に機能が果たせるよう既存施設の見直しを進めるとともに、新規の計画、整備にあたっては、積雪寒冷期に十分対応できる構造及び設備等を備えた整備を推進する。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

個々の建築物が防災性を有していることが重要であり、住宅等の防災化に努める。

また、防災性の向上には、町民、自らで防災意識の合意を形成し、相互に協力しながら防災まちづくりの取り組みに努める。

ア 地域の防災課題等について日頃から把握に努める。

イ 町民アイデアによる防災訓練の実施、参加など、防災まちづくりに努める。

(2) 地域の役割

町民合意、相互協力により、その地域にふさわしい防災ルールづくりや地域施設等の防災計画づくりなど、地域単位での防災まちづくりに努める。

(3) 事業所等の役割

地域を形成する一員として、防災、災害発生時には一体となって行動できるような社内体制づくりに努める。

3 町の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強く安全性の高いまちづくりを進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりが重要である。このため、総合計画等、防災まちづくりに関する各種計画に基づき、防災まちづくりを計画的に推進する

(2) 防災上危険な箇所の改善

ア 低地における浸水対策等の推進

国、県の協力を得て、河川等の雨水対策施設の一体的、総合的な整備等により浸水、治水対策、また、ハザードマップの作成等ハード・ソフトを組み合わせた効果的な施策を推進する。

イ 土砂災害危険箇所への防災施設整備の推進

国、県の協力を得て、土砂災害危険区域等における土砂災害防止施設の整備や土砂災害に対する避難に必要な計器の設置等、総合的な土砂災害防止対策の整備を推進する。

(3) 災害に強い公共施設の整備

風水害から守るため、幹線道路、公園、河川、水路、下水道、土砂災害防止施設等を国・県と密接に連携し計画的な整備を推進する。

ア 緊急輸送ネットワークの形成

国・県の関係各機関と一体となった災害時の応急対策行動を円滑に行うため、道路網を中心とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を図る。

イ 避難路等ネットワークの形成

ハザードマップ等を活用し、避難路、避難地のネットワークを形成する。

ウ 避難地の整備

災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備では、災害の拡大防止や安全な避難地、避難経路等のオープンスペースとしての機能を確保した計画を推進する。

4 国の役割

災害に強く安全性の高いまちづくりを推進するため、県及び町の協力を得て総合的なまちづくり施策を展開する。

第5節 集落孤立対策計画

【実施担当】総務部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

海岸地域、中山間地域など、土砂崩れや津波による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制、移動手段及び受け入れ先を確保する。

(3) 降雪期の対応

雪崩等による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、指定避難所の収容人員及び、暖房、調理用熱源、燃料の確保に特に配慮する。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

孤立予想集落の町民は食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄する。

(2) 地域の役割

災害発生時に、町民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、町への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を町民自らが行うため、自主防災組織による防災訓練等を実施する。

(3) 事業所の役割

孤立が予想される集落の事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織と協議する。

3 町の役割

(1) 孤立予想集落の把握

被災に伴う交通遮断によって孤立する可能性のある集落を事前に把握する。

(2) 通信の確保

孤立予想集落の災害による有線通信の途絶に備え、集落が孤立状態でも通信が確保されるよう、防災行政無線の通話用遠隔制御装置（同報系）等の非常用の通信手段を確保する。

(3) 資機材（電源・水源・熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置

避難所予定施設の電源、調理用熱源等の整備、必要物資の事前配置等を行う。

(4) 地域住民による自主防災組織の整備

地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかける。

(5) 集落内のヘリポート適地の指定

学校等のグラウンドが指定場所となっているが、状況によっては、集落内の河川敷、田畑等を確保する。

なお、冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪して確保する。

4 県の役割

(1) 孤立可能性の把握と防止対策の実施

ア 迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。

イ 被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、町との役割分担を考慮し、災害防除事業を活用して災害に強い道路整備を行う。

(2) 孤立予想集落の資機材整備に対する支援

国の補助制度の活用や県単独の補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。

(3) ヘリコプター運用

ヘリコプターによる町民の救出、物資の補給方法等について、町とあらかじめ協議するとともに必要に応じて訓練を行う。

第6節 建築物等災害予防計画

【実施担当】全部署

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害による建築物の被害を防止するため、防災上重要な建築物及び一般建築物の災害予防対策を推進する。

ア 防災上重要な建築物の防災対策を計画的に推進し、事業者等が設置、管理する建築物については、防災対策の指導、助言を行う体制づくりを推進する。

イ 一般建築物の安全確保対策については、所有者や管理者等に防災対策の指導、助言等を行う。

ウ 老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(2) 要配慮者対策

ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設、設備の整備を計画的に推進する。

イ 要配慮者の収容施設や、利用施設、要配慮者の居住する住宅等においては、浸水時等における安全に配慮した建築物の整備を行うとともに、避難や救助の必要な対策を推進する。

(3) 降雪期対策

防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するため、施設整備の充実を推進する。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

住宅等の建築物の維持と保全に努めるとともに、県や町の指導や助言を受けて安全性の向上に努める。

(2) 地域の役割

地域内で著しく劣化している建築物や、落下物の発生する恐れのある建築物等を把握するとともに、当該建築物の所有者や管理者等に安全性の向上の助言などに努める。

自主防災組織の活動を通じて、地域内の建築物や構造物の点検調査を実施し、行政機関への報告や地域内への周知に努める。

(3) 事業所・学校・病院・社会福祉施設等の役割

ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に基づき、必要な措置を計画的に進め、施設機能の適正な維持、保全に努める。

イ 建築物の維持と保全に努めるとともに、県や町の指導や助言を受けて安全性の向上に努める。

3 町の役割

- (1) 災害時の避難場所あるいは復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。
 - ア 防災上重要な公共建築物等。
 - (ア) 災害警戒本部及び対策本部が設置される施設（町庁舎等）
 - (イ) 医療救護活動の施設（医院等）
 - (ウ) 応急対策活動の施設（町庁舎等）
 - (エ) 避難収容の施設（学校・体育館等）
 - (オ) 社会福祉施設等（養護老人ホーム等）
 - イ 防災上重要な公共建築物等の防災対策。
 - (ア) 建築物及び建造物の安全確保では、法令で定める技術基準に基づき、災害に強い施設づくりを計画的に推進する。
 - (イ) 防災設備等の整備では計画的に整備し、防災機能の強化を推進する。
 - ウ 施設の維持管理では、台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を計画的に実施、推進する。
- (2) 一般建築物の安全確保の対策を推進する。
 - ア 不特定多数が使用する建築物の安全確保については、必要により防災査察を行い、その結果について指導、助言を行う。
 - イ 著しく劣化している建築物の安全確保については、防災パトロール等を利用し、防災措置の指導、助言を行う。
 - ウ 落下物等による災害防止については、窓、戸及び看板類等の落下物や断線などによる災害防止のための安全確保の指導、助言を行う。
 - エ 低地における建築物の防災対策については、床上浸水等の防止するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保や防水板等の設置の指導、助言を行う
 - オ がけ地等における安全立地については、建築基準法に基づき、危険区域内の建築や宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導、助言を行い、区域内の既存不適格建築物については移転等の必要措置を促進する。

4 県の役割

県が設置、管理する建築物について防災対策を推進するとともに、建築物の防災対策等に関する技術、体制づくりを行い、国県補助事業の拡充を図り、普及啓発を促進する。また、町及び町民等に防災のため指導、助言を行う。

第7節 気象等防災観測体制の整備

【実施担当】総務部・建設部

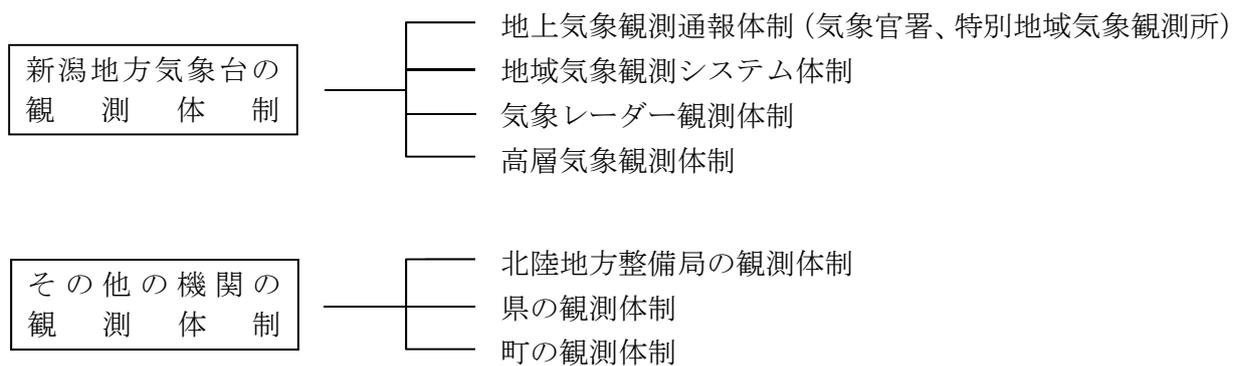
1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 新潟地方気象台は、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上をはかり、適時適切に提供するために、観測、監視体制の強化を図る。

イ その他の防災関係機関は、気象観測体制の強化及び観測データの精度維持を図るとともに相互の通報連絡体制等を整備する。

(2) 観測の体系



2 新潟地方気象台の観測体制

(1) 地上気象観測体制（気象官署、特別地域気象観測所）

全国の気象官署や測候所で行う最も基本的な観測として、気圧、気温、風等の測器観測と、雲、視程等の目視観測を実施している。

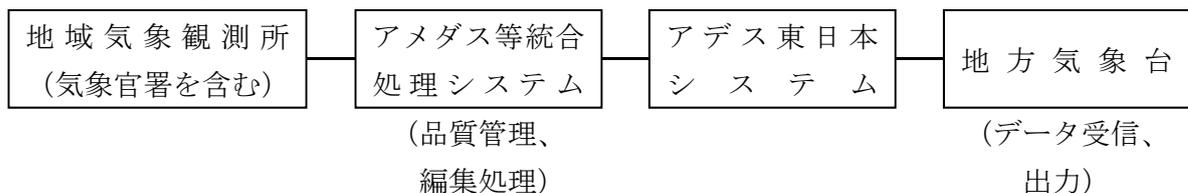
気象台では、目視により観測する要素を除いて、地上気象観測装置を用いて、自動的に観測を行っている。

特別地域気象観測所では、地上気象観測装置を用いて、自動的に観測を行っている。

(2) 地域気象観測通報システム（アメダス）体制

全国約1,300か所に展開している地域気象観測所の観測データ（気象官署の一部のデータを含む）を定時集信し、各地方気象台に配信している。

ア システム概要



イ 観測所の種別

観測所の種類	観測装置	観測通報データ	集信時刻
地上気象観測	地上気象観測装置	降水量、気温、風向、風速、	1分間隔
地域気象観測	有線ロボット気象計	日照	10分間隔
	有線ロボット積雪深計	積雪深（主に多雪地方のみ）	
地域雨量観測	有線ロボット雨量計	降水量	
	有線ロボット積雪深計	積雪深（主に多雪地方のみ）	

(3) 気象レーダー観測体制

気象庁は、全国20か所に気象レーダーを設置している。気象レーダーは降水の三次元分布を広範囲・高分解能で瞬時に連続して観測できることから、台風や豪雨（雪）時には、降水域の範囲、強さ、移動等を把握する上で有効である。

(4) 高層気象観測体制

高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国16か所）とウィンドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国33か所に設置され地上約10kmまでの風向、風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。

(5) 観測結果の活用

気象庁では、気象レーダーの観測データ（1km格子、5分毎）を、地域気象観測システムの観測データ及び防災機関の観測データと合成して解析したレーダー・アメダス解析雨量（1km格子の1時間雨量を30分毎）を作成している。これはレーダー観測データをアメダス等で観測された雨量によって補正するもので、空間的な降水強度分布を補足・監視するために有効である。

また、レーダー観測データと降水域の移動状況から作成した降水ナウキャスト（1時間先、1km格子、10分毎）やさらに解析雨量を基に、降水短時間予報（6時間先、1km格子、30分毎）を作成し、監視に役立てると共に気象警報などの防災気象情報に応用している。

3 町の観測体制

町庁舎において気温、湿度、雨量、降雪量、積雪深等を毎日観測している。積雪期間中は、県の指定した観測地点（町庁舎）の降雪量及び積雪深を毎朝県危機管理防災課に報告しており、更に県から新潟地方気象台にデータが提供されている。

4 その他の機関の観測体制

防災関係機関が気象観測を行う場合は、国土交通省令に定める技術上の基準に従うとともに、検定を受けた測器を用いること及び観測所の設置を届け出るものとする。

(1) 北陸地方整備局の観測体制

北陸地方整備局では、国土交通省の直轄管理にかかる道路及び河川の管理及び防災上必要な地点に自動観測装置を設置し、データを通信回線で収集して監視するシステ

ムを運用している。システムは道路系と河川系に大別され、前者は雨量、気温、積雪、風向・風速、凍結検知のデータを、後者は雨量、積雪、水位・流量、水質のデータを観測しているほか、海象観測（風向・風速・波高・波向）も行っている。データは、北陸地方整備局及び国道・河川の各事務所等の監視画面に表示されるほか、集約した情報が河川・道路情報システムにより県土木部や市にも提供されている。また、雨量や河川の水位等の観測データについては、県土木部の土木防災情報システムと双方向で接続されている。なお、国所管の防災情報は、インターネットを通じて広く町民等へ配信されている。

(2) 県の観測体制

ア 公共土木施設関係

県土木部では、県の管理する道路、河川、ダム、地すべり防止区域等、施設管理及び防災上必要な地点に、自動観測装置を設置し、降雨量、積雪深、水位等を観測している。観測データは、無線や電話回線等を通じて当該地域を管轄する土木部関係地域機関に送信され、水防・除雪等の対策の実施に活用されている。また、それらのデータは県情報ハイウェイや防災行政無線により県庁まで送信され、道路情報や河川情報、土砂災害危険度情報等として、インターネットを通じて広く町民等へ配信されている。

イ 農業水利施設関係

県農地部では、大規模な農業水利施設（排水機場、農業用ダム、頭首工等）に気象観測装置を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測データは、関係機関に送信又は報告される。

5 今後の観測体制整備の方向

各機関は、自動観測装置や遠隔監視（テレメトリー）システムの導入等、観測体制の強化充実及び観測施設の耐震性や耐水性を含めた信頼性の確保に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できる情報公開システムの構築を図る。また、町民等へも各種メディアや防災無線などを利用した情報公開を図るよう努める。

第8節 道路・橋梁等の風水害対策

【実施担当】総務部・建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水、食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、町民の生活道路などその意義は極めて重要である。

上位道路を管理する関係機関や団体と連携し、風水害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保にあたる体制を整備する。

ア 道路施設の防災性の確保

(ア) 道路管理には法面や盛土等の“斜面”の強化や横断樋管等の十分な通水能力の確保など、道路施設の風水害に対する防災性を計画的に強化、維持する。

(イ) 道路管理者は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

イ 関係機関の相互連絡体制の整備

被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め相互連絡体制を整備する。

(2) 降雪期の対応

降雪期における災害時の輸送路を確保するため、国県等の関係機関とともに、積雪荷重等を勘案した除雪計画を策定するとともに、その実施にあたるものとする。

2 町の役割

日常、臨時、定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また被災時の道路機能を維持するため、整備計画の整合を図り梯子状の道路ネットワークの整備等により、代替性が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備・強化

ア 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査などに基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止など災害予防のための適切な対策を施す。

イ 排水施設等の十分な能力の確保

風水害時には道路横断樋管などの排水施設等が機能不全に陥り、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。

こうした被害を防ぐため、排水施設等には十分な通水能力を備えるとともに、日常点検等により草木や土砂を取り除くなど適切に管理する。

ウ 橋梁等重要構造物の対策

日常・臨時・定期点検等により、防災補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施す。

エ ハザードマップの活用

ハザードマップ等をもとに水害時の避難・輸送路の確保を図る。

オ 道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

(ア) 道路案内標識等の整備

風水害時の交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

(イ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

風水害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設および道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

なお、緊急輸送道路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化を行う。

(2) 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

災害情報や道路情報の収集、伝達、提供のための観測・監視機器（地震計・雨量計）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ 迅速な応急復旧体制の整備

町は、被災時に迅速かつ的確な体制がとれるよう、関係行政機関等と連絡を密にし、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機・投光器等）備蓄の体制を整備する。

また、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。

ウ 道路通行規制

異常気象時、被災時の道路通行規制に関する基準等（路線または区間毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

3 国・県の役割

それぞれが管理する道路について、日常、臨時、定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施し、災害時には町及び関係機関と協力し、迅速な応急対応ができるよう体制を整備する。

第9節 漁港施設の風水害対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

漁港施設は、他の公共土木施設とともに災害時において重要な役割を担うことから、風水害の発生に備えた防災体制を確立し、被害の軽減及び災害発生時における応急復旧等の迅速な対応を図る。

また、漁港管理者は、老朽化した漁港施設の機能保全計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2 漁業関係者の役割

漁港内において、風水害発生に備え緊急時の避難など円滑な対応が図られるよう、関係機関との協力体制及び情報・連絡系統を確立する。

3 町の役割

(1) 防災体制の確立

ア 高波、高潮等の風水害に対処するための防災体制を確立する。

イ 被害の軽減及び被災時の応急復旧等に対する迅速かつ的確な対応を図るため、平常時より関係行政機関や漁業関係者と連携を図るとともに、情報交換等の連絡体制を整備する。

4 県の役割

(1) 防災体制の確立

ア 農林水産部は、高波、高潮等の風水害に対処するための防災体制を確立する。

イ 災害防止、被災時の応急復旧等に対して迅速で的確な対応を図るため、平常時より(社)新潟県建設業協会、(一社)建設コンサルタント協会北陸支部等と協定を結び、人員及び資材の確保や情報の連絡体制を整備する。

(2) 防波堤等の整備

漁港の外郭施設は、背後地の産業施設等を台風や冬期風浪等の高波、高潮等から守る防災機能を有することから、必要に応じて防波堤等の外郭施設の計画的整備に努める。

第10節 鉄道事業者の風水害対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「各鉄道事業者」という。）は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

2 鉄道事業者の役割

(1) 施設面の災害予防

- ア 施設の保守管理
- イ 近接施設からの被害予防

(2) 体制面の整備

- ア 災害対策本部等の設置
- イ 情報伝達方法の確立

防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うための通信設備を整備する。

ウ 運転基準及び運転規制区間の設定

災害等発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、必要な訓練を実施する。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

(3) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておく。

- ア 建設機材の現況把握及び運用
- イ 技術者の現況把握及び活用
- ウ 災害時における資材の供給等

(4) 防災広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

3 町の役割

町は、あらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

4 県の役割

県は、あらかじめ連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておく。

第11節 土砂災害予防計画

【実施担当】総務部・建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

土砂災害（地すべり・がけ崩れ・土石流・山崩れ等）は、毎年降雨期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に、被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多い。本町は、山間地や急傾斜地周辺に多くの集落が散在するため、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が極めて多く存在する。

ハザードマップ等により、町民へ土砂災害危険箇所等を周知し、土砂災害警戒情報などの伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

平時から要配慮者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、自主防災組織に、ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民・事業所の役割

平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく町、警察等へ連絡する。また、土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等及び避難路や避難所について位置を把握しておくとともに、地域の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

また、土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し、自主避難、避難行動ができるよう努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

3 町の役割

(1) 町民への土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域等の事前周知

土砂災害危険箇所等をハザードマップ等により町民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても周知する。

(2) 情報伝達体制の整備

ア 町民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線を核とした体制を整備する。

ウ 土砂災害警戒情報、重大な土砂災害が想定される場合にその土地の区域及び時期を明らかにするための調査（以下「緊急調査」という。）で得られた情報（以下「土

砂災害緊急情報」という。)及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に対する避難勧告等の判断にあたり活用するよう努める。

(3) 警戒体制の確立

町は、降雨が連続し、かつ日降雨量が異常に多くなることが予想される時及び地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等の兆候が見受けられるときは、県と協力し災害の発生に備えて危険箇所の巡視警戒を行うものとし、該当危険箇所ごとに消防団員その他の警戒要員を配置するものとする。また、町は、危険箇所の巡視を開始し、警戒にあたるべき時機を失しないよう、関係機関との連絡体制を密にして降雨量の把握に努めるものとする。

(4) 避難体制の確立

町長は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、巡視警戒において危険な状況が発見されたとき、異常に降雨量が増大しつつあるとき、その状況に応じて、総合的に判断し、地すべり、がけ崩れ、土石流、山崩れ等によって直接被害を受けるおそれのある住家等に対し避難指示、避難勧告を行うなど、生命又は身体を災害から保護するための措置を講ずるものとする。

(5) 土砂災害警戒区域ごとの土砂災害防止対策の推進

ア 土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制の整備

町は、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、山地災害危険区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における情報伝達方法等について、町民及び関係機関等に周知するとともに、警戒避難体制を整備する。

イ 情報の収集および伝達体制の整備

町及び県は、日頃から過去の経験を基にどの程度以上の雨量があれば災害発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、気象予警報、雨量情報等の収集伝達を整備する。また、県及び町は、町民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

ウ 災害ハザードマップ等の作成と配布

町は、土砂災害危険箇所等の土砂災害に関する総合的な資料を、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ等をわかりやすく作成し、町民等に配布するものとする。

エ 避難情報等の発令対象区域の設定

町は、住民を安全かつ効率的に避難所へ避難させるために、土砂災害警戒区域等を踏まえ、町内会等、同一の避難行動をとるべき避難単位を設定する。

(6) 住宅の移転促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、必要となる住宅の移転促進を図る。

(7) 地すべり防止区域巡視員の設置

県より委託された業務を実施するため地すべり巡視員を設置し、効率的な巡視計画を定め業務を実施する。

(8) 防災意識の向上

土砂災害防止月間をはじめ、日頃から県や関係機関と連携し、広報活動を進めるとともに防災意識の向上を図る。

また、定期的な防災訓練を行うとともに、住民主体の防災訓練等を支援し、防災意識の向上を図るとともに、警戒避難に係る方法や体制の点検を行う。

4 県・国の役割

(1) 山地に起因する土砂災害防止対策の実施

ア 保安林の指定及び整備

森林の維持造成を通じて災害に強い土をつくり、山地に起因する土砂災害を防止するため、森林法に基づき、重要な森林を保安林に指定し、保全に努める。また、地域森林計画に基づき、保安林の整備を計画的に促進し、質的な向上に努める。

イ 治山施設の整備

災害発生の危険性の高い地区については、保安林に指定し、治山施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて、計画的に進める。また、既存施設について、定期的に現地調査を実施し修繕等を行う。

(2) 砂防事業の実施

国は、砂防法に基づき、荒廃山地からの有害土砂の流出を防ぎ、河川の中下流部の河道の安定を図り、土石流災害から人命財産を守るため、土砂等の生産、流送、堆積により、被害を及ぼすおそれのある区域を砂防指定地に指定する。砂防指定地に計画的に砂防設備の整備を進める。

(3) 地すべり対策事業の実施

国は、地すべり等防止法に基づき、地すべり災害の未然防止を図るため、地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域等を「地すべり防止区域」に指定する。

指定された区域においては、それぞれが地すべり防止工事基本計画に基づき、人家連坦部や公共施設に被害を直接及ぼすおそれのある箇所等に計画的に地すべり防止施設の整備を進める。また、地すべり防止区域内の禁止及び制限行為等の監視を強化し、既設の防止施設の点検を定期的実施し、修繕等を行う。

(4) 急傾斜地崩壊対策事業の実施

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、集中豪雨等に起因するがけ地の崩壊による災害を未然に防止するために、危険度の高い箇所等について急傾斜地崩壊危険区域に指定する。急傾斜地崩壊危険区域に計画的に急傾斜地崩壊防止施設の整備を進める。

(5) 土砂災害危険箇所等の調査及び町民への周知

山地災害危険地区及び土砂災害危険箇所を定期的に調査し、土砂災害危険箇所、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を示す看板の設置、町民へ周知する。

(6) 土砂災害警戒情報の発表

県は、大雨によって土砂災害発生危険度が高まった時には、土砂災害による被害の防止・軽減のため、新潟地方気象台と共同して、土砂災害警戒情報を発表する。

(7) 土砂災害関連情報システムの整備

県は、土砂災害警戒情報等の関連情報を収集・伝達するシステムの整備及び土砂災害の発生予測手法精度向上を行う。

また、これらの情報を町へ常時提供できるよう体制を整備する。

(8) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき、基礎調査の実施及び土砂災害警戒区域等の指定を進める。

ア 基礎調査の実施

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他土砂災害防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり等のおそれのある土地について、地形、地質、降水等の状況及び土地の利用状況等の調査を実施する。

イ 土砂災害警戒区域における対策

町長の意見を聴いて、土砂災害のおそれがある区域を、土砂災害警戒区域として指定する。

ウ 土砂災害特別警戒区域における対策

町長の意見を聴いて、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、以下の措置を講ずる。

(ア) 住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための特定開発行為に関する許可制

(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

(ウ) 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

(エ) 勧告等による移転者への融資、資金の確保

(9) 土砂災害緊急調査実施体制の整備

県及び国は、緊急調査を実施する体制及び土砂災害緊急情報を速やかに町に提供できる体制を整備する。

(10) 二次災害の予防

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合など、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報器等の設置等、必要な応急対策工事を実施する。

5 防災関係機関の役割

新潟県建設業協会及び出雲崎町建設業者は、災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第12節 豪雪に対する災害予防計画

【実施担当】全部署

1 計画の方針

(1) 基本方針

雪害の予防は、交通の確保を図ることによりその効果を期し、産業、経済の振興と民生安定に寄与すべきものとするが、当面は主として、経済効果の著しい主要道路から交通の確保を図り、あわせて予期せざる降雪に伴う被害を軽減するため、次の措置を講ずるものとする。

(2) 要配慮者等に対する配慮

要配慮者世帯、母子世帯及び生活保護法による生活保護世帯等の家屋については、長岡地域振興局健康福祉環境部、民生委員及び福祉団体等と連携をとり訪問点検体制を整備するとともに関係者の協力を得て除雪体制の確立に努めるものとする。

2 町民・事業所等の役割

(1) 豪雪時の安全対策

豪雪時を安全に過ごすため食料や燃料及び自宅除雪に係る費用や装備などの備えを行うとともに、屋根雪や雪処理中の事故防止を心掛ける。

(2) 豪雪時の消防水利の確保

豪雪時には自然水利の使用が非常に困難となるので、行政区長、消防団との緊密な連携のもとに防火水槽、消火栓の除排雪を行い、常に使用できるよう確保しておかなければならない。

また、初期消火に効果のある消火器の普及を図るものとする。

3 地域の役割

自主防災組織、消防団及び民生委員等と連携し、要配慮者世帯等に対して日常の訪問活動を強化するなど、雪下ろし等の除排雪の支援に努める。

4 町・県の役割

(1) 主要道路の除雪対策

ア 国道 116 号

国土交通省が除雪を担当する。

全線無雪化を理想とし、常時2車線の通行を可能にする。

イ 国道 352 号、国道 402 号、県道寺泊西山線、県道出雲崎石地線

県が除雪を担当する。

2車線の幅員確保を原則とするが、状況によっては1車線幅員で待避所を設ける。

ウ 県道出雲崎柿の木小島谷線、県道久田小島谷線

県が除雪を担当する。

1 車線幅員で必要な待避所等を設けることを原則とする。

エ 主要町道

町が除雪を担当する。

出雲崎町除雪計画に基づき1車線の通行を可能にすることを原則とし、所々に待避所等を設ける。

オ その他の町道

町が除雪を担当する。

1車線の通行を可能にすることを原則とするが、道路の状況、降雪状況により一部分又は短期の通行止めはやむを得ないものとする。

(2) 町内の除雪対策

道路除雪計画にあたり、屋根の雪下ろし等が生じた場合は、町は除雪作業の調整、受益者並びに住民の協力確保等を図り、道路除雪の円滑な遂行を図るものとする。

なお、雪捨場の選定にあたっては、特に保障の問題をも考慮のうえ、事前に町、県、除雪委託業者及び土地等の管理者が十分協議して慎重に選定するとともに、沿道の住民に対しては、その位置を周知させ、みだりに中小河川へ雪を捨て、溢水等の災害を引き起こさぬよう配慮するものとする。

(3) 活動体制の整備

町は、町内で雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、風水害の場合に準じて県、他の市町村、指定地方行政機関、町内の公共的団体、町民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対応を行うことができるよう体制を整備する。

(4) 降積雪情報の収集

町は、県が指定した積雪量観測所において、毎年初雪から雪消えまで積雪深及び降雪量を毎日定時に観測、記録し、県に報告する。また、町は、観測所の廃止、移転等、指定の変更が必要な場合は、県に協議する。

(5) 雪処理の担い手の確保

町は、高齢化に伴う雪処理の担い手不足や豪雪時における雪処理の担い手不足に対応するため、その円滑な確保について県及び関係機関と連携・協力するとともに、除雪ボランティアの受入環境の整備を推進する。

(6) 雪崩事故の防止体制整備及び応急措置

町、県及び関係機関は、雪崩発生のおそれのある箇所をあらかじめ把握し、十分な監視警戒体制の確立と必要な防止措置を講ずるよう努めるものとする。また、雪崩発生により、保全対象に被害が生じたときは、それぞれの管理者において応急措置を講ずるものとする。

ア 雪崩危険箇所の調査

県は、既存資料の収集・整理や地図、空中写真の計測・判読のほか、可能な範囲で現地調査や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を抽出する。

イ 雪崩危険箇所の周知

町民等に雪崩に関する知識の啓蒙に努めるとともに、雪崩危険箇所等による雪崩危険箇所の周知を図る。

ウ 雪崩防止施設の整備

町、県及び関係機関は、それぞれの管理に属する雪崩危険箇所には雪崩防止柵、段切り等の雪崩防護施設の整備を推進し、雪崩発生による事故の防止を図るものとする。

エ 雪崩危険箇所の警戒

(ア) 危険箇所の監視

町、県及び関係機関は、それぞれの管理に属する雪崩危険箇所について、適時十分な監視を行い、警戒体制の整備を図るものとする。

(イ) 標識の設置

町、県及び関係機関は、それぞれの管理に属する雪崩危険箇所を一般に周知させるため、雪崩危険箇所等の標識を必要箇所に設置するものとする。

オ 事故防止体制

町は、県及び与板警察署と連携を図りながら、町民等に対する注意の喚起、雪崩発生危険の際の迅速な避難措置等を講ずることにより、町民等の生命、身体の安全確保を図るものとする。

(7) 豪雪時の衛生対策

ア ごみ処理

町は、冬期間のごみ処理について、「ポリ袋」等の利用の指導やごみ収集にあたっての臨時集積所の設定等その他衛生的処理の徹底を図るものとする。

イ 水道の維持管理

町は、水道の維持管理について、降雪前の施設の点検、埋設管の保全、また一般家庭等に対しては給水管の露出部分の被覆、凍結防止装置等の設置を指導し、水道管の凍結又は破裂による断水事故が発生しないように努めるものとする。

ウ 下水道等の維持管理

町は、下水道等の維持管理について、施設の点検、埋設管の保全を図り、使用家庭等に対しては排水管の点検等を指導し、事故の発生を防止するものとする。

(8) 豪雪時の文教対策

児童生徒の安全を確保し、正常な学校運営を図るため次の措置を講ずるものとする。

ア 通学路の確保

集落を中心に通学路を確保するため、あらかじめそれに要する人員の確保計画をたて、除雪機械等により道路を確保するとともに登下校は集団で行わせ、必要によっては保護者等が誘導する。

イ 校舎等の雪害対策

校舎等の屋根の雪崩による事故を防止するため、降雪時に雪崩止め等の建物整備をするとともに各建築物の除雪計画をたて、雪害の防止に努めるものとする。

(9) 豪雪時の建物除雪

積雪による建築物の倒壊、屋根雪落下及び屋根雪処理による事故等を防止するため、雪処理事故防止の啓発等を図るものとする。

ア 公共施設

公共施設の除雪については、それぞれの施設管理者において除雪計画をたてて措置すべきものとするが、町は異常降雪時等に備えて総合的調整を図り、必要に応じて建設業者又はボランティアによる除雪要員の動員等を実施し得るよう対策を講ずるものとする。

イ 一般建物

町は、降雪及び積雪の状況により行政区長等を通じ屋根の雪下ろしを行うよう督促し家屋倒壊による事故防止に努めるものとする。

(10) 豪雪時の防火活動

ア 防火思想の普及

豪雪時には消防ポンプの運行が困難となり、人力による消火活動も緩慢となるため、防火思想の普及、警戒心の高揚により火災の発生を防止する。

イ 豪雪時の火災予防

町は、一般家庭及び各事業所に対して柏崎市消防本部及び消防団と協力し、降雪期前に予防査察等を実施し、防火の徹底を図るものとする。

第13節 異常降雨及び季節風（高潮・高波）に対する災害予防計画

【実施担当】 総務部・建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

水害の予防は、治山治水事業の促進、河川管理の強化及び水防体制の充実強化等によって、究極的にその効果を期すべきものとするが、異常降雨時等に際しては、当面の水害予防として次の措置を講ずるほか出雲崎町水防計画の定めるところにより所要の警戒措置をとるべきものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

平時から、要配慮者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、民生委員、町内会等及び消防団員に避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

(3) 降雪期の対応

冬期に、長期間季節風が吹風する場合の高潮及び高波による被害の防止は、護岸の整備、防潮堤の設置等によりその効果を期すべきものとする。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

平時より、気象情報等に注意をはらい、事前に避難路・指定避難所等について位置を把握しておくとともに、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

3 町の役割

(1) 危険区域の監視、警戒

異常降雨等により地すべり、土砂崩れ等により人家その他工作物に災害発生のおそれがあると予想される時は、町はその危険区域について監視のため消防団員を配置するものとし、その監視要員は次のとおりとする。

地区名	監視場所	出動分団名	監視人員数
海岸地区（久田を含む）	その都度指示	第1分団	その都度指示
西越地区	同上	第2分団	同上
中越地区	同上	第3分団	同上
八手地区	同上	第4分団	同上

(2) 水防作業人員の確保

異常降雨等により河川の水位が上昇しているとき又は地すべり、土砂崩れ等の災害発生のおそれがあるとき、消防団長は、水防作業上必要な人員の確保のため、所要の団員の在否を確かめ、自宅待機を命ずる等の措置を講ずるものとする。

(3) がけ崩れ等危険区域の警戒

降雨が連続し、かつ日降雨量が異常に多くなることが予想されるとき、町は、山崩れ、がけ崩れ、地すべり等の発生に備えて、あらかじめ指定した危険区域の巡視警戒を行うものとし、当該地域ごとに消防団員等警戒要員を配置するものとする。

(4) 農業用排水路工作物の点検

農業用排水路工作物の点検については、その管理者がそれぞれ点検を行い、所要の予防措置を講ずるものとする。

ただし、排水路の水位が上昇し管理団体の全機能をもってしても予防又は排除措置が困難で被害の拡大が憂慮される場合は、消防団員による可搬式ポンプの出動及びあつせん措置を講ずるものとする。

(5) 水防資器材の点検配備

町長は、異常降雨等により河川の水位上昇に対応するため、防災倉庫内格納資器材の点検を行い、出水時においては堤防監視の結果に基づき出水状況に応じて水防作業に便利な位置に水防資器材の配備を行うものとする。

(6) 避難準備措置の確立

町長は、異常降雨等により河川の水位が上昇し又は地すべり、土砂崩れ等により直接被害を受けるおそれのある集落又は個人に対し、避難の勧告を行うなど、生命又は身体を災害から保護するための避難準備措置を講ずるものとする。

(7) 尼瀬海岸の災害予防

尼瀬地区の西側 300m 程は、自然海岸が残り、背後には人家が連担している。

この地区は、平均地盤高が 2 m 前後と非常に低く、しかも、護岸等が未整備であるため、季節風による高潮及び高波時には、人家及び道路の浸水が懸念される。

現在、徐々に砂浜が侵食され、汀線の後退が進行しており、このまま汀線後退が進めば、確実に人家への被害が発生するものと予想される。

よって、このような被害等から生命財産及びライフラインを守り、海岸の浸食を防止するために、町は、国・県に護岸、離岸堤の整備を要望し、高潮、浸食及び高波等の風水害に強い海岸整備を推進するものとする。

第14節 台風に対する災害予防計画

【実施担当】総務部・建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

台風は、進路、型によってもたらす被害はさまざまであるが、台風に対する当面の災害予防は、その経路等により予想される気象状況を早期に把握し、臨機対応の措置を講ずるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

平時から、要配慮者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、町内会等及び消防団員に避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

(3) 降雪期の対応

当面の災害予防は、第13節 異常降雨及び季節風（高潮・高波）に対する災害予防計画に準ずるものとする。

2 町民の役割

(1) 家屋その他建築物の倒壊防止緊急措置の徹底

家屋その他建築物の倒壊を防止するための緊急措置は、それぞれの家屋管理者が行うものとし、状況に応じて町は家屋管理者に対し次の措置の指導徹底を図るものとする。

ア はずれやすい戸や窓、弱った壁等には筋交い、支柱等の補強材による応急補強を行う。

イ 屋根の補強として、棟木、母屋、梁をかすがいで止め、トタンは垂木に打ちつけ棟瓦は上部にも針金を渡して上下で結束する。

ウ 建築物周辺の倒れるおそれのある立木は枝おろしをする。

以上の緊急措置の徹底が困難であるか又はこれらの措置によっても被害の防止が困難であるような急迫事態に際しては、当該家屋等の居住者に対し町が避難のための立ち退きを指示し、あらかじめ定めた避難所に収容するものとする。

3 町の役割

(1) 台風が日本海を新潟県に接近して北東に進む場合

フェーン現象に伴う大火災の防止並びに強風による被害の防止に重点をおき次の措置を講ずる。

ア 火災予防措置

火災予防計画（本章第16節）に準ずるものとする。

イ 小型船舶の事前避難措置

小型船舶の事前避難措置は、それぞれ当該船舶の所有者等が実施するものとし、台風情報等によりあらかじめ危険が予知されるときは、遭難防止のために出航を見

合わせる等の所要の措置を講ずるものとする。

(2) 台風が新潟県を縦断又は横断して進む場合

強風並びに豪雨によるそれぞれの被害を防止するため、状況及び町の地域性を総合的に判断して適宜による措置を講ずるものとする。

(3) 台風が新潟県の南方を北東に進む場合

上記のほか、洪水による被害の防止にも重点をおいて、災害予防措置を講ずるものとし、措置内容は、異常降雨及び季節風（高潮・高波）に対する災害予防措置（本章第13節）に準ずる。

(4) 高波による被害の防除措置

異常降雨及び季節風（高潮・高波）に対する災害予防措置（本章第13節）に準ずるものとする。

4 防災関係機関の役割

(1) 台風が日本海から新潟県に上陸することが予想されるときは、関係機関はそれぞれ高潮による被害の防止にも留意して港内船舶、漁船等の事前避難措置を講ずるものとする。

(2) 漁業協同組合は、出航中の事故防止のため、警報等発令時における出漁中止、出漁船舶の帰港等について、組合員の申し合わせ等による自主避難体制に基づき無線電話による警告等所要の措置を講ずるものとする。

第15節 竜巻等突風災害予防計画

【実施担当】総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

竜巻、ダウンバースト及びガストフロント（以下「竜巻等突風」という。）について町民等に対する情報提供及び意識啓発を行い、住宅等の被害が最小限に抑えられるようにする。

(2) 要配慮者に対する配慮

平時から、要配慮者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域及び消防団員等に避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

2 想定される竜巻等突風

(1) 種類

ア 竜巻

竜巻は、積雲や積乱雲に伴って発生する鉛直軸を持つ激しい大気中の渦巻きが地上に達しているものであり、漏斗状又は柱状の雲を伴うことがある。

イ ダウンバースト

積雲や積乱雲から吹き降ろす下降気流が地表に衝突して水平に吹き出す激しい空気の流れである。

ウ ガストフロント

積乱雲の下で形成された冷たく重い空気の塊が、その重みにより温かく軽い空気の側に流れ出すことによって発生するものである。

(2) 規模

竜巻等突風の規模を表す指標として、藤田スケール（Fスケール）が用いられている。

ア Fスケール

F 0	17～ 32m/s（約 15 秒間の平均）
F 1	33～ 49m/s（約 10 秒間の平均）
F 2	50～ 69m/s（約 7 秒間の平均）
F 3	70～ 92m/s（約 5 秒間の平均）
F 4	93～116m/s（約 4 秒間の平均）
F 5	117～142m/s（約 3 秒間の平均）

イ 建物の種類による被害状況

	ほとんど 影響なし	少々の 被害	屋根が 飛ぶ	壁が崩れ る	なぎ倒さ れる	吹き飛ば される
弱い納屋				F 0	F 1	F 2
強い納屋			F 0	F 1	F 2	F 3
弱い木造家屋		F 0	F 1	F 2	F 3	F 4
強い木造家屋	F 0	F 1	F 2	F 3	F 4	F 5
レンガ造りの建物	F 1	F 2	F 3	F 4	F 5	
コンクリート建造物	F 2	F 3	F 4	F 5		

2 町民・事業所等の役割

所有する又は管理する住宅、倉庫等について、竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、屋根、外壁、窓、アンテナ、植木等の確認を行い、竜巻等突風により損壊する恐れがある場合には、その補強等を行うよう努める。また、気象情報や町の広報等に十分注意し、竜巻等突風が間近に迫った場合には、頑丈な建物の中へ避難、建物の中心部に近く窓のない部屋への移動等により身の安全を図るよう努める。

3 町の役割

(1) 町民等への情報伝達体制の整備

県から突風への注意に言及した防災気象情報の通知を受けた場合に、必要に応じて関係機関及び町民等に的確にその情報を伝達することができるよう、体制を整備する。

(2) 町民等への意識啓発

町民等が竜巻等突風による被害を最小限に抑えるため、その役割を適切に果たすことができるよう、竜巻発生時は、最新の研究等に基づき、屋内、屋外において身を守るための行動などを町民等へ意識啓発する。

第16節 火災予防計画

【実施担当】総務部・救災部

1 計画の方針

- (1) 災害発生時の火災の発生を防止するため、防火思想の普及促進に努めるとともに、消防設備の整備、消防団の充実及び自主防災組織の育成強化を図る。
- (2) 要配慮者に対する配慮
 - ア 要配慮者と接する機会の多いホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や防火団体等に対し、火災予防に関する知識の普及を図るとともに、協力体制の充実を図る。
 - イ 消防団及び柏崎市消防本部は、要配慮者が居住する住宅について、防火訪問指導等を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。
- (3) 降雪期の対応

除雪等を的確に行い必要な消防水利を確保するとともに、道路状況を把握するよう努める。

2 町民・事業所等の役割

- (1) 町民の役割
 - ア 異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。
 - イ ガスマイコンメーター及び住宅用火災警報器の設置に努める。
 - ウ 消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。
 - エ 台所など火を使う場所の不燃化に努める。
 - オ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。
 - カ 灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。
 - キ 町等が実施する消防訓練等へ、積極的な参加に努める。
- (2) 地域、自主防災組織の役割
 - ア 消防訓練等を積極的に実施し、日頃から火災予防意識の向上に努める。
 - イ 火災発生時に速やかな消防活動を行うことができるよう、消防水利及び初期消火用資機材を定期的に点検し、適切な維持管理に協力する。
 - ウ 地域住民に対し、消防団と連携した広報活動により消防団への理解と協力を促進する。
- (3) 事業所等の役割
 - ア 防火管理者を置く事業所等は、消防計画の整備及び従業員に対する防災教育を行い、初期消火、避難、119番通報等の実践的かつ定期的な訓練の実施に努める。
 - イ 救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備に努める。
 - ウ 火気使用場所の環境整備、点検確認及び可燃性物品の転倒防止措置を講じる。
 - エ 診療所、社会福祉施設等の要配慮者が多数利用する施設、及び物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により、消防法を遵守し、自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理に努める。

3 町の役割

(1) 消防力の整備充実

消防職員、消防施設及び消防車両等について、消防力の整備指針に対する充足率を満たすよう、柏崎市消防本部と協力して、その整備充実に努める。

(2) 防火思想の普及促進

町民等に対して、消防機関と連携し広報活動により出火防止や消火、避難対策の普及促進を図るとともに、住宅用火災警報器等の設置を促進する。

(3) 自主防災組織の育成強化

ア 町内会長等と十分協議の上、地域の自主防災組織の育成強化を図るとともに、防災意識の向上に努め、火災の未然防止や火災発生時の被害の軽減を図る。

イ 初期消火に有効な資機材の整備促進を図るとともに、その取扱いに関する説明会を消防団等と協力して実施する。

(4) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、消火栓及び貯水槽の整備など地域の実情に即した多面的な水利の確保を図る。

ア 耐震性を有する防火水槽の整備促進を図る。

イ 自然水利が年間通じて使用出来るよう、河川管理者と協力し有効活用の推進を図る。

ウ 私設の消火栓、防火水槽の設置者及び地域、消防団等に対し、消防水利の維持管理の強化推進を図る。

エ 消火栓、防火水槽の適正配置に努め、水利不足地域の解消を図る。

(5) 消防団の充実強化

ア 町内会、自主防災組織及び事業所の消防団活動への理解と協力を得るため、広報活動の更なる充実や消防団員雇用事業所と消防団員との協力体制を強化する。

イ 迅速、効率かつ組織的な消防活動の実施のため、詰所、資機材格納庫、通信設備、消防・防災資機材及び消防ポンプ自動車等を整備・更新するなど機能強化を図る。

(6) 避難誘導體制の整備

災害により大規模な火災が発生する場合に備えて、県及び関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備に努める。

(7) 即応体制の整備

火災発生時の対応に当たるために役場へ参集する職員を、あらかじめ決めておく。

4 消防団の役割

(1) 火災予防の普及啓発等

柏崎市消防本部と協力して、町民に対し火災予防運動などの機会を利用して火災予防に関する知識の普及啓発を図り、すべての住宅に設置が義務づけられた住宅用火災警報器の早期設置を推進するとともに、自主防災組織と協力して消火栓取扱講習等を積極的に実施して町民等の参加を促進し、町民等の防災意識及び初期消火、通報、避難等の防災行動力の向上を図る。

(2) 火災時の出動マニュアルの整備

火災その他の災害が発生した際の消防団の出動範囲及び活動内容等に関するマニュアルをあらかじめ定める。

(3) 水利の維持管理

火災発生時に速やかな消火活動を行うことができるよう、消火栓、防火水槽等の消防水利を定期的に点検し、適切な維持管理に協力する。

5 大火危険気象下における措置

火災の予防は、防火思想の普及徹底と消防体制の充実強化により、その効果を期すべきものとするが、大火危険気象下における当面の災害予防措置は、次のとおりとする。

(1) 火災警報の発表及び解除

町長が火災警報を発表した場合における措置は、次のとおりとする。

ア 警報発表計画

- (ア) 県消防課に通報する。
- (イ) 防災行政無線、消防自動車等により町民等に周知する。
- (ウ) 消防署は、別に定めるところにより警戒体制をとる。
- (エ) 消防団長は、状況に応じ消防団員を招集する。

イ 警報解除計画

- (ア) 消防課に通報する。
- (イ) 発表時に通報した関係機関に連絡するとともに、防災行政無線等により町民等に周知する。

(2) 消防機関の警戒措置体制の確保

町は、大火危険気象下においては、消防機関の警戒措置体制の確保に努めるものとし、火災警報を発表した場合に行う消防機関の警戒計画は次のとおりとする。

ア 警戒のための組織体制及び警戒区域の分掌

消防団の編成区分に基づき、それぞれ所轄区域の警戒にあたるものとする。

イ 警戒出動のための要員招集及び伝達方法

火災警報が発表された場合、消防団の各部長は次の区分により4(2)の非常出動計画に基づきあらかじめ出動要員を編成し、警戒体制にはいるものとする。

(ア) 第1次警戒出動

警報と同時に出勤するものとし、幹部及び機関員をもって編成し、主として機械器具の点検及び当該地域住民への周知徹底を図る。

(イ) 第2次警戒出動

気象条件がさらに悪化し、大火危険度が高いと判断されるときは、部員の3分の2以上を招集し、特別警戒にあたるものとする。

(3) 火気使用制限等予防措置計画

新潟県柏崎市火災予防条例第29条による下記の火気使用制限を実施するものとし、当該地域内の状況を確認するものとする。

ア 山林、原野等において火入れをしないこと。

- イ 煙火を消費しないこと。
- ウ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- エ 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- オ 残火（たばこの吸殻を含む。）取灰又は火粉を始末すること。
- カ 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

(4) 通信系統及び水利統制のための要員待機計画

通信の確保及び水道、用水路等の水利確保を図るため巡回等を実施するものとしその要員は(2)に定めた要員をあてるものとする。

(5) 消防署の警戒体制等

消防署は、別に定めた具体的な警戒体制及び予防措置を講ずるものとする。

(6) 所要地域の防火対象物の警戒

町は、大火危険気象下における所要地域の防火対象物の警戒措置が十分行われるよう必要に応じて消防団に出動を命ずるほか、木造大規模建築物、危険物貯蔵所、大量火気使用場所等火災発生危険の大きいもの、あるいは火災が発生した場合若しくは拡大延焼するおそれのある防火対象物又は文化財等については、防火管理者と協議のうえ4(2)に定める出動計画に基づき、特別警戒を実施するための措置を講ずるものとする。

(7) 消防機械の点検整備と非常出動体制

町は、大火危険気象下においては、消防団に消防機械の点検整備を特に実施させるとともに非常出動の体制及び火災警報の発表に伴う警戒の計画は次のとおりとする。

ア 消防機械の特別点検整備計画

臨機対応の体制を整えるため、各部長は消防機械の特別点検整備を図り、いつでも放水可能な状態にしておくこと。

イ 非常出動計画

(ア) 要員招集計画

各部長は、火災警報の発表を覚知したときは、機関員を機械器具置場に待機させ随時出動可能な体制を整えておくとともに、他の団員に対しては自宅待機等必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 出動計画

消防団員の地域別出動計画に際しては、必要に応じて次の体制を整えるものとする。

a 特殊危険区域等に対する出動消防計画

各部長は、区域内の木造大規模建築物、危険貯蔵所、大量火気使用場所等の所在する火災発生危険度の高い施設（特にガソリンスタンド等）及び地域に対してそれぞれ団員を配置し特別警戒の措置を講ずるとともに消火計画を立てるものとする。

b 他市村からの要請に基づく区域外出動計画

町は、他市村から出動要請があった場合は、準備体制等に支障のない限り適

宜応援部隊を出動させることができるものとする。

ウ 現場水利統制計画

水利の有効適切な使用を図るため、各部長は当該区域内の水利点を的確に把握し予想される消防ポンプの放水能力等を考慮して有効な水利統制を実施し得るようあらかじめ計画しておくものとする。

(8) 火災発生防止の緊急徹底

大火危険気象下においては、地域住民に火災発生防止の緊急徹底を図るため、次の措置を講ずるものとする。

ア 予防広報等

防災行政無線、消防自動車等により火災予防上必要な事項を町民等に周知徹底するとともに、必要に応じ消防団員による臨時立入検査等を実施するものとする。

イ 特別予防査察

火災予防上特に危険な地域及び防火対象物に対しては、必要に応じ火気使用制限の措置あるいはその他について特別予防査察を実施するものとする。

第17節 農地・農業用施設等の災害予防計画

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各施設の共通的な災害予防対策

(ア) 頭首工、ため池等の農業用施設の管理については、一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など管理体制の強化と徹底を図る。

また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

(イ) 常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所資料の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うため、点検マニュアル等の作成を行う。

(ウ) 頭首工、樋門、樋管、地すべり防止施設等の農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を迅速かつ的確に集約する手法を整備する。

イ 用排水施設の災害予防対策

災害時において、農業用施設の早期復旧と被害の未然防止のため、地域全体の排水機能向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮し、計画的に改修を推進する。

また、頭首工、樋門、樋管など、農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に配慮する。

ウ ため池施設の災害予防対策

老朽化の甚だしいもの、堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路を整備するとともに計画的な施設整備に努める。

決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により適切な情報提供を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮策

災害危険箇所とその被害範囲、及びその範囲内に居住する要配慮者を把握し、災害時においては遅滞なく避難補助及び救助を行える体制を整える。

(3) 降雪期の対応

平時から、災害危険箇所の把握を行い、災害時には二次災害防止を優先し、積雪に覆われている中での現地確認は慎重に実施することとし、状況により県の防災ヘリ等を依頼し、上空から確認する体制を整える。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

地すべりの危険や農業用施設等の異常を発見又は予見した場合は、自己の安全を確保し二次災害を防止するとともに、遅滞なく通報できるよう防災関係機関の連絡網等を見えやすい場所に張っておくなどの備えをしておく。

- (2) 農林業関係団体（農業協同組合・森林組合・農業共済組合・行政区長）の役割
行政側との連絡体制、被害情報等の収集及び伝達が円滑に行われる体制を整備する。
また、管理施設及び構成員の二次災害防止に必要な計画を策定する。

3 町の役割

- (1) 県及び防災関係機関との情報連絡体制
 - ア 気象情報等の収集及び情報連絡体制の整備及び災害危険地帯の異常の有無の確認を、平常時において、防災関係機関と協力し行う。
 - イ 県等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に伝わるよう、また、関係機関等からの報告が県等へ確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。
- (2) 気象、水象情報の収集・連絡
最大時間雨量、最大24時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の水象情報の収集、連絡を迅速に行うよう体制を整備する。
- (3) 施設の点検
警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、直ちにパトロールを実施し、危険ため池や地すべり防止施設等の緊急点検を行い、その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難のための勧告、指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する体制を整備する。
- (4) 被害状況の把握
森林組合、農業協同組合及び行政区長等の協力を得ながら、農地農林業用施設等の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて県ならびに関係機関に連絡する体制を整備する。
- (5) 緊急資材の備蓄・緊急調達
森林組合、農業協同組合の協力を得ながら、緊急時用備蓄資機材、緊急調達体制の充実に努める。

4 県の役割

- (1) 県管理の施設の機能確保対策
災害等の発生が予想され県管理施設等の機能に影響が予測される場合に、速やかに関係機関に情報を伝達できる体制を整備する。
- (2) 町等との連絡体制の整備
町等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から町等への気象、水象情報等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

第18節 防災通信施設の整備と風水害対策

【実施担当】 総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時に、迅速かつ的確な情報の収集伝達を行うための通信施設を確保するとともに、施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策等を講ずる。

(2) 降雪期の対応

屋外施設の雪害防止のため、定期的に巡回を行い必要に応じて除雪等の措置を行う。

2 町の役割

(1) 防災行政無線施設の整備

ア 同報系無線の整備

災害時に、町と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うため通話用遠隔制御装置を備えた同報系無線を有効活用し、被害の軽減を図る。

イ 移動系無線の整備

災害時に、町と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うため移動系無線を有効活用し、被害の軽減を図る。

今後は、消防団のデジタル移動通信システムの推進を図る。

ウ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

大規模災害が発生した際に、必要な情報について、同報系町防災行政無線を自動起動させることにより、町民等へ緊急情報を瞬時に伝達することが可能となる。

(2) 県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るため、市町村と県との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための県総合防災情報システムを有効活用する。

また、県総合防災情報システムを利用した公共情報コモンズを運用することにより、放送事業者等を介して町民等へ災害情報を伝達することが可能になる。

(3) 携帯電話のメール機能の活用

災害時に有効な情報伝達手段の一つである携帯電話によるメール機能を活用し、災害情報を配信するための整備を進める。

(4) 停電対策

定期的に非常用電源設備の保守点検を行い、機器の万全に努める。

(5) 通信機器の配備

災害時における情報の収集・連絡を円滑に行うため、衛星携帯電話等の通信機器の配備を図る。

(6) 防災通信施設・機器の運用

ア 定期的な保守点検を実施し、災害時の通信機能確保を図る。

イ 防災訓練や、定期点検等様々な機会を捉えて、非常通信訓練を実施し、運用の習

熟を図る。

3 県の役割

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線を設置する市町村、消防本部が、県防災行政無線運用規程（昭和50年5月26日新潟県告示第590号）に基づき、関係機関との情報伝達や被害報告等に、通信衛星による県防災行政無線を有効に活用できる環境を整える。

(2) 県総合防災情報システムの整備

県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市町村、防災機関の意志決定を支援し、町民へ安全・安心情報を配信するため、県総合防災情報システムの整備を図る。

第19節 ガスの風水害対策

【実施担当】 総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア ガスの供給と安全を確保するため次の対策を行う。

(ア) 簡易ガス事業所の更新においては、地形等を考慮し風水害による浸水対策を十分行うとともに、管路については可とう性を有するものとする。

また、現存する施設で過去に浸水被害にあったものや、今後被害の可能性が高いものは、改修等により改善を推進する。

(イ) 宅内ガス施設の管路で使用している管材が古い場合は、腐食に強く可とう性のある管材への更新を促す。また、対震自動消火装置付火気使用設備、器具の普及を図る。

(ウ) 二次災害防止のための措置及び早期復旧に必要な体制の整備を図る。

イ 避難所、公共施設等でガスが使用出来なくなった場合の代替措置及び必要な代替火気設備、燃料の緊急供給体制を整備する。

ウ 風水害時の安全措置について普及、啓発を図る。

エ 防災訓練において、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用訓練を行う。

(2) 要配慮者等に対する配慮

災害時においては要配慮者宅のガス設備の安全措置が実施できる体制を整備し、関係者に対しガス設備に関する知識の普及を図る。

(3) 降雪期の対応

ガスメーターの設置場所、配管等について、積雪期の災害時に除雪及び安全措置を実施しやすいよう配慮する。宅内埋設管の位置が分かりやすいよう埋設標の設置を推進する。

また、設備周辺の除雪に努めるとともに、災害発生時の除雪においてはガス漏れの可能性が高いのでタバコ等火気について特に注意するよう啓発する。

2 町民・事業所等の役割

(1) 風水害発生時にとるべき安全措置の重要性について、ガス事業者からの周知等を通じてあらかじめ理解しておくとともに、腐食に強く可とう性のあるガス管に更新するなどの風水害対策及び対震自動消火装置付火気使用設備・器具の使用を推進する。

(2) ガス供給停止及び設備の損傷による使用不能の状況に備え、カセットコンロ等簡易な代替器具の備蓄に努める。

(3) 降雪期における風水害発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター、配管周辺の除雪を行う。また、埋設管の位置が分かりやすいよう埋設標の設置を推進する。

3 町の役割

(1) ガス事業者（簡易・LPガス事業者）に対し万全の措置を指示

ア 風水害による被害を最小限にとどめると共に、簡易ガス事業等による二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

(ア) ガス供給設備及び需要家ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

- a 供給設備の可とう性能等向上及び整圧器の水没防止対策を計画的に推進する。
- b 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。
- c 供給範囲が広い地区については、必要により風水害による被害の情報を迅速正確に収集するためシステムの導入を推進する。
- d 迅速、確実に供給停止を行うための緊急遮断装置を整備する。
- e 供給停止地区の圧力を速やかに減圧するため、必要により減圧設備を設置する。
- f 需要家に対してガス設備の風水害対策の強化について広報等による助言を行う。

(イ) 二次災害防止のための措置

- a 緊急措置、点検を速やかに実施できる体制を整備する。
- b 風水害時に速やかに緊急措置を行う緊急遮断装置付ガスメーターの設置を推進する。

(ウ) 防災広報活動

需用家に対して次の事項について予め周知又は啓発を行う。

- a 腐食に強く可とう性のあるガス管に更新するなどの風水害対策及び対震自動消火装置付火気使用設備・器具の使用
- b ガス供給停止及び設備の損傷による使用不能の状況に備え、カセットコンロ及びボンベ等簡易な代替器具の備蓄
- c 降雪期のガスメーター・配管周辺の除雪
- d 埋設標の設置
- e 風水害発生時に取るべき安全措置

イ 速やかにガス供給設備及び需用家ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備えるとともに、応援協力体制を整備する。

(2) 行政機関としての役割

ア 被害状況を国、県、関係機関へ連絡する体制を整備する。

イ 要配慮者宅のガス設備の安全措置が実施できるよう、福祉職員、社会福祉協議会、民生委員、行政区長が連携した体制を整備する。

ウ LPガスの利用者に対して、風水害発生時において簡易ガス事業需要家と同等の対応が取れるよう、県及びLPガス事業者と連携し、啓発活動や災害発生時の広報等の実施ができる体制を整備する。

エ 簡易ガス事業供給停止区域の医療機関、指定避難所、公共施設等へのLPガス等の緊急供給のための体制を整備する。

4 県の役割

LPガス事業者に対して、次の事項について指導する。

- (1) 被害の生じた需用先ガス設備の早急な復旧に必要な体制整備
- (2) 簡易ガス事業供給停止区域の指定避難所、公共施設等への緊急供給のための体制の整備
- (3) 一般家庭・事業所における風水害発生時に取るべき安全措置等の重要性についてガス事業者と連携した普及、啓発

5 防災関係機関の役割

- (1) 一般社団法人日本ガス協会
風水害発生により広範囲にわたりLPガス供給が停止し、大規模な応援が必要となる場合、日本ガス協会関東中央部会で定めている「地震・洪水等非常事態における救援措置」に基づき当該日本ガス協会地方部会は、救援体制を整備することに努める。
- (2) 新潟県ガス協会
風水害時の緊急措置、復旧作業に必要な人員器材等を確保するために非常時の連絡、動員体制を整備することに努める。
- (3) 一般社団法人新潟県LPガス協会
簡易ガス事業等の供給が停止し、代替燃料等を確保するために救援体制を整備することに努める。

第20節 上水道の風水害対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 上水道の供給と安全を確保するため次の対策を行う。

(ア) 上水道施設等の新設及び更新においては、設置する位置の地形等の形状を調査し、台風、洪水、土砂崩れに対応できる構造等で整備を推進する。

また、現存する施設で過去に被害にあったものや、今後被害の可能性が高いものは、改修等により改善を推進する。

(イ) 宅内水道施設の管路で使用している管材が古い場合は、腐食に強く可とう性のある管材への更新を促す。

(ウ) 二次災害防止のための措置及び早期復旧に必要な体制の整備を図る。

イ 上水道施設が被災した場合に飲料水等が確保できる体制を整備する。

ウ 町民の生命維持ならびに医療機関の救急医療活動等を優先した応急給水体制を整備する。

(2) 降雪期の対応

ア 積雪期は、復旧作業が困難であることから、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

イ 水道メーター、止水栓の設置位置および配管について漏水時の維持管理が実施しやすいよう配慮する。宅内埋設管の位置が分かりやすいように埋設標の設置を推進する。

ウ 施設周辺の除雪に努める。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

ア 風水害発生時にとるべき安全措置について、町からの周知等を通じて予め理解しておくとともに、腐食に強く可とう性のある管材に更新するなどの風水害対策を推進する。

イ 降雪期における風水害発生時の二次災害防止及び緊急点検のため、水道メーター、止水栓周辺の除雪に努める。

(2) 地域の役割

上記(1)に加え、町内会や自主防災組織において、その地域の安全な井戸や湧水の把握など、飲料水の確保に努める。

(3) 企業、事業所、学校等の役割

上記(1)に加え、受水槽を設置するなどの、飲料水確保対策に努める。

3 町の役割

風水害の発生に伴う断減水を最小限にとどめるため施設及び体制面の防災対策を推進する。

また、災害時における飲料水をはじめ生活水の確保対策を行う。

(1) 施設の防災対策

ア 汚水等の混入による二次災害の防止のため緊急的にルートを遮断する。

また、水源については、災害時の水量、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設を推進する。

イ 配水管路は管路の多系統化等の整備を推進する。

ウ 停電時に備え、自家発電設備の整備及び燃料の備蓄に努める。

エ 老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

(2) 体制面の防災対応

ア 応急給水、応急復旧活動等に必要な人員の確保計画を策定する。

イ 被災時からの時系列的な応急給水計画を策定する。また、給水拠点となる耐震性貯水槽等の施設及び給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の必要な資機材の整備を推進する。

ウ 速やかに供給設備及び宅内設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備えるとともに、応援協力体制を整備する。

(3) 連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、災害により通信不能になることを避けるため、通信手段の多様化を図る。

(4) 防災広報活動

災害時の活動を円滑に進めるため町民、町内会等に対し、平常時から防災体制、飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

また、医療施設、福祉施設等との連絡体制等あらかじめ定めておく。

4 県の役割

(1) 町からの情報収集や助言等

水道施設の災害予防対策に関する国の施策、他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、町に対し助言等を行う。

(2) 災害対策用資機材の備蓄状況の把握

町における応急給水用、応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関において情報を共用する。

(3) 関係機関との防災体制の構築

町からの応援要請に対応できるよう平時から日本水道協会新潟県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。

5 防災関係機関の役割

(1) 日本水道協会新潟県支部

災害時における県及び水道事業者からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努める。

(2) 新潟県水道協会

主に簡易水道事業間の応援活動等に対する支援体制を整備することに努める。

(3) 出雲崎町指定給水装置工事事業者等関係協力会社

風水害時の緊急措置、復旧作業に必要な人員、器材を確保するために非常時の連絡、動員体制を整備することに努める。

第21節 下水道等の風水害対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災した下水道施設の被害状況を一刻も早く把握し、機能復旧するため、次の対応を行う。

ア 風水害が発生したときには、被害状況の把握及び応急復旧を一刻も早く完了できる体制を整備する。

イ 被害状況調査により使用可能と判明、或いは応急復旧等が完了し使用可能となるまでは、早期復旧のため使用を自粛する。このとき必要な携帯トイレは各々備蓄に務める。

(2) 要配慮者に対する配慮策

ア 避難所に要配慮者用トイレが設置されていない又は使用できない場合を想定し、仮設トイレ等の設置計画を策定する。

イ 被災箇所、要配慮者が進入し二次災害が発生しないようにバリケード等の設置に配慮する。

(3) 降雪期の対応

浸水による埋戻土の流出等により道路が陥没した場合、交通及び道路除雪に危険が発生するため、道路管理者等と協力し危険箇所を把握する態勢を整備する。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

ア 各家庭において、風水害発生から3日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、自ら下水道施設等に流入する水の量を少なくするために、トイレ、風呂等の使用を自粛するように努める。

ウ 下水道施設の損傷を発見した場合に、速やかに通報することができるよう連絡先等を見やすいところに張りだしておく。

エ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

(2) 地域の役割

地域の指定避難所における携帯トイレ、仮設トイレ施設等の管理、配布等を協同で行うなど、日頃から協同で災害対応できる間柄の形成に努める。

(3) 事業所・学校等の役割

ア 事業所、学校等においては、風水害発生から3日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、自ら下水道施設等に流入する水の量を少なくするために、トイレ、風呂等の使用を自粛するように努める。

ウ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

3 町の役割

(1) 下水道等施設の管理

- ア 下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定制及び必要な応急処置を実施する。
- イ 県と協力して、早期に機能回復できるように努める。
- ウ 下水道等施設の被災に関する情報を関係市町村、関係機関、町民等に周知するように努める。
- エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄又は調達できるように努める。

(2) 緊急体制の整備

- ア 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- ウ 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- エ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

(3) 災害時における下水道等の使用に関する町民等への普及啓発

一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等使用について、普及啓発を図るように努める。

(4) 長寿命化計画の作成・実施

老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

4 県の役割

(1) 緊急体制の整備

関係事業者団体等との応援協定等による緊急体制の整備

(2) 支援体制の整備

- ア 大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備するように努める。
- イ 災害査定における、技術的・知識的アドバイス等支援を行う体制を整備するように努める。

5 防災関係機関の役割

(1) 公益財団法人新潟県下水道公社

町との連携を図り、早期に機能回復できるよう応急復旧計画等を策定する。

(2) 地方共同法人日本下水道事業団

町及び県からの要請を受けて、調査、復旧工法等技術的支援等の活動が直ちに開始できる体制を整備する。

(3) 一般社団法人地域環境資源センター

町及び県からの要請を受けて、調査、復旧工法等技術的支援等の活動が直ちに開始できる体制を整備する。

(4) 公益社団法人日本下水道管路管理業協会

町及び県からの要請を受けて、調査、復旧工法等技術的支援等の活動が直ちに開始できる体制を整備する。

- (5) 一般社団法人新潟県下水道管路維持改築協会
町及び県からの要請を受けて、調査、復旧工法等技術的支援等の活動が直ちに開始できる体制を整備する。
- (6) 一般社団法人新潟県浄化槽整備協会
町及び県からの要請を受けて、浄化槽の被害調査、応急復旧等の活動が直ちに開始できる体制を整備する。

第22節 危険物等施設の風水害対策

【実施担当】総務部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物等（危険物・火薬類・高圧ガス・毒劇物・有害物質等の危険物品・放射性物質）の取扱いについて安全対策を講じるとともに、取扱い事業所に対し法令の遵守、保安体制の確立等の指導を行い災害の未然防止を図る。

(2) 降雪期の対応

降雪、なだれ、融雪等による施設の損傷を防止する措置を講じるとともに、除雪等を的確に行い必要な消防水利を確保する。

2 事業所の役割

(1) 共通事項

ア 災害発生時に町、柏崎市消防本部、与板警察署等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保に努める。

イ 従業者等に対し、保安教育を行い、保安意識の高揚と保安技術の向上に努める。

ウ 初期消火訓練等を定期的を実施するとともに、初動におけるヒューマンエラーの徹底防止に努める。

(2) 危険物施設

ア 危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制の確保に努める。

イ 自衛消防組織等の活動要領を定め、自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤及び油処理剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

ウ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について、近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られる体制整備に努める。

(3) 火薬類製造施設等

ア 火薬類取締法の基準を遵守し、災害の未然防止と公共の安全確保に努める。

イ 製造実態を考慮し危害予防規程の制定、改定を行うとともに、施設の適正な安全確保に努める。

ウ 保安教育計画及び災害対応について定めるとともに、火薬類の適正な管理に努める。

(4) 高圧ガス製造施設等

ア 高圧ガス保安法に基づく設備の維持に努めるとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱いの適正化及び危害予防規程の作成等安全管理体制の確立に努める。

イ 災害発生時において、自主防災活動組織の体制整備に努める。

(5) 毒劇物保管貯蔵施設

- ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。
 - イ 毒物及び劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規程の制定、改正を行うとともに、適正な安全対策を講じる。
- (6) 有害物質取扱施設等
- ア 大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康保護に努めるとともに、生活環境の保全に努める。
 - イ 有害物質の大気への排出、公共用水域への流出や地下への浸透等の事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係機関へ報告する。
- (7) 放射線使用施設
- ア 保安体制を強化し、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律等に定める適正な障害防止のための予防措置を徹底し、災害の未然防止を図る。
 - イ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアルを整備する。
- (8) 危険物等積載車両等
- ア 危険物等を積載する車両の保守、点検等を行うとともに、油処理剤等を整備する。
 - イ 危険物等の河川への流出を防止するため、従業員等の教育訓練を徹底する。

3 町の役割

- (1) 危険物等施設の把握
- 平時から町内における危険物等施設の種別、事業所名、所在地等の情報を把握するよう努める。
- (2) 学校等における危険物等の安全対策
- 県、柏崎市消防本部及び関係機関等と連携し、学校等における少量危険物等について、管理者に法令安全規則の遵守等適正な管理を指導、助言する。

4 県の役割

- (1) 危険物施設安全対策
- 危険物の二次災害による被害の発生を防止するため、初期対応が特に重要であり次の対応が必要である。
- ア 事業所等に対し、危険物施設の安全確保を図るよう指導する。
 - イ 危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を通じて自主保安体制の確立に関する指導、啓発を図る。
 - ウ 危険物施設の位置、構造及び設備が、消防法の基準に適合しているか立入検査を通じ指導強化を図る。
 - エ 事業所に対し、ヒューマンエラーの徹底防止を図るとともに、初期消火体制の確立及び漏洩防止対策について指導する。
- (2) 火薬類製造施設等安全対策

- ア 保安検査及び立入検査を実施して、火薬類取締法の基準に適合するよう指導するとともに、災害の未然防止と公共の安全確保を図る。
 - イ 警察及び関係機関と情報の共有化を図るとともに、災害時の連絡体制の確保について指導する。
 - ウ 新潟県火薬類保安協会の協力を得て、火薬類保安責任者講習会等を通じ保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。
- (3) 高圧ガス製造施設等安全対策
- ア 保安検査及び立入検査を通じて、高圧ガス保安法の規定に適合するよう指導するとともに、保安体制の確立を指導する。
 - イ 高圧ガス容器の転倒防止措置の徹底及びガス放出防止弁の設置を指導する。
 - ウ (一社)新潟県高圧ガス保安協会、新潟県エルピーガス協会、新潟県冷凍空調設備保安協会の協力のもとに、高圧ガス取扱事業所の保安係員、及び業務主任者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、自主保安体制の確立を指導する。
 - エ 高圧ガス関係協会に対し、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制整備を指導する。
- (4) 毒劇物保管貯蔵施設安全対策
- ア 営業所及び届出を要する業務上取扱者に対し、立入検査等を実施して適正な取扱いについて指導するとともに、毒劇物の貯蔵状況や危害防止規程等を調査し、対策及び改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。
 - イ 届出を要しない毒劇物を大量に取扱う業務上取扱者に対して、実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催等の指導の強化を図る。
- (5) 有害物質取扱施設等安全対策
- ア 大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施して、大気への排出防止、公共用水域への流出防止及び地下への浸透の未然防止対策を指導する。
 - イ 届出を要しない事業所等の実態把握に努め、大気への排出防止、有害物質の公共用水域への流出防止及び地下への浸透等の未然防止対策並びに事故時及び緊急時の措置に関する体制整備を指導する。

第23節 廃棄物処理体制の整備

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

平常時から町民等に対し、広報、防災訓練等を通じて、風水害により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の周知と協力を求める。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の家庭からのごみ収集等に、ボランティアを要請するなどの配慮を行う。

(3) 降雪期の対応

側溝の溢水、雪崩等による局所の水害が想定されることから、除雪等の障害とならない仮置場等の設置により処理を行う。

2 町民等の役割

(1) 各家庭において、宅地の嵩上げなど住宅等の浸水対策に努める。

(2) 豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を2階へ上げるなど、水害ごみの発生防止に努める。ただし、町の避難勧告等、生命に危険が生じる可能性がある場合は、早期の避難を心がける。

(3) 町が周知する水害時の廃棄物の排出方法を理解し、水害時の廃棄物処理に協力する。

3 町の役割

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

ア 水害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、町民等への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定する。

イ 町民等に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

ウ 災害時の廃棄物処理担当課は、町民課で行う。

(2) 協力体制の整備

近隣町村、関係機関等の災害時協定等により、水害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の町内会組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

4 県の役割

県内市町村の収集、処理能力を把握し、近隣他県、国及び新潟県環境整備事業協同組合等関係団体との協力体制に基づき、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。

5 防災関係機関の役割

(1) 一般廃棄物収集委託業者

- 町の指定する処理施設又は仮置場に収集運搬業務を行う。
- (2) し尿収集委託業者
町の指定する処理施設に収集運搬業務を行う。
- (3) 新潟県環境整備事業協同組合
県との災害時応援協定に基づき、発災直後の町及び県からの要請を受けてし尿・災害ごみの収集及び運搬が直ちに開始できる体制を整備する。
- (4) 一般社団法人新潟県産業廃棄物協会
町及び県からの要請を受けて災害ごみの収集、運搬及び処分が直ちに開始できる体制を整備する。
- (5) 一般社団法人新潟県解体工事業協会
町及び県からの要請を受けて損壊家屋の解体が直ちに開始できる体制を整備する。

第24節 救急・救助体制の整備

【実施団体】 総務部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降りかかる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急、救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急、救助活動に必要な不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の避難誘導や救急、救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

(3) 降雪期の対応

地域の実情に応じた除雪体制及び町民の避難誘導體制の確保を図る。

2 町民・事業所・医療機関等の役割

(1) 町民・事業所の役割

平時から地域、町内会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に消防団及び警察等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

(2) 医療機関の役割

大規模災害時における円滑な傷病者の受入や医療従事者の確保対策に努める。

3 県の役割

(1) 県は、広域災害における救急、救助体制の確立を図るため、町、関係機関等の連絡体制を整備し、緊急消防援助隊の受援体制、医療資器材等の供給について、協力、支援体制に努める。

(2) 航空機による救急、救助活動等、航空消防体制の整備と協力体制に努める。

4 町・柏崎市消防本部の役割

(1) 消防力の整備

計画的に技術の向上を図り、資機材の整備充実に努めるとともに連絡体制を確保する。また、救助関係機関との情報の共有を図り、迅速かつ的確な救急、救助活動を行う体制を整備する。

(2) 消防団の体制整備

一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの町民等の協力を得て、初動時から迅速に

救急、救助活動を行えるよう体制を整備する。

(3) 防災関係機関との通信連絡体制の確保

県、警察、消防団及び地元医療機関等の関係機関との連絡体制を確立し、迅速かつ適切な救急、救助活動を実施できる体制を整備する。

また、消防機関とDMATが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

(4) 町民等に対する防災意識の啓発

救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、町民等の防災意識高揚を図る。

(5) 交通確保

洪水、浸水等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、関係機関と協議し体制を整備する。

(6) 民間等による救急・救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元事業所等から救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制を整備する。

(7) 救急搬送体制の整備

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、広域災害、救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

(8) 長岡市医師会及び医療関係機関における対策

救急活動を円滑に行うために、長岡市医師会及び医療関係機関は、医師及び看護師等の緊急招集体制を確立し、受入体制の整備を図るものとする。

また、町からの援助の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行うとともに、急迫した事情のある場合は医療機関に収容して救護を行う。

(9) 医療資器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、長岡市医師会、関係業者等と協定を締結し、医療資器材等の供給支援体制の整備を図る。

(10) 広域消防相互応援の要請及び受援

柏崎市消防本部は、新潟県広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

(11) 緊急消防援助隊の要請及び受援

柏崎市消防本部は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

第25節 医療救護体制の整備

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

町、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制を構築し、災害の状況に応じた適切な医療(助産を含む。)救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

(1) 基本方針

- ア 災害から地域住民の生命、健康を守るため、地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。
- イ 災害発生時に、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。
- ウ 広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政、消防、医療機関等の連絡体制の整備を行う。
- エ 災害発生時における医薬品(歯科用医薬品を含む。)、医療資器材等(輸血用血液、医療機器及び衛生材料等)の確保を図る体制を整備する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、防災関係機関の協力を得ながら、医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(3) 降雪期の対応

降雪期には一部の地域が雪に覆われることがあるため、地元町民や地元建設事業者の協力を得ながら、除雪等雪対策に努める。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

(2) 医療機関の役割

長岡市医師会、長岡歯科医師会及び長岡市薬剤師会の協力を得て、医師等の確保、医療救護班及び歯科医療救護班の編成、救護所の設置、医療機関による傷病者の手当て並びに医薬品、医療用具及び衛生材料の手配等、必要な措置を講ずる。

救急医療対象者に対する医療の範囲は、傷病発生と同時に行う救急看護及び初期診療その他傷病者の症状に応じて行う医療とする。

(3) 医療関係団体

医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するものとする。

3 町等の役割

(1) 救護所(初期救急医療(トリアージ[治療の優先順位による患者の振り分け])をと

もなう医療救護活動を行う場所) の設置

ア 救護所設置予定施設の指定

指定避難所の学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、町民等に周知する。

イ 救護所のスタッフの編成

長岡市医師会等の医療関係団体と協議し、救護所設置に係る医療救護班及び歯科医療救護班の編成計画を定める。

ウ 救護所設置予定施設の点検

災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

(2) 救護所等の医療資器材等の確保

救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等が不足する場合、医薬品卸売業者へ調達を要請する。また、町で調達が困難な場合は、新潟県及び他自治体に要請する。

(3) 被災状況の把握

災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が重要なことから、次の事項について情報の収集を行う。

ア 医療機関の施設・設備の被害状況

イ 負傷者等の状況

ウ 診療機能の稼働状況

エ 医療従事者の確保状況

オ 医療機関への交通状況

カ 医療資器材等の需要状況

(4) 傷病者の搬送

ア 傷病者の医療機関への搬送は、原則として消防署及び町が行う。

イ 救護所から医療機関に搬送する場合で消防署及び町で対応できない場合は、県又は関係機関に応援要請する。

4 県の役割

町の派遣要請に対応するため、下記の事項を整備する。

(1) 救護センター（患者の動向等を踏まえ一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定等に対応するためメンタルケア）を行う場所）の設置

避難所の設置が長期間と見込まれる場合などに、保健所等の施設に救護センターを設置する。

(2) 新潟DMA Tの派遣体制の整備

災害急性期（概ね発災後 48 時間）に災害現場へできるだけ早い時期に出向いて救命医療を行う新潟DMA Tの派遣体制の整備を行う。

(3) 県医療救護班及び県歯科医療救護班等の派遣体制の整備

災害発生時に町及び医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。

(4) 救急連絡体制の確立

広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政、消防、医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(5) 医療資器材等の確保

町の医療機関等における医療資器材等の不足に対応できるよう協力体制の整備に努める。

5 医療関係機関の役割

(1) 長岡市医師会、長岡歯科医師会及び長岡市薬剤師会

災害発生時に町から要請があった場合に、直ちに医療救護活動ができるようにする。

また、薬剤師会は医薬品（歯科用医薬品を含む）の在庫確認を図る体制を整えておくものとする。

(2) 傷病者の収容

ア 救急病院、救急診療所

イ 公的医療機関

ウ その他医療機関

エ 公共的施設

第26節 避難体制の整備

【実施担当】総務部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害による人的被害を最小限に押さえるため、適切な事前避難と、避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、災害に備える。

ア 浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知

イ 警報、避難情報（準備・勧告・指示）等情報伝達体制の整備

ウ 客観的な基準に基づく、迅速、適切な避難情報の発令

エ 避難誘導體制の整備

オ 指定緊急避難場所、避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能、環境の整備

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全に配慮する。

ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有

イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達

ウ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備

エ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 降雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮した避難体制を整備する。

ア 当該地区の避難者全員を収容できる避難所の確保

イ 避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底

ウ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の町民等への周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

ア 県、市町村及び防災関係機関の情報伝達体制の整備

イ 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要な車両等の事前確保

ウ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民に求められる役割

ア 町民・事業所等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保する。

(ア) ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認しておくこと。

- (ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。
- (エ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること。
- (オ) 避難情報の意味を正しく理解しておくこと。

イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難誘導等の安全確保対策を講じる。

(ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や災害時要援護者が主に利用、所在する施設の管理者

- a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。
- b 気象情報や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。
- c 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。
- d 近隣の事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。
- e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。

(イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者

- a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測、対策を講じておくこと。
- b 気象情報や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。
- c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難、誘導體制を整備すること。

(2) 地域に求められる役割

ア 町民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、平常時から心得ておくこと。

- (ア) 地域の危険箇所、避難路、避難所等を事前に確認すること。
- (イ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難誘導に協力できる関係を築くこと。
- (ウ) 町と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。

イ 事業所等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力に努める。

- (ア) 避難行動要支援者等の避難を支援すること。
- (イ) 必要に応じて施設を地域住民等に避難場所として提供すること。
- (ウ) 大規模な集客施設等の管理者は、利用者の誘導體制を整備するなど、帰宅困難者対策を行う。

3 町の役割

危険情報の事前周知、避難の判断、情報伝達、避難誘導體制整備とマニュアル化、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、災害時要援護者の避難支援プラン策定、福祉避難所の指定、避難路の整備及び広域避難に係る体制の整備等を図る。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

ア 町民等に対し、地域の特性を踏まえた風水害に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及、啓発を行う。

イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、土砂警戒区域等や指定緊急避難場所、指定避難所等を記したハザードマップ(災害予測地図)・防災マップを作成し、町民等に配布して周知を図る。

(2) 避難情報等の情報伝達体制の整備

ア 気象警報等について、夜間休日を含めた受信、対応体制を整備する。

イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線の他、複数の手段を利用し、町民、事業所等へ避難情報を迅速かつ確実に伝達する。

特に、学校、要配慮者関係施設等の管理者への確実な情報伝達を、速やかに行うものとする。

ウ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所との連絡・連携体制の構築に努める。

エ 在宅の要配慮者に対する避難情報の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫し、連携を図り情報伝達を行う。

オ 避難情報の意味及び町民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。

カ 避難勧告又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくこと。

(3) 避難情報発令の客観的基準の設定

遅滞なく避難情報を発令できるよう、基準を設定し、関係機関及び町民等に周知する。

ア 中小河川及び町内等の排水不良地区については、過去の浸水被害の実績等から、目安となる具体的な数値基準の設定を図る。

イ 浸水予測区域図等を作成し、それを基に避難が必要となる範囲をあらかじめ特定する。

ウ 土砂災害警戒情報等を活用し、土砂災害に対する避難情報発出基準を設定する。

(4) 避難誘導體制の整備

ア 避難の勧告、指示が発令された際、町民等が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等と連携を図る。

イ 在宅の要配慮者の安全・確実な避難のため、「避難支援プラン」を策定する。

(5) 避難場所、避難所に関すること

ア 指定にあたっての注意点

(ア) 指定緊急避難所については、町は、災害に伴う高浪や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命

及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。

- (イ) 指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にある物を指定すること。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定すること。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。
- (ロ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
- (ハ) 避難経路が、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮すること。
- (ニ) 炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること。
- (ホ) 女性専用の更衣室、授乳室の設置など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮すること。
- (ヘ) 現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建築物とすること。
- (ヘ) 停電、断水、ガスの供給停止、電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること。
- (ケ) 避難所予定施設は、施設内のトイレ及び通路等のバリアフリー化に努めること。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること。
- (コ) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。
- (サ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に町教育委員会や地域住民等の関係者と調整を図ること。

イ 即応体制の整備

- (ア) 夜間休日でも直ちに施設を開錠できるよう、開錠者を定めておくこと。
- (イ) 避難所管理に当たる職員を、派遣できるよう整えておく。
- (ロ) 避難所開設の初動対応をするためあらかじめマニュアルを定めておくこと。
- (ハ) 避難施設には、町民等が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を配置できる体制を整えておくこと。
- (ニ) 避難所の開設、運営について、自主防災組織等、地域の町民組織と事前に協議して定める。
- (ホ) 避難所の開設状況について、町民等に速やかに伝達する。

ウ 福祉避難所の指定

- (ア) 障害者等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設をあらかじめ指定する。
- (イ) 福祉避難所予定施設は、バリアフリーされているとともに、要配慮者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。
- (ウ) 福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めておく。

エ 避難路の整備

指定緊急避難場所、指定避難所へ通じる避難路については、整備が不十分であるのが現状である。

このような現状であるため、緊急事態発生時における避難者の安全確保を図る上においても、避難路の照明設備及び手すり等の整備に努める。

(6) 広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

- (ア) 避難の際に必要な町民等への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。
- (イ) 国、県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

イ 広域避難の受け入れに備えた体制整備

- (ア) 避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (イ) 町は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

(7) 住民避難誘導訓練の実施

- ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、避難の勧告・指示が発出された際、町民等が集団で避難できるよう、訓練を実施する。
- イ 自主防災組織、福祉関係者等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。
- ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記した防災マップを作成し、町民等に配布して周知を図るとともに、避難所やマップを活用した訓練を行う。

4 県の役割

(1) 町民等への防災に関する情報の提供

- ア 風水害に関する基礎的な知識と避難に当たっての注意事項などの普及啓発を行う。
- イ 道路情報や河川情報、土砂災害危険度情報等については、インターネット等により、町民等に提供する。

(2) 町の避難体制整備の支援

ア 地域の危険情報の町への提供

- (ア) 主要河川について氾濫時の浸水予想区域図を策定し提供する。
- (イ) 重要水防箇所等、河川等の危険箇所の情報を町と共有する。
- (ウ) 土石流、地すべり、がけ崩れの土砂災害警戒区域等を提供する。
- (エ) 雪崩危険箇所の危険区域図を提供する。

イ 町による避難情報の早期発令、伝達体制整備の支援

- (ア) 県から町への気象警報等の迅速な伝達体制を整備する。
- (イ) 町の避難情報発出の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。
- (ウ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に町の発する避難情報伝達に協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。

ウ 避難所等の確保への協力

- (ア) 町の指定避難所に、県立学校等、県の施設を提供し、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等に努める。
- (イ) 県の所管する公園整備等に当たり、指定緊急避難場所として活用できるよう配慮する。

エ 関係機関との情報交換体制の整備

避難住民及び緊急物資の運送に係る車両等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、町に情報提供を行う。

- (ア) 介護保険施設、障害者支援施設等に対し、あらかじめ同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請する。
- (イ) あらかじめ介護保険施設、障害者支援施設等に対して災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。
- (ウ) 避難住民及び緊急物資の運送に係る車両等の状況について、運送機関と情報交換の上、町に情報提供を行う。

(3) 広域避難に係る市町村の調整

ア 他市町村への広域避難の発生に備えるための町の体制整備の支援

町民等が迅速に避難できるよう、情報伝達体制の整備や、避難住民の移送に必要な車両等の状況について、関係機関と情報交換のうえ、町に情報提供を行う。

イ 広域避難の受け入れに備えるための市町村の体制整備の支援

町民等が避難を迅速に行えるよう、あらかじめ市町村の受入能力（施設数、施設概要等）等を把握する。避難先としての旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結する。

ウ 大規模広域災害時に、県内市町村が他県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難方法を含めた

手順等を定めるよう努める。

5 防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

ア 町が避難情報の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

イ 管理する河川等の水位情報等を、インターネットを通じて常時町民等に提供する。

(2) 新潟地方気象台

ア 町が避難情報の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

イ 気象、水象の特別警報予報及び警報・注意報及び予報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、気象情報を随時提供する。

ウ 町が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ・防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。

(3) 福祉関係者

民生委員、介護事業者等は、町の避難支援プランの定めるところにより、情報の把握・共有に努め、協力できる体制を整えておく。

第27節 要配慮者の安全確保計画

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 災害時に必要な情報の把握が困難で、自らの行動等に制約のある要配慮者に対して、その安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じる。

イ 要配慮者の身近にいる町民、防災関係団体、社会福祉施設等（社会福祉施設・医療施設等）及び県等の行政が協力し、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

(2) 降雪期の対応

要配慮者宅の雪下ろしや除雪等の対応に備える。

また、要配慮者が入所している施設管理者は、避難場所、避難経路の確保のため適時除雪等を実施する。

2 町民・事業所等の役割

相互に協力して次により要配慮者の安全確保を支援する。

(1) 町民、地域の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であり、日ごろから共助意識を持つ。

(2) 要配慮者及び保護責任者

自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、地域住民から援助が必要なことがあれば、町、地域住民等に対して情報発信を行う。

(3) 地域住民、町内会等

町、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行う。

(4) 保育園の役割

本節に配慮するほか、第2章29節「学校の風水害対策」に準じる。

(5) 事業所等の役割

障害者を雇用している事業所等は、障害者の安全を最優先した防災対策を図る。

また、訪日外国人旅行者等が利用する施設の事業者等は、避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

3 町の役割

(1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等

平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に

反映したものとなるよう、定期的に更新する。

また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援プラン、避難勧告等の判断、伝達などを定めたマニュアル等を作成する。

作成した避難行動要支援者名簿は、消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、町内会等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施や、避難支援者に対する説明会の実施などの体制整備に努める。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

また、要配慮者関連施設に対して、防災関連情報等の伝達方法を定めるとともに施設管理者が警戒避難体制を確立することに対して支援する。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア 避難誘導対策

情報の伝わりにくい要配慮者への避難勧告等の伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、避難、誘導に際し、警察、柏崎市消防本部、町消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、特に避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、避難行動要支援者の中で自力避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両、船艇等による移送に配慮する体制整備を図る。

また、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努める。

イ 避難所の設置・運営

避難所の設置、運営に当たり、民生委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡、協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

(ア) 避難所の避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

(イ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、視覚聴覚障害者に対して的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する体制整備を図る。

(ウ) 避難所において、車椅子や粉ミルク等、食事制限者向けの特殊食品等要配慮者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

(エ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

(3) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅等の確保マニュアルの作成に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。

(4) 保健・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健福祉サービスの提供体制の整備を図る。また、県や他の市町村等の応援の受け入れ、ボランティア等との協力体制を整備する。

イ 保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、町保健師・管理栄養士は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ア) 巡回相談・栄養指導

(イ) こころのケア

(ウ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

ウ 福祉対策

(ア) 要配慮者の把握等

発災直後に対応できるように、福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、町内会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等の体制整備を図る。

(イ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急一時入所、又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ウ) 情報提供

要配慮者への情報提供に当たり、民生委員など福祉関係者や自主防災組織等を通じて、避難支援者を含めて確実に伝達されるよう体制の整備を図る。

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用等を図る。情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受け入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 外国人支援対策

ア 普及啓発等

地域に住む外国人に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化

を行う。

ウ 防災体制の整備

防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間と協力して防災体制の整備を行う。

エ 情報伝達体制の整備

訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

オ 外国人支援体制づくり

県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と協力して多言語支援窓口の設置等、外国人支援の体制づくりを行う。

4 県の役割

(1) 避難誘導・避難所の支援等

要配慮者への情報提供、避難誘導等に対して、町の要請により支援を行う体制整備を図る。

(2) 生活の場の確保対策

公営住宅等の確保体制を支援する体制整備を図る。

(3) 保健・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

町からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣する。

イ 保健対策

町が実施する要配慮者の心身の健康確保に対して、関係職員等を派遣し、町保健師・管理栄養士と協力して巡回相談、栄養指導、こころのケア、訪問看護等を行う体制整備を図る。

ウ 福祉対策

町が行う要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供(社会福祉施設等への緊急入所など)等に対して支援する体制整備を図る。

(4) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受け入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(5) 外国人支援対策

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。

また、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

5 防災関係機関の役割

(1) 民生委員・介護保険事業者・福祉関係者等

要配慮者の状況把握や地域の共助意識の醸成を図る。

(2) 介護保険事業者及び社会福祉施設等

施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、在宅の要配慮者の中で治療、看護、介護等が必要な者の受け入れ体制の整備を図る。

第28節 食料・生活必需品等の確保計画

【実施担当】総務部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 災害発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれる3日程度の間に必要な飲料水、食料、生活必需品は、町民（家庭・事業所・学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。
- イ 住家や施設の被災により備蓄した物資等が確保できない町民や、一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに、県及び関係機関等と相互提携により燃料や物資等を緊急調達する。
- ウ 物資等の備蓄目標を定めるとともに、関係機関との協定等により災害時における物資の確保計画を定める。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 食料の供給に当たって、高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等摂食上配慮をする必要がある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を把握し、備蓄方法等について事前に検討した上で備蓄に努め、災害時に速やかに提供できる体制を整備する。県は、町の体制整備を支援する。
- イ 高齢者、乳幼児、女性、障害者に提供する物資のほか、温食提供、介護等のため必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。県は、町の体制整備を支援する。

(3) 降雪期の対応

- ア 輸送の困難を想定し、物資等を可能な限り各地区の避難所、福祉避難所予定施設に備蓄するよう配慮する。
- イ 避難所予定施設等の管理者と協力して採暖用及び調理用の熱源器具と燃料の備蓄に努める。

(4) 夏季における対応

夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等衛生対策に万全な体制を整備する。

2 町民・事業所等の役割

(1) 町民の役割

- ア 各家庭において、平時から家族の3日分程度、出来れば1週間程度の分量等の備蓄に努める。
- イ 高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者は、平時から3日分程度の分量を自ら確保するよう努める。
- ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。
- エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。

オ その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2) 事業所、学校等の役割

ア 長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者の把握に努め、これらの者が1～3日間程度泊まり込むのに必要な物資等の備蓄に努める。

イ 災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な物資などの備蓄に努める。

ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分程度の物資等の備蓄に努める。

3 町の役割

(1) 物資等の備蓄

ア 町と県の備蓄分担割合に基づき、避難所などの被災者の備えとして、食料及び寝具、被服、日用品等の生活必需品の備蓄を行う。

イ 高齢者、障害者及び乳幼児等の要配慮者に配慮した備蓄を行う。

ウ 寒冷期に備え、採暖用及び温食調理用の熱源器具と燃料の備蓄を行う。

エ 災害時の必需品で、町民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、町での公的備蓄に努める。

オ 備蓄場所については、降雪期の輸送困難な状況を考慮し、避難所、福祉避難所予定施設と指定した公共施設を利用して各地域に備蓄拠点を設けて備蓄する。

(2) 物資等の緊急調達及び輸送体制の確立

ア 関係機関、事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送、配付体制を整備する。

ウ 地域の住民組織、ボランティアセンター等との協力体制を整備する。

(3) 災害備蓄に関する町民等への普及啓発

家庭、事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料、物資の供給計画について、普及啓発する。

4 県の役割

(1) 物資等の備蓄

町が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、県、町の備蓄分担割合に基づき、物資等を備蓄する。

(2) 物資、燃料等の緊急調達及び輸送体制の確立

ア 他機関、事業者団体等との災害時応援協定により町への物資、燃料等の提供、代理調達、輸送及び配布等の支援体制を整備する。

イ 陸路が寸断された場合の代替緊急調達体制の整備に努める。

(3) 災害備蓄に関する町民等への普及啓発

一般家庭、事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料、物資の供給計画について、普及啓発する。

5 防災関係機関の役割

(1) 日本赤十字社新潟県支部

ア 非常用食料や毛布等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県、町からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。

イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、町と情報交換し、連絡を密にする。

(2) 災害協定締結団体

食料、飲料水、生活必需品等の物資及び発電機等の応急対策用資器材を備蓄し、町の要請に基づき応急対応ができるよう緊急配送体制を整備する。

第29節 学校の風水害対策

【実施担当】 教育部

1 計画の方針

(1) 基本方針

学校（小・中学校）の施設について、風水害の被害を最小限にとどめ、また、ライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を確保できるよう配慮する。また、当計画に沿って学校の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。

(2) 要配慮者に対する配慮

学校防災計画の作成や災害に備えた施設、設備の整備に当たっては、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。

(3) 降雪期の対応

学校防災計画の作成や防災訓練の実施及び施設、設備の整備に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮する。

2 学校の役割

(1) 学校防災計画の作成

学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、県教育委員会が示す学校防災計画のモデル等を参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成する。

ア 予防対策

- (ア) 学校防災組織の編成
- (イ) 施設・設備等の点検・整備
- (ウ) 防災用具等の整備
- (エ) 防災教育の実施
- (オ) 教職員の緊急出動体制の整備
- (カ) 家庭との連絡体制の整備

イ 応急対策

- (ア) 災害発生が予想されるときでの事前休校、授業短縮措置等
- (イ) 災害発生直後の生徒等の安全確保
- (ウ) 避難誘導
- (エ) 生徒等の安否確認
- (オ) 気象情報の収集
- (カ) 被災状況の把握と報告
- (キ) 下校又は保護継続
- (ク) 避難所開設・運営協力
- (ケ) 教育活動の再開
- (コ) 生徒等の心のケア など

(2) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校防災計画の作成や見直しについて検討し、また防災計画に定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

また、災害発生時に対応する教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。

(3) 施設・設備等の点検・整備

学校施設、設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強、補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁、外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー、戸棚、塀の倒壊防止、屋外設備・物品の破損・飛散防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努めるものとする。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

また、冬季には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、降雪時は除雪を行い、避難路の確保に万全を期す。なお、廊下や階段等が使用不能になることを想定し、避難路は複数考えておくこと。

(4) 防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

生徒等、教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

(5) 教職員の緊急出動体制

校長は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

(6) 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、生徒等の引き渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(7) 防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長は、学校防災計画等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ 生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

(ア) 事件、事故、災害等の実態、原因及び防止法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができ

るようにすること。

(イ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにすること。

(ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。

なお、防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に沿って、副読本、ビデオ、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

(8) 防災訓練の実施

校長は、学校防災計画等に基づき、災害発生時に安全、迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア 形式的な内容に終わることなく、災害発生時に沈着、冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。

イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。

なお、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、生徒等に周知しておく。

ウ 中学校にあっては、地域社会の一員として、生徒を地域の防災訓練に積極的に参加させる。

3 町の役割

(1) 災害に備えた施設・設備等の整備

災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(2) 学校に対する支援、助言

町防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

(3) 学校を避難所に指定した場合の非常用食料、物資等の備蓄及び保管の体制整備を図る。

4 県の役割

(1) 学校防災計画のモデル等の作成

県教育委員会は、各学校が学校防災計画を策定し、又は見直す際に参考とすべきモデル等を示し、各学校の取組を支援する。

第30節 文化財の風水害対策

【実施担当】 教育部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 風水害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

また、文化財所有者に対しては、修理等を行い良好な保存環境の整備に努めるよう促す。

イ 適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた風水害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導、助言を行う。

(2) 積雪期の対応

積雪期においては、建物の避難経路を確保する。また屋根等の圧雪による崩壊の危険が高いことから、見回り等を定期的実施し、危険を取り除くよう努める。

2 町民・地域等の役割

(1) 町民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護、保護するとともに、緊急時における連絡、援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風、洪水に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

3 町の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 国及び県指定等文化財

所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。また、その修理、修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者、管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ 町指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理、修復や災害時の対応に係る指導、援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者、管理者に対して、日常の保存、管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

(3) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

修理、保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。また、文化財所有者に対しても同様の対策を講じるよう周知、指導、助言を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者に対し、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存、展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていくよう周知する。

ウ 史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者に対し定期的な巡視によって現状を把握し、暴風や洪水による倒壊、崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておくよう周知、指導、助言を行う。

4 県の役割

(1) 指定文化財等への対策

文化財保護指導員の巡視報告や町からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、町並びに文化財所有者に対して、風水害への予防措置等の指導、助言を行う。

(2) 未指定文化財への対策

町からの情報提供を得ながら、町並びに文化財所有者に対して、風水害への予防措置等の指導、助言を行う。

第31節 ボランティア受入れ体制の整備

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性、自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、県及び関係機関との支援、協力体制を整備する。

(2) 降雪期の対応

無雪地域からのボランティア支援については、活動の円滑性と安全性を考慮した受入れ体制の整備を行う。

2 町の役割

(1) 災害ボランティアの受け入れ体制の整備

ア 災害ボランティアを受け入れる体育館等の公共施設を事前に指定する。

イ ボランティアセンターの体制整備については、出雲崎町社会福祉協議会と協議する。

(2) 災害ボランティア活動に対する町民への普及啓発

防災訓練時などに、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。

3 県の役割

新潟県災害ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）への協力体制を整備する。

4 関係機関の役割

(1) 出雲崎町社会福祉協議会

災害が発生し、ボランティア活動が必要な場合は、町と協議し、県支援センターの協力を得てボランティアセンターを設置する。

ア 災害ボランティアの受入れ計画の作成

(ア) 災害ボランティアの受入れに伴うボランティアセンターの運営計画を作成する。

(イ) ボランティアセンターの運営計画の作成において町との協議を行う。

イ ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターの設置に伴う職員の派遣及びボランティアセンターの支援体制を整備する。

(2) 県支援センター

新潟県社会福祉協議会内に設置し、被災状況の収集、各種団体の活動状況の情報交換のほか、支援資金や災害ボランティアの受入れ体制などの情報発信を行う総合窓口

となるとともに、ボランティアセンター立ち上げの支援を行う。

第32節 行政機関の業務継続計画

【実施担当】全部署

1 計画の方針

災害発生時における行政機関の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、業務継続計画（BCP）を策定し、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務の継続性を確保する。

2 町の役割

(1) 業務継続計画の策定

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定し、業務継続性の確保を図るとともに、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制を整備する。

(2) 業務継続計画の対象となる重要業務

ア 業務への影響分析と重要業務の洗い出し

業務を実施できない時間が経過することにより発生する社会的影響等の観点から、業務を実施できない場合の影響分析を行い、優先的に実施する重要業務の洗い出しを行う。

イ 目標時間の設定

町は、重要業務について実施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制の構築に努める。

(3) 業務執行体制の確保

ア 職員の参集体制

職員の動員配備体制（第3章第3節）を参考に、重要業務を速やかに実施できるよう職員の参集体制の確立に努める。

イ 安否確認

町は、緊急時の連絡網を整備し、大規模な危機の発生時には、安否の連絡のない職員について、安否確認を実施する。

ウ 人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。

エ 業務引継

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継ぎ等を適宜行う。

オ 庁内の応援体制の確立

所属内で必要人員が確保できないと想定される場合に備え、他所属による応援体

制の確立に努める。

カ 庁外からの応援体制の確立

大規模な危機の発生時でも協定先から円滑な応援を受けることができるのかを検討し、協定内容を見直すとともに新たな協定先を検討する。

キ 受注業者の業務継続体制の確保

重要業務の実施又は実施に必要な資源等の確保が庁外の業者等に委託されている場合は、受託業者が大規模な危機の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているかを確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

ク その他

上記のほか、業務執行体制において障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(4) 執務環境の確保

ア 執務スペース

(ア) 庁舎に被害が発生した場合の対応

庁舎管理者は、庁舎の安全を確認し、安全が確保できない場合は被害箇所及び立入制限区域を周知するとともに、安全や業務継続への影響が大きい箇所を優先して応急復旧を実施する。

(イ) 代替施設の使用決定

庁舎を長期的に使用できないと判断される場合は、災害対策本部等において、代替施設での重要業務の実施を決定する。

(ウ) 代替施設の周知

次の候補施設の中から、大規模な危機の発生箇所や規模などに応じて代替施設を決定し、町民や関係機関等に周知する。

- a 中央公民館
- b 農村環境改善センター
- c 他の町施設
- d 民間施設
- e 仮設施設

(エ) 代替施設の設備状況等の把握

代替施設の設備状況や代替施設の使用に伴う手続き、資源等の把握に努める。個別の重要業務に必要な資源は、各所属において把握に努める。

イ 通信手段

(ア) 通信手段が利用できない場合の対応

管理する施設の通信手段を復旧するとともに、通信事業者等に対して、優先的な復旧を依頼する。

(イ) 訓練の実施

非常時において防災行政無線等の機器を適切に操作し、通信の確保ができるよう各種訓練を実施する。

ウ 情報システム

(7) 庁内LAN等が利用できなくなった場合の対応

町は、障害発生箇所を把握し、早期復旧を図るとともに、必要に応じて事業者
に支援を要請する。

(イ) 安全対策の拡充

サーバ室以外に設置したパソコン、プリンタ等の機器についても、落下・転倒
防止のための固定措置を行う。

(ウ) 災害対応体制の強化

大規模な危機の発生時に情報システムの運用受託事業者が迅速に登庁できない
場合等に備えて、次の対応に努める。

a ネットワークの障害状況を職員が把握することを可能にする。

b 運用受託事業者に広域的な応援体制の構築を依頼する。

エ データのバックアップ

(7) 所属長は、重要業務に必要なデータのバックアップに努める。

(イ) バックアップデータの遠隔地保管に努める。

オ 電源

(7) 電源が利用できない場合の対応

商用電源の供給が停止した場合、役場庁舎においては非常用発電機により電源
を供給する。

(イ) 燃料の確保

非常用発電に必要な燃料を72時間分備えるよう努める。

(ウ) 非常用発電機の実負荷訓練

非常用発電機の円滑な電源切替が可能となるよう実負荷訓練を実施する。

カ トイレ

(7) トイレが利用できない場合の対応

下水道機能の停止によりトイレが使用できない場合は、仮設トイレの供給等
により3日間程度利用できるように努める。

(イ) 仮設トイレ等の調達

下水道機能の停止時に速やかに対応できるよう、仮設トイレの調達先や設置場
所等について、あらかじめ準備する。

キ 職員の食料等の確保

(7) 食料等が入手できない場合の対応

大規模な危機が発生し、食料、飲料水、生活必需品等の入手が困難な状況にな
った場合は、協定を締結している民間企業等に対し物資の供給を要請する。

(イ) 食料等の備蓄

職員が、家庭において、最低限3日分の食料等を備蓄するよう周知するととも
に、職場において、最低限1食分の食料等の備蓄を行う。

ク 会計処理

所属長は、財務会計システムが使用できない場合は、特に重要で緊急の支払が必
要な経費について出納室と協議し、必要な手続きを行う。

ケ その他

所属長は、上記のほか、重要業務を目標時間内に実施するため、執務環境において障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

(5) 業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制や執務環境では目標時間までに業務を実施することが困難であると想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

(6) 職員の教育・訓練の実施

町は、職員に対する教育及び普及啓発を行うとともに、職員自らも情報を収集し、必要な対策を講じる。また、町は、訓練を実施し、業務継続計画やマニュアルの実効性を確認する。

(7) 業務継続計画等の見直し

町は、対策の課題を洗い出し、所要の見直しを行い、業務継続計画やマニュアルを見直すなど、継続的な改善を行う。

第3章 災害応急対策

第1節 災害警戒本部

【実施担当】 総務部

1 計画の方針

出雲崎町の地域内に災害が発生するおそれのある各種の気象警報等により、災害の発生が予測されるときは、災害対策本部を設置する前の段階として、町長を本部長とする災害警戒本部を設置し、各関係機関等の協力を得て、情報収集及び防災体制等の調整を図るものとする。

2 災害警戒体制

本章第2節の災害対策本部組織系統に準ずるものとする。

3 災害警戒本部の設置及び解散基準

(1) 設置基準

災害警戒本部は、次のいずれかに該当し、町長が必要であると認めたときに設置する。

- ア 大雨等異常気象が続き、災害が発生するおそれがあるとき。
- イ 町の地域を対象に高潮・高波警報が発表されたとき。
- ウ その他何らかの災害の発生するおそれがあるとき。

(2) 解散基準

本部長は、災害対策本部が設置されたとき又は予測された災害の危険が解消されたと認めたときに解散するものとする。

4 災害警戒本部の組織

災害警戒本部の組織は、「出雲崎町災害対策本部」の組織に基づく本部長、副本部長及び本部員で組織する。

5 災害警戒本部の運営

災害警戒本部は、本部長の指揮のもと、必要に応じて本部員会議を開催し、次の事項について処理するものとする。

- ア 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- イ 災害警戒対策の実施及び調整に関すること。
- ウ 各防災関係機関との連絡調整に関すること。

第2節 災害対策本部・災害復興推進本部

【実施担当】全部署

1 計画の方針

出雲崎町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で町長が必要と認めたときは、災害対策基本法第23条の規定により災害対策本部を設置し、災害の応急対策業務の迅速かつ的確な推進を図るものとする。

災害に対処する当面の災害応急対策責任者又は関係機関が災害対策を総合的に実施し、あわせて他機関との連絡調整にあたるため、それぞれの災害対策本部を設置したときは、これを出雲崎町防災会議会長に通知するものとする。

2 災害対策本部の設置及び解散基準

(1) 設置基準

災害対策本部は、次のいずれかに該当し、町長が必要であると認めたときに設置する。

- ア 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。
- イ 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき。
- ウ 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

(2) 本部の設置場所

本部は、出雲崎町役場に設置する。役場が被災し災害対策本部として機能しない場合は、町の施設の中から町長が指定する施設とする。

(3) 解散基準

本部長は、当該災害に係る応急対策がおおむね完了した場合又は予想された災害の危険性が解消されたと認めた場合は、災害対策本部を解散するものとする。

(4) 設置及び解散の通知

災害対策本部を設置したときは、本部長は直ちにその旨を次の機関に通知するとともに職員及び町民等に対して周知及び伝達し、災害対策本部の標識を役場正面玄関前に掲出するものとする。

- ア 県知事（県防災局危機対策室）
- イ 与板警察署
- ウ 柏崎市消防本部
- エ 消防団長
- オ その他防災関係機関

なお、災害対策本部を解散したときの通知等についても、上記に準じて行うものとする。

3 災害対策本部の組織編成

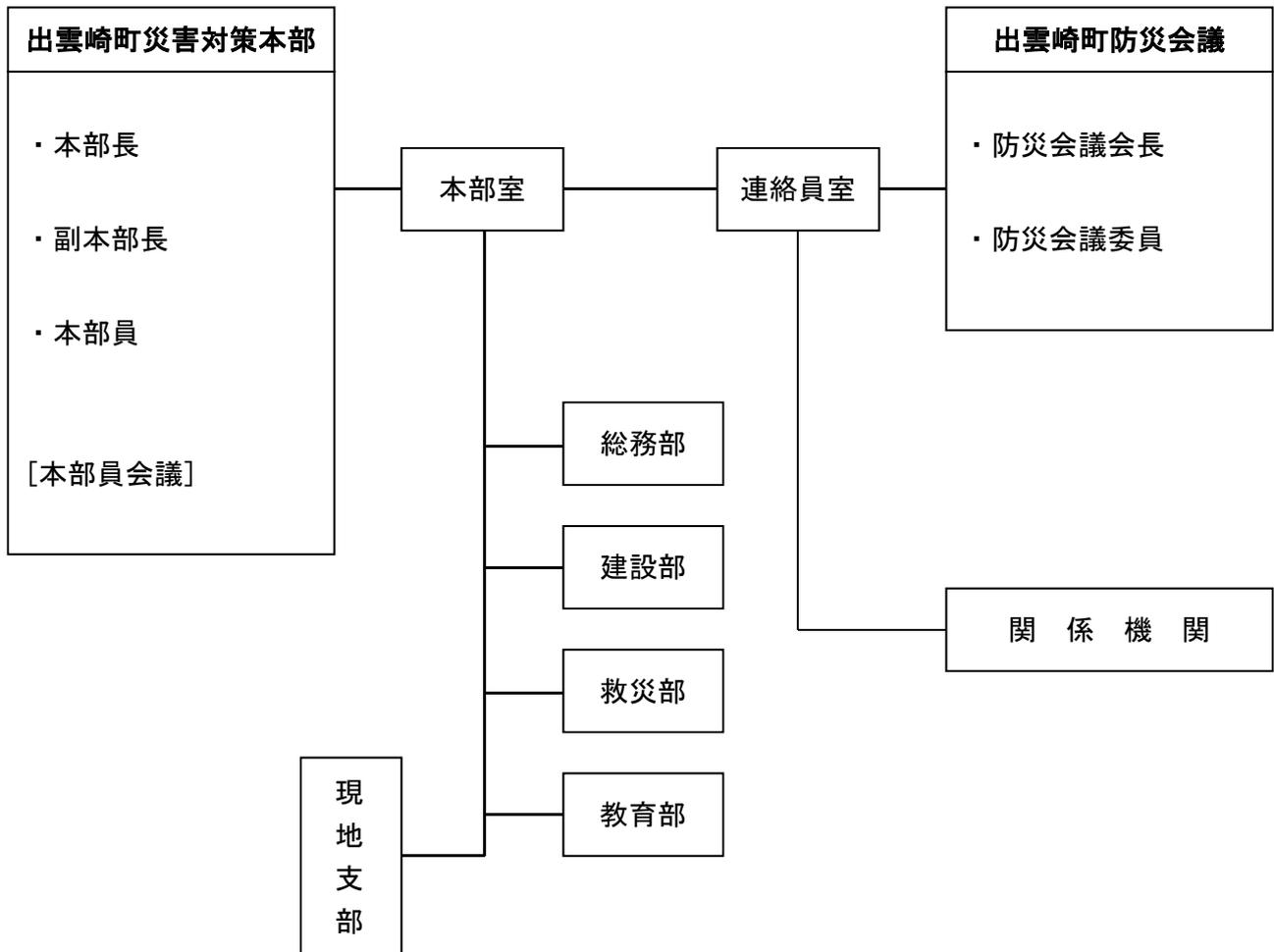
災害対策本部の組織編成及び事務分掌は、出雲崎町災害対策本部条例に基づき、町の行政組織における平常時の事務及び業務を基準とし、災害に即応できるように定めるものとする。

なお、災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(1) 災害対策本部の組織

災害対策本部は、次に示すように編成する。

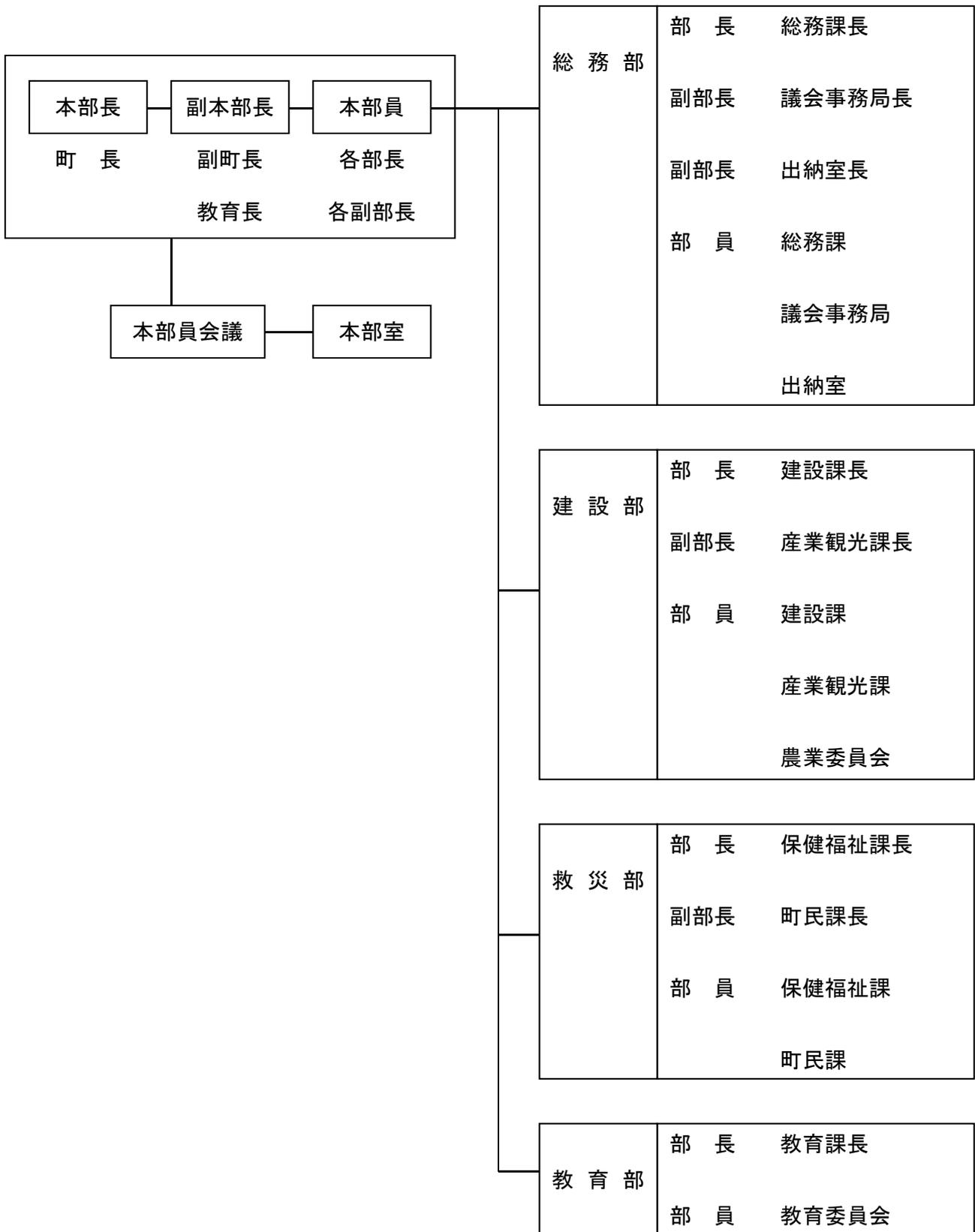
災害対策本部等組織系統



※ 災害対策本部を設置したとき、本部室を設置し、本部員会議及び各部の連絡調整を図るものとする。

※ 災害対策本部を設置したとき、防災会議は必要に応じて連絡員室を設置し、関係機関相互における連絡調整を図るものとする。

災害対策本部組織編成



(2) 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の各部の業務は次に示すとおりとする。

各部長及び各副部長は、平常時から職員に対し災害時の事務分掌について即応できるよう指示等を行っておくものとする。

部 名	事 務 分 掌
本 部 室 (総 務 課)	1 災害対策の総括に関する事 2 災害対策本部の設置及び解散並びに運営に関する事 3 防災会議、県その他関係機関との連絡調整に関する事 4 情報の収集及び伝達に関する事 5 避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令及び警戒区域の設定並びにこれらの解除に関する事 6 避難所開設及び閉鎖の決定に関する事 7 各部との連絡調整及び職員の動員並びに健康管理に関する事 8 国、県及び他市町村等に対する要請及び報告に関する事 9 その他、他の部に属さない事
総 務 部 (総 務 課) (議 会 事 務 局) (出 納 室)	1 災害対策本部の記録に関する事 2 気象地象情報、災害情報及び被害状況の整理に関する事 3 災害情報の広報公聴に関する事 4 防災行政無線の運用、被害調査、報告、応急対策及び復旧に関する事 5 消防団との連絡調整に関する事 6 集落との連絡調整に関する事 7 被災者等の救出に関する事 8 自衛隊の派遣要請の依頼及び受入調整に関する事 9 災害救助法等の適用申請に関する事 10 罹災証明書に関する事 11 災害対策関係予算に関する事 12 行政機能の移転に関する事 13 業務継続計画に関する事 14 報道機関への対応に関する事 15 庁舎の被害調査、報告、応急対策及び復旧に関する事 16 人員、物資の輸送用車両の確保及び配車に関する事 17 警備、防犯に関する事 18 被災者住宅支援等の調整に関する事 19 議会との連絡調整に関する事 20 調査団、視察団等の受入対応に関する事 21 災害対策事務の支払い及び必要物品の出納に関する事 22 義援金及び見舞金の受入れに関する事 23 関係機関等との連絡調整に関する事

<p>建設部 (建設課) (産業観光課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 雨量情報及び積雪・降雪情報等の収集及び報告に関すること 2 公共土木施設、公営住宅上下水道施設等の被害調査、報告、応急対策及び復旧に関すること 3 飲料水の確保、給水に関すること 4 災害応急建設資機材及び燃料等の調達及び確保に関すること 5 道路交通情報及び公共交通機関の運行情報の収集及び報告に関すること 6 交通規制に関すること 7 路上障害物（除雪を含む）の処理及び緊急輸送道路の確保に関すること 8 被災者に対する使用料の徴収猶予、納期限の延長及び減免に関すること 9 応急仮設住宅の建設等に関すること 10 観光客の安全確保に関すること 11 農林水産施設、治山施設、商工観光施設等の被害調査、報告、応急対策及び復旧に関すること 12 農林水産業者及び中小企業者に対する融資等に関すること 13 関係機関等との連絡調整に関すること
<p>救災部 (保健福祉課) (町民課)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設の被害調査、報告、応急対策及び復旧に関すること 2 避難所の設置、運営及び避難者の収容に関すること 3 避難者への炊き出し、食料及び物資の支給に関すること 4 救急医薬品及び衛生材料の確保に関すること 5 医療機関との連絡調整及び協力要請に関すること 6 救護所の設置及び運営に関すること 7 被災者に対する心身の健康及び福祉相談に関すること 8 生活保護受給者、要配慮者等の被災状況調査及び救護に関すること 9 民生委員、社会福祉団体等との連絡調整に関すること 10 災害ボランティアに関すること 11 義援金の配分に関すること 12 災害弔慰金等の支給に関すること 13 災害援護資金の貸付に関すること 14 人身、家屋等の被害調査、報告、応急対策及び復旧に関すること 15 避難住民の把握及び被災者名簿の作成に関すること 16 食料品及び被服、寝具その他生活必需品の調達及び配給に関すること 17 救援物資の受入れ及び配給に関すること 18 救援物資、資機材及び食料等の輸送に関すること 19 防疫、消毒及びし尿、ごみ、災害がれきの処理に関すること 20 各種の清掃活動に関すること 21 被災者の生活相談に関すること

	22 行方不明者の捜索及び遺体の処理、埋葬に関する事 23 被災者に対する町民税等の納税猶予及び減免に関する事 24 災害時における労働の確保に関する事 25 事業所等の公害発生防止に関する事 26 関係機関等との連絡調整に関する事
教 育 部 (教育委員会)	1 児童生徒等及び社会教育施設、体育施設等の安全確保、避難及び被災状況調査に関する事 2 学校教育施設、社会教育施設、体育施設等の被害調査、報告、応急対策及び復旧に関する事 3 学校教育施設、社会教育施設、体育施設等に係る避難所の開設及び避難者の収容の協力に関する事 4 応急教育計画及び実施に関する事 5 学用品の確保及び支給に関する事 6 文化財の被害調査、報告、応急対策及び復旧に関する事 7 関係機関等との連絡調整に関する事

4 災害復興推進本部の設置基準

災害対策本部を設置した場合で、当該災害に係る応急対策がおおむね完了し又は予想された災害の危険性が解消されたと認めて災害対策本部を解散した場合において、町の災害復興対策を総合的に推進するため、町長を本部長とする「出雲崎町災害復興推進本部」を設置することができる。

災害復興推進本部の組織は、「出雲崎町災害対策本部」の組織に基づく本部長、副本部長及び本部員で組織する。

災害復興推進本部は、本部長の指揮のもと、必要に応じて本部員会議を開催する。

本部長は、当該災害の復興推進に係る対策に目途がついたと認めたときに、災害復興推進本部を解散するものとする。

第3節 職員の動員配備体制

【実施担当】総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 地震による被害を最小限に食い止めるため、地震災害発生時の迅速な初動対応に必要な職員の配備を実施する。

イ 配備体制については、後述の基準をもとに、あらかじめ登庁職員を指定することにより、迅速な職員配備を実現する。

(2) 被災地及び降雪期の対応

被災地や降雪期における災害時は、職員本人の被災や交通途絶等により、登庁が困難な状況が予想されることから、庁舎からの距離などを考慮し、登庁職員の指定を行う。また、登庁が不可能な職員は、電話等でその旨所属の上司に報告し、その後の指示を受けるものとする。

2 災害時の動員配備体制

地震による災害における職員の配備体制は、災害の規模及び状況等により2段階に区分することとし、それぞれ次に示すように災害に即応できる体制を整えるものとする。

区 分	配 備 時 期	措 置 事 項	参 集 範 囲	摘 要 (他の職員等)
警 戒 配 備	・異常気象等により町内全域にわたって災害が発生するおそれがあるとき	・情報の収集 ・関係機関との連絡調整 ・町内パトロール ・その他応急措置	・管理職員 ・総務課職員 ・関係職員	・他の職員は自宅待機とし、上司の指示により必要な業務を行う体制をとっておくものとする。 ・状況に応じて上司の指示をあおぎ、必要な業務を行う。
非 常 配 備	・町内全域又は区域に甚大な災害が発生したとき	・情報の収集 ・災害応急対策措置ほか応急業務	・全職員 ・関係機関の職員等	・上司の指示により事務分掌に従事する。

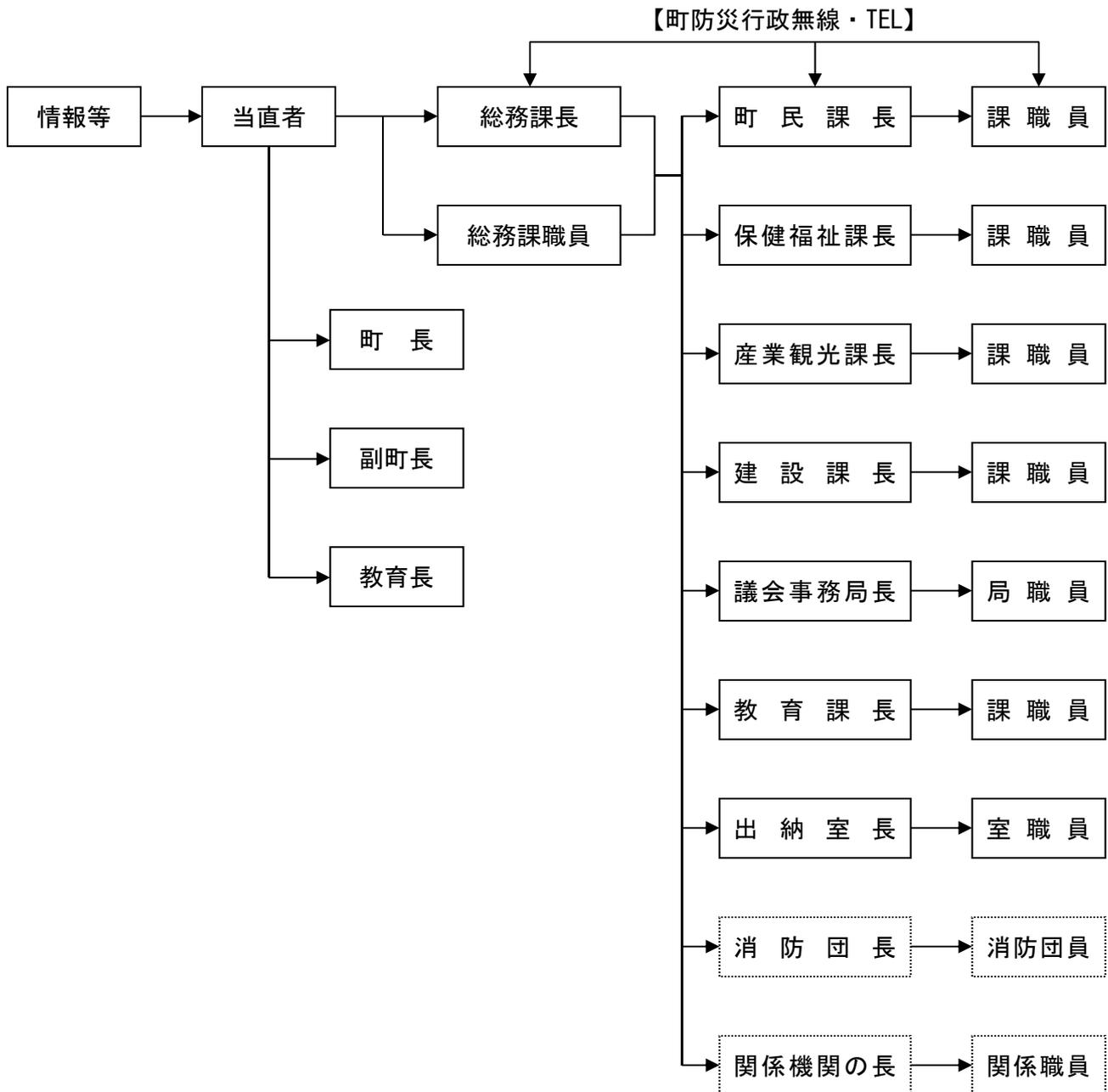
3 勤務時間内における配備体制

勤務時間内における配備体制は、本部員会議での決定事項（各部の役割分担等の詳細）について、各部長及び副部長は相互に連絡調整し、各職員に応急活動を命令するものとする。

4 勤務時間外における配備体制

勤務時間外における配備体制は次に示すとおりとし、本部員会議での決定事項（各部の役割分担等詳細）について、各部長及び副部長は相互に連絡調整し、各職員に応急活動を命令するものとする。

勤務時間外の配備体制



5 防災関係機関の配備体制について

災害初動対応が必要な防災関係機関の職員配備体制については、それぞれの防災業務計画に定めるものとする。

6 災害時における職員の服務基準

災害時における職員の服務基準を次のとおり定めるものとする。

- (1) 災害時における職員の自覚
職員としての自覚を持ち災害に対処し、町民の信頼を得るよう努めなければならない。
- (2) 災害時の動員及び参集の義務
災害時に動員命令を受けた職員は、指定された場所に必ず参集しなければならない。
- (3) 災害時の責任分担の的確な履行
各職員は与えられた職務に責任を持ち、的確な判断のもとに法令その他定められた基準に従い、自己の分担業務を的確に履行しなければならない。
- (4) 各関係機関との連絡協調
各関係機関と常に連絡協調し、災害対策に行き違いをきたすようなことがあってはならない。
- (5) 被災者に対する応接態度
被災者に対しては、親切、ていねいに接し、不安を抱かせるような態度をとってはならない。

7 参集時等の留意事項

- (1) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を上司に連絡するとともに、家族の避難、病院等への収容等必要な措置をとった後に参集する。
- (2) 交通の混乱、途絶等により参集できない職員は、その旨を上司に連絡し、指示を受ける。
- (3) 職員は、参集途上において、可能な限り周辺の被害状況を把握し、上司に報告する。
- (4) 参集職員は、その職務について権限を有する者が不在の場合は、臨機の判断により迅速かつ的確な応急対策を実施する。この場合、当該職員は、事後、速やかに実施業務の内容について権限を有する者に報告する。

第4節 防災関係機関の相互協力体制

【実施担当】総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

町は、防災の第1次的責任を有する基礎的地方公共団体として出雲崎町地域並びに町民等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、他の地方公共団体及び町民等の協力を得て防災活動を実施する。また、災害応急対策又は災害復旧を円滑に実施するため、次の事項を実施し、災害時の応援又は応援の受入のための体制を確立するものとする。

ア 災害時相互応援に関する協定の締結

市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、相互応援協定の締結に当たっては、それぞれにおいて、被災時の後方支援基地として位置づけられるよう周辺市町村との間の相互の協定締結並びに大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

イ 災害時の情報収集及び連絡体制の確立

災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に他の市町村等から応援を受けられることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法などの必要事項を定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

ウ 応援受入体制の確立

被害状況等を迅速に把握し、災害応急対策を行うため必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。

エ 応援体制の確立

被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、被災市町村から応援を求められたときは、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

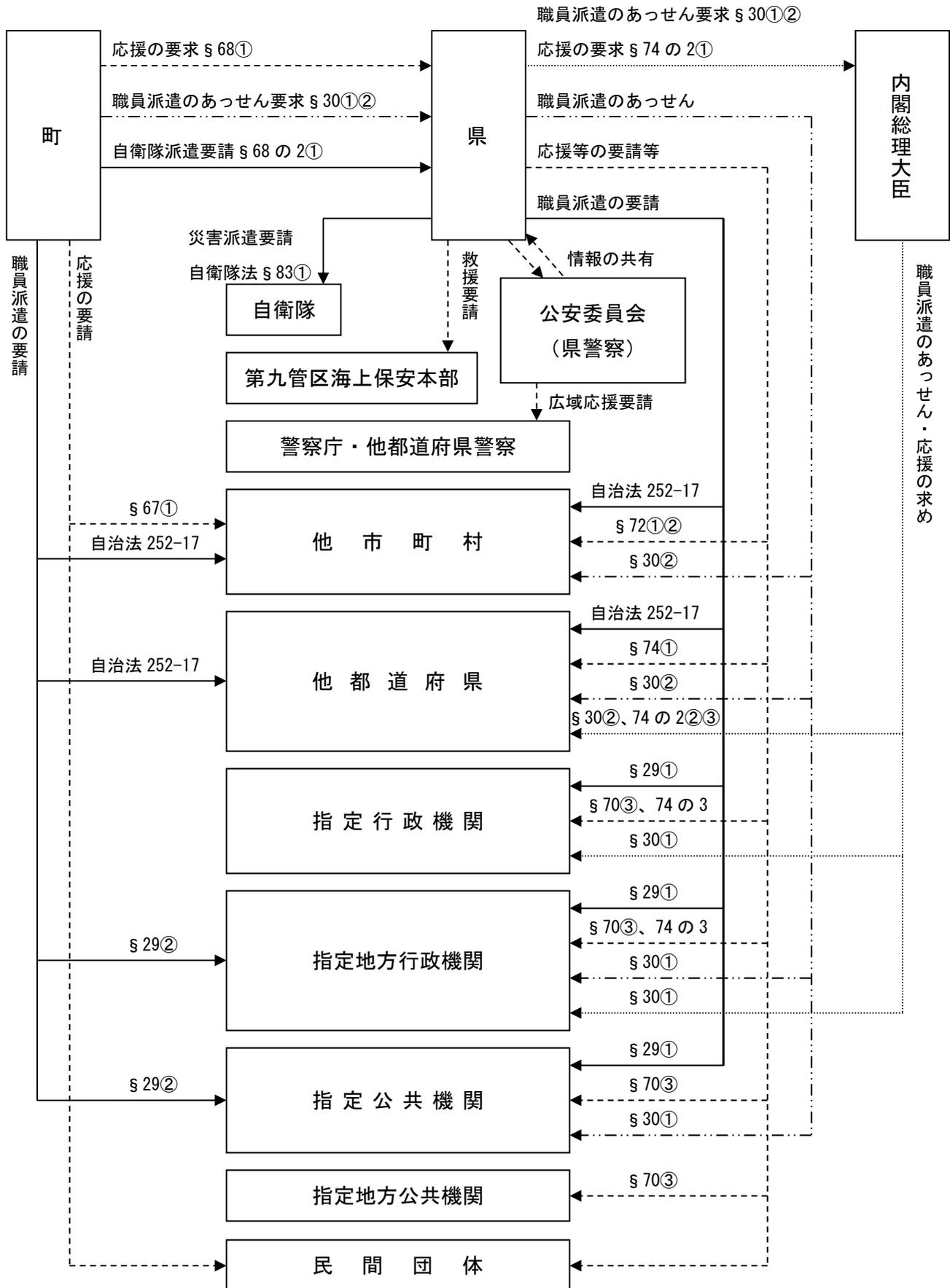
要配慮者の災害発生時における安全確保を図るため、消防団、自主防災組織等の防災関係機関との相互協力の下に、迅速な援護を実施する。

(3) 降雪期の対応

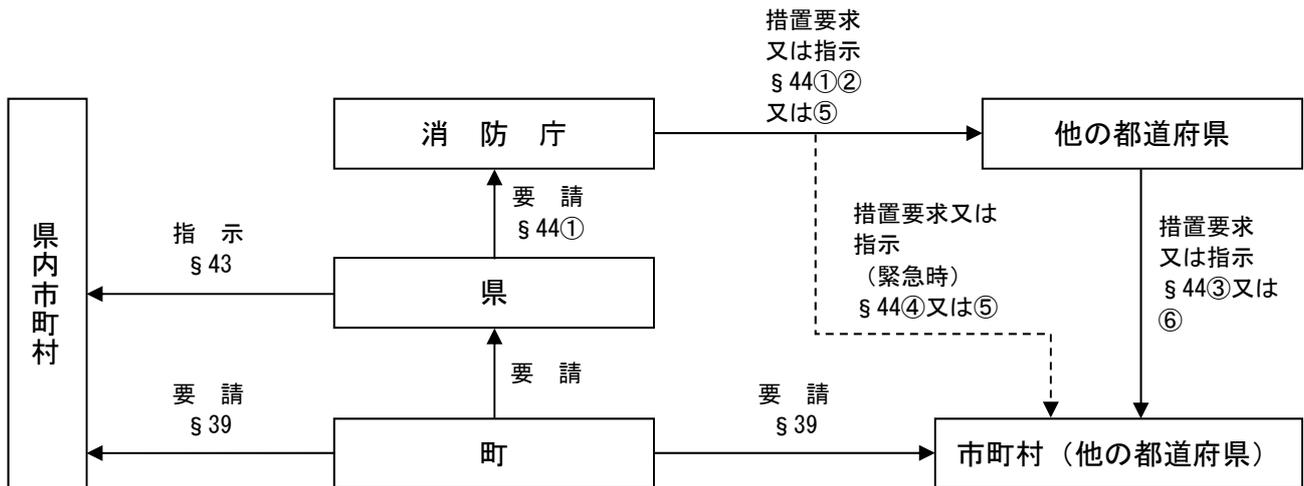
降雪期においては、道路交通の状況や気候的問題に十分配慮した応援の受入れ体制を確立するものとする。

2 情報の流れ

【災害対策基本法等に基づく応援要請等】



【消防組織法に基づく応援要請等】



3 業務の内容

(1) 応急対策に関する応援等の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 他市町村への応援要請 災害応急対策実施のために、必要があるときは、他の市町村長に対し応援を求める。 (2) 県への応援又は災害応急対策実施の要請 災害応急対策実施のため、必要があるときは、知事に対し応援又は県が実施すべき災害応急対策の実施を要請する。 (3) 民間団体への応援要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、民間団体に応援を要請する。 (4) 自衛隊の災害派遣要請の依頼 (5) 消防の広域応援の依頼	他の市町村長 知事 民間団体
県	(1) 他の市町村への応援の指示 被災市町村が行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、必要があるときは、他の市町村長に対し、必要な指示又は調整を行う。 (2) 他の都道府県への応援の要請 県のみでは十分な災害応急対策が実施できないときは、あらかじめ締結した応援協定に基づき、当該協定締結先の都道府県に対し応援を求める。	他の市町村長 北海道・東北ブロック 協定締結県、五県協 定締結県（福島県、 茨城県、栃木県、群 馬県）、三県協定締 結県（群馬県、埼玉 県）、長野県、富山

	<p>(3) 全国知事会を通じた応援の要請 上記協定締結後の応援でもなお十分な災害応急対策が実施できないときは、全国自治会を通じて「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援を要請する。</p> <p>(4) 指定行政機関等への応急措置の実施要請 県内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、当該機関が実施すべき応急措置の実施を要請する。</p> <p>(5) 指定行政機関等への応援の要求等 災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、道路の啓開や漁港施設の応急復旧等について応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。</p> <p>(6) 第九管区海上保安本部への支援要請 人命に危険が急迫する場合等、緊急を要する事態に対し、巡視船艇、航空機による海上輸送等の救援が必要なときは、第九管区海上保安本部に対し支援を要請する。</p> <p>(7) 民間団体への応援要請 県内における災害応急対策を的確かつ円滑に行うために必要があるときは、民間団体に対し、協力を要請する。</p> <p>(8) 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>(9) 消防の広域応援の要請</p>	<p>県、石川県、兵庫県 全国知事会</p> <p>指定行政機関の長、 指定地方行政機関の長、指定公共機関、指定地方公共機関</p> <p>指定行政機関の長、 指定地方行政機関の長</p> <p>第九管区海上保安本部</p> <p>民間団体等</p>
<p>指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長</p>	<p>(1) 応急対策の実施要請・指示 所掌する応急対策の実施に関し、必要があるときは、知事、市町村長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急対策の実施を要請し、又は指示する。</p>	<p>知事、市町村長、指定公共機関、指定地方公共機関</p>
<p>指定公共機関及び指定地方公共機関</p>	<p>(1) 指定行政機関の長等への応援要請 所掌する応急対策の実施に関し、必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求める。</p>	<p>指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、知事、市町村長</p>

※ 応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書で行う。ただし、文書によるいとまのない場合は、とりあえず電話等で要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする場所
- ウ 応援を必要とする期間
- エ その他応援に関し必要な事項

(2) 職員の派遣（あっせん）等に関する応援

実施主体	対 策	協力依頼先
町	<p>(1) 職員の派遣要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、知事若しくは他の市町村長又は指定地方行政機関の長若しくは特定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>(2) 職員派遣のあっせんの要請 災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関若しくは特定地方公共機関又は都道府県若しくは他の市町村の職員派遣についてあっせんを要請する。</p>	<p>知事、他の市町村長、指定地方行政機関の長、特定公共機関</p> <p>知事</p>
県	<p>(1) 職員の派遣要請 県内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要がある場合は、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長、指定地方行政機関の長若しくは指定公共機関に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。</p> <p>(2) 職員派遣のあっせんの要請 県内における災害応急対応又は災害復旧のため、必要がある場合は、内閣総理大臣に対し、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは特定公共機関又は都道府県若しくは市町村の職員の派遣についてあっせんを要請する。</p>	<p>都道府県知事、市町村長、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、指定公共機関</p> <p>内閣総理大臣</p>

※ 職員の派遣要請に関する共通事項

派遣要請は、次の事項を示して文書で行うものとする。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員数
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

(3) 応援受入体制の確立

実施主体	対 策	協力依頼先
------	-----	-------

町	<p>(1) 情報の収集・伝達・交換 応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生する恐れがある場合には、迅速的確にその状況を把握し、県及び他の市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。</p> <p>(2) 受入体制の確立 県及び他の市町村等との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など、受入体制を確立する。</p>	
---	--	--

(4) 応援協定締結自治体等への応援及び職員の派遣

実施主体	内 容	協力依頼先
町	<p>(1) 支援体制の確立 応援協定締結自治体や隣接の他の市町村において大規模な災害が発生した場合には、迅速に物資の供給や職員の派遣を行うための支援体制を確立する。</p> <p>(2) 情報収集 応援を迅速かつ的確に行うため、被災地の被害状況等に関する情報収集を速やかに行う。</p> <p>(3) 応援の実施 収集した被害情報等に基づき応援の内容を決定し、応援協定締結自治体等への物資等の供給、職員の派遣等を実施する。その際、職員は、派遣先において援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。</p>	<p>柏崎地域相互応援協定（柏崎市、刈羽村）</p> <p>長岡地域相互応援協定（長岡市、小千谷市、見附市）</p> <p>姉妹都市相互応援協定（柳津町）</p> <p>砂防関係協力市町村災害時応援協定（蔵王町、東成瀬村、下條村、大桑村、海津市、河南町、五條市、野追川村、十津川村、牟岐町、高原町、錦町）</p>

第5節 気象情報等伝達計画

【実施担当】総務部

1 計画の方針

新潟地方気象台からの警報や災害関係予報、災害関係情報及び国、県、新潟地方気象台からの土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報に基づき、発令時期を判断した避難勧告等を関係機関及び町民等に対し迅速かつ的確に伝達する。特に、特別警報について通報を受けたとき又は自ら知った時は、直ちに通知された事項を周知させる措置を取らなければならない。町民等は、気象、防災情報に十分注意を払い、地元町内会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動を通して情報の伝達を実施する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

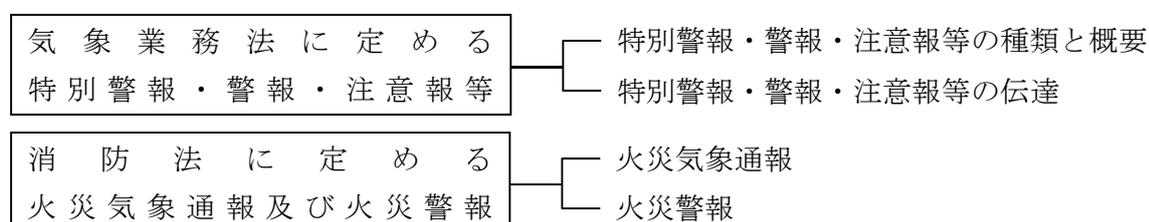
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者	町	被害情報、被災者のニーズ
町	県	被害情報、法適用の要請
	関係行政機関	被害状況、危険箇所の情報
県	国	被害情報等
	関係行政機関	被害状況、危険箇所の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国	県	気象業務法、消防法に定める特別警報・警報・注意報等
	町	土砂災害緊急情報
新潟地方気象台 (県と共同発表)	県、関係行政機関、報道機関	土砂災害警戒情報
県	町	土砂災害緊急情報
		気象業務法、消防法に定める特別警報・警報・注意報等
町	被災者	避難情報 気象業務法、消防法に定める特別警報・警報・注意報等

3 業務の体系

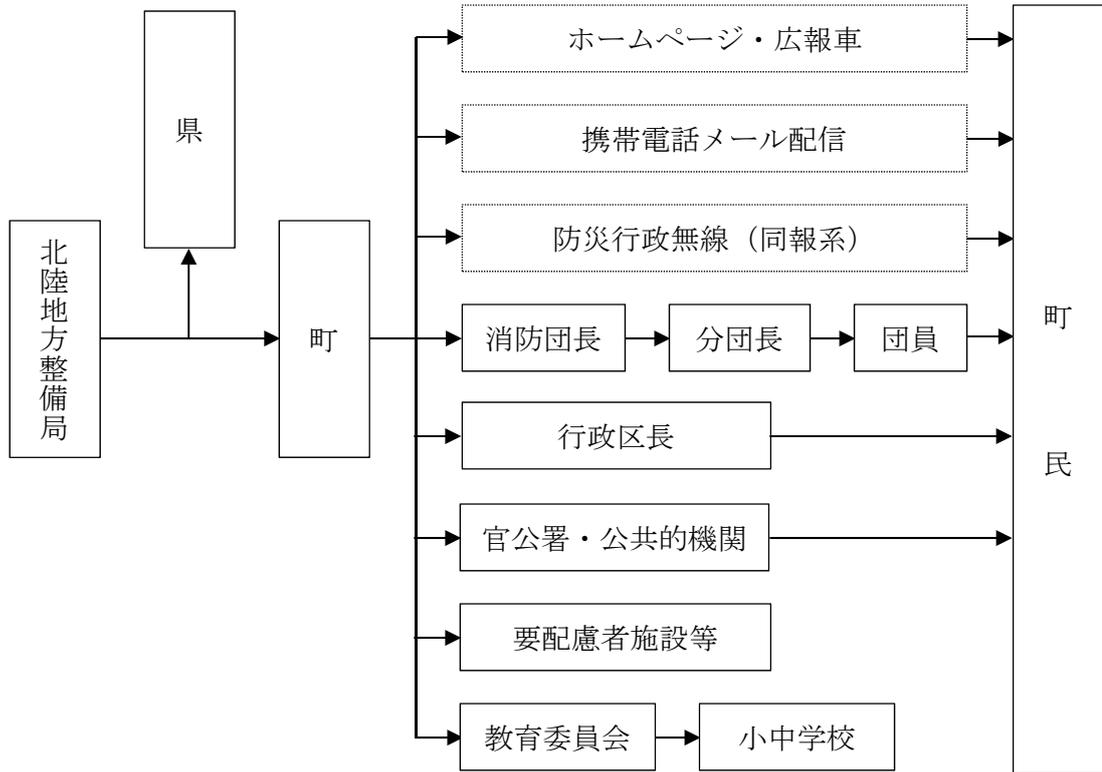
(1) 気象業務法、消防法に定める注意報・警報等



(2) 土砂災害緊急情報の伝達フロー図

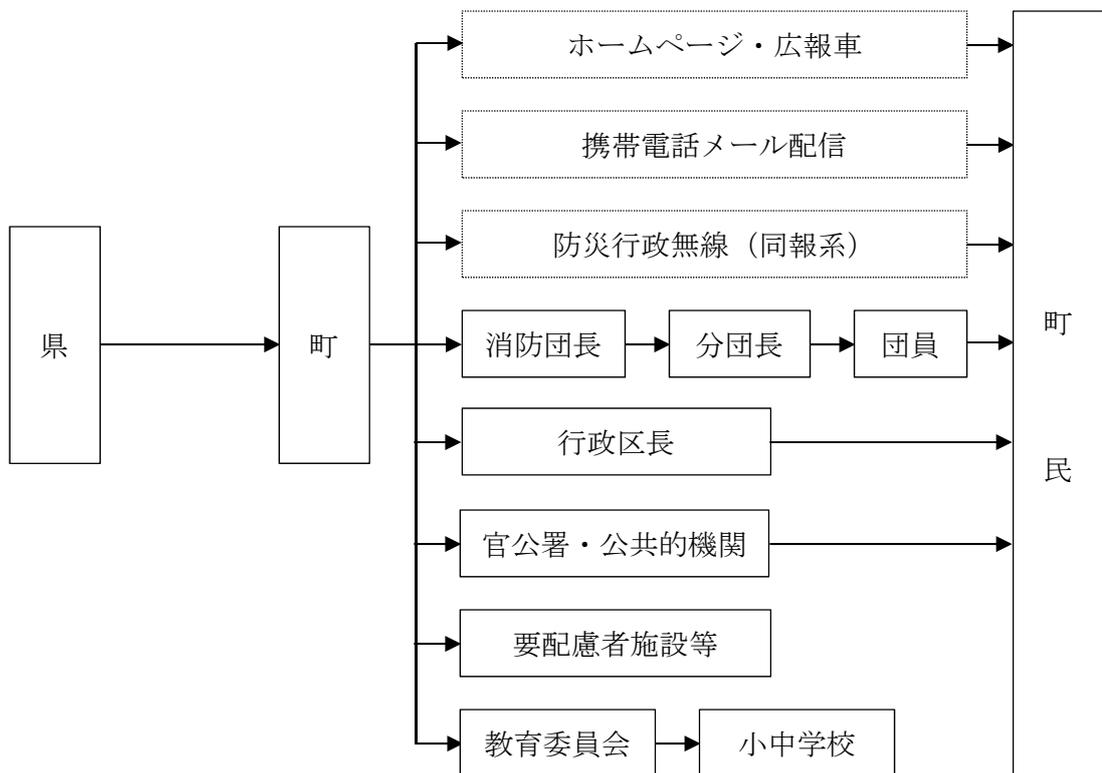
ア 国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。

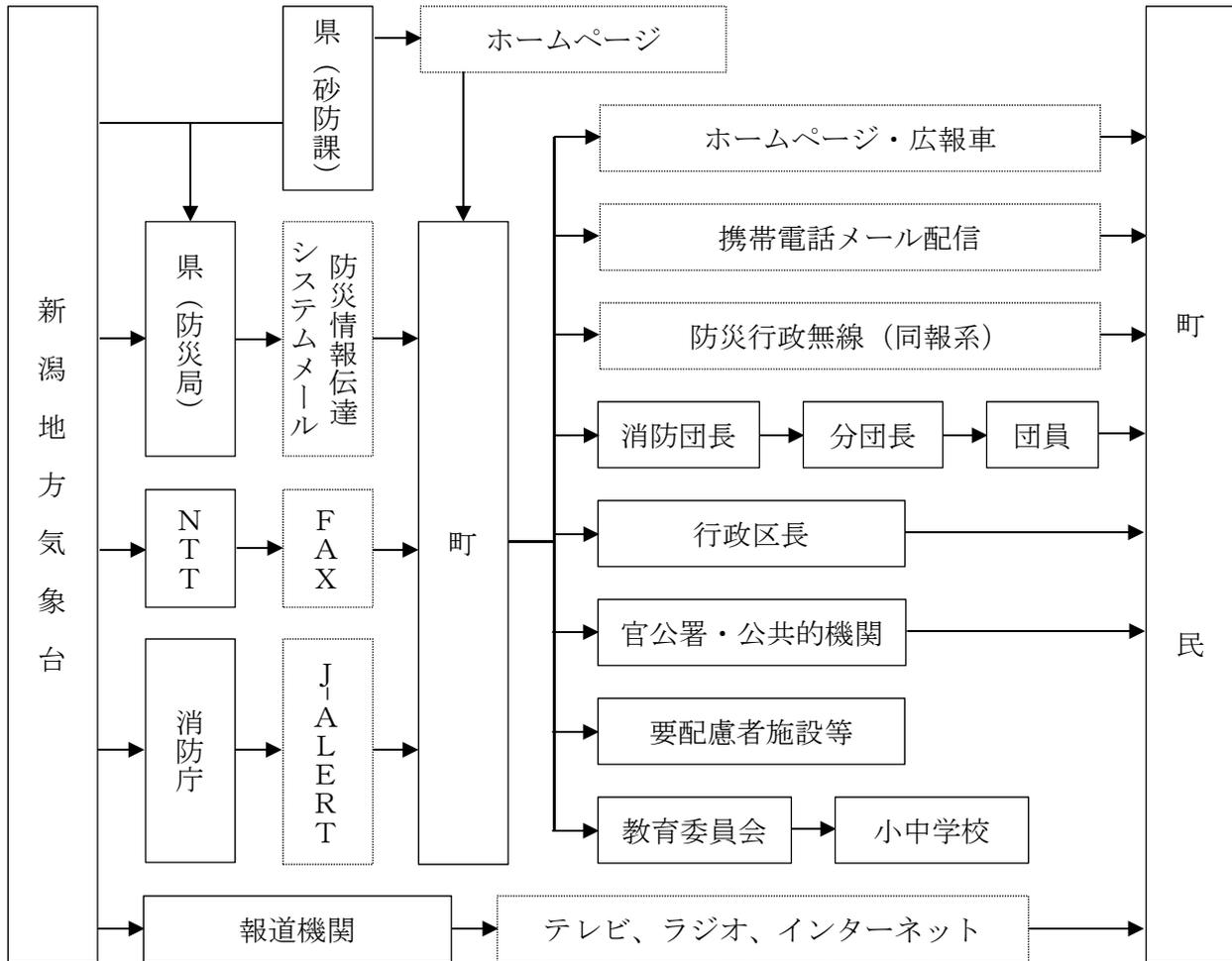


イ 県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。



(3) 気象警報等の伝達フロー図



4 特別警報・警報・注意報、土砂災害警戒情報等の種類及び発表基準

(1) 特別警報・警報・注意報

新潟地方気象台が気象業務法等法令に基づき発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、次のとおりである。

ア 注意報の種類及び発表基準

種類	発表基準 (中越 長岡地域 出雲崎町)
大雨注意報	大雨による被害が予想される場合 →①土壌雨量指数が91以上になると予想される場合 ②1時間に20mm以上の降雨があると予想される場合
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 →①1時間に20mm以上の降雨があると予想される場合 ②1時間に30mm以上の降雨があり、かつ3時間で70mm以上の降雨があると予想される場合
強風注意報	強風による被害が予想される場合 (4～9月) →平均風速が陸上で12m/s以上又は海上で15m/s以上と

	<p>予想される場合 (10～3月) →平均風速が陸上又は海上で 15m/s 以上と予想される場合</p>
風雪注意報	<p>風雪による被害が予想される場合 (4～9月) →平均風速が陸上で 12m/s 以上又は海上で 15m/s 以上となり、かつ雪を伴うと予想される場合 (10～3月) →平均風速が陸上又は海上で 15m/s 以上となり、かつ雪を伴うと予想される場合</p>
大雪注意報	<p>大雪による被害が予想される場合 →6時間の降雪の深さが 15cm 以上になると予想される場合</p>
波浪注意報	<p>高波、うねり等によって、災害が起こるおそれがある場合 →有義波高が 2.5m を超えると予想される場合</p>
高潮注意報	<p>台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 →潮位が 1.0m を超えると予想される場合</p>
雷注意報	<p>落雷等により被害が予想される場合</p>
融雪注意報	<p>融雪に伴う洪水、山崩れ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合 →①積雪地域の日平均気温が 10℃以上と予想される場合 ②積雪地域の日平均気温が 7℃以上と予想され、かつ日平均風速が 5m/s 以上か、日降水量 20mm 以上が予想される場合</p>
濃霧注意報	<p>濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合 →①視程が陸上で 100m 以下になると予想される場合 ②視程が海上で 500m 以下になると予想される場合</p>
乾燥注意報	<p>空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 →気象官署の値で、実効湿度が 65% 以下、最小湿度が 40% 以下になると予想される場合</p>
なだれ注意報	<p>なだれが発生して被害があると予想される場合 →①降雪の深さが 50 cm 以上で気温の変化が大きいと予想される場合 ②降雪の深さが 50 cm 以上で、最高気温が 8℃以上、又は 24 時間で 20mm 以上の降雨が予想される場合</p>
低温注意報	<p>低温のため、農作物等に著しい被害が予想される場合 (5～9月) →日平均気温が平年より 3℃以上低い日が 3 日以上継続すると予想される場合 (11～4月) →最低気温が海岸で -4℃以下、平野部で -7℃以下、山沿いで -10℃以下となることが予想される場合</p>
霜注意報	<p>早霜、晩霜等により農作物に著しい被害が予想される場合 →早霜・晩霜期に最低気温が 3℃以下と予想される場合</p>

着氷(雪)注意報	着氷(雪)が著しく、通信線や送電線等に被害が起これると予想される場合 →①著しい着氷が予想される場合 ②0℃付近で、並以上の雪が数時間以上続くと予想される場合
----------	---

イ 警報の種類及び発表基準

種 類	発 表 基 準 (中越 長岡地域 出雲崎町)
大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が起これるおそれがあると予想される場合 (浸水害) → 1時間に60mm以上の降雨があると予想される場合 (土砂災害) → 土壌雨量指数が130以上になると予想される場合
洪 水 警 報	洪水によって重大な災害が起これるおそれがあると予想される場合 →①1時間に60mm以上の降雨があると予想される場合 ②1時間に50mm以上の降雨があり、かつ3時間で110mm以上の降雨があると予想される場合
暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起これるおそれがあると予想される場合 →平均風速が陸上で20m/s又は海上で25m/sを超えると予想される場合
暴 風 雪 警 報	暴風雪によって重大な災害が起これるおそれがあると予想される場合。 →平均風速が陸上で20m/s又は海上で25m/sを超え、かつ雪を伴うと予想される場合
大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起これるおそれがあると予想される場合 →6時間の降雪の深さが35cmを超えると予想される場合
波 浪 警 報	高波、うねり等によって、重大な災害が起これるおそれがあると予想される場合 →有義波高が5.5mを超えると予想される場合
高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起これるおそれがあると予想される場合 →潮位が1.2mを超えると予想される場合

ウ 特別警報の種類及び発表基準

種 類	発 表 基 準 (中越 長岡地域 出雲崎町)
大 雨 特 別 警 報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合 具体的には①又は②のいずれかを満たすと予想され、かつ更に雨が降り続くと予想される場合 →①48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現する場合 ②3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現する場合(ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカ

	ウント対象とする) 【出雲崎町における 50 年に一度の値】 48 時間雨量 306 mm 3 時間雨量 126mm 土壌雨量指数 193	
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が襲来する場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	
高波特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合	
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪に伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 →府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日以上続くと予想される場合	

(2) 気象情報

気象等の予報に係りのある台風、大雨その他災害に結びつくような激しい気象現象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、特別警報・警報・注意報に先立って予告的に警戒や注意を呼びかけることを目的としたものと、特別警報・警報・注意報の発表中にその内容を補い、それらの効果をより高めることを目的としたものに大別できる。

(3) 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測し、又は解析したときに、新潟県気象情報の一種として新潟地方気象台が発表する。

〔発表基準（出雲崎町）〕 1 時間に 100mm 以上の降雨を観測し、又は解析したとき

(4) 土砂災害前ぶれ注意情報

大雨警報の発表中において、土砂災害警戒情報の発表までに避難行動要支援者の避難に必要な時間を確保できるように設定した基準に土壌雨量指数が達したとき又は達すると予想されたときに、県が発表する。溪流、斜面の状況や気象情報等も含めて総合的に判断し、避難行動要支援者の避難を開始すべき時期とされる。

(5) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいた発表基準に達し、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、気象業務法第 11 条及び災害対策基本法第 55 条に基づき、新潟地方気象台と県が共同で発表する。土砂災害の前兆現象、土砂移動現象が発見された場合に危険区域内の住民全員が避難をすべき時期とされる。

(6) 土砂災害緊急情報

県及び国は、緊急調査を実施したときは、得られた結果を、避難勧告又は避難指示

の判断に資するため町に通知する。

(7) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報等が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間である。

5 消防法に定める火災警報及び火災気象通報

火災警報は、町長が消防法第22条の規定により県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であるとき、次の基準により、必要に応じてこれを発表する。

なお、火災警報を発表したときは、県消防課に通知するものとする。

- (1) 実効湿度が65%以下になる見込みのとき。
- (2) 平均風速15m/s以上の風が1時間以上続いて吹く見込みのとき。
- (3) 火災危険度5以上になる見込みのとき。

第6節 災害時の通信確保

【実施担当】総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、情報収集、伝達手段の確保が重要である。関係機関は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の通信手段の状態を、町内会、自主防災組織、消防団、福祉ボランティアなどが確認を行い、被災による通信途絶を確認した場合には、通信確保にむけて的確な対応を行う。

(3) 降雪期の対応

降雪寒冷期においては、通常よりも通信手段の確保が困難であることが予想されるため、防災行政無線（同報系）の通話用遠隔制御装置等の非常用の通信手段を確保する。

2 情報の流れ

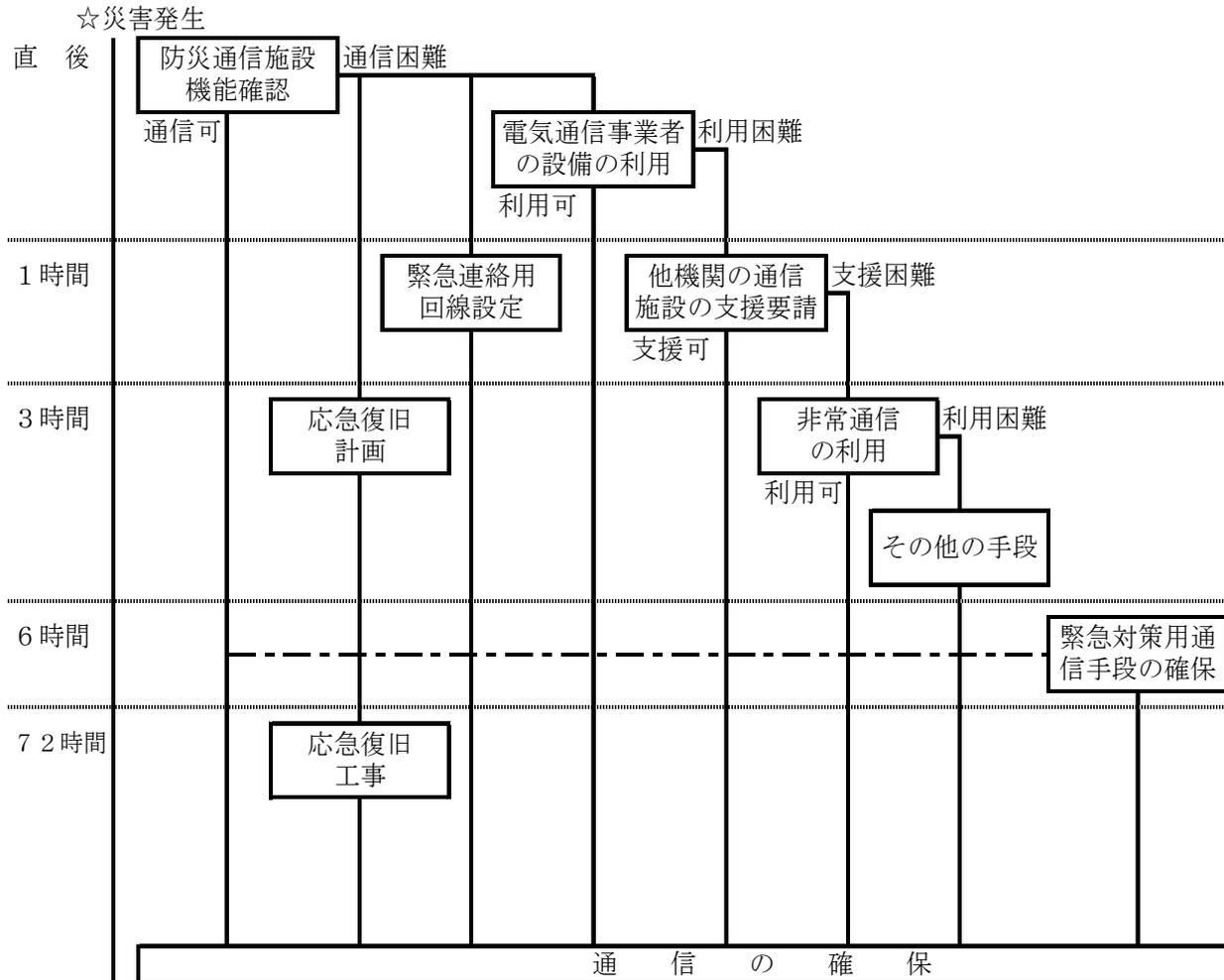
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
町	県	通信施設の状況 非常時に利用する通信手段の通知 通信手段確保の要請
町	防災関係機関等	通信手段確保の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	町	通信施設の状況 復旧の見込み 非常時に利用する通信手段の通知 提供可能な通信手段の情報
防災関係機関等	町	提供可能な通信手段の情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 防災通信施設機能確認

実施主体	対策	協力依頼先
町	(1) 災害発生後1週間以内に各種通信施設の状態を確認する。 (2) 被災による通信の途絶を確認した場合、概ね3時間以内に町災害対策本部と被災地間及び防災関係機関との通信を確保する。 (3) 所管する防災行政無線設備（同報系・移動系）の状況を確認する。 (4) 所管する情報通信施設（総合行政システム）の状況を確認する。 (5) 所管する広報車の状況を確認する。 (6) 新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。	県防災行政無線設備設置機関
県	(1) 遠隔監視装置及び実通話試験により、新潟県防災行政無線の機能を確認する。	県防災行政無線設備設置機関

	(2) 新潟県総合防災情報システムの機能を確認する。	
--	----------------------------	--

(2) 電気通信事業者の設備の利用

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 災害時優先電話に指定された回線を利用して通信を確保する。 (2) 災害時優先電話に指定された回線が一般からの着信により利用できなくなることの無いように、電話番号の秘匿に努める。 (3) 携帯電話、メール（インターネット・L GWAN 等）を利用して通信を確保する。	電気通信事業者

(3) 緊急連絡用回線設定

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、関係機関との通信を確保する。	電気通信事業者、通信機器販売者等
県	(1) 地域振興局に配備した衛星携帯電話を町災害対策本部に設置し、通信を確保する。 (2) 県庁に配備した可搬型衛星地球局、移動通信設備等を町災害対策本部に設置し、通信を確保する。 (3) 電気通信事業者、通信機器販売者等に災害時に利用可能な通信機器の貸与を要請し、町災害対策本部との通信を確保する。	電気通信事業者、通信機器販売者等 総務省
電気通信事業者、通信機器販売者等	(1) 町からの要請に基づき通信機器を貸与する。	

(4) 他機関の通信施設の支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 関係各法令の規定により、電気通信事業者及び他の機関に通信設備の優先利用、通信支援を要請する。 (2) 県を通じて自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援を要請する。	電気通信事業者、防災関係機関等 自衛隊
電気通信事業者、防災関係機関等	(1) 県、市町村からの要請に基づき通信の仲介または通信支援を行う。	

(5) 応急復旧計画の策定

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 所管する防災行政無線設備（同報系・移動系）の	

	被災状況、代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。 (2) 所管する情報通信施設（総合行政システム）の被災状況を基に復旧計画を策定する。 (3) 所管する広報車の被災状況、代替車の確保状況を基に復旧計画を策定する。	
防災関係機関	(1) 各々が所管する通信設備の被災状況、代替通信手段の確保状況を基に復旧計画を策定する。	

(6) 非常通信の利用

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 非常通信協議会に対し非常通信を要請する。 (2) 非常通信は地方非常通信ルートによる。	信越地方非常通信協議会
非常通信協議会 構成員	(1) 町の要請に基づき通信の仲介をする。	

(7) その他の手段

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 通信の確保について、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。 (2) 通信の確保ができない場合、使者を派遣する。	日本アマチュア無線連盟新潟県支部
日本アマチュア無線連盟新潟県支部	(1) 県、市町村からの要請に基づき通信の仲介をする。	

(8) 応急復旧工事

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	
防災関係機関	(1) 復旧計画に基づき、支障が生じた施設の復旧を行うための要員を直ちに配置する。	

(9) 緊急対策用通信手段の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段は災害発生後概ね6時間以内に確保する。 (2) 所管する通信手段の稼働状況、配備状況を勘察し、緊急対策用通信手段として利用できるものを確保する。 (3) 通信事業者、防災関係機関等に利用可能な通信機器の貸与を要請する。	通信事業者、防災関係機関等

県	(1) 利用可能な通信手段の情報を町に提供する。	通信事業者、防災関係機関等
通信事業者、防災関係機関	(1) 県、町からの要請に基づき通信機器を貸与する。	

第7節 被災状況等収集伝達計画

【実施担当】 総務部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災状況の情報収集及びその集約は、発生した災害の姿を認識する行為そのものであり、災害応急対策活動の出発点である。

町及び関係機関は、災害が発生した場合は、消防団、町内会等と協力し、速やかにかつ自主的に情報収集活動を開始する。

町は、収集した情報を集約し、被害の概要を掌握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、県、各防災機関及び被災地内外の住民等に地理情報システム（GIS）の活用など各種の手段を使って情報の共有化を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者に対する情報伝達として、民生委員、町内会、消防団、福祉ボランティアなどによる避難誘導體制の整備を進めるとともに避難所における職員の配置、文字情報提供などにより配慮する。

(3) 降雪期の対応

災害の発生時期によって、それぞれ被害の程度が異なることから特に積雪寒冷期においては、避難時の携帯ラジオの携行を勧め、また、孤立が予想される集落においては、防災行政無線（同報系）の通話用遠隔制御装置等の非常用の通信手段を確保する。

2 被害調査

町の区域内に災害が発生した場合は、次に示すとおりその被害状況を迅速に調査する。

被害調査の担当地区

調査地区	調査責任者	調査担当（消防団含む）
海岸地区（勝見～久田）	議会事務局長	総務課（消防管轄分団）
		議会事務局（消防管轄分団）
		出納室（消防管轄分団）
駅前地区（通称西越地区）	町民課長	町民課（消防管轄分団）
駅前地区（通称中越地区）	保健福祉課長	保健福祉課（消防管轄分団）
駅前地区（通称八手地区）	教育課長	教育委員会（消防管轄分団）

※ 上記にかかわらず、各地区の被害状況の程度により、重点調査できる体制も整えておく。

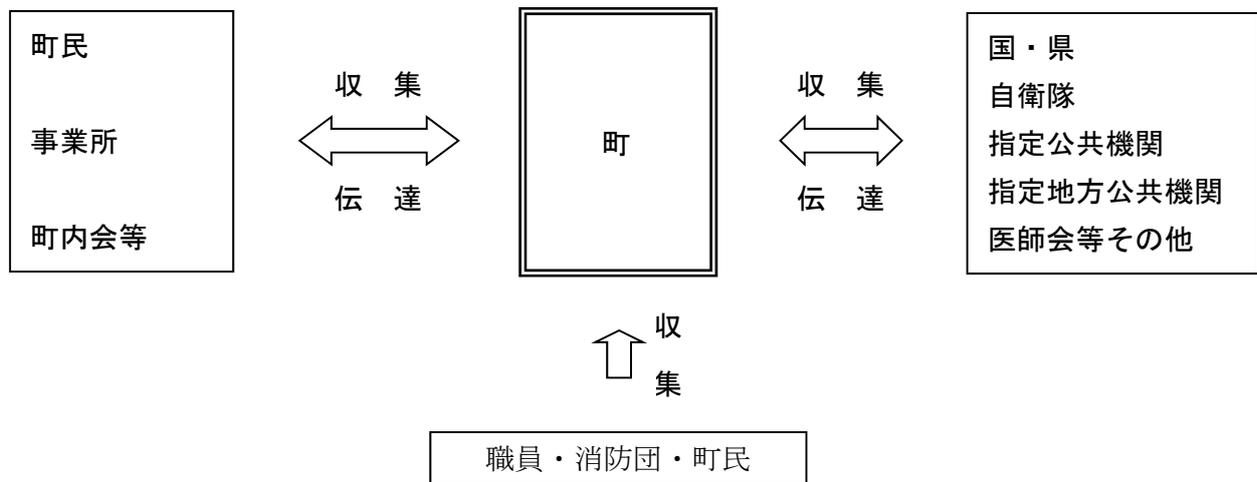
※ 産業観光課、建設課は、優先的に農地・農業用施設等及び道路施設等の被害状況の確認を行うため、上記表から除いてあるが、各課等と臨機な対応をとることとする。

地区名別集落区分

地区名	行政区名
海岸地区	勝見、尼瀬1区・2区・3区・諏訪本町、伊勢町、稲荷町、岩船町、住吉町、石井町1区・2区・2丁目、羽黒町1区・2区・3区・4区・5区、鳴滝町1区・2区、木折町1区・2区、井鼻1区・2区・3区・4区、久田
西越地区	沢田、藤巻、神条、吉川、滝谷、柿木、馬草、乙茂、大寺、上中条
中越地区	駅前、大門、川西1区・2区・3区、川東、てまり団地、松本、山谷、大釜谷、小釜谷、深町、別ヶ谷、立石、中山、米田、上小竹、下小竹、上野山
八手地区	桂沢、吉水、船橋、稲川、田中、市野坪、豊橋、常楽寺、小木、相田

2 情報の流れ

(1) 情報収集伝達系統



(2) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
町内会、町民、事業所等	町、消防機関、警察等	地域の状況、被害状況等
町、消防機関	県、警察、防災関係機関、報道機関	
県、警察	国、防災関係機関	

※ 被害状況の町→県への報告

- ・大規模な被害に進展するおそれのある場合
- ・早急に県に応援を求め又は応急措置を要請する必要がある場合
- ・人の死傷を伴う場合
- ・公共施設その他これに類する施設が被害を受けている場合
- ・その他異例の事態の場合

(3) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容

国、県	町、防災関係機関、報道機関	地域の状況、被害状況等
防災関係機関、報道機関	町、町民等	
町、消防機関等	町内会、町民等	
町内会、住民等	町民等	

3 業務の体系

第1次被害情報等の収集、伝達

- ・町職員の巡回等による被害状況の収集
- ・消防団、町内会、町民等からの被災情報等の収集
- ・県、防災関係機関（地域指定公共機関等）からの被災情報の収集及び収集情報の伝達
- ・防災行政無線による町民への第1次情報の伝達

一般被害情報及び応急活動情報の把握、伝達

- ・町職員、消防機関、警察、町内会、町民、防災関係機関による被害状況の把握
- ・県、防災関係機関への報告及び伝達
- ・応急対策活動状況、災害対策本部、避難所の設置状況等の町民等への広報

町民、町内会、事業所等への伝達及び広報

- ・防災行政無線及び広報車等による避難、救助活動、応急対策情報の広報
- ・報道機関等への情報伝達、報道要請による広報

4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 地震発生直後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。 (2) 情報収集にあたっては、職員別に担当区域を定め情報収集にあたりとともに、消防団、町内会等からの情報を収集する。 (3) 国、県、防災関係機関への通報、応援要請など情報伝達体制を確保する。 (4) 情報の種類の主なものは、次のとおりである。 ア 避難の状況 イ 人的被害状況（死亡者・傷病者） ウ 家屋・建物の被害状況（全壊・半壊・一部損壊・床上浸水・床下浸水） エ 避難勧告・指示、避難所設置の状況 オ 交通機関の運行及び道路交通の状況	消防団、町内会、柏崎市消防本部、県警察等

	<p>カ ガス、水道、電気等の生活関連施設の運営情報</p> <p>キ 防災関係機関の防災情報等発表時の応急対策の実施状況</p> <p>ク 情報の変容・流言等の状況</p> <p>ケ 住民生活・社会経済活動等の状況</p> <p>※ 災害発見者等から被災等の連絡があった際は、その者の住所氏名を確認しておくものとする。</p>	
県	<p>(1) 町、柏崎市消防本部及び警察本部に照会するとともに県関係部局の被害をとりまとめ、報道機関へ被害の状況を公表する。</p> <p>(2) 消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプターによる上空からの目視及び画像伝送による被災地域の情報収集を行う。</p> <p>(3) 必要に応じて町に連絡職員を派遣し、情報収集を行う。</p>	町、柏崎市消防本部、警察本部、自衛隊、北陸地方整備局
防災関係機関	<p>(1) 各防災関係機関において、業務計画に定める被害状況収集伝達体制により詳細な被害状況を調査する。</p>	

(2) 連絡体制

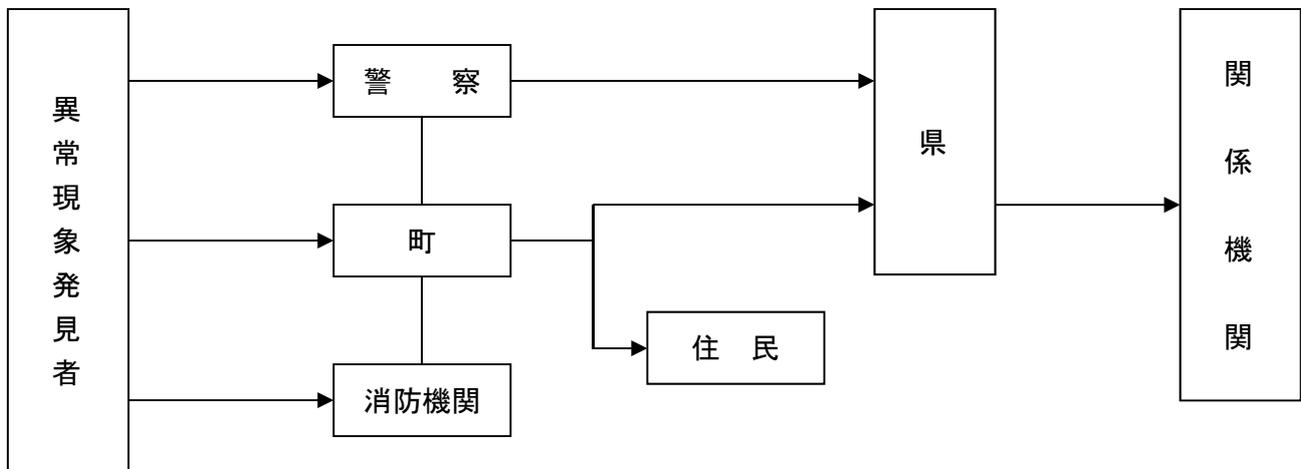
実施主体	対 策	協力依頼先
町	<p>(1) 災害対策本部の役割分担</p> <p>ア 第1次情報の収集は、各地区の情報をとりまとめ、速やかに本部に伝達するとともに双方緊密な連絡体制を図る。</p> <p>イ 防災行政無線及び携帯電話メール配信による町民等への情報提供は災害対策本部が行い、広報車（職員）による広報は担当者が行う。</p> <p>ウ その他、住民生活に関連した情報の収集及び伝達は、本部と避難所で連携して行う。</p> <p>(2) 町民等への連絡対策</p> <p>ア 防災行政無線による情報の提供</p> <p>イ 広報車による情報の提供</p> <p>ウ 携帯電話メール配信による情報の提供</p> <p>エ 報道機関の協力を得たテレビ・ラジオ視聴による情報提供</p> <p>(3) 国・県・防災関係機関への連絡対策</p> <p>ア 県防災行政無線（衛星系）、新潟県総合防</p>	消防団、町内会等

	災情報システム、防災優先電話、ファックス等可能な通信伝達方法による情報の伝達 イ 職員の相互派遣による情報伝達 ウ 消防庁への火災・災害時即報基準により、消防庁及び県防災局へ報告する。	
県	(1) 自衛隊、国行政機関（消防庁風水害等応急室、内閣府被災者行政担当）に被害状況を連絡する。 (2) 収集した災害関連情報等を集約し、応急対策推進に係わる防災関係機関に還元するとともに、報道機関等を通じて広報する。	
防災関係機関	(1) 各防災関係機関において、業務計画に定める被害状況収集伝達体制により被害状況を町に伝達する。	

5 異常現象を発見した者の通報

災害発生に関する異常現象を発見した者は、町、警察署、消防機関等最も通報に便利なものに速やかに通報するものとする。

異常現象発見者の通報系統



第8節 広報計画

【実施担当】総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に関する情報を積極的に収集し、災害発生が予想されるときは、避難情報をはじめとする防災に関する情報を広報し、町民等の安全を確保する。災害発生後は、避難、救助活動、応急対策等の情報を広報し、さらなる災害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、民心の安定を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

高齢者、障害者等地域の要配慮者へ災害に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫するとともに、視覚、聴覚障害者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保する。

(3) 降雪期の対応

雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう、多様な広報手段を活用する。

2 業務の体系

1 災害発生前 ↓	気象情報、水防情報の伝達	注意報等の注意喚起情報
2 災害発生直前 ↓	気象警報、水防警報の伝達 避難勧告等の伝達	災害発生の危険情報、警戒情報等 避難勧告・指示等の伝達 避難場所等の伝達
3 災害発生直後 ↓	災害発生情報の伝達 被害状況速報の発表	発生地域・箇所、規模、2次災害の危険性 職員等の調査結果
4 応急対策初動期 ↓	被害詳報の発表	人的・物的被害の数量、安否、避難状況
5 応急対策本格稼働期	生活関連情報の広報	衣食住、医療等生活関連情報
	被害規模・金額発表	損害金額等の全体的な集計結果
	復旧状況・見込み報告	ライフライン、交通、公共施設等に関する情報
	※町長の復旧方針説明	復旧計画の方針等、今後の見通しを説明
	生活再建関連の広報	生活再建情報

※は必要に応じて実施

3 業務の内容

(1) 災害発生直前

実施主体	対 策	協力依頼先
町	<p>(1) 災害が発生する危険性がある場合には、避難情報（準備・勧告・指示）を防災行政無線及び広報車、新潟県総合防災情報システム、公共情報コモンズ等で広報するとともに、消防団、町内等と協力して漏れなく伝達する。</p> <p>(2) 携帯電話メール配信により町民及び旅行者等にも避難情報（準備・勧告・指示）を伝達する。</p>	消防団 町内会

(2) 災害発生直後

実施主体	対 策	協力依頼先
町	<p>(1) 危険地域の町民等に防災行政無線及び広報車、新潟県総合防災情報システム、公共情報コモンズ等により広報するとともに、引き続き避難情報及び二次災害防止情報等を緊急伝達する。</p> <p>(2) 消防団、町内会等と協力して、情報を漏れなく伝達する。</p> <p>(3) 町内会等からの相談、要望等の受け付け</p> <p>(4) 被災者のための相談窓口の設置</p> <p>(5) 災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、防災無線を通じて、緊急宣言を行う。</p>	消防団 町内会

(3) 災害応急対策初動期

実施主体	対 策	協力依頼先
町	<p>(1) 継続中の避難情報</p> <p>(2) 避難所の開設等</p> <p>(3) 医療、救護、衛生及び健康に関する情報</p> <p>(4) 給水・炊き出しの実施、物資の配給</p> <p>(5) 災害の規模が大きく被害が甚大な場合は、防災無線を通じて被害の状況、町の対応状況、他市町村からの応援、自衛隊の出動、防災関係機関の対応状況等を随時自らわかりやすく町民等に説明し、冷静な行動と応急対策等への協力を呼びかける。</p> <p>(6) 町長は必要に応じ、被害状況及び対策の実施状況等に関し、報道機関を通じて町民等に説明する。</p>	
警察	<p>(1) 災害に乗じた犯罪の抑止情報</p> <p>(2) 交通規制情報</p> <p>(3) 町長から要求があった場合等の避難指示広報</p>	
ライフライン関係機関	<p>(1) 被災による使用不能状況</p> <p>(2) 使用可能の場合の使用上の注意等</p>	

	(3) 利用者相談窓口の開設	
公共交通機関	(1) 被災による不通区間の状況、運休、運行のとりやめ (2) 臨時ダイヤ等	

(4) 災害応急対策本格稼働期

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 消毒・衛生・医療救護 (2) 小中学校の授業再開予定 (3) 仮設住宅への入居 (4) 必要に応じて災害の復旧計画の方針、今後の見通し等を防災無線、インターネット等を通じて町民等にわかりやすく説明する。 (5) 町長は必要に応じ、今後の見通し及び復旧計画等を、報道機関を通じて町民等に説明をする。	
ライフライン関係機関 公共交通機関	(1) 復旧見込み (2) 災害時の特例措置の実施状況	

(5) 復旧対策期

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 罹災証明書の発行 (2) 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等 (3) その他生活再建に関する情報	
ライフライン関係機関	(1) 利用者相談窓口の開設	

(6) 防災関係機関が行う広報

他の関係機関との緊密な連絡の下に広報体制を早期に確立し、災害状況を迅速に把握するとともに、各機関の所管する事項について随時適切な広報活動を実施する。

(7) 報道機関による広報

町等から公表された災害情報や依頼された災害広報について、町民等の安全確保と社会的混乱の防止を目的として、町民等に対し性格で迅速な報道を行う。

(8) 町民等からの問い合わせに対する対応

町及び県は、被災者の安否について町民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、町及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者

等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第9節 町民等避難計画

【実施担当】総務部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 豪雨、暴風等による気象状況において災害発生が予想される場合は、災害情報の収集に努めるとともに、避難情報の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。
- イ 町民等は、気象情報や町等の広報に注意し、異状を発見した場合は、直ちに町、消防等に通報するとともに、身に危険を感じた場合は、地域住民等とともに自主的に避難する。
- ウ 河川水位、降雨量等が、あらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、速やかに当該地区の町民等に避難情報（準備情報・勧告、指示）を発令するとともに、消防団、警察の協力を得て、避難者の誘導に当たり、必要に応じて県に応援を要請する。
- エ 避難情報が発令された場合は、町内会等の単位で行動し、避難誘導や避難地での生活に際し、要配慮者等に配慮するものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 「災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の避難、誘導を行うとともに、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。
- イ 情報伝達に制約がある要配慮者は、避難準備情報発令時等、一般の町民等よりも早く情報の伝達漏れや避難できずに残っている者がいないか点検するとともに、移動が可能な段階で、安全な場所に避難させる。

(3) 降雪期の対応

- ア 避難所における暖房器具等の確保を図るとともに、確実な通信手段を確保し、避難情報等の伝達を行うものとする。
- イ 降雪期は、特に足場が悪く積雪により避難行動に制約を受けるため、避難行動要支援者の避難支援について、町内会等の協力を求める。

(4) 広域避難への対応

災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、避難者の受入れについて他の市町村と協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

2 情報の流れ

(1) 避難行動

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
町内会、町民等		避難行動
町	町内会、町民等	注意喚起広報 避難準備情報等
県、防災機関等	町	河川情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報、気象情報等

(2) 救助活動（被災地から）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
町内会、町民等	町、消防機関、県警察	地域の状況、安否情報、被害情報、被災地ニーズ
町	消防機関、県警察、県	集約された被害情報、集約された被災者ニーズ
県	県内広域消防相互応援部隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊、自衛隊等	活動範囲、業務内容
	総務省消防庁 報道機関 国民	避難情報の発令状況、被害状況の集約、公表（県ホームページ等）

(3) 救助活動等（被災地へ）

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
町内会、町民等	その他の被災地域	支援体制
町	民生委員、町内会、町民等	避難所の開設、運営協力要請、支援規模等の情報、浸水想定地域の設定情報
県	町	気象情報、避難の判断材料情報、活動範囲、部隊規模、受け入体制

(4) 緊急時情報の伝達方法

	情報収集・伝達方法
風水害情報の収集	(1) 県防災行政無線、警察署、気象情報提供システム (2) ラジオ、テレビ等報道機関
町民等への情報伝達	(1) 防災行政無線、広報車、携帯電話メール配信等

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

地域の状況（気象警報、河川情報等）→ 危険地域からの自主避難

↓

避難準備情報の発令 → 町民等及び県、報道機関への情報伝達

避難行動要支援者等の把握及び避難誘導支援

↓

避難所の準備、開設（それ以外の町民については、避難の準

備又は避難行動)
避難勧告、避難指示 → 町民の安否確認、孤立者等への救助活動（必要に応じて警戒区域の設定）
↓
避難 → 避難者ニーズの取りまとめ

4 業務の内容

(1) 避難準備情報等

実施主体	対 策	協力依頼先
町内会、町民等	(1) 地域の状況の連絡 (2) 自主避難及び避難行動要支援者の避難誘導、救助要請	町、民生委員、消防団、県警察
町	(1) 避難所の開設と避難状況の収集 (2) 県、報道機関等への情報提供と発信 (3) 要配慮者への対応	民生委員、消防団、県警察、報道機関等
県	(1) 避難状況等の全体把握及び関係機関への情報伝達 (2) 自衛隊、消防庁、警察本部等への連絡 (3) 管理施設の避難所開放	放送機関 自衛隊、消防庁、第九管区海上保安本部、警察本部等
防災関係機関	(1) 避難状況の把握及び緊急通報への対応 (2) 広域応援の必要性の判断及び市町村との情報交換	県警察、柏崎市消防本部

(2) 勧告又は指示等

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 町民等への伝達と避難の指示 (2) 避難の広報、避難誘導 (3) 避難路の安全確保及び避難所の開設 (4) 報道機関、柏崎市消防本部、県警察等関係機関への連絡	報道機関 民生委員、消防団、県警察
県	(1) 避難指示、勧告等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達 (2) 関係機関に災害派遣等を要請 (3) 応急対策の実施	報道機関 自衛隊、消防庁、国土交通省、警察本部等
防災関係機関	(1) 避難勧告、指示の地域からの避難誘導 (2) 交通規制の実施 (3) 犯罪予防	県警察、柏崎市消防本部

(3) 避難誘導、救助

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者、町内	(1) 自主避難及び町内会等による避難行動要支援者	

会、民生委員、 自主防災組織	の避難誘導、救助要請	
町	(1) 避難地、避難所運営に関する窓口 (2) 被害状況の収集と避難所の開設と運営、避難者の概数把握 (3) 情報の提供と発信 (4) 自衛隊、緊急消防援助隊の派遣要求	民生委員、町内会、消防団、県警察等
県	(1) 被害状況の全体把握及び関係機関への情報伝達 (2) 自衛隊、緊急消防援助隊等の派遣要請 (3) 管理施設の避難所開放 (4) 要配慮者のケアについて、受入施設の提供、人員の派遣等の町への支援 (5) 避難者及び緊急物資の運送に係る車両等の確保	報道機関 自衛隊、消防庁、第九管区海上保安本部、県警察等
防災関係機関	(1) 避難状況の収集及び緊急通報への対応 (2) 広域応援の必要性の判断及び町との情報交換	県警察、柏崎市消防本部

5 避難準備情報、避難勧告、避難指示等の実施基準等

町長（本部長）は、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない状況になった場合は、避難準備情報を発令する。また、人的被害の発生する可能性が高まった状況や、気象情報等によって、過去の災害発生例、地形等から判断して、災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては、避難の勧告・指示を行うことが予想される場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難の勧告・指示を行うとともに、必要に応じて関係機関に町民等の避難誘導への協力を要請する。

なお、町長が避難の勧告及び指示を行うことができないとき、あるいは町長から要求があたったときは、次表のとおり警察官等が避難の指示を行う。

(1) 避難準備情報、勧告又は指示の実施者

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難準備情報	町長	無
勧告	町長	災害対策基本法第60条
指示	町長	災害対策基本法第60条
	警察官又は海上保安官	災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がない場合に限る）	自衛隊法第94条
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条及び地すべり等防止法第25条

(2) 避難準備情報、勧告又は指示の発令基準

避難準備情報、避難の勧告等は、次のような事態になったときに発令する。

なお、必要に応じて、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について、県に助言を求めることができる。

ア 避難準備情報

(ア) 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要するものが避難行動を開始しなければならない状況になったとき

(イ) 大雨警報、土砂災害前ぶれ注意情報が発表され、巡視等による状況把握、気象予報等により、このまま推移すると災害が発生する危険性が高いと判断したとき

イ 勧告又は指示

(ア) 河川がはん濫注意水位を突破し、洪水のおそれがあるとき

(イ) 避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき

(ウ) 河川の上流が水害を受け、下流地域に危険があるとき

(エ) 火災が拡大するおそれのあるとき

(オ) 爆発のおそれがあるとき

(カ) 土砂災害警戒情報が発表され、災害発生状況、降雨状況、近隣での災害発生状況等を総合的に判断し、著しい危険が切迫しているとき

(キ) 巡視等により土砂災害の前兆現象又は地すべり、がけ崩れ、土石流等発見され、著しい危険が切迫しているとき

(ク) その他町民等の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき

(3) 避難の勧告、指示の内容

避難の勧告、指示を実施する者は、避難対象となる町民等に対し、次の事項を明確にして勧告又は指示を行い町民の円滑な協力を得るように努める。

ア 避難対象地域

イ 避難理由

ウ 避難先及び所在地

エ 避難経路

オ 避難時の注意事項等（火災盗難の予防、携行品、服装等）

(4) 勧告・指示の伝達

勧告、指示の伝達は、以下の方法で実施する。

ア 防災行政無線、広報車及び携帯電話メール配信等で当該地域の町民等に速やかにその内容の周知徹底を図るとともに、避難の安全を確保するために必要と認める期間に連絡する。

イ 要配慮者等への勧告又は指示に当たっては、消防団、町内会組織等を通じて確実に伝達する。

(5) 避難勧告・指示の解除

町長は、浸水等の危険が去り、且つ被害を免れ、又は被害が軽微で避難の必要がなくなったと認めるときは速やかに関係機関と協議のうえ、避難している町民等に対して直ちにその旨を公示する。

ア 適切な避難勧告解除と伝達方法

イ 避難勧告解除の公示

(6) 避難の開始

ア 災害発生後又は災害の発生のおそれのある場合は、町内会や自主防災組織等の単位で一団となって避難所に避難するものとする。この場合、避難行動要支援者等を優先する。

イ 避難に際しては、町内会等を中心に助け合うとともに、安全に行動できる服装とし、集団行動をとるとともに、携帯品は非常持ち出し品等必要最小限度のものにとどめる。

(7) 避難の誘導

ア 町民等の避難誘導は、避難経路の所要に誘導員を配備する。誘導員は、町職員又は消防団が関係者の指示により行うものとする。また、誘導員を配備する暇がない場合は、主として警察官が行うものとする。

イ 警察、防災関係機関、自主防災組織等の協力を得て、町民等が安全かつ迅速に避難できるよう組織的な避難誘導を行う。

ウ 緊急時の一時避難については、町職員による誘導がない場合でも、安全かつ迅速に避難できるよう、自主防災組織単位で訓練を重ねておくものとする。

エ 病院、学校、社会教育施設、社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた安全な方法により児童生徒、通院患者、施設入所者等を避難誘導する。

オ 誘導の順序は、避難行動要支援者を優先する。なお、町は在宅の援護を要する者の情報を基に施設受入れの調整を行う。

(8) 移送

町は、自力で避難できない避難者を確認した場合は、防災関係機関の協力を得て車両、ヘリコプター等で移送する。また、被災者が多数で広域な範囲にわたる大規模な移送が必要な場合は、自衛隊、警察等の協力を得て、迅速に他の地域へ移送するものとする。

(9) 報告等

ア 知事への報告

避難勧告、指示を行ったとき若しくは解除したとき又は警察等から避難勧告、指示を行った旨の通知を受けたときは速やかに知事に報告する。

イ 関係機関への連絡

避難勧告、指示を行ったとき又は解除したときは、必要に応じ警察等の関係機関にその旨を通知する。

(10) 報道機関による広報

町等から公表された災害情報や依頼された災害広報について、町民等の安全確保と社会的混乱の防止を目的として、町民等に対し正確で迅速な報道を行う。

第10節 避難所運営計画

【実施担当】総務部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 風水害により避難者の救助、収容が必要な場合は、速やかに避難所を開設し、避難所運営マニュアルに沿って円滑な避難生活が送れるように運営する。
- イ 地域住民、民生委員、町消防団等の協力を得て、避難所を開設・運営するものとし、避難者は、相互扶助の精神により自主的に秩序ある行動で避難所運営に協力する。
- ウ 運営に当たっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、要配慮者に対するケア、男女の視点の違い等に十分に配慮することとし、安全、保健、衛生、保安、プライバシーの保持に注意し、更衣室、授乳室、夜泣き対応のための部屋等を確保するなど、避難生活が快適に送れるよう留意する。
- エ 避難所は、町民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。
- オ 避難に関する情報の発出がなくても、町民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は、速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。

(2) 要配慮者への配慮

- ア 情報伝達は音声と掲示を併用し、手話通訳者の配置など、要配慮者の情報環境に配慮するとともに、地域の事情に不案内な外来者等については道路状況等の必要とされる情報提供を行う。
- イ 保健師・看護師の配置、巡回により避難者の健康管理に努め、通常の避難所での生活が困難と判断される要配慮者には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所を勧めるものとする。
- ウ 福祉施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障害者等のために福祉避難所を開設し、指定避難所からの誘導を図るとともに、障害者、高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。
- エ 町は、避難所施設内の段差解消等バリアフリー化に努める。

(3) 降雪期の対応

全避難者を屋内に収容するものとし、避難所の収容力を上回る場合は、速やかに他施設への移動を手配する。なお、避難所においては暖房器具、採暖用具の配置、暖かい食事の早期提供に配慮する。

(4) 避難所外避難者に対する対応

避難所外避難者の状況把握・支援の体制を整備するとともに、自動車内で生活する避難者に対し、エコノミークラス症候群予防のための注意喚起広報を行う。

2 避難所の開設

町長は、避難した被災者のうち、引き続き避難収容を必要とする者に対して避難所を開設する。

避難所を開設したときは、開設場所、開設日時、収容状況及び開設期間の見込みを県知事に報告するものとする。

避難所は、あらかじめ指定した既存施設（学校、公民館、その他の指定施設）を利用するものとするが、これらの施設が利用できない場合には、民間の施設を利用するなどして避難者を収容するものとする。

特別養護老人ホームが被災した場合における入所者の緊急避難場所は、保健福祉総合センターとする。

(1) 避難所の設置基準

- ア 安全が確保される地域であること。
- イ 給水、給食等の救助活動が容易にできること。
- ウ 防疫、衛生面が適切であること。

(2) 避難所の管理

- ア 避難所を開設するときは、管理責任者を定めること。
- イ 避難所の運営に必要な資機材を整備すること。
- ウ 避難所には収容者心得等を掲示し、混乱の防止に努めること。

(3) 避難所における町民等の心得

避難所に避難した町民等は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次の点に配慮する。

- ア ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- イ 要配慮者への配慮
- ウ その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

3 避難所における相談業務

町は、県及び関係機関と相互に協力し、庁舎又は避難所に町保健福祉課を中心とする臨時相談所を設置し、人心の安定を図るものとする。

4 町民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

町民等は、危険の切迫又は現実の被災により自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、役場へ避難先、避難人数等を連絡するものとする。また、できるだけ隣近所でまとまって行動し、老人等の要配慮者の安全の確保と避難時の介助等を心がけるものとする。

(2) 町による支援

町は、町民等が自主避難を開始した場合は、直ちに職員を派遣し、避難行動の支援、避難所予定施設の開放等の措置を行う。また、町民が親類や知人宅等に避難した場合は、避難者の希望を調査し、必要に応じて公共施設等の避難所を提供する等、避難者が「気兼ねなく」避難生活を送れるよう配慮するものとする。

5 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
---------------	--------

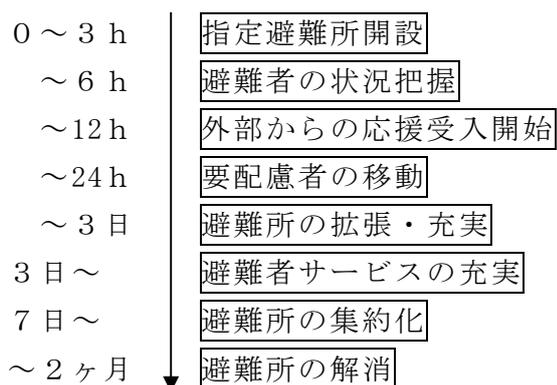
避難所配置職員	町	避難者数、ニーズ
町	県	避難所・避難者数、ニーズ
県	国、関係機関等	避難状況、支援・供給要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国・関係機関等	県	支援・供給情報
県	町	
町	避難所	

6 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

☆風水害発生のおそれ（避難勧告等の発令）



7 業務の内容

(1) 指定避難所開設後24時間以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
指定避難所の管理者	(1) 施設の安全確認（開設～3 h） (2) 指定避難所の開錠 (3) 指定避難所開設作業への協力	
町	(1) 指定避難所開設（～3 h） ア 管理運営責任者及び職員配置 イ 避難所開設報告 ウ 施設の安全確認 (2) 指定避難所開設（～6 h） ア 避難者数・ニーズの把握、報告 イ 備蓄物資の確認及び配備 ウ 要配慮者の把握と初期的な対応 (3) 指定避難所開設（～12 h） ア 応援受入れ連絡窓口の設置 イ 避難所運営応援職員の受入 ウ ボランティアの配置	県 施設管理者 避難者 避難者 県 〃 ボランティアセンター

	<p>エ 食料・生活必需品提供の開始 オ 仮設トイレ設置（男女別等） カ 冷房器具の手配（夏季） キ 暖房器具、燃料の手配（冬季） ク 医療救護班の受入 ケ 要配慮者支援要員の配置 (4) 要配慮者の移動（～24h） ア 傷病者等の医療機関への搬送 イ 福祉施設等への緊急入所 ウ 福祉避難所の開設、要配慮者受入</p>	<p>県 〃 〃 〃 県医師会、日赤 保健所 民生委員、消防、保 健所 福祉施設 介護事業者等</p>
県	<p>(1) 指定避難所開設時の支援（～3h） ア 県施設避難所の開設への協力 イ 施設の応急危険度判定要員派遣 (2) 指定避難所運営の応援（～12h） ア 指定避難所運営応援職員の派遣 イ 食料・生活必需品の調達・配送 ウ 県備蓄物資の提供 エ 仮設トイレの手配 オ 医療チームの派遣 カ 看護師、保健師の派遣 (3) 要配慮者の移動（～24h） ア 受入れ医療機関の確保 イ 福祉関係者への協力依頼</p>	<p>県内市町村、 協定締結道県 協定企業等 県トラック協会 県医師会等 県看護協会 県医師会等 障害者施設 介護事業者等</p>
自衛隊	<p>(1) 県の要請により食料・物資を輸送 (2) 〃 傷病者等を搬送</p>	

(2) 指定避難所開設後3日目以内の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
町	<p>(1) 避難所の拡張・充実 (2) 屋外避難者へのテント等提供 (3) 避難所環境の改善 ア 緩衝材、間仕切り等設置、バリアフリー化、情 報環境の充実等</p>	県
県警察	<p>(1) 避難所における保安対策の実施 (2) 町民等が避難した地域の保安・警備</p>	町 町内会
東北電力	<p>(1) 避難所施設の電力供給再開</p>	

(3) 指定避難所開設後3日目以降の業務

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 避難者サービスの充実（3日～） ア 入浴機会の確保 イ 指定避難所での炊飯開始 ウ 避難者の随伴ペットの保護 エ 臨時公衆電話等の設置を要請 オ 2ヶ月程度で退去できるよう、住宅の修理、仮設住宅の設置、公営住宅の斡旋 カ 避難者による自治組織の結成を促し、段階的な避難者自身による自主的な運営への移行	県 ボランティアセンター 〃 電気通信事業者 避難者
県	(1) 避難者サービス充実への協力（3日～） ア 自衛隊に現地炊飯、入浴支援を要請 イ 入浴施設への協力依頼 (2) 避難所・避難者の集約（7日～）	自衛隊 町 公衆浴場組合 県旅館組合等 LPガス協会
自衛隊	(1) 避難者サービス充実への協力（3日～） ア 県の要請により避難所での炊飯、入浴支援を実施	
電気通信事業者	(1) 避難者サービス充実への協力（3日～） ア 町の要請により、臨時公衆電話、携帯電話充電器を避難所に設置	

第11節 避難所外避難者の支援計画

【実施担当】総務部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 指定避難所以外の場所（屋外及び施設内）に避難した被災者（以下「避難所外避難者」という。）に対し、食料、物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援を行う。

イ 避難所外避難者の状況は、地震発生後3日以内に把握し、必要な支援を開始する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 自主防災組織、町内会、民生委員等の協力により、指定避難所外の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、必要に応じ、できるだけ早く福祉避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

(3) 降雪期の対応

降雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

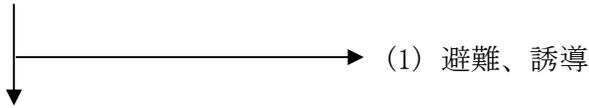
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所外避難者	町 町内会 警察	避難所外避難者の状況
町内会 与板警察署	町	避難所外避難者の状況
町	県	避難所外避難者の支援ニーズ
県	関係機関	支援要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県	町	支援に関する情報
町	避難所外避難者 町内会	〃

3 業務の体系

ア 避難所外避難者の状況調査



イ 必要な支援の実施 → (1) 新たな避難先の提供
(2) 食料・物資の提供
(3) 避難者の健康管理、健康指導

4 業務の内容

(1) 避難所外避難者の状況調査実施（発災後3日以内）

実施主体	対 策	協力依頼先
避難者	(1) 避難状況の町への連絡 (2) 自動車内で生活する場合は、排気ガスによる一酸化炭素中毒に注意するとともに、エコノミークラス症候群（急性肺動脈血栓塞栓症）を予防するため、適度な水分補給や体操等を行うよう努める。	避難所管理者
町	(1) 指定避難所外での町民の避難状況の調査（場所・人数・支援の要否・内容等） (2) 避難所外避難者の状況把握・支援の体制を整備するとともに、自動車内で生活する避難者に対し、エコノミークラス症候群予防のための注意喚起広報を行う。	町内会、自主防災組織等
県	(1) 町に対する支援（人員・助言等）	応援県等

(2) 必要な支援の実施（発災後3日以内に開始）

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 新たな避難先の提供 (2) 食料・物資の供給 (3) 避難者の健康管理、健康指導	町内会、自主防災組織、県災害救援ボランティア本部
県	(1) 町に対する支援（物資提供等）	協定県など

第12節 自衛隊の災害派遣計画

【実施担当】 総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

2 派遣の要請依頼

町が応急対策の実施を促進するため、自衛隊の支援を必要とするときは、町長は次の事項の他、現に実施中の応急対策の概況、宿泊施設等の受入れ態勢の状況及び部隊等が派遣された場合の連絡責任者等を明らかにして、県知事（県危機対策課）に要請するものとする。なお、要請は、文書によることを原則とするが、緊急を要する場合は、電話、県防災行政無線で依頼し、その後文書（ファクシミリ等）で処理する。

また、県知事に対する自衛隊の派遣要請依頼ができない場合は、その旨及び状況を関係する自衛隊に通知するものとし、その後、速やかにその旨を県知事に通知するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

3 要請基準

自衛隊の災害派遣要請に当たっては、公共の秩序を維持するため人命又は財産を社会的保護する必要があること【公共性の原則】、差し迫った必要があること【緊急性の原則】、自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと【非代替性の原則】の3原則を基本とし、概ね次の基準によるものとする。

- (1) 人命救助のため必要とするとき
- (2) 水害等の発生が確実に予想され、緊急措置を必要とするとき
- (3) 大規模災害が発生し、応急措置を必要とするとき
- (4) 救助物資の輸送を必要とするとき
- (5) 主要道路の応急復旧を必要とするとき
- (6) 応急措置のための医療、救護、給水及び通信支援等を必要とするとき

4 派遣部隊の受入れ体制

派遣部隊の受入れに際しては、派遣部隊の活動が十分に行えるよう次の点に留意するものとする。

- (1) 派遣部隊到着前
 - ア 作業箇所及び作業内容の確認
 - イ 作業の優先順位の確認
 - ウ 作業実施に必要な図面等の確保
 - エ 資機材の確保（調達）場所の確保
 - オ 連絡責任者の配置
 - カ 派遣部隊の事務室、宿泊施設等の確保
- (2) 派遣部隊到着後
 - ア 他機関との連絡調整及び協議
 - イ 派遣部隊との連絡及び作業状況等の県への報告

5 派遣に要する経費の負担

自衛隊の活動に要した経費は、原則として町が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救護活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿泊及び救援活動に伴う高熱水費、電話料
- (4) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町が協議するものとする。

6 派遣部隊の撤収

自衛隊の災害派遣の目的が達成されたとき、又はその必要がなくなったときは、県知事に対して派遣部隊の撤収要請を行うものとする。

第13節 輸送計画

【実施担当】 総務部・建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 被害の状況、交通状況を把握し、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車両等の輸送手段、輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点を明確にした輸送体制を確保する。

イ 輸送活動の優先順位を定め、人命救助や被害の拡大を防止する。

(ア) 総括的に優先されるもの

- a 人命の救助及び安全の確保
- b 被害の拡大防止
- c 災害応急対策の円滑な実施

(イ) 災害発生後の各段階において優先されるもの

a 第1段階（災害発生直後の初動期）

- (a) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (b) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- (c) 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- (d) 町内会等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- (e) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

b 第2段階（応急対策活動期）

- (a) 第1段階の続行
- (b) 食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資
- (c) 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- (d) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

c 第3段階（復旧活動期）

- (a) 第2段階の続行
- (b) 災害復旧に必要な人員、物資
- (c) 生活用品
- (d) 郵便物
- (e) 廃棄物の搬出

(2) 降雪期の対応

ア 各施設の管理者は、降雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪、排雪活動を実施する。

イ 各施設の管理者は、降積雪による被害の防御、軽減及び交通の混乱防止のため、

交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

2 情報の流れ

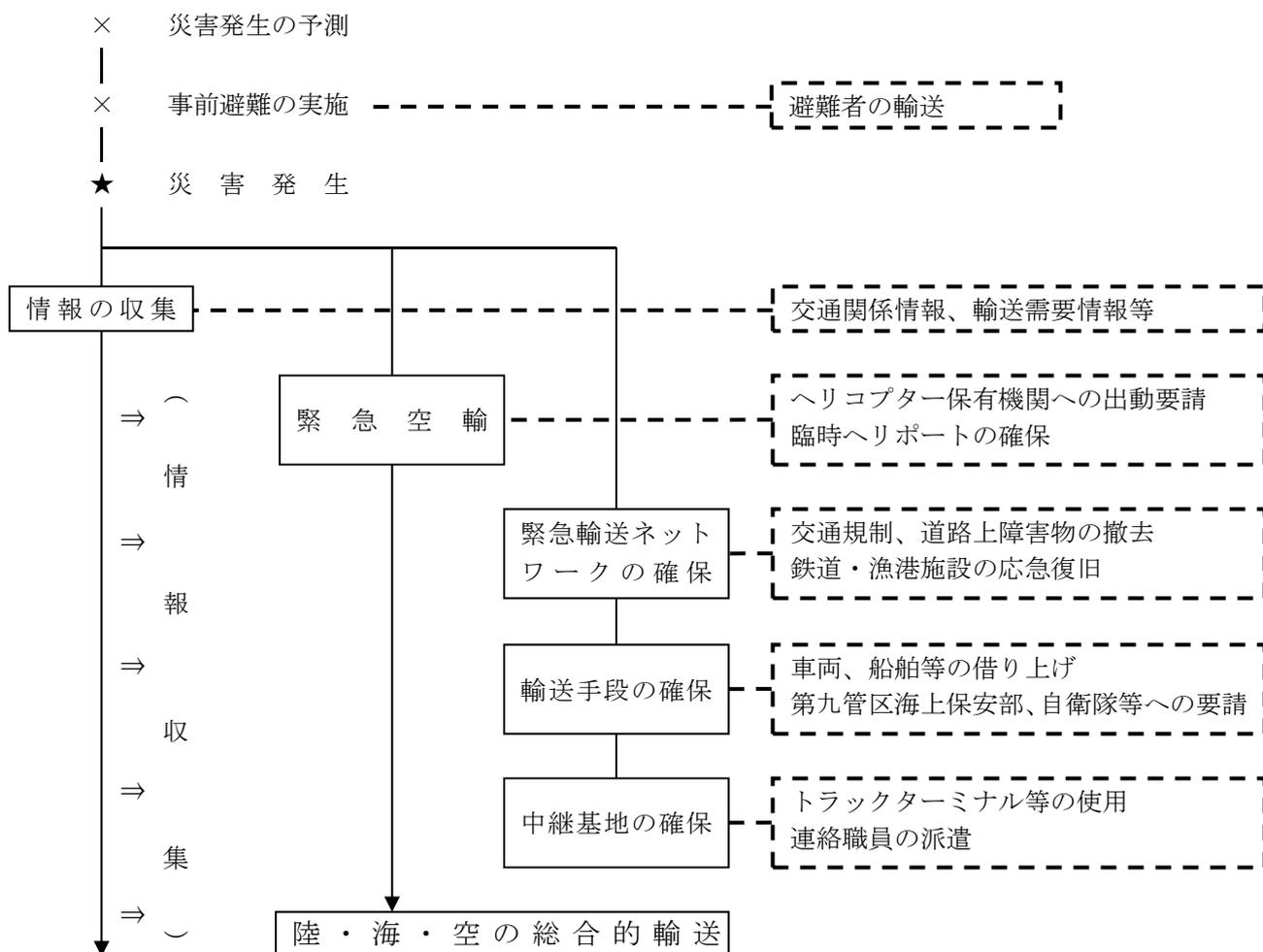
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
輸送施設管理者	町 県	<ul style="list-style-type: none"> 輸送施設の被災状況 交通規制等の状況
町	関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 輸送施設の被災状況 輸送体制確保についての応援体制
	県	<ul style="list-style-type: none"> 輸送施設の被災状況 臨時ヘリポートの確保状況 応援要員及び物資等の輸送需要
県	輸送関係機関	<ul style="list-style-type: none"> 輸送施設の被災状況（収集した広域的情報） 輸送体制確保についての応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県 県警察 道路管理者	町	<ul style="list-style-type: none"> 輸送体制確保についての応援の内容 輸送施設の被災状況（収集した広域的情報） 交通の確保、交通規制の実施状況
町 道路管理者	関係機関 町民等	<ul style="list-style-type: none"> 交通の確保、交通規制の実施状況 渋滞の状況

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 事前避難の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 事前に災害の発生が予測される場合で、町民等の避難が必要となった場合や、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車両、船艇等を活用し、又は状況によりヘリコプターの出動を要請し、町民等を安全な地域へ輸送するものとする。	

(2) 緊急輸送ネットワークの確保

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 災害緊急輸送路を主体とした被害情報を収集し、速やかに県警察並びに関係機関に連絡する。 (2) 発災初期のヘリによる緊急空輸のための臨時ヘリポートを確保する。	

県	(1) 災害時に緊急輸送の重要性を考慮し、災害時緊急輸送路を指定する。 (2) 緊急輸送ネットワークの全体の状況把握を行い、応急復旧等に必要な対策を実施するとともに、必要に応じて関係機関に応援を要請する。	
輸送施設管理者	(1) 道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。	
県警察 道路管理者	(1) 緊急輸送道路のうち、緊急交通路に指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。	

(3) 輸送手段の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 平常時から車両、船舶等の調達先及び予定数を明確にしておき、応急対策に必要な車両を確保する。 (2) 災害時に必要とする車両、船舶等が調達不能又は不足する場合、他の市町村又は県に調達のあつせんを要請する。	他市町村 県 応援連携団体（運送事業者等）
県	(1) 輸送車両等が不足し、災害応急対策の実施に支障がある場合は、関係機関と協力して災対法及び災害救助法に基づく従事命令を発し、緊急輸送に必要な車両等を確保する。	北陸信越運輸局 新潟運輸支局 県トラック協会 自衛隊等防災関係機関

(4) 輸送中継基地の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 被災地への道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる輸送中継基地を確保する。	施設管理者
県	(1) 被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる輸送中継基地を確保する。	町 施設管理者

(5) 応援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 車両、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。 (2) 応援車両の受入れ・照会窓口を開設し、輸送経路・運搬物資・数量を伝えるなどの調整作業を行う。	県 他市町村 応援連携団体（運送事業者等）

<p>県</p>	<p>(1) 町からの応援要請に基づき、トラック協会、自衛隊等関係機関に対し、協力を要請する。 (2) ヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送路啓開までの間、緊急輸送を行う必要がある場合は、ヘリコプター保有機関に応援を要請する。 (3) ヘリコプターを保有する災害時の相互応援協定締結道県及びその他都府県に応援を要請する。</p>	<p>県トラック協会 陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 第九管区海上保安本部 他都道府県 北陸信越運輸局新潟運輸支局 消防庁 東京航空局新潟空港事務所 県バス協会 鉄道事業</p>
----------	---	---

(6) 輸送の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
<p>町</p>	<p>(1) 町の輸送計画に基づき、輸送を実施する。 (2) 配送、保管にあたり衛生面に配慮する。</p>	<p>県 他市町村</p>
<p>県</p>	<p>(1) 各部局は、それぞれの配車計画及び運行計画により所管車両等を運行するものとするが、必要に応じ、集中管理して運用する。 (2) 緊急輸送が必要な場合、又は陸路輸送が困難な場合は、関係機関と協力してヘリコプター又は船舶等で輸送する。</p>	<p>陸上自衛隊 海上自衛隊 航空自衛隊 第九管区海上保安本部 北陸信越運輸局 新潟運輸支局</p>
<p>一般建設業者</p>	<p>(1) 町の要請に基づき、災害発生に伴う人員、救援物資並びに復旧し機材等の輸送に協力する。</p>	

第14節 電力供給応急対策

【実施担当】 東北電力株式会社・(総務部)

1 計画の方針

東北電力株式会は、災害時における電力供給ラインを確保するとともに、電気災害から地域住民の安全を守るため被災箇所の迅速、適正な復旧を実施する。

2 復旧活動体制の組織

(1) 被災時の組織体制

災害が発生した時は、防災体制を発令し非常災害本部（連絡室）を設置し、設備、業務ごとに編成された班において災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区 分	非常事態の情勢
警戒体制	非常災害の発生に備えて連絡体制を敷くべきと判断される場合
第1非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合、又は災害が発生し必要と認めた場合
第2非常体制	大規模な非常災害が発生し、第1非常体制での復旧が困難な場合

(2) 動員体制

対策本部及び各班の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。

ただし、当該店所管内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第2非常体制に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出動する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は、他店所や関連企業等に応援を要請し、要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車両の指定措置を関連機関に要請する。

(3) 通信の確保

対策本部（連絡室）は、防災体制を発令した場合、速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

(4) 被害情報の把握と情報連絡体制

対策本部（連絡室）は、被害状況を迅速、的確に把握し、必要に応じてこれを集約し関係機関へも報告する。

3 応急対策

(1) 復旧資材の確保

ア 柏崎営業所の対策組織の長は、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。

イ 災害対策用資機材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、輸送会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

ウ 災害時において復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、町災害対策本部に依頼して確保する。

(2) 災害時における危険予防措置

災害時においても原則として供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、町の災害対策本部、警察、消防機関等から要請があった場合は、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(3) 応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害防止を勘案して迅速、的確に実施する。

4 復旧計画

復旧計画の策定及び実施にあたっては、人命の安全、民心の安定及び事故の拡大防止、復旧の難易度などを勘案のうえ行う。

5 広報活動

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて、電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。

また、町の災害対策本部へ積極的に情報を提供し、広報活動の協力を得るものとする。

6 広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請又は派遣について、電力会社間で策定した「災害復旧要綱」に基づき応援要請を行う。また、関係工事会社等についても、復旧活動の支援を依頼する。

第15節 公衆通信の確保

【実施担当】 N T T 東日本株式会社・株式会社 N T T ドコモ・(総務部)

1 計画の方針

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、町、県、関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

2 応急対策

(1) 被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキ挿入措置等を行う。

(2) 災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、N T T 東日本新潟支店及び N T T ドコモ新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

ア 情報連絡室

イ 支援本部

ウ 災害対策本部

(3) 設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ N T T グループ会社等関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(4) 被害状況の把握

ア 被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

イ 被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し、全貌を把握する。

(5) 災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び特設無料公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

ア 孤立防止対策用衛星電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動基地局車

エ 移動電源車及び可搬電源装置

オ 応急復旧ケーブル

カ ポータブル衛星車

キ その他応急復旧用諸装置

(6) 復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、NTT東日本及びNTTドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。また、運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等ヘリコプターの要請を行い空輸する。

(7) 災害用伝言サービスの提供

災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通信等が増加し、被災地へむけての通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、災害用伝言ダイヤル171、web171、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの利用を可能とする。

3 復旧計画

(1) 応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

(2) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

(3) 本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ工事を実施する。

4 利用者への広報

NTT東日本新潟支店は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の町民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

- (1) 災害に対してとられている措置及び応急復旧状況
- (2) 通信の途絶または、利用制限をした理由及び状況
- (3) 特設無料公衆電話設置場所の周知
- (4) 町民に対して協力を要請する事項
- (5) 災害用伝言サービス提供に関する事項
- (6) その他必要な事項

5 広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、NTT東日本及びNTTドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

(1) 応援体制

被災した支店は、電気通信設備の被害状況を把握し、自支店だけでは対処できないと判断した場合は、NTT東日本本社災害対策室及びNTTドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

(2) 全国の応援体制

NTT東日本本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請事項をとりまとめのうえ、各支店災害対策本部へ要請する。

第16節 消火活動計画

【実施担当】 総務部・(柏崎市消防本部)

1 計画の方針

(1) 基本方針

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、町民等の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速・効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

(2) 要配慮者に対する配慮

接近住民、町内会、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、要配慮者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、要配慮者の身の安全を確保するとともに、安全な避難誘導に努める。

(3) 降雪期の対応

ア 町民・事業所の対応

消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに、保管・備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

イ 地域の対応

近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、平常時から除雪に協力する。

ウ 消防団・柏崎市消防本部の対応

(ア) 火災発生現場への消防車両の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

(イ) 積雪地においては、除雪車を保有する機関・事業者に、現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

(ウ) 火災発生時に速やかな消火活動を行うため、町民等と協力して消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

(4) 惨事ストレス対策

職員や消防団員などの惨事ストレス対策の実施に努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

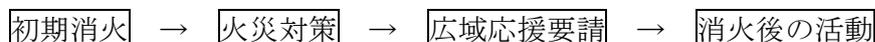
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
町民等	柏崎市消防本部	出火・延焼の通報
柏崎市消防本部	町	出火・延焼等被害状況、消火活動、応援要請
町	消防団	出火・延焼等被害状況、消火活動、出動要請
町・柏崎市消防本部	被災地外消防本部又は地域代表消防本部	出火・延焼等被害状況、消火活動 応援要請（県内消防、緊急消防援助隊、自衛

	(大規模火災の場合) 県	隊)
県	消防庁・自衛隊	出火・延焼等被害状況、消火活動、緊急消防援助隊要請、自衛隊要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
消防団・柏崎市消防本部	町民等 出火・延焼等被害状況、避難・消火活動
被災地外消防本部又は地域代表消防本部 (大規模火災の場合)	町・柏崎市消防本部 県内広域消防応援部隊出動
消防庁・自衛隊等	県 緊急消防援助隊出動、自衛隊出動
県	町・柏崎市消防本部 緊急消防援助隊出動、自衛隊出動

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 初期消火

実施主体	対 策	協力依頼先
町民等	<p>(1) 家庭及び職場等において、次により出火防止及び発生火災の初期消火に努めるとともに、火災が発生した場合は、速やかに消防機関に通報しなければならない。</p> <p>ア コンロ、暖房器具等の火気を遮断する。</p> <p>イ 電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めるなど、二次災害の防止に努める。</p> <p>ウ 出火した場合は、自らの安全が確保できる範囲内で、近傍の者（消防団員、自主防災組織等）と協力し、消火器等により初期消火に当たる。</p> <p>エ 柏崎市消防本部へ迅速に火災発生を通報する。</p>	
消防団	<p>(1) 火災を覚知した場合は、速やかに所属消防団詰所等に参集し、消防資機材等を準備する。</p> <p>(2) 消防部隊が到着するまでの間、自主防災組織等と協力し、迅速、効果的な消火活動等に当たる。 消防部隊の到着後は、協力して消火活動等に当たる。</p>	

(2) 火災対策

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 防災行政無線等により、消防団に出動を要請する。 (2) 火災現場に職員を派遣し、情報収集等に当たる。	
消防団・柏崎市 消防本部	(1) 人命の安全を最優先とし、適切な消火活動を行う。なお、消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。 ア 団員及び職員の招集 あらかじめ定められた招集方法等に基づき、火災防ぎょ活動に必要な消防団員及び職員の迅速な参集を図る。 イ 火災情報の収集 119番通報、駆け込み通報、職員の参集途上の情報、消防団、町内会、自主防災組織及び森林管理者等からの情報を収集する。 ウ 緊急交通路の確保 (ア) 警察及び道路管理者の情報をもとに災害現場までの通行路の確保を図るとともに、必要に応じて交通規制及び道路啓開を要請する。 (イ) 消防職員は、警察官がその場にはいない場合において、活動の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められるときは、消防用緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要な措置命令・強制措置を行う。 エ 火災防ぎょ活動 (ア) 火災の延焼状況に対応した消防ポンプ自動車等の配置を行い、火災の拡大を防止し、鎮圧する。 (イ) 火災の規模に比べ消防力が劣勢であり、延焼火災の鎮圧が不可能と予想される地域については、人命の安全を優先とした避難場所、避難所及び避難路確保を考慮した消防活動を行う。 (ウ) 避難所、救急物資の集積所、救護所、災害対策実施上の中核機関、町民生活に直接影響を及ぼす公共機関等の施設について優先的に火災防ぎょ活動を実施する。 (エ) 消防水利は、水量が豊富な消火栓、河川等の自然水利、プール及び防火水槽等を活用する。	県警察 道路管理者
県	(1) 大規模な火災が発生した場合、県警及び県消防防	

	<p>災ヘリコプターのテレビ伝送システム等により被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。消防防災航空隊は、自ら又は柏崎市消防本部の協力を得て、消防活動等を行う。</p>	
第九管区海上保安本部	<p>(1) 海上で船舶火災又は流出油等の火災が発生したときは、速やかに消火活動に当たる。また、港内で船舶等の火災が発生したときは、陸上の消防機関とともに速やかに消火活動を行う。</p>	

(3) 広域応援の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
町	<p>(1) 緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても消火活動に対応できないと判断した場合は、本章第11節「自衛隊の災害派遣計画」に基づき自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。</p>	
柏崎市消防本部	<p>(1) 管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援を協定市町村等の長（消防長）又は地域の代表消防本部に要請する。</p> <p>(2) 上記(1)によっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊の要請を行う。</p> <p>(3) 上記(1)(2)の応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備する。</p>	
県	<p>(1) 柏崎市消防本部からの要請があった場合又は自らの判断により、緊急消防援助隊を要請する。</p> <p>(2) 町の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても消火活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な消火体制を確保する。</p>	

(4) 火災後の活動

実施主体	対 策	協力依頼先
消防団・柏崎市消防本部	<p>(1) 消防団及び柏崎市消防本部は、消火がすべて終了した後も、再燃の警戒に当たる。</p> <p>(2) 柏崎市消防本部は、火災の原因及び火災のために受けた損害の調査を行う。</p>	

第17節 救急・救助活動計画

【実務担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により被災した町民等に対し、町、消防団、柏崎市消防本部、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急、救助活動を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 町、消防団、民生委員及び柏崎市消防本部等は、要配慮者の適切な安否確認を行い、速やかに救急、救助活動を行う。

イ 県警察は、必要に応じ避難行動要支援者の安否活動を行うとともに、救出・救助活動を行う。

(3) 降雪期の対応

降雪期の救急、救助活動は、消防団、町内会等による速やかな初動対応が行われるよう町、柏崎市消防本部は地域の実情に応じた適切な措置を行うものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
町民等、消防団	柏崎市消防本部、与板警察署	被災状況、救急救助要請
柏崎市消防本部、与板警察署	県、警察本部	救急救助、応援、へりの要請
県、警察本部	消防庁、警察庁	広域応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
消防庁、警察庁	県、警察本部	広域応援出動
県、警察本部	柏崎市消防本部、与板警察署	救急救助、応援、へりの出動
柏崎市消防本部、与板警察署	町民等、消防団	救急救助活動

3 業務の体系

町民等、消防団による初動活動



柏崎市消防本部、県警察等による救急・救助活動



新潟DMAT、救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護活動



県警察へり、県消防防災へり等による救急・救助活動



広域応援等の要請



広域応援部隊及び関係機関の総合調整

4 業務の内容

(1) 町民等、消防団による初動活動

実施主体	対 策	協力依頼先
町民等	(1) 救助すべき者を発見した時は、直ちに柏崎市消防本部に通報する。 (2) 電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車両や付近住民に協力を求める。	柏崎市消防本部 県警察 消防団 町 等
消防団	(1) 消防団員は、直ちに自発的速やかに参集して指揮者は救助隊を編成し、町民等の協力を得て初動時の救急、救助活動を実施する。	柏崎市消防本部 県警察 町 町民等

(2) 柏崎市消防本部、県警察等による救急・救助活動

実施主体	対 策	協力依頼先
柏崎市消防本部	(1) 職員は自発的に担当部署に参集し、指揮者は直ちに救助隊を編成する。 (2) 現地で活動中の消防団から情報を収集し、県に伝達するとともに、必要な救急、救助体制を確立する。 (3) 現地では、町民等の協力を得て、効率的な救助活動を実施にする。 (4) 必要に応じ、警察に救急、救助活動の応援を要請し、必要な救急、救助体制を迅速に確立する。	消防団 県 県警察
県警察	(1) 町から救急救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救急、救助活動を実施する。	

(3) 新潟DMAT、救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護活動

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 長岡市医師会等と協力して救護所を開設し、負傷者等の救護にあたる。 (2) 負傷者等の手当は、最寄りの医療機関や救護所等で行う。 (3) 重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて警察に協力を求める。	長岡市医師会等 医療機関 県警察

柏崎市消防本部	(1) 広域災害・救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政、医療機関、消防機関で情報を共有し、的確な救急活動を行う。	県福祉保健部 医療機関 長岡市医師会等
新潟DMAT	(1) 柏崎市消防本部等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う。 (2) 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療（域内搬送）を行う。 (3) 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送）を行う。	県 柏崎市消防本部

(4) 県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動

実施主体	対 策	協力依頼先
町 柏崎市消防本部 医療機関 その他	(1) 救急車での搬送が困難と判断された場合等、必要があるときは県警察及び県防災ヘリコプター等による搬送を要請する。	県 県警察
県 県警察	(1) 町からの要請があった場合又は自らの判断により保有するヘリコプターで重症患者等の搬送を行う。	

(5) ドクターヘリによる救命救急活動

実施主体	対 策	協力依頼先
町 柏崎市消防本部 医療機関 その他	(1) 必要があるときはドクターヘリの派遣を要請する。	県
県	(1) 町等からドクターヘリの派遣要請があった場合、内容を検討のうえ、派遣を決定した場合には、直ちに新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）に出動を指示する。	新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）
新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）	(1) 県からの出動指示又は町からの派遣要請があった場合又は出動指示がない場合においても、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合は、柏崎市消防本部と十分な調整を取ったうえで、ドクターヘリを出動させることができる。	

(6) 広域応援の要請

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 緊急消防援助隊等の広域消防応援をもっても救急、救助活動に対応できない場合は、自衛隊に災害派遣要請を行い、必要な救急、救助体制を確保する。	県 自衛隊

柏崎市消防本部	<p>(1) 管内の消防力では対応できないと判断した場合は、速やかに新潟県広域消防相互応援協定等に基づく応援要請を行う。</p> <p>(2) 上記(1)によっても対応できないと判断した場合は、新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づき、緊急消防援助隊を要請し、応援部隊を受け入れるものとする。</p> <p>(3) 上記(1)、(2)の応援が必要となる可能性がある場合、要請の有無に関わらず、新潟市消防局等及び県にその旨を連絡し、迅速に消防応援が受けられるよう準備するものとする。</p>	隣接消防本部 各地区代表消防本部 新潟市消防局等 県
新潟市消防局等	(1) 新潟市消防局等は、新潟県広域消防相互応援協定等による応援要請の連絡(被災地消防本部からの事前情報を含む)が行われたときは、直ちに県内消防応援の実施に必要な調整、対応を行う。	県内消防本部
県	<p>(1) 被災地状況や柏崎市消防本部、新潟市消防局等からの情報等を考慮し、必要に応じ新潟市消防局等及び総務省消防庁等関係機関と協議を行い、緊急消防援助隊の応援要請及び応援部隊の受援に備える。</p> <p>(2) 町の要請又は自らの判断により、緊急消防援助隊等の消防広域応援をもっても救急、救助活動に対応できない場合は、自衛隊の災害派遣要請を行い、必要な救急、救助体制を確保する。</p>	新潟市消防局等 県内消防本部 総務省消防庁 自衛隊

(7) 広域応援部隊及び関係機関の総合調整

実施主体	対 策	協力依頼先
町 柏崎市消防本部	(1) 県内消防応援部隊、緊急消防援助隊の円滑な受援及び適切な活動指揮を行うとともに、自衛隊等の応援機関と情報を共有し、相互に協力して救急、救助活動にあたる。	
県	(1) 救急、救助活動に係る総合調整は県災害対策本部統括調整部で行うものとし、総務省消防庁、県防災局、県福祉保健部、緊急消防援助隊調整本部、県警察、自衛隊及びその他関係機関を構成員とし、各機関が相互に情報を共有し、協力して活動を実施するものとする。	

(8) 航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

実施主体	対 策	協力依頼先

<p>県</p>	<p>(1) 緊急消防援助隊の応援消防防災ヘリコプターの活動は、新潟県消防防災航空隊が県災害対策本部統括調整部及び被災地指揮者と協議してその調整を行う。</p> <p>(2) 県災害対策本部統括調整部は航空機保有機関の活動及び動態情報の共有を図り、効率的かつ安全な運行に努める。</p> <p>(3) ヘリコプターを必要とする救急・救助事案が同時多発的に発生した場合は、必要に応じ、県災害対策本部統括調整部が各機関と協力して、総合的に調整を行う。</p>	
<p>町 柏崎市消防本部</p>	<p>町及び柏崎市消防本部は、ヘリコプターを必要とする事案を的確に把握し、迅速に県又は県警察等に要請を行う。</p>	<p>県 県警察</p>
<p>緊急消防援助隊 県警察 自衛隊 第九管区海上保安部</p>	<p>ヘリコプターの動態情報及び活動情報等を相互に提供・保有し、安全かつ効率的な航空機の運用に協力する。</p>	

第18節 医療救護活動計画

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 町、県、医療機関及び医療関係団体は、災害発生時に迅速かつ的確な医療を供給するために正確な情報の把握が最も重要であることから発生直後に被災地域内の避難所、町内会、消防団、医療機関等から必要な情報収集を行う。

イ 町民等の生命、健康を守るため、災害医療コーディネーター等と連携して、災害の状況に応じた適切な医療（助産含む）救護活動を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、要配慮者への医療救護活動を円滑に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
町診療所	町	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数
町	長岡市医師会 長岡歯科医師会 長岡市薬剤師会	救護所設置 医療救護班等派遣要請
	地域振興局健康福祉環境部	救護センター設置要請 医療救護班等派遣要請
町 長岡市消防本部（新潟県広域消防相互応援協定に定める地域の代表消防本部） 災害拠点病院	県医務薬事課	新潟DMAT派遣要請
町 柏崎市消防本部 医療機関	県医務薬事課	ドクターヘリ派遣要請
病院 透析実施機関	県医務薬事課	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請・提供
診療所	地域振興局健康福祉環境部	被災状況、診療可否、患者転送要請、受入患者数、医療スタッフ要請

地域振興局健康福祉環境部	県医務薬事課	診療所の被災状況等、救護センター開設、医療救護班等派遣要請
災害医療コーディネーターチーム	災害医療コーディネーター	被災地における医療需給
災害医療コーディネーター	県医務薬事課	県医療救護班等の派遣要請
県医務薬事課	他の都道府県 厚生労働省	県外DMATの派遣要請 医療救護に関する応援要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
町 長岡市医師会 長岡歯科医師会 長岡市薬剤師会	被災地 救護所の設置
地域振興局健康福祉環境部	町 救護センター設置 医療救護班等派遣
県医務薬事課	地域振興局健康福祉環境部 病院、透析実施機関の被災状況等 医療救護班等派遣
	町 長岡市消防本部（新潟県広域消防相互応援協定に定める地域の代表消防本部） 災害拠点病院 新潟DMATの派遣
	町 柏崎市消防本部 医療機関 ドクターヘリの派遣
他の都道府県 厚生労働省	県医務薬事課 医療救護に関する応援

3 業務の体系

(1) DMAT関係

災害発生

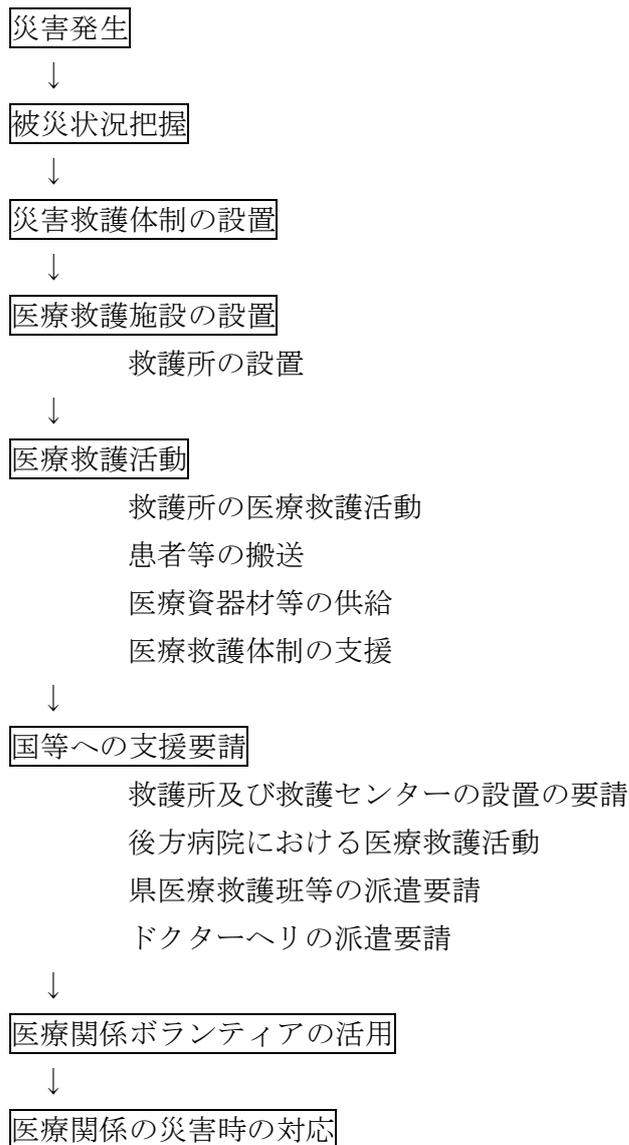


新潟DMATの派遣



災害現場等におけるDMATの救命活動

(2) 医療救護活動（DMATを除く）



4 業務の内容

(1) DMAT関係

ア 新潟DMATの派遣

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 新潟DMATの派遣を要請する。	県医務薬事課
県医務薬事課	(1) 町、長岡市消防本部又は災害拠点病院からの要請を受け、新潟DMAT指定医療機関に対し新潟DMATの派遣を要請する。	新潟DMAT指定医療機関
新潟DMAT指定医療機関	(1) 県からの要請又は自らの判断により、新潟DMATを派遣する。	

イ 災害現場等におけるDMATの救命活動

実施主体	対 策	協力依頼先

新潟DMAT	(1) 柏崎市消防本部と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等の実施（現場活動） (2) 被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療の実施（域内搬送） (3) 必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送）	柏崎市消防本部
--------	--	---------

(2) 医療救護活動関係（DMAT関係を除く）

ア 被災状況把握

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 町診療所についての情報を収集する。 ア 施設・設備の被害状況 イ 負傷者等の状況 ウ 診療（施設）機能の稼働状況 エ 医療従事者の確保状況 オ 医療資器材等の需給状況	
地域振興局健康福祉環境部	(1) 町診療所（透析実施機関を除く。）についての情報を収集する。 ア 施設・設備の被害状況 イ 負傷者等の状況 ウ 診療（施設）機能の稼働状況 エ 医療従事者の確保状況 オ 医療資器材等の需給状況	診療所（透析実施機関を除く）
県医務薬事課	(1) 他市町村の病院及び透析実施機関の被害状況 (2) 救護所の設置状況 (3) 救護所及び医療機関への交通	他市町村病院 透析実施機関 町

イ 災害救護体制の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 災害救護の体制 医療救護に係る連絡・調整を円滑に行うために、情報の収集、伝達の窓口となる医療救護情報責任者を置く。 (2) 災害救護の活動 ア 町の行う災害対策に係る情報の収集、発信、連絡、調整、指導及び支援 イ 災害応急業務従事者の健康管理のための健康相談等	
地域振興局健康	(1) 災害保健対策現地本部の体制	町

福祉環境部	(2) 災害保健対策現地本部の活動 ア 情報の収集、発信、連絡、調整、指導及び支援 イ 町災害対策本部への職員派遣 ウ 災害応急業務従事者の健康管理	
-------	---	--

ウ 医療救護施設の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 被災状況に応じて救護所予定施設に救護所を設置する。	長岡市医師会 長岡歯科医師会 長岡市薬剤師会
地域振興局健康福祉環境部	(1) 医療救護活動が長期間におよぶと見込まれる場合などに、地域振興局健康福祉環境部に救護センターを設置する。	長岡市医師会 長岡歯科医師会 長岡市薬剤師会

エ 医療救護活動

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 救護所の医療救護活動 設置した救護所において以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 ア 初期救急医療（トリアージ〔治療の優先順位による患者の振り分け〕をともなう医療救護活動） イ 災害拠点病院等への移送手配 ウ 医療救護活動の記録 エ 死亡の確認 オ 災害対策本部への、救護所の患者収容状況等の活動状況報告 (2) 患者等の搬送 搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 (3) 医療資器材等の供給 医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。	長岡市医師会 長岡歯科医師会 長岡市薬剤師会
地域振興局健康福祉環境部	(1) 設置した救護センターにおいて、一般医療、歯科医療の他に以下の精神科救護活動を行う。 ア 精神科患者の治療 イ 避難所への巡回診療及び相談	長岡市医師会 長岡歯科医師会 長岡市薬剤師会

	ウ 精神科医療機関への移送手配	
県医務薬事課	(1) ドクターヘリの派遣等 (2) 医療資器材等の供給 (3) 医療救護班等の派遣	
災害拠点病院	(1) 災害拠点病院は、後方病院として主に以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。 ア 被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入 イ 医療救護班の派遣等	地域振興局健康福祉部等

オ 国等への支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
県医務薬事課	(1) 厚生労働省への支援要請 (2) 他都道府県への支援要請 (3) 医療関係団体への支援要請	厚生労働省
県危機対策課	(1) 被災状況に応じ、自衛隊に医療救護班の派遣を要請する。	自衛隊
町	(1) 長岡市医師会等に対して、医療救護活動の支援を要請する。	長岡市医師会 長岡歯科医師会 長岡市薬剤師会
長岡市医師会 長岡歯科医師会 長岡市薬剤師会	(1) 支援の要請があったときは、医療救護班又は歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関・薬局の協力を要請するものとする。	

カ 医療関係ボランティアの活用

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 県の設置する災害ボランティア活動組織及び市町村社会福祉協議会と情報共有し医療関係ボランティアの正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用するものとする。	県災害救援ボランティア本部 町社会福祉協議会
県医務薬事課	(1) 県災害救援ボランティア本部及び町ボランティアセンターと情報共有	県災害救援ボランティア本部 町社会福祉協議会

キ 医療機関の災害時の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
医療機関	(1) 災害時には、医療救護活動を可能な限	

	り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定しているマニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整えるものとする。	
--	--	--

第19節 防疫及び保健衛生計画

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時においては、生活環境の悪化による感染症や集団食中毒が発生しやすくなることから、防疫、保健衛生対策を円滑に実施する。また、医療、保健の情報や被災者の避難情報を把握し、保健衛生上必要な対策をとるものとする。

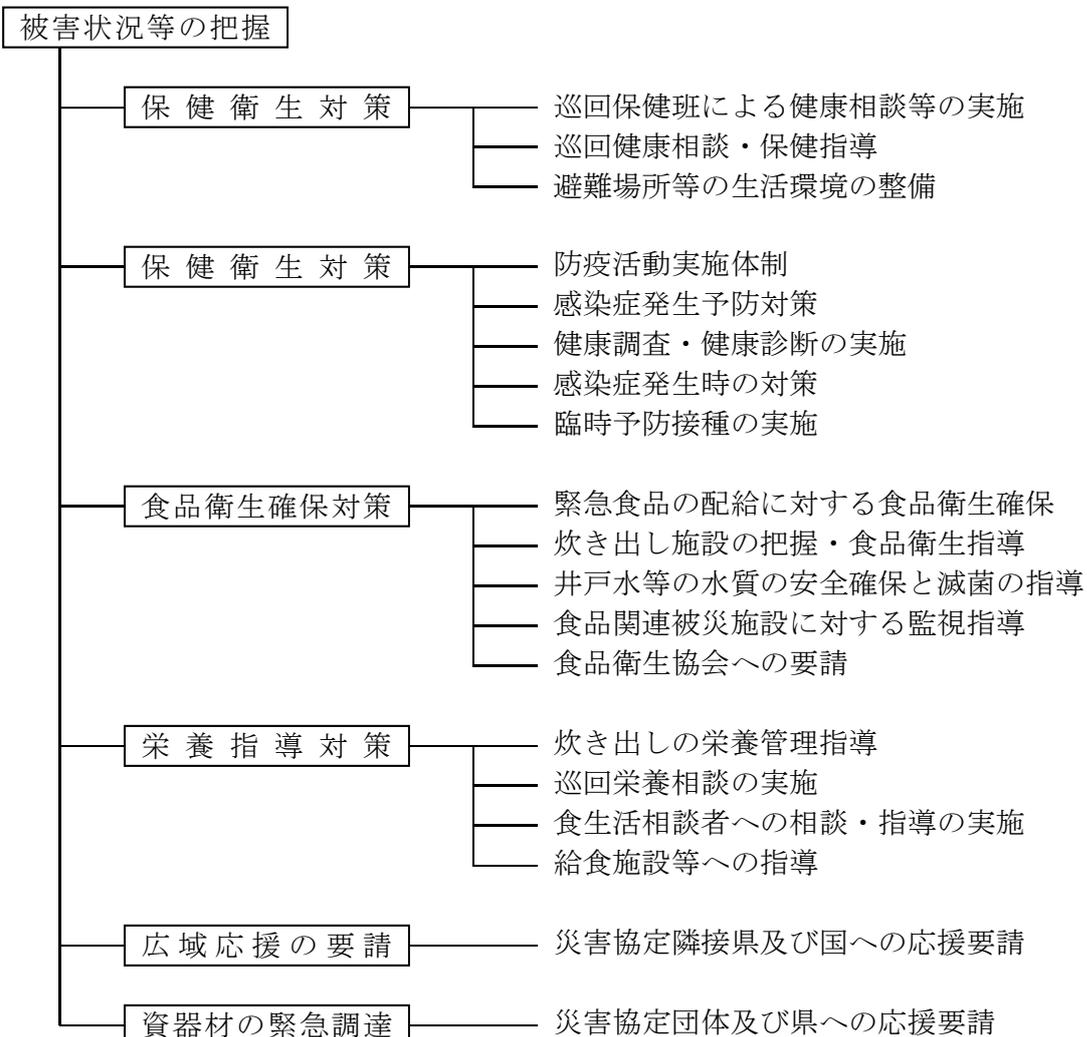
(2) 要配慮者に対する配慮

避難行動要支援者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療、保健情報を提供するとともに保健指導を実施するものとする。

(3) 降雪期の対応

雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期するものとする。

2 業務の体系



※ 各業務は必要に応じて共同で実施するものとする。

3 業務の内容

(1) 保健衛生対策

実施主体	対 策
町	(1) 被災者の避難状況把握、県への報告 (2) 避難所等の整備、健康相談等の実施 (3) ライフラインの被害状況を把握 (4) 仮設トイレの設置 (5) 防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の状況把握 (6) 食品及び食品関連施設の状況把握 (7) 避難所等の生活環境整備 ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応） イ 衣類、寝具の清潔の保持 ウ 身体の清潔の保持 エ 室温、換気等の環境 オ 睡眠、休養の確保 カ 居室、便所等（仮設トイレを含む。）清潔の保持 キ プライバシーの保護 (8) 巡回による健康相談等の実施
県	(1) 巡回保健班による健康相談等の実施 (2) 避難行動要支援者の健康状態確認、保健指導実施 (3) 避難所等の生活環境の整備

(2) 防疫対策

実施主体	対 策
町	(1) 防疫活動実施体制 ア 迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるように防疫活動組織を明確にしておく。 (2) 感染症発生予防対策の実施 ア 感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に実施 イ 飲み水、食物の注意、手洗い、うがいの勧奨を指導 ウ 台所、便所、家の周囲の清潔、消毒方法を指導 エ 道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔方法を実施 オ ごみの処理、し尿の処理を重点に実施 カ 便所、台所等を中心に消毒を実施 キ ねずみ族、昆虫等の駆除（県が定めた地域内） (3) 感染症発生時の対策実施 ア 台所、便所、排水口等の消毒実施。汚物、し尿は消毒後に処理
県	(1) 防疫活動実施体制の設置

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 感染症発生予防対策の実施 (3) 健康調査及び健康診断の実施 (4) 感染症発生時の対策実施 (5) 臨時予防接種の実施又は実施指示
--	---

(3) 食品衛生確保対策

実施主体	対 策
県（地域機関）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急食品の配給に対する食品衛生確保 (2) 炊き出し施設の把握と食品衛生指導 (3) 井戸水等の水質の安全確認と滅菌の指導 (4) 食品関連被災施設に対する監視指導 (5) 食品衛生協会への要請

(4) 栄養指導対策

実施主体	対 策
県（地域機関）	<ul style="list-style-type: none"> (1) 炊き出しの栄養管理指導 (2) 巡回栄養相談 (3) 食生活相談者への相談・指導 (4) 給食施設等への指導 ※ (1)～(4)については県（地域機関）等と連絡を図りながら実施する。

(5) 広域応援の要請

実施主体	対 策
町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 町で体制の確保ができない場合、災害協定を締結している団体及び県に対して応援の要請

(6) 防疫及び保健衛生資器材の備蓄及び調達

実施主体	対 策
町	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防疫資器材等の備蓄状況の確認と調達 (2) 防疫資器材等の整備状況を健康福祉（環境）部に報告 (3) 緊急時、防疫資器材等の不足による確保要請（健康福祉（環境）部へ）
県	<ul style="list-style-type: none"> (1) 県内の防疫資器材等の備蓄状況を市町村へ情報提供 (2) 災害時の防疫資器材等の必要量確保のため、防疫薬品業界と協定締結 (3) 緊急時の防疫資器材等の調整

第20節 こころのケア対策計画

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 被災住民は、災害後に急性ストレス障害等の精神的な問題が生ずることを認識し、自身はもとより要配慮者に十分配慮しながら、こころの健康を保持増進する。
- イ 避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ状態をはじめ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して、被災住民のこころの健康を保持増進する。
- ウ 必要に応じて、長岡市医師会、保健所、児童相談所、県等に支援を要請する。

(2) 要配慮者等に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい要配慮者、児童生徒、災害遺族等に対しては、特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

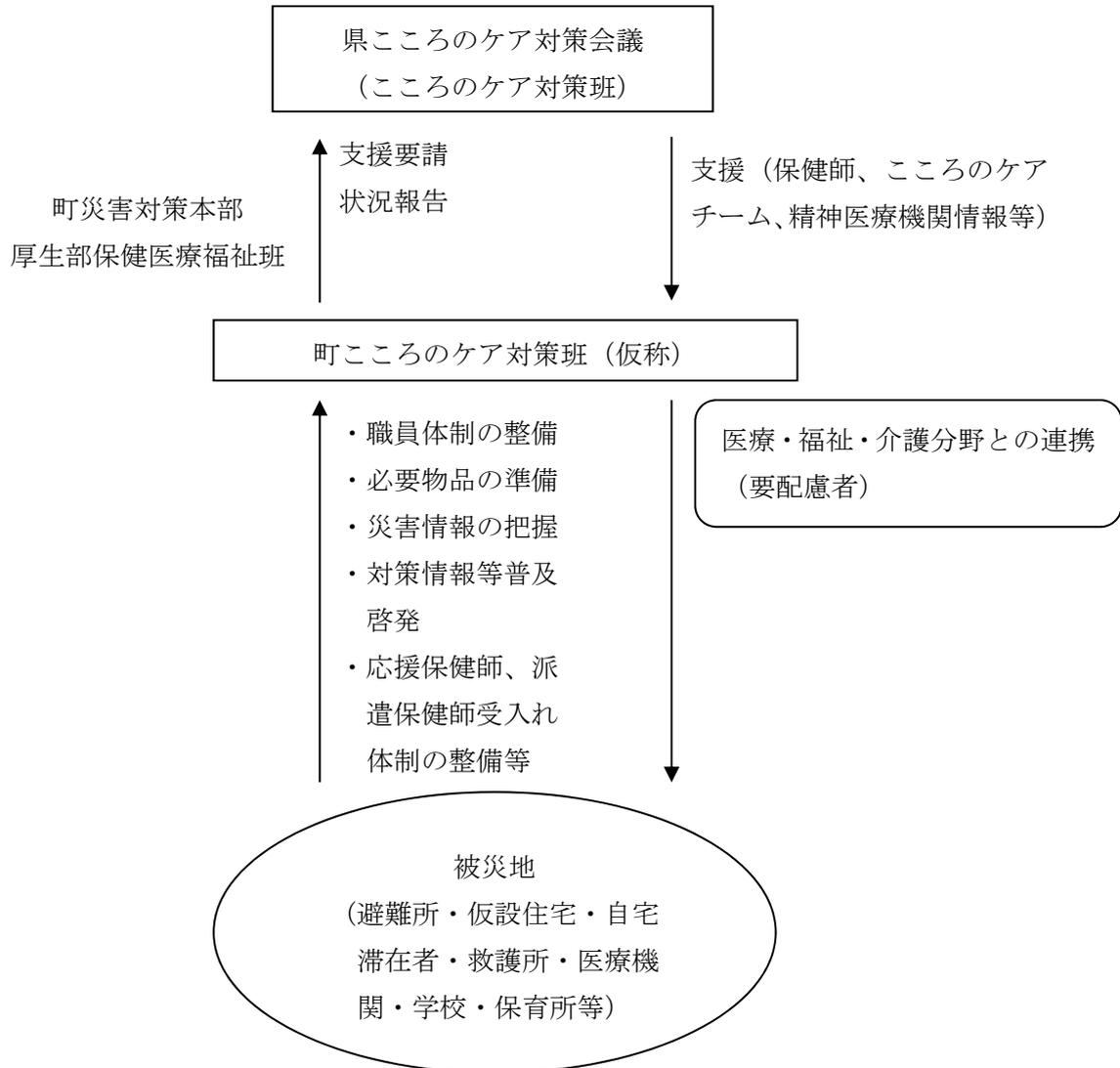
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所等	町	(1) 被災後の生活状況・ニーズ (2) 精神障害者の医療状況等
町	保健所・児童相談所	(1) ケアチーム派遣の要否 (2) ケアに係る情報及びニーズ (3) 精神障害者の医療状況等 (4) 医療チームの活動状況 (5) 社会復帰施設等の状況
県	こころのケア対策会議	(1) 集約されたケアに係る情報及びニーズ (2) 精神障害者の医療状況等 (3) 社会復帰施設等の状況

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
こころのケア対策会議	県	(1) こころのケア対策方針
保健所・児童相談所	町	(1) こころのケア対策情報 ア こころのケアチーム派遣 イ こころのケアホットライン設置 ウ 災害時精神科医療体制 エ 啓発普及
県	報道機関	
報道機関・町	被災者、避難所等	

		オ 関係者への研修
--	--	-----------

3 業務の体系



4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) こころのケアに関する窓口を設置 (2) こころのケア情報の発信(県こころのケアチーム派遣の要否、ケア情報・ニーズ、精神障害者の医療情報等、医療チームの活動状況) (3) 被災者に対するこころのケア対策情報等の啓発普及 (4) こころのケアチームの派遣等支援要請基準に基づく支援要請	民生児童委員、福祉関係団体、精神医療機関、県こころのケアチーム等

	<p>(5) ハイリスク者の把握</p> <p>(6) 災害対応職員に対するこころのケア対策の実施 ※「児童生徒に対するこころのケア」は、本節の記述に配慮するほか、第3章第26節「学校における応急対策」を参照</p>	
県	<p>(1) 「こころのケア対策会議」を開催し、ケア対策の取り組みを実施し、町を支援</p> <p>(2) 「こころのホットライン」による対応</p> <p>(3) 被災地への「こころのケアチーム」の派遣</p> <p>(4) 災害時精神科医療体制の整備</p> <p>(5) 被災者へのこころのケア対策情報等の啓発普及</p> <p>(6) 援助者への教育研修（保育士・学校教師、ボランティア・開業医・行政職員等）</p>	<p>県臨床心理士会等 県内精神科病院 国・都道府県 日本精神科病院協会等 県立病院 県精神科病院協会 近隣県 報道機関 県精神保健福祉士会等関係機関・団体</p>
精神科医療機関	<p>(1) 被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障害等に対して必要な医療を提供</p> <p>(2) 県こころのケアチーム活動等のこころのケア対策を支援する。</p>	
報道機関	<p>(1) 不用意な取材活動による PTSD 誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動の実施</p> <p>(2) こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力</p>	

第21節 廃棄物の処理計画

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、ごみの発生量の予測等、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定し、ごみ処理、し尿処理、災害がれき処理について各主体の責務を明らかにして迅速な処理を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の家庭からのごみ収集等に、ボランティアを要請派遣するなどの配慮を行う。

(3) 降雪期の対応

冬期交通確保に合せた仮置場等の位置設定を行い、処理の安定を図る。

2 情報の流れ

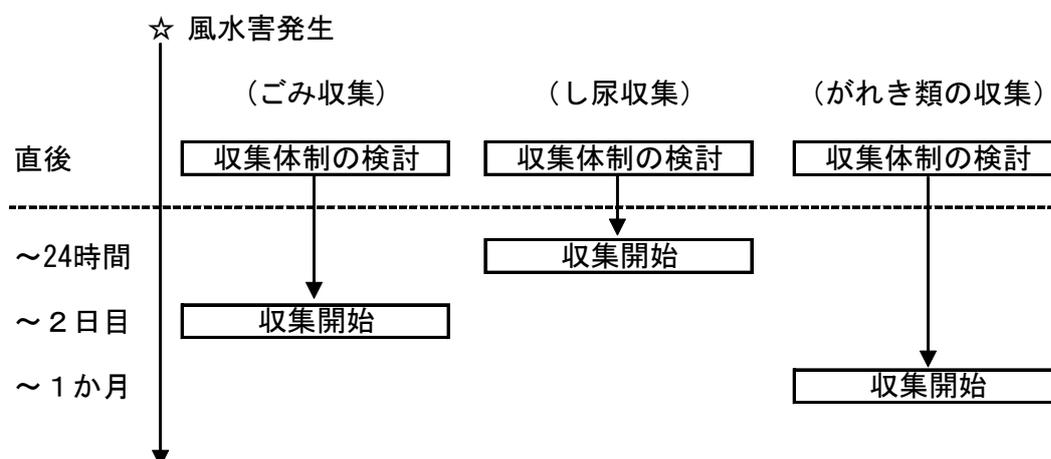
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	町	ごみ、し尿収集のニーズ
町	県	広域支援の必要性

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県	町	広域支援の情報
町	避難所、避難者	ごみ、し尿の収集情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) ごみ処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
町民等	(1) 町が行う避難所等のごみのリサイクルに努めた適正な分別、排出に協力する。 (2) 各家庭においては、町の指示に従い、リサイクルに努めた適正なごみの分別、排出を行う。 (3) ごみの野焼き、便乗ごみ（風水害により発生したごみ以外のごみ）の排出、指定場所以外での不法投棄等を行わないほか、町の指示に従ったごみの排出に協力する。	町
町	(1) 生活ごみ及び粗大ごみ処理の実施計画を策定し、収集はおおむね2日～3日以内に開始し、5日～7日以内での収集完了に努める。 (2) 避難所のごみ収集体制を整備する。 (3) 家庭からのごみのリサイクルに努めた適正な分別、排出方法等について町民に周知する。 (4) 災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町、県に要請する。 (5) 必要に応じ、仮置場の設置し、環境・防犯に配慮しながら適正な管理を行うとともに、警察の協力も得ながら運搬ルートを確保する。 (6) 必要に応じ、町社会福祉協議会を通じてごみ収集のためボランティア派遣の調整を行う。	県 近隣市町 関係機関（収集委託業者等） 町社会福祉協議会
県	(1) 町からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 (2) 必要に応じ、職員を派遣し、ごみ処理対策を支援する。	協定団体等 他都道府県 県内他市町村
新潟県環境整備事業協同組合	(1) 町及び県からの要請に基づき、現地での災害ごみの収集に協力する。	
(一社)新潟県産業廃棄物協会	(1) 町及び県からの要請に基づき、災害ごみの収集・処分に協力する。	

(2) し尿処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
町民等	(1) 仮設トイレの維持管理に協力し、町のし尿収集に協力する。	町
町	(1) し尿処理の実施計画を策定し、おおむね24時間以内に開始する。	県 近隣市町村

	(2) 町民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。 (3) し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村、県に要請する。	関係機関（収集委託業者等）
県	(1) 町からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 (2) 必要に応じ、職員を派遣し、し尿処理対策を支援する。	協定団体等 他都道府県 県内他市町村
新潟県環境整備事業協同組合	(1) 町及び県からの要請に基づき、現地でのし尿収集に協力する。	

(3) 災害がれき処理の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
町民等	(1) 町の指示に従い、損壊家屋の解体後の災害がれきの処理に協力する。	町
町	(1) 緊急を要する危険家屋の解体について必要に応じ自衛隊に要請する。 (2) 災害がれきの発生量を推計し、処理の実施計画を策定し、収集はおおむね1ヶ月以内に開始する。 (3) 町民に災害がれき処理の方法を周知する。 (4) 災害がれきの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村、県に要請する。 (5) 必要に応じ、災害がれきの仮置場を設置し、環境・防犯に配慮しながら適正な管理を行う。	県 協定団体等 自衛隊
県	(1) 町からの要請に基づき、広域支援体制を整備する。 (2) 必要に応じ、職員を派遣し、災害がれき処理対策を支援する。	協定団体等 他都道府県 県内他市町村 自衛隊
(一社)新潟県産業廃棄物協会	(1) 町及び県からの要請に基づき、災害がれきの収集、処理に協力する。	
(一社)新潟県解体工事業協会	(1) 町及び県からの要請に基づき、損壊家屋の解体に協力する。	

第22節 トイレ対策計画

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査して被災者のトイレ利用に関する需要を把握し、避難所・避難所以外の公衆トイレ及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。また、衛生的に使用するための管理を行う。

(2) 要配慮者に対する配慮

避難所においては、必要に応じて要配慮者の簡易トイレを配備し、トイレの設置箇所の工夫、段差の解消、手すりの設置等、利用介助の実施等により、要配慮者のトイレ利用に配慮する。

(3) 降雪期の対応

風雪防備対策を行い、出入に際し不自由のない施設配置に配慮する。

2 情報の流れ

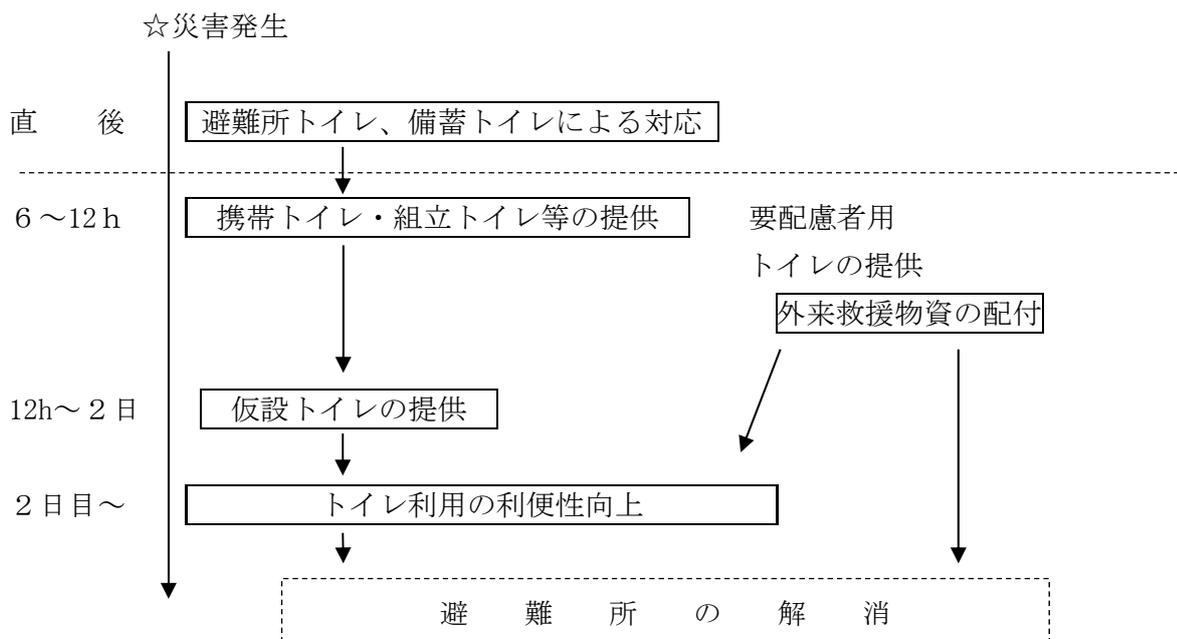
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	町	被災地ニーズ
町	県	集約された被災地ニーズ
県	企業・団体	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県	町	供給予定情報
町	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 快適な利用の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) レンタル業者のリースまたは他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達する。 (2) 避難所公共トイレの使用等を避難者に対して、要配慮者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。 (3) トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレトーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。 (4) 避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。 (5) 避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。 (6) トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。	町民等

(2) 備蓄携帯トイレ、組立トイレによる対応

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。 (2) 避難者に対して、携帯トイレ等の適切な利用方法を周知する。 (3) 避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送、県からの緊急供給で補う。 (4) 町社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。	県災対本部
県	(1) 町からの要請に基づき、現地で不足するトイレ等を最寄りの県及び県内市町村からの広域応援により備蓄拠点から避難所等に配送する。	県トラック協会
県トラック協会	(1) 県内の備蓄トイレを避難所等へ配送する。	

(3) 仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握する。 (2) レンタル業者との協定に基づき、必要な仮設トイレの確保を行う。 (3) 企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。 (4) 義援物資提供の申し出への対応(いずれかの避難所へ直接振り向ける) (5) 調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。	町内会長等 事業所・団体等 県
県	(1) 町からの要請に基づきトイレ等の調達を代行する。 (2) 企業・団体等に対してトイレ輸送経路等の情報を適宜提供する。	事業所・団体等 他都道府県
事業所・団体等	(1) 県から調達要請があったトイレ等を、指定された場所（原則として各避難所）へ配送する。	

第23節 入浴対策

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態維持と心身の疲労回復を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮策

入浴施設までの交通手段の確保及び要介護者等の利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保をするとともに、要配慮者への入浴施設情報の広報の徹底を図る。

(3) 降雪期の対応

入浴後の保温対策に配慮する等、各旅館組合、民間施設等への協力要請の強化を図り、交通手段の確保についても十分対策を講じる。

2 情報の流れ

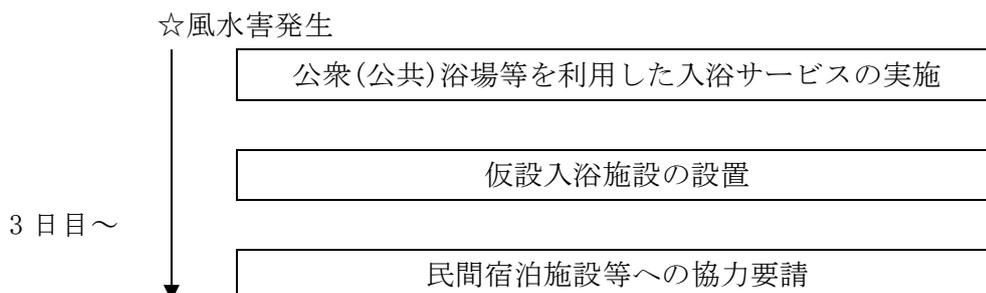
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
町	県	仮設入浴施設設置要請
	民間宿泊施設等	入浴施設利用協力要請
県	自衛隊	入浴支援要請
	他自治体旅館組合等	入浴施設利用協力要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	町	入浴施設確保情報
町	避難所、避難者	入浴施設開設予定情報 入浴サービス提供情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 公衆（公共）浴場を利用した入浴サービスの実施

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水・ボイラ ー燃料等の支援を行い、入浴環境を確保する。 (2) 避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。	入浴施設管理者等

(2) 仮設入浴施設の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避 難所等に仮設入浴施設を設置するよう県に要請す る。	県
県	(1) 町の要請により自衛隊へ入浴支援要請を行う。	自衛隊
自衛隊	(1) 県の要請により避難所等へ野営用入浴施設によ り支援を行う。	町

(3) 民間宿泊施設等への協力要請

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 町内民間宿泊施設への協力要請を行う。 (2) 町のみでは入浴施設の確保が困難な場合 は県に応援要請を行う。	町内民間宿泊施設 県
県	(1) 町の要請又は被害が数市町村に及ぶ場合は、近隣 の市町村（他県も含む）の旅館組合等へ支援要請を 行う。	近隣町村旅館組合

第24節 食料・生活必需品等供給計画

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 風水害発生時は、ずぶ濡れの避難者、衛生状態の悪化、被災者は食料、生活必需品の多くを浸水によって失っていることなどを想定して、食料、飲料水、生活必需品等の供給時期、範囲、優先順位等を決定する。

イ 避難者が健康を保持できるよう必要な物資等の供給を優先し、その後に一般的な物資を供給するなど、効果的に供給する。

なお、避難が長期にわたる場合は、食材提供による自炊等、避難者自らが避難所生活を運営する等の段階的な供給体制を構築する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事を提供する。

イ 要配慮者用の生活必需品供給に配慮する。

(3) 積雪期の対応

避難所へ防寒具、採暖用具（ストーブ・使い捨てカイロ等）、寝具、燃料等を早期に供給する。なお、輸送が困難な場合は、関係機関の協力を得て採暖物資の使用可能な避難所を早期に開設する。

2 情報の流れ

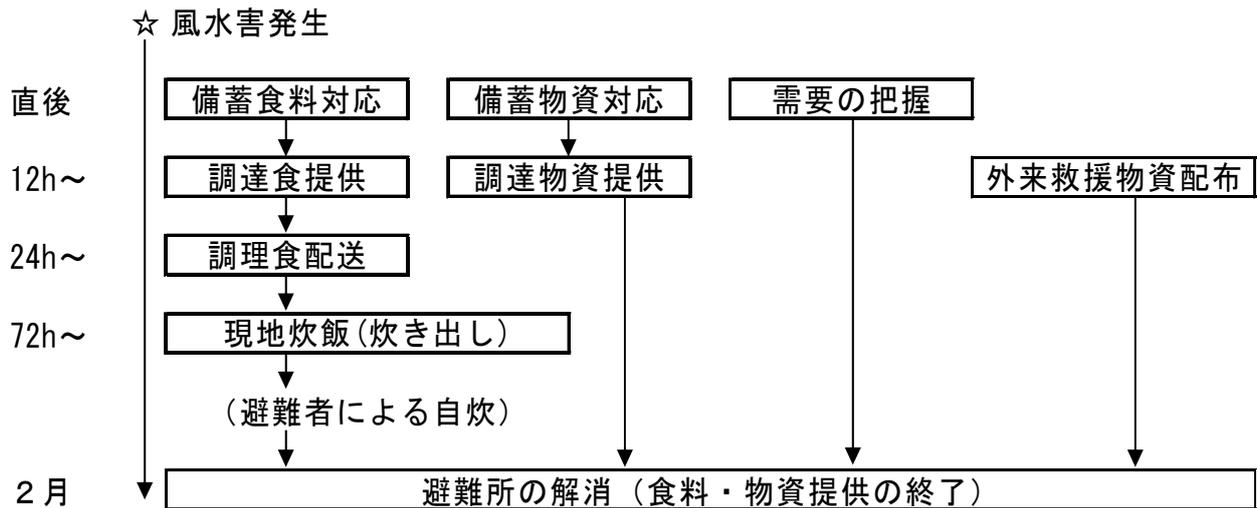
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	町	被災地ニーズ
町	県、協定先事業所	集約された被災地ニーズ
県	協定先事業所、他県	調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	町	供給予定情報
町	避難所、避難者	供給予定情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 備蓄食料・物資等による対応（町民等避難～12h程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
被災者 町内会等	(1) 町の職員とともに避難所等の保存食料、物資等を避難者に配分する。	町 町内会長等
町	(1) 避難所及び避難所外避難場所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズ把握を行なう。 (2) 避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送、県又は日赤からの緊急提供で補う	県 日本赤十字社新潟 県支部 町社会福祉協議会 ボランティアセン ター 町内会長等
県 日本赤十字社新 潟県支部	(1) 町からの要請に基づき、不足する物資等を町、避難所等へ配送（以下、「プル型支援」という。）する。 (2) 町の行政機能が低下している場合は、要請を待たずに物資支援（以下「プッシュ型支援」という。）を開始する。 なお、プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。	(公社)新潟県トラ ック協会 自衛隊 新潟県倉庫協会

(2) 調達食・物資等の提供（町民避難 12h～24h程度）

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 避難者のニーズ把握 (2) 避難所内外の避難者で物資等の供給を要する者に、物資等を提供する。 (3) 協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等、迅速かつ効率的に物資等を	町内会長等 協定業者等 県

	<p>提供する。</p> <p>(4) 調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。</p>	
県	<p>(1) 町の要請により、プル型支援を行う。</p> <p>(2) 町の行政機能が低下している場合は、プッシュ型支援を開始する。</p> <p>なお、プル型支援への切り替え時期についても、的確に判断するよう努める。</p>	<p>協定事業者</p> <p>他の都道府県</p>
協定先事業所・団体等	<p>(1) 町から調達要請があった物資等を指定された町又は避難所へ配送する。</p>	

(3) 調理食配送による提供（町民避難 24h 程度～）

実施主体	対 策	協力依頼先
町	<p>(1) 避難者のニーズを把握し、必要食数を県災対本部に報告する。</p> <p>(2) 日赤、ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。</p> <p>(3) 避難所内外の被災者への給食方法を調整する。</p>	<p>県災対本部</p> <p>ボランティアセンター</p>
県災対本部 (食料物資部)	<p>(1) 町からのニーズ把握</p> <p>(2) 自衛隊に給食支援を要請する。</p> <p>(3) 炊飯部隊駐留場所を確保する。</p>	<p>自衛隊</p>
自衛隊	<p>(1) 給食支援（調理及び配送）を行う。</p>	

(4) 現地炊飯による提供（町民避難 72h 以降）

実施主体	対 策	協力依頼先
町	<p>(1) 自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を県に報告する。</p> <p>(2) 自衛隊の炊飯場所を確保する。</p> <p>(3) 自衛隊に食材を供給する。</p> <p>(4) ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。</p>	<p>県</p> <p>ボランティアセンター</p>
県	<p>(1) 町の希望をとりまとめ、自衛隊に現地炊飯を要請する。</p>	<p>自衛隊</p>
自衛隊	<p>(1) 県からの要請に基づき現地での給食支援（調理）を行う。</p>	

(5) 被災者による自炊（町民避難 2 週間後以降）

実施主体	対 策	協力依頼先
避難者	<p>(1) 町の滞在・自炊希望調査に対して、避難所管理職員に今後の避難所での滞在見込みと自炊の意思を伝える。</p>	<p>町</p>

町	(1) 被災者の自炊の希望をとりまとめ、県に報告する。 (2) 調理器具の貸付及び食材、燃料等の提供を行う。	県
---	---	---

(6) 物資等の供給及び運送の要請等

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。	県
県	(1) 町からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、プッシュ型支援を開始する。 (2) 緊急の必要があると認めるときは、運送事業者に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。	運送事業者

(7) 外来救援物資の配布

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 町受入物資を配布する。 (2) 物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する	ボランティアセンター 町内会長等 報道機関
県	(1) 救援物資の送付先市町村を紹介する。 (2) 県受入れ物資の中から、町から要請された品目を送付する。 (3) 自衛隊等に輸送を依頼する	自衛隊 (公社)新潟県トラック協会 新潟県倉庫協会

第25節 要配慮者の応急対策

【実施担当】 総務部、救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 要配慮者避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じて行く。

イ 避難行動要支援者の身近にいる地域住民、民生委員、防災関係団体、社会福祉施設等（社会福祉施設・医療施設等）及び県等の行政が協働し、支援を行う。

(2) 降雪期の対応

必要により要配慮者宅の雪下ろし、除雪等を実施する。

2 情報の流れ

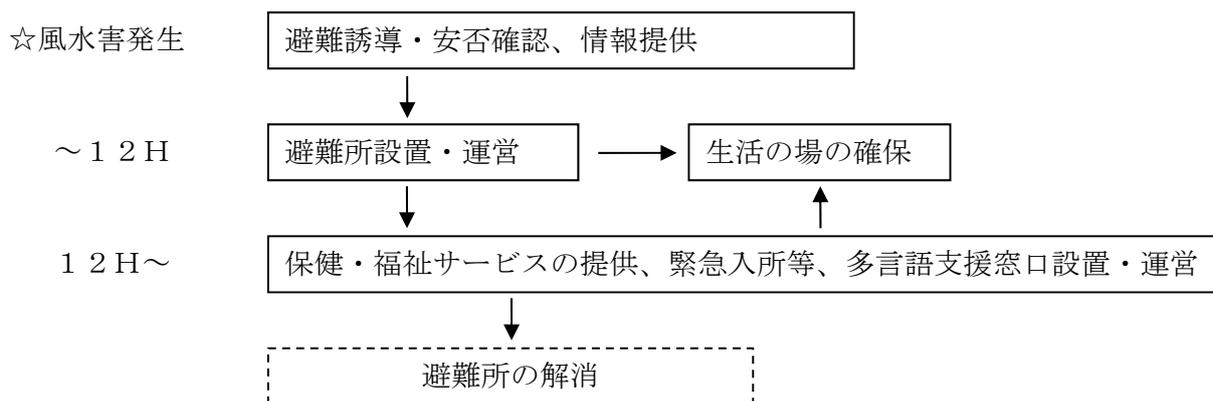
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
福祉避難所、避難者、民生委員、町内会、介護保険事業者、福祉関係者等	町	(1) 要配慮者の安否 (2) 保健・福祉等のニーズ
町	県、他市町村、介護保険事業者、社会福祉施設等	(1) 要配慮者の集約された各種ニーズ (2) 職員等応援要請
県	国、都道府県、市町村、介護保険事業者、社会福祉施設等	(1) 要配慮者への各種サービス要請 (2) 職員派遣要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	町	(1) サービス、派遣予定等の情報
町	福祉避難所、避難者等、民生委員、町内会、介護保険事業者、社会福祉関係者等	

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 避難誘導対策

実施主体	対 策	協力依頼先
要配慮者、保護責任者	(1) 自らの安全を確保	町民等
地域住民、町内会、自主防災組織、民生委員等	(1) 地域社会全体で要配慮者の安全確保	町、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等
外国人雇用企業	(1) 外国人の安否確認	町、県
介護保険事業者、社会福祉施設等	(1) 施設内の要配慮者の安全確保 (2) 町、防災関係機関等の要請により、施設外の要配慮者の安全確保の協力	町、県、防災関係機関等
町	(1) 避難勧告等の判断・伝達マニュアル、避難支援プランに基づき避難準備情報を伝達 (2) 避難行動要支援者の避難所への誘導、移送 (3) 避難所での要配慮者の安否確認、生活環境の確保 (4) 福祉避難所の開設・運営 (5) 社会福祉施設等への緊急入所 (6) 避難後は要配慮者支援の窓口を設置し、関係機関との調整を行い要配慮者の安全確保	町内会、町民、民生委員、県警察、柏崎市消防本部、介護保険事業者、社会福祉施設、県等

(2) 生活の場の確保

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 公的施設での一時収容	公的施設等
町、県	(1) 公営住宅等の確保 (2) 応急仮設住宅の確保	不動産業者、国、建設業者等

(3) 保健・福祉対策

実施主体	対 策	協力依頼先
------	-----	-------

外国人雇用企業	(1) 外国人の安否確認、災害情報の提供、相談等の支援活動	町、県
介護保険事業者、社会福祉施設等	(1) 避難所、応急仮設住宅等での治療、介護の必要な要配慮者の緊急入所	県、町等
町	(1) 避難所、応急仮設住宅、自宅等への健康相談、こころのケア等により要配慮者の健康を確保 (2) 避難所、応急仮設住宅、自宅等への福祉サービスの提供により要配慮者の福祉の確保	県、保健関係団体等
県	(1) 必要に応じて関係職員等の派遣を行い、町、介護保険事業者、社会福祉施設等の活動を支援 (2) 外国人相談員の派遣等	

(4) 情報提供等

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 要配慮者への的確な情報提供 (2) 外国人、視聴覚障害者等に対して、適切な情報提供 (3) 要配慮者情報を関係機関と共有し、安否確認を迅速に実施	報道機関、ボランティア、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設、県、防災関係機関等
県	(1) 要配慮者への的確な情報提供 (2) 町が行う外国人、視聴覚障害者等への情報提供を支援	報道機関、ボランティア等

(5) 外国人支援対策

実施主体	対 策	協力依頼先
町、県	(1) 外国人の被災・避難状況の確認 (2) 多言語支援窓口の設置及び情報提供、相談等の実施	国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体等

第26節 学校等における応急対策

【実施担当】 救災部・教育部

1 計画の方針

(1) 基本方針

あらかじめ定めていた学校防災計画、マニュアルに従い、児童、生徒、園児等（以下「生徒等」という。）の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

また、指定避難所の学校（小学校・中学校）、又は臨時に避難所となった学校にあつては、避難所の開設、運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあつても、自主的に避難してきた町民等がいる場合には、関係機関に連絡のうえ、できる限り保護する。

被災後は、関係機関と協力し、必要に応じて生徒等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

(2) 降雪時の対応

避難、被災後の建物の点検、生徒の帰宅等の判断等に際し、より一層慎重に行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

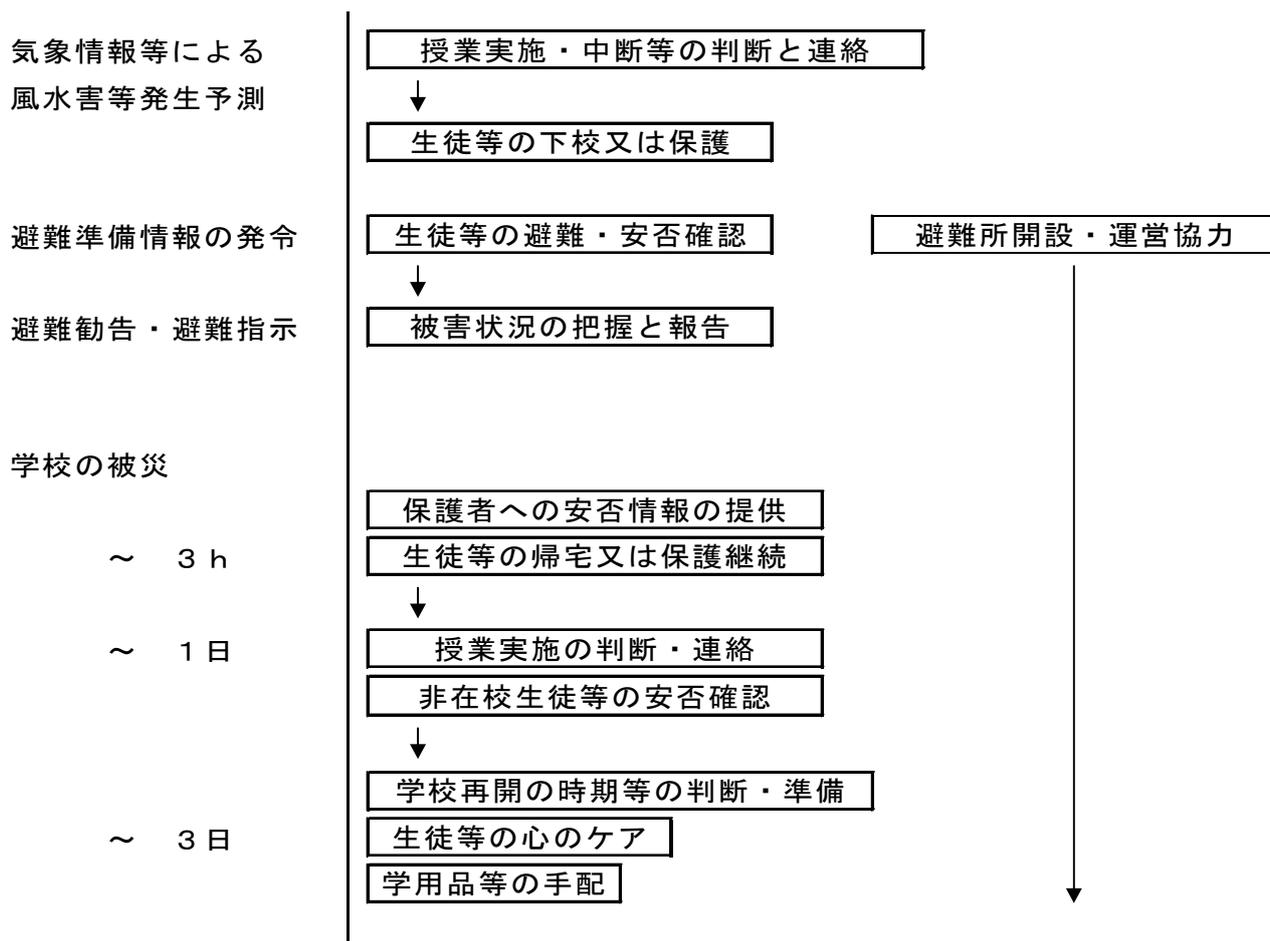
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
保育所	町	被害報告、臨時休業
学校	町教育委員会	
町教育委員会	県教育事務所 → 県教育委員会	集約された被害状況、臨時休業等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県教育事務所 → 県教育委員会	町教育委員会	指導、助言等
町教育委員会	学校	指導、助言等
町	保育所	
	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等
県	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休業等

注) 緊急を要する場合や、町、町教育委員会等に何らかの事情で連絡が付かない場合等には、学校から直接県教育事務所や県教育委員会に連絡するものとする。

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

実施主体	対 策	協力依頼先
学校 保育所	<p>(1) 授業実施・中断等の判断と連絡</p> <p>校長（保育所の園長含む。以下同じ。）は、臨時休校や授業短縮による一斉下校、学校での待機等の状況に措置をとるとともに、速やかに保護者に連絡する。</p> <p>ア 校外活動中の場合</p> <p>引率教職員は活動を中止して学校に連絡を取り、生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、生徒の安全を確保したうえで学校に連絡し、校長と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。</p> <p>イ 臨時休校、一斉下校等を決定した場合</p> <p>校長は、上記2(1)により町教育委員会（保育</p>	

	<p>所の場合は町。以下同じ。)に報告する。</p> <p>(2) 生徒の下校又は保護継続</p> <p>ア 下校時の措置</p> <p>下校措置に当たっては、中学校については集団下校、保育所、小学校は、必要に応じて保護者と連絡を取ったうえで、教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。</p> <p>なお、保護者と連絡が付かない生徒、又は帰宅しても保護者が家にいない生徒については、保護者に引き渡せる状況になるまで学校で保護する。</p> <p>イ 保護継続時の措置</p> <p>災害の状況によって全校生徒等を学校で保護する必要がある場合は、保護者に確実に連絡する。</p>	
町教育委員会	<p>(1) 情報の収集・報告</p> <p>臨時休校、一斉下校等の情報を収集し、町に報告する。</p>	
町	<p>(1) 情報の集約・広報</p> <p>町教育委員会及び保育所からの情報を集約し、必要に応じて、臨時休校、一斉下校等を保護者、町民等へ広報する。</p>	町教育委員会

(2) 風水害が発生した場合の措置

実施主体	対 策	協力依頼先
学校 保育所	<p>(1) 生徒等の避難・安否確認</p> <p>ア 生徒等が在校している場合</p> <p>(ア) 生徒等の掌握・避難</p> <p>避難情報（準備・勧告・指示）の発令、学校の被災等により学校から退避する必要がある場合は、直ちに全教職員で生徒等を掌握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、点呼用の名簿や防災用具等、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者又はその者が保管場所の近くにいない場合には近くにいた者が適切に対応する。</p> <p>(イ) 避難生徒等の安全確保等</p> <p>生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保したうえで負傷</p>	町 町教育委員会 柏崎市消防本部 県警察

	<p>者の手当等を行う。また、火災が発生した場合や重傷者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに柏崎市消防本部に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。</p> <p>イ 登下校時間帯の場合</p> <p>(ア) 生徒等の掌握・避難・安全確保</p> <p>在校している教職員全員で、直ちに在校している生徒等及び学校に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難生徒等の安全確保については、上記ア(ア)と同様に対応する。</p> <p>(イ) 生徒等の安否確認</p> <p>避難してきた生徒等から状況を聴き取り、避難した生徒等の情報を得たときは、直ちに柏崎市消防本部・県警察等に通報するとともに、現場へ教職員を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校の掌握下に入っていない生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を教職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。</p> <p>ウ 夜間・休日等の場合</p> <p>(ア) 教職員の参集</p> <p>校長及び学校防災計画であらかじめ指定された職員は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。</p> <p>(イ) 生徒等の安否確認</p> <p>風水害等により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。</p> <p>(2) 被災状況の把握と報告</p> <p>ア 学校は、生徒の避難、生徒等及び教職員の安否確認を行った後、直ちに学校施設の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された経路で速やかに町教育委員会に報告する。</p> <p>イ 夜間等で調査が危険な場合等、第1報は可能な範囲で速やかに行い、その後詳細が判明するに従</p>	
--	---	--

	<p>って、第2報以下を行う。</p> <p>(3) 保護者への安否情報の提供 必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。</p> <p>(4) 生徒等の下校又は保護継続 避難させた生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認したうえで下校させなければならない。 なお、幼稚園、小学校については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる場合になるまで避難場所で学校の保護下に置く。</p> <p>(5) 授業実施の判断・連絡 校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、授業を実施するか否かを判断する。 決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに町教育委員会に報告する。</p> <p>(6) 非在校生徒等の安否確認 風水害でかなりの被害が発生した場合において、被害発生時に欠席等で在校していなかった生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。</p>	
町教育委員会	<p>(1) 情報の収集・報告 児童、生徒、教職員の安否及び学校の被害状況等の情報を収集し、町災害対策本部及び県教育事務所に報告する。</p> <p>(2) 情報の伝達 県からの情報を学校に伝達する。</p>	
町	<p>(1) 情報の集約・広報 町教育委員会及び保育所からの情報を集約し、学校の被災状況、臨時休校、生徒等の下校措置などを保護者、町民等へ広報する。</p>	町教育委員会
県教育委員会	<p>(1) 情報の集約・広報</p>	報道機関

	学校の被災状況、生徒等の安否、臨時休校、生徒等の下校措置などの情報を集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者、町民等への広報に努める。	
--	--	--

(3) 教育活動の再開に向けた措置

実施主体	対 策	協力依頼先
学校 保育所	<p>(1) 学校再開時期等の判断・準備</p> <p>校長は、教職員の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。</p> <p>(2) 生徒等の心のケア</p> <p>ア 臨時休業が続く場合は、教職員が分担して生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。</p> <p>イ 学校再開後においても、町教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、心のケア対策を継続する。</p> <p>(3) 学用品等の手配（保育所を除く）</p> <p>学校は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、町教育委員会に報告する。</p>	町 町教育委員会
町 町教育委員会	<p>(1) 学校への支援</p> <p>ア 必要に応じて、教職員に生徒等の心のケアについて指導し、また心のケアの専門家を各学校に派遣する等により、支援する。</p> <p>イ 避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。</p> <p>(2) 学用品等の支給</p> <p>学校から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。</p>	県
県教育委員会	<p>(1) 学校や町への支援</p> <p>ア 必要に応じて、広報等で保護者に生徒等の心のケアについての情報を提供して教職員に生徒等の心のケアについて指導し、また心のケアの専門家を各学校に派遣する。</p>	報道機関

	<p>イ 必要に応じて、被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開や心のケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。</p> <p>ウ 国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校、町に斡旋する。</p>	<p>被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等</p> <p>国 他の都道府県等</p>
--	---	---

(4) 学校を避難所として開放する場合の措置

実施主体	対 策	協力依頼先
学校	<p>(1) 校長は、町長から指示又は依頼があったとき、又は近隣住民が学校に避難してきたときは学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。</p> <p>ア 教職員の基本的役割</p> <p>行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。</p> <p>(ア) 校長</p> <p>施設管理者として、避難所の責任者や町内会の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。</p> <p>(イ) 教頭</p> <p>校長の命を受け、避難所や町内会との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。</p> <p>(ウ) 主幹教諭・教諭</p> <p>校長等の指揮の下で避難者との応対等、避難所運営を支援する。</p> <p>(エ) 養護教諭</p> <p>学校医と連絡を取り、避難所の救援活動を支援する。</p> <p>(オ) 学校栄養職員等</p> <p>学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。</p> <p>(カ) 事務職員等</p> <p>行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。</p> <p>イ 校舎等を避難所として使用するときの注意</p> <p>(ア) 教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない</p>	町教育委員会

	<p>部分を指定し、町民等の協力が得られるようにする。</p> <p>(イ) 校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは普通教室も開放する。</p> <p>(ウ) 要配慮者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。</p> <p>(エ) 障害者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、町に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。</p>	
--	--	--

第27節 文化財応急対策

【実施担当】 教育部

1 計画の方針

(1) 基本方針

文化財所有者又は管理者は、暴風、洪水等により被災した文化財の被害状況を把握して、関係機関に報告するとともに、協力して、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値が現状より失われないような必要措置をとる。

(2) 降雪期の対応

雪崩や建物の崩壊の危険が高いことから、入場者の避難、被災後の建物の点検、文化財の一時搬出等の際し、より一層慎重に行う。また、特に避難誘導路等の確保に努める。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
文化財所有者又は管理者	町教育委員会	被害状況等
町教育委員会	県教育委員会	集約された被害状況等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県教育委員会	町教育委員会	指導、助言等
町教育委員会	文化財所有者又は管理者	

3 業務の体系

文化財の被災 → 被害状況の把握・報告及び救済措置 → 応急措置

4 業務の内容

(1) 被害状況の把握・報告及び救済措置

実施主体	対 策	協力依頼先
町民等	(1) 文化財に被害が見られた場合には、所有者・管理者又は町教育委員会等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。	
文化財所有者及び管理責任者	(1) 危険のない範囲で、被災文化財の保護・救出等に当たるとともに、町教育委員会へ被害状況を報告し、協力を仰ぐ。	町教育委員会
町教育委員会	(1) 文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限	

	り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。	
--	-----------------------	--

(2) 応急措置

実施主体	対 策	協力依頼先
文化財所有者及び管理責任者	(1) 町教育委員会へ応急的処置及び修理についての協力及び指示を仰ぐ。	町教育委員会
町教育委員会	<p>(1) 国及び県指定文化財への対応 文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。</p> <p>(2) 町指定文化財への対応 応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。</p> <p>(3) 未指定文化財への対応 被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。</p>	県教育委員会
県教育委員会	<p>(1) 国及び県指定文化財への対応 必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握・確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。</p> <p>(2) 町指定文化財への対応 町教育委員会を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。</p> <p>(3) 未指定文化財への対策 被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に町教育委員会を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。</p>	町教育委員会

第28節 障害物の処理計画

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害等の災害により発生した落石、倒壊家屋等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（国・県・町庁舎・警察・消防署等）、輸送施設（道路・鉄道駅・常設及び臨時ヘリポート等）、輸送拠点及び防災備蓄拠点とを連絡する緊急交通路を確保する。

また、これらの被害程度が著しく甚大であり、障害物除去が広域かつ大規模であると判断された場合は、県及び関係機関と協議し、障害物処理をするものとする。

なお、人命救助等に必要な緊急交通路等については、関係機関が協力し、可能な限り早期に障害物を処理する。

(2) 降雪期の対応

降雪期における災害時の輸送路を確保するため、除雪機械、除雪要員体制等により、積雪及び被災状況に応じた障害物除去計画を策定し、その実施にあたるものとする。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容	
町	国・県（施設管理者）	被災地における障害物の情報
国・県（施設管理者）	国・県	被災地における障害物の情報
その他の施設管理者	国・県	被災地における障害物の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容	
国・県	町	障害物除去に関する情報
国・県	国・県（施設管理者）	障害物除去に関する情報

3 業務の体系（避難勧告等解除後の達成目標の目安）

被災地における障害物の情報収集（1日以内）

↓

障害物処理計画の策定

↓

緊急輸送道路の障害物の除去（1日以内）

↓

その他の輸送路等の障害物の除去（1日以内）

4 業務の内容

(1) 被災地における障害物の情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 管理区域の道路上等の障害物の状況の把握に努め、県災対本部に報告する。	
道路管理者	(1) 管理区域の道路の障害物の状況を調査し、県災対本部に報告する。	
河川管理者	(1) 管理区域の障害物の状況を調査し、県災対本部に報告する。	
県	(1) 障害物除去を必要とする道路、河川等の公共管理施設の情報を収集する。 (2) 建物関係障害物の情報を収集する。	

(2) 緊急輸送道路上の障害物の撤去、その他の障害物の撤去

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。 (2) 除去した障害物は、あらかじめ仮集積場として定めた場所に集積する。	
道路管理者	(1) 管理区域の道路の障害物を除去する。 (2) あらかじめ定められた緊急輸送道路については、最優先に実施する。 (3) あらかじめ民間団体等との間に災害時の応援協定を結んでおくなど、障害物の除去に必要な人員、資機材等の確保に努める。	町建設業会等
河川・漁港管理者	(1) 危険と認められる場合には、可能な限り障害物を除去する。	
鉄道管理者	(1) 鉄道における障害物は、速やかに除去する。	東日本旅客鉄道(株)新潟支社
県	(1) 被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら、効率的な緊急輸送及び交通の確保のための、輸送路等の施設管理者に対し、速やかな障害物除去の実施を依頼する。 (2) 被害状況の情報収集の結果、その被害程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。	輸送路等の施設管理者

第29節 行方不明者、遺体の捜索・処理・埋葬計画

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

風水害等により、建造物の倒壊、火災、土砂崩れ等が発生し、多くの死者が発生することが懸念される。町は関係機関の協力を得ながら、遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の捜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。

一連の業務に当たっては、遺族の感情等を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

また、公衆衛生上の危害を未然に防止するため、冷房対策のできる遺体安置場所と柩にドライアイス等の手配により、遺体の腐敗を防ぐ対策を行う。

2 情報の流れ

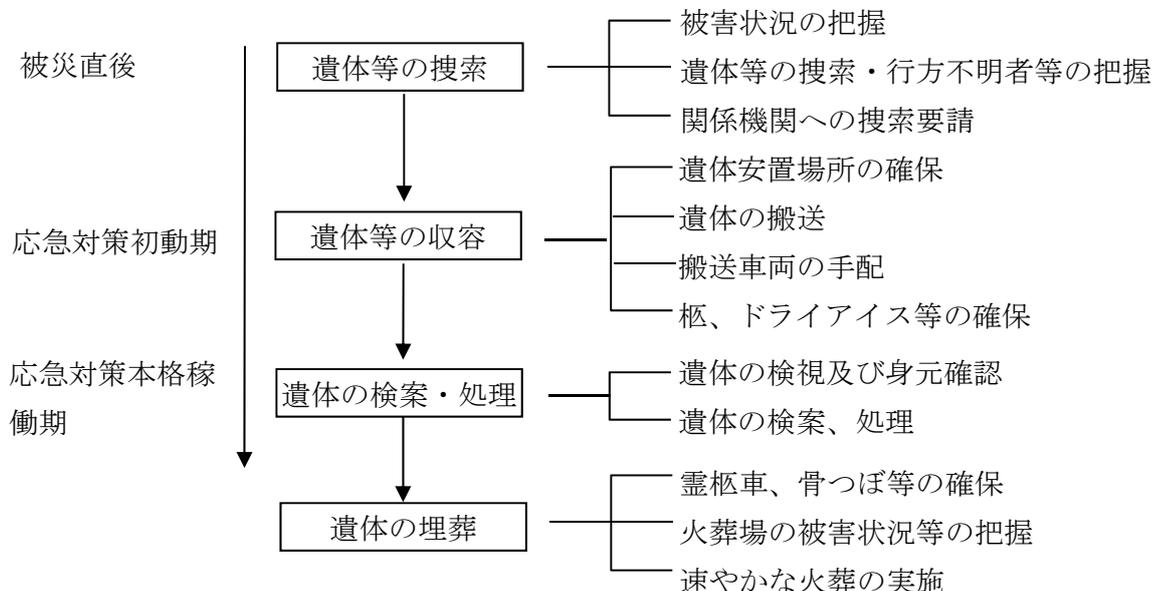
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
町	県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捜索状況の報告 ・ 自衛隊への応援要請依頼 ・ 搬送車両不足分の手配依頼 ・ 柩、ドライアイス等が不足する場合の手配依頼 ・ 霊柩車が不足する場合の手配依頼 ・ 骨つぼ等が不足する場合の手配依頼 ・ 死亡者多数の場合における火葬許可手続きの簡略化依頼 ・ 火葬場の被災状況の報告 ・ 広域火葬の応援要請 ・ 近隣市町村への応援要請
県	火葬場設置者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域火葬の協力要請 ・ 火葬場の割り振りの通知
県	協定先事業所・団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊への応援要請(町の要請による) ・ 新潟県トラック協会に対する搬送車両不足分の協力要請(町の要請による) ・ 葬祭関係事業者に対する柩、ドライアイス等の協力要請(町の要請による) ・ 近隣市町村への応援要請(町の要請による) ・ 町の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会へ要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	町	・自衛隊への応援情報
町	遺族等	・遺体安置場所等の情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 手配

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 災害による行方不明者があるときは、その者の氏名、住所、年齢、身体的特徴、着衣及び携帯品等を明らかにし、これらが明らかでないときは、行方不明者の発生した地域、行方不明者数を警察本部その他防災関係機関等に直ちに連絡及び手配し、かつ県知事に報告する。	

(2) 遺体等の捜索

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 捜索の実施 ア 行方不明者又は死者があると認める地域を中心として、遺体の埋没、漂着の疑いのある場合場所を重点に組織的かつ綿密に捜索するものとする。 イ 捜索は、警察本部、第九管区海上保安本部、柏崎市消防本部、自衛隊、消防団、自主防災組織及	町消防団 柏崎市消防本部 警察本部 第九管区海上保安本部 自衛隊等関係機関

	<p>び行方不明者又は死者の家族、知人、親戚の者等と協力して行うものとする。</p> <p>ウ 捜索を行うにあたり、地域住民、旅行者、滞在者に発見通報の協力を求め、発見したときの通知先を明らかにして積極的に広報するものとする。</p> <p>(2) 発見した時の措置</p> <p>ア 発見時において生存している時は直ちに医療を受けさせるものとする。</p> <p>イ 遺体の状態に何らかの疑いがある時は、速やかに警察本部に通報し、かつ、遺体及び遺体の所在場所を保存するものとする。</p> <p>ウ 遺体を発見し、又は家族等から発見の通報を受けた時は、直ちに警察本部に通報し、その後の処理について指示を受けるものとする。</p>	
県	(1) 県内の被害状況の把握を行うとともに、町からの依頼により自衛隊に応援要請を行う。	自衛隊
警察本部 第九管区海上保安本部 自衛隊等関係機関	(1) 遺体等の捜索を町と協力して行う。 (2) 警察本部は行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。	町

(2) 遺体の収容

実施主体	対 策	協力依頼先
町	<p>(1) 遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、遺体の安置場所(寺院・学校敷等)を確保し、関係機関に連絡する。 公衆の面前にさらさない施設又は場所を選ぶ。</p> <p>(2) 遺体の洗浄、縫合等の遺体処理作業に容易な場所を選ぶ。</p> <p>(3) 遺体の一時安置、仮埋葬等の作業が容易に行いうる場所を選ぶ。</p> <p>(4) 搬送車両が不足する場合は、新潟県トラック協会に車両を手配するよう県に要請する。</p> <p>(5) 柩、ドライアイス等が不足する場合は、葬祭関係事業者に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。</p>	寺院、学校等 葬祭業者等 県
県	(1) 町から搬送車両の手配要請があった場合、新潟県トラック協会に要請する。	新潟県トラック協会

	(2) 町から柩、ドライアイス等の手配要請があった場合、葬祭関係事業者に協力を要請する。	葬祭関係事業者
警察本部 自衛隊等関係機関	(1) 遺体を車両及びヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置を行う。	
葬祭関係事業者	(1) 柩、ドライアイス等の手配をする。	

(3) 遺体の検案及び処理

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 日本赤十字社新潟県支部及び医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保する。 (2) 与板警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。	日本赤十字社新潟県支部 医師会 与板警察署等
県	(1) 町の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会に要請する。	日本赤十字社新潟県支部 新潟県医師会
警察本部 第九管区海上保安本部	(1) 収容された遺体について、各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。 (2) 身元不明遺体の写真撮影、指紋の採取、遺品保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。	日本赤十字社新潟県支部 新潟県医師会
日本赤十字社新潟県支部 医師会	(1) 死因その他の医学的検査を行う。 (2) 検視及び医学的検査を終了した遺体について洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。	

(4) 遺体の埋葬

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 搬送車両が不足する場合は、新潟県トラック協会に手配するよう県に要請する。 (2) 骨つぼ等が不足する場合は、葬祭関係事業者に手配するよう県に要請する。 (3) 死亡者が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害が発生する恐れがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議する。 (4) 被災地以外に漂着した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬は行旅死亡人として取扱うものとする。	県 葬祭業者等
火葬場	(1) 災害時の火葬数に応じた人員体制を確保して行	

	う。 (2) 被災状況等を報告するとともに、速やかに火葬を行うものとする。	
県	(1) 町から搬送車両の手配要請があった場合は、新潟県トラック協会に協定に基づき協力を要請する。 (2) 町から骨つぼ等の手配要請があった場合は、葬祭関係事業者と協定に基づき協力を要請する。 (3) 町から広域火葬の応援要請があった場合は、広域火葬の実施を決定し関係機関に通知する。	新潟県トラック協会 葬祭関係事業者
新潟県トラック協会	(1) 搬送車により協定に基づき遺体の搬送を行う。	
葬祭関係事業者	(1) 協定に基づき骨つぼ等を確保する。	

(5) 広域応援体制の整備

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 自ら遺体の捜索、処理又は埋葬の実施が困難な場合、近隣市町村又は県に応援要請を行うこととし、近隣市町村と相互応援体制の整備に努めるものとする。	県 近隣市町村
県	(1) 町から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておくものとする。 ア 県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、町から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制 イ 近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、町から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制 ウ 厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができるような体制	県内市町村 近隣県 厚生労働省

第30節 愛玩動物の保護対策

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの町民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

これら動物の保護や適正な飼育に関し、中越動物保護管理センター、中越獣医師会と協力体制を確立し情報の共有化により、飼い主の支援及び被災動物の保護を行う。

(2) 降雪期の対応

風雪と寒さ対策による被災動物の保護を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

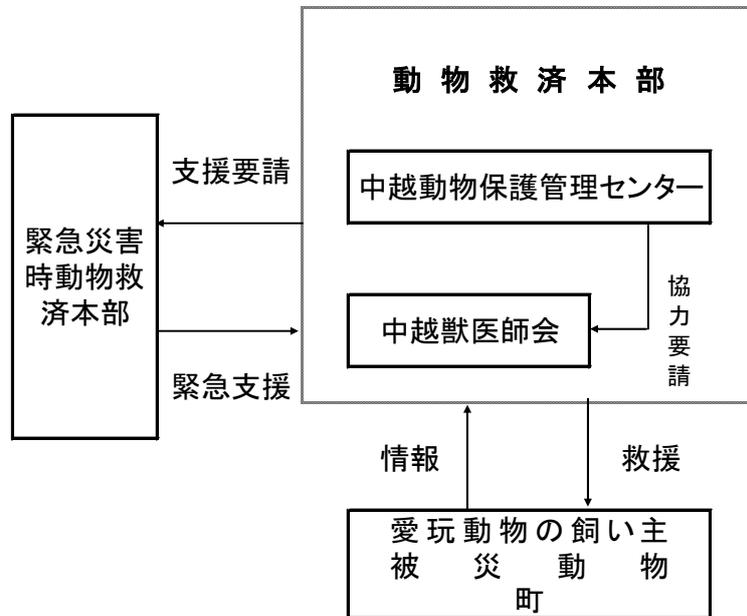
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	町	動物救済のニーズ
町	動物救済本部	避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報

(2) 被災地へ

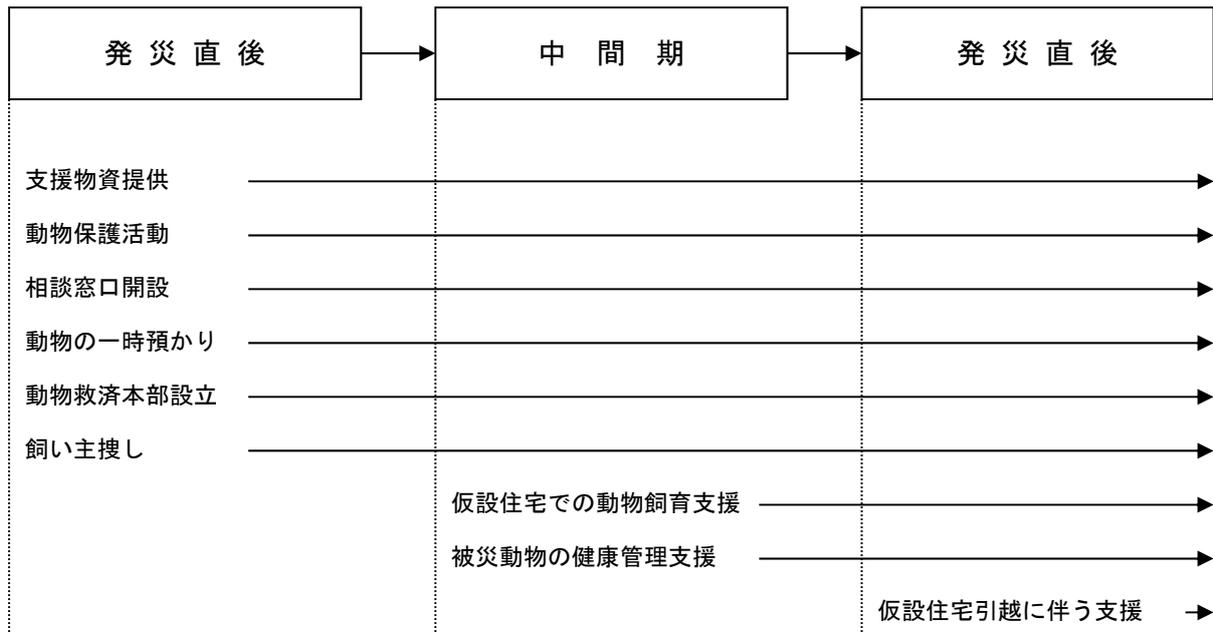
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
動物救済本部	町	動物救済本部の情報
町	避難所、避難者	動物救済の収集情報

3 組織体系

中越動物保護管理センター、中越獣医師会等で「動物救済本部」を立ち上げ、動物救済活動を実施する。また、町は愛玩動物の飼い主、被災動物の確認による情報提供と支援要請を行う。



4 業務体系



5 業務の内容

(1) 愛玩動物の対応

実施主体	対 策	協力依頼先
飼主等	<p>(1) 災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品を確保する。</p> <p>(2) 一時的に飼育困難となり、他に預ける場合であっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応をする。</p>	町
町	<p>(1) 必要に応じ、動物救済本部との連絡調整及び要請を行う。</p> <p>(2) 避難所を設置するにあたり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど町民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。</p> <p>(3) 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。</p>	動物救済本部
県	<p>(1) ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資を確保する。</p> <p>(2) 危険動物等による町民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、町民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。</p> <p>(3) 動物の保護や適正な飼育に関し、中越動物保護管理センター、中越獣医師会と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。</p> <p>(4) 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整を行う。</p>	中越獣医師会
中越獣医師会	<p>(1) 関係機関等と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。</p> <p>(2) 緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の町からの要請に備える。</p>	動物救済本部 町
動物救済本部	<p>(1) 避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう町の災害本部に物資を提供する。</p> <p>(2) 負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。</p> <p>(3) 被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置</p>	緊急災害時動物救 援本部

	<p>する。</p> <p>(4) 被災のため一時的に飼えなくなった動物、迷子動物の一時預かりを行う。</p> <p>(5) 被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。</p> <p>(6) 仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。</p> <p>(7) 被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。</p> <p>(8) ボランティア及び募金の受付と調整、運営を行う。</p>	
--	---	--

第31節 ガスの安全・供給対策

【実施担当】 総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害発生後直ちに、二次災害防止のために必要な緊急点検及び応急対策を実施する。

簡易ガスの供給を停止した場合は、二次災害防止措置と並行して早急に復旧計画を定め、安全を最優先としながらも復旧・供給開始が早期に完了し、町民生活の安定が図れるよう最大限の措置を講じる。

(2) 要配慮者等に対する配慮

ア 要配慮者世帯の緊急点検、安全確認点検にあたり、燃焼器具の点検をあわせて行う。

イ 避難時に誘導等を行う町民は、要配慮者世帯のガス栓の閉止等の安全措置の実施状況を確認する。

(3) 降雪期の対応

降雪期の風水害発生時における二次災害防止と緊急点検、安全確認点検の迅速な実施のため、ガスメーター、配管周辺の除雪を各需要家が行う。また町は必要な広報等を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容	
被災者、柏崎市消防本部、県警察	ガス事業者	供給支障等状況、ガス漏れ・事故等発生状況
ガス事業者	町、県、柏崎市消防本部、県警察	ガス漏れ・事故発生状況（軽微なガス漏れを除く）
	町、県	供給支障等状況、復旧状況及び見込情報
	報道機関	二次災害防止に関する注意事項、供給状況
	復旧支援団体等	復旧支援の要請

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容	
県、町、气象台	ガス事業者	気象情報等
ガス事業者、県、町	被災者	二次災害発生防止情報、供給支障等状況、復旧状況及び見込状況
県	ガス事業所	安全確保の指導

3 業務の体系

(1) 簡易ガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
風水害発生	供給設備の緊急点検	導管等の漏えい修理	二次災害防止措置
	供給停止判断	供給停止	供給停止状況等
	県への報告		↓
	消費先の安全確認、供給再開		復旧状況等
供給停止後 概ね14日	供給再開完了	↓	↓

(2) LPガス事業者

	[設備点検、復旧作業]	[二次災害防止措置]	[広報]
風水害等発生中	充てん所の点検	消費先設備の修理	
	消費先ガス設備の点検		
	県への報告		
避難勧告解除後3時間			二次災害防止措置
避難勧告解除後2日	消費先の緊急点検完了		↓
避難勧告解除後3日	充てん所の復旧完了 消費先の安全確認完了	↓	↓

4 業務の内容

実施主体	対 策	協力依頼先
町民等	(1) 風水害発生時は、安全措置(ガス栓の閉止、ガス漏洩時は換気及び火気に留意する等)を行い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。 (2) 避難時に避難行動要支援者の誘導等を行う地区町民は、避難行動要支援者世帯の安全措置の実施状況を確認する。	柏崎市消防本部 県警察
	(1) ガス漏れ、供給停止等の情報をガス事業者に通報する。	ガス事業者
町	(1) 二次災害防止のための広報を行う。 (2) ガス復旧までの間、必要に応じて、公共施設等にLPガス及び機器を供給するよう、ガス事業者等に要請する。	報道機関、県、ガス事業者、(一社)新潟県エルピーガス協会
県	(1) LPガス事業者に対して、安全確保のための指導を行う。	ガス事業者団体等、報道機関、町、ガス

	<p>(2) LPガス事業者に対して、被害状況の調査を行う。</p> <p>(3) 二次災害防止のための広報を行う。</p>	事業者
ガス事業者	<p>(1) ガス供給設備の安全点検を行う。</p> <p>(2) 消費先ガス設備の緊急点検・安全確認点検を行う。</p> <p>(3) 復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。また、必要に応じて復旧支援団体等に救援を要請する。</p> <p>(4) 二次災害防止のための広報を行う。</p> <p>(5) 町の要請があった場合、ガス復旧までの間、公共施設等にLPガス及び機器を供給する。</p>	復旧支援団体等、報道機関、県、町、(一社)新潟県エルピーガス協会
(一社)新潟県エルピーガス協会	<p>(1) 町の要請があった場合、ガス復旧までの間、公共施設等にLPガス及び機器を供給する。</p>	

第32節 給水・上水道施設応急対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

飲料水及び生活水の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえで極めて重要である。

風水害が発生したときは直ちに浸水地区等被害箇所にある施設の緊急点検を実施し、供給不能区域を特定し、被害程度により、応急給水の方法を決定する。この際には、避難所、医療機関及び公共施設を優先するものとする。

これと同時に、応急復旧、本復旧計画を策定し、早期に給水機能の復旧を完了し、町民等の生活及び心身の安定を図るものとする。

また、町民等に対して断水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し、飲料水の衛生対策等について適切な広報を実施する。

(2) 要配慮者等に対する配慮

ボランティア活動や住民相互の協力体制等の対応を確認し、要配慮者に対して確実に給水を行うものとする。給水不能の場合は、福祉避難所への入所を検討する。

(3) 降雪期の対策

道路管理者等の関係機関とともに除雪作業を迅速に行い、円滑な復旧作業を図る。また、各需要家は、緊急点検が実施できるよう、水道メーター、止水栓周りの除雪を行う。

運搬給水に際しては、道路状況が分かりづらいため、慎重に実施するとともに、状況に応じて自衛隊に依頼する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

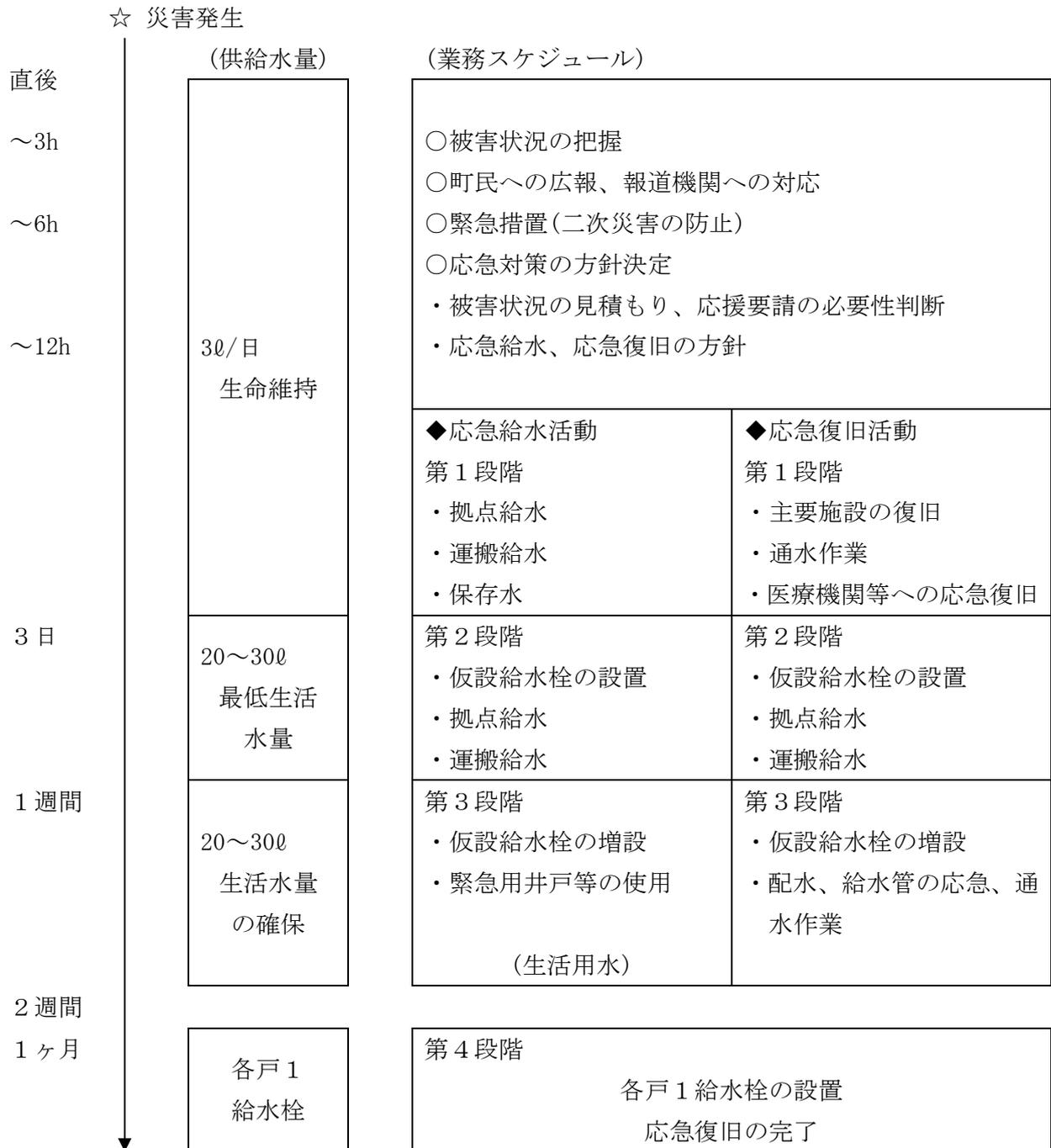
情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
町	県 関係機関	(1) 被災直後 ア 水道施設の被害、断減水の状況 イ 町全域の被害状況（孤立集落の発生状況等） ウ 応援部隊の要請 (2) 応急復旧開始後 ア 応急対策の実施状況（応援部隊の過不足、応急復旧の進捗状況等） イ 復旧の見通し ウ 他ライフラインの復旧に関する情報

県	関係機関	(1) 全般的な水道施設等の被災状況 (2) 応援部隊の派遣要請 (3) 全般的な復旧状況
---	------	---

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	町	(1) 広域的な被害情報 (2) 応援要請に関する助言 (3) 飲料水の衛生確保対策 (4) 支援制度に関する情報
町	町民等	(1) 断減水の影響範囲 (2) 応急給水、応急復旧の実施方法 (3) 飲料水の衛生確保対策 (4) 応急復旧の見通し

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 居住地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。 ア テレメーター監視システム等による主要施設(取水、導水、浄水、配水施設)の被災状況確認 イ 職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被	町指定給水装置工事事業者

	災状況確認と日報、写真等による記録 ウ 他のライフライン担当部局等から情報収集	
県	(1) 必要に応じて職員を被災地へ派遣し、被害状況の調査を実施 (2) 必要に応じて関係機関へ被害状況調査を依頼	日本水道協会新潟県支部、 新潟県水道協会等

(2) 町民等への広報や報道機関への対応

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 被害状況(断減水の影響区域等)や応急給水の方法(配水池、避難所等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水)について町民等に広報、周知する。	報道機関

(3) 緊急措置

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 二次災害の防止措置 ア 配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保 イ 消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置 ウ 汚水混入事故の有無を確認し、必要に応じて給水の停止措置 (2) 衛生確保のため被害発生地区の管路の遮断	町指定給水装置工事事業者
県	(1) 二次災害の防止措置 ア 有害物質等の流出事故情報の収集に努め、影響が及ぶ水道事業者等への取水停止等を要請 イ 緊急用井戸等による飲料水の衛生確保について町を通じて町民等に周知、指導	

(4) 応急対策方針の決定

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 応急給水計画及び応急復旧計画の策定 主要水道施設の被災状況、配水管、給水管等の被害発生箇所、被害の程度及び被災者数を迅速かつ的確に把握し、地区ごとに応急給水計画及び応急復旧計画を策定する。 (2) 応援要請 動員可能職員数、飲料水の確保状況及び災害対策用資機材の備蓄状況を確認し、必要により応援要請を行う。	日本水道協会新潟県支部 新潟県水道協会 町管工事業協同組合等
県	(1) 町の要請等必要に応じて、応急対策計画の立案、技術支援ができるよう関係団体に対し応援の要請	日本水道協会新潟県支部

	を行う。	新潟県水道協会
--	------	---------

(5) 応急給水活動

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 被害状況に応じて地区ごとに給水方法を選定する。 (2) 診療所、避難場所、社会福祉施設等を優先する。 (3) 衛生対策、地域特性や積雪期及び要配慮者等に対して配慮する。 (4) 日報、写真等により活動状況を記録する。	近隣市町村 (公社)日本水道協会 新潟県水道協会
県	(1) 緊急用井戸等を使用する場合の衛生確保について、必要に応じて職員等を派遣し指導する。 (2) 必要に応じて水道法第40条に基づく水道水の緊急応援命令を発動する。	

(6) 応急復旧活動

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 配水施設を最優先とし、次いで配水管の通水作業を実施する。 (2) 医院、避難場所、社会福祉施設等を優先する。 (3) 他のライフライン担当部局等及び事業者と調整し、総合的な復旧作業の効率化を図るとともに、利用者へ適切に情報提供する。 (4) 積雪期には除雪作業について道路管理者と連絡、調整する。 (5) 日報、写真等により活動状況を記録する。	道路管理者 N T T
県	(1) 異なるライフライン施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の発生を防止するため、各ライフライン事業者と調整を図る。	各ライフライン事業者

第33節 下水道等施設応急対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 風水害発生後直ちに、被害状況の把握及び応急復旧を実施する。
- イ 下水道施設が使用可能となるまでは、早期復旧のため使用を自粛する。この場合、災害発生から3日間程度は、原則として各々備蓄していた携帯トイレを使用する。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は、使用できない場合は仮設トイレ等の設置により対応する。
- イ 被災箇所にて要配慮者が進入し事故が起きないように、直ちにバリケード等を設置する。

(3) 降雪期の対応

浸水による埋戻土の流出等により道路が陥没した場合、交通及び道路除雪に危険が発生するため、道路管理者等と協力し危険箇所を把握し十分な対応をする。

2 情報の流れ

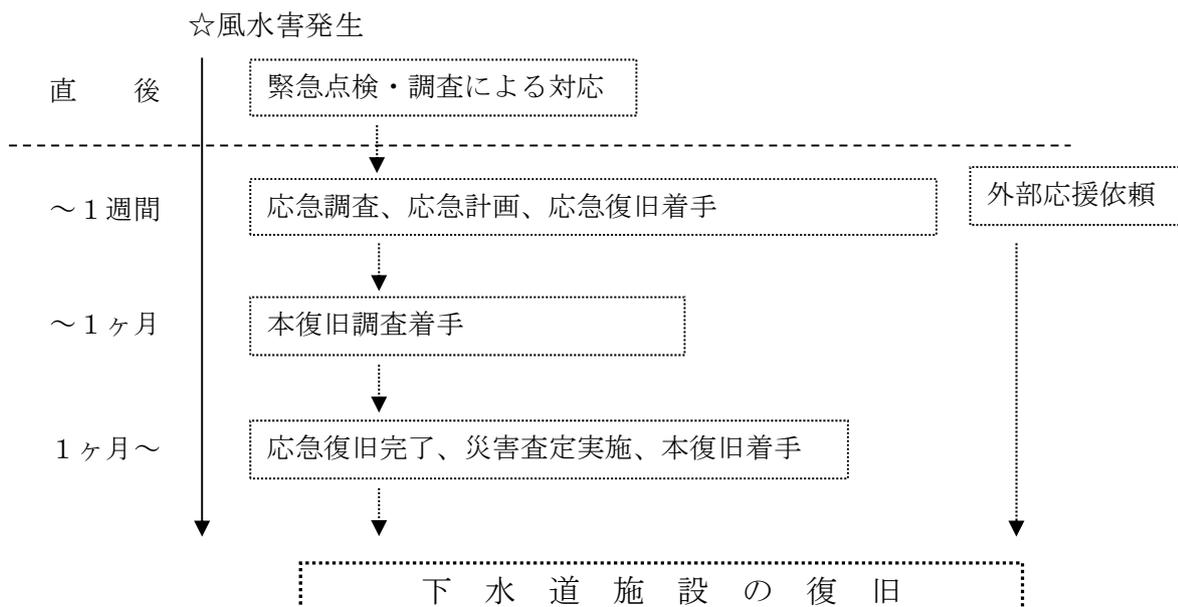
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	町	被災地ニーズ
町	県、(協定先)企業、 団体	集約された被災地ニーズ 被災地情報、応援依頼等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	町	支援情報
町	避難所、避難者	復旧予定、供給予定情報

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 緊急点検・調査による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
町民等	(1) マンホール、路面状況、処理場の異常が確認できた場合に行政区長、町へ報告する。	行政区長
町	(1) 下水道等施設、町管理施設の緊急点検、緊急調査の実施並びに県への報告 (2) 緊急調査に基づく応急復旧計画を策定する。	県 (公財)新潟県下水道公社 地方共同法人日本下水道事業団 (一社)地域環境資源センター (公社)日本下水道管路管理業協会 (一社)新潟県下水道管路維持改築協会 (一社)新潟県浄化槽整備協会 協定事業者等
県	(1) 町の被害状況を把握する。	

(2) 応急復旧による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施、下水道施設等利用を再開する。 (2) 地域住民等に応急復旧状況等を周知する。 (3) 県に応急復旧状況等を連絡する。 (4) 避難所等に連結する下水道を優先的に復旧する。 (5) 携帯トイレ、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。	県 (公財)新潟県下水道公社 地方共同法人日本下水道事業団 (一社)地域環境資源センター (公社)日本下水道管路管理業協会 (一社)新潟県下水道管路維持改築協会 (一社)新潟県浄化槽整備協会 協定事業者等
県	(1) 町の応急復旧状況等を把握する。	

(3) 本復旧による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。 (2) 災害査定のために調査、準備を行い、災害査定を受ける。 (3) 本復旧計画に基づき、下水道の本復旧を実施する。 (4) 地域住民に本復旧の状況を周知する。 (5) 避難所等を優先的に復旧する。	県
県	(1) 災害査定における、技術的・知識的アドバイス等支援を行う。	

(4) 外部応援依頼による対応

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 県に支援、応援を依頼する。 (2) 協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務を実施する。 (3) 応援者の受入れ体制をつくる。	県 協定市町村 (公財)新潟県下水道公社 地方共同法人日本下水道事業団 (一社)地域環境資

		<p>源センター (公社)日本下水道 管路管理業協会 (一社)新潟県下水 道管路維持改築協 会 (一社)新潟県浄化 槽整備協会 協定事業者等</p>
県	(1) 協定他県、協定事業者等に外部応援を依頼し、災害対応業務を支援する。	<p>協定他県 (公財)新潟県下水 道公社 地方共同法人日本 下水道事業団 (一社)地域環境資 源センター (公社)日本下水道 管路管理業協会 (一社)新潟県下水 道管路維持改築協 会 (一社)新潟県浄化 槽整備協会 協定事業者等</p>
(公財)新潟県下水 道公社	(1) 町及び県からの要請に基づき、早期に機能回復できるよう応急復旧計画等を策定する。	
地方共同法人日 本下水道事業団 (一社)地域環境 資源センター (公社)日本下水 道管路管理業協 会 (一社)新潟県下 水道管路維持改 築協会	(1) 町及び県からの要請に基づき、下水道等施設の調査、復旧工法等技術的支援等の活動を実施する。	
(一社)新潟県浄 化槽整備協会	(1) 町及び県からの要請に基づき、浄化槽の被害調査、応急復旧に協力する。	

第34節 危険物等施設応急対策

【実務担当】 総務部・救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

危険物施設等（危険物施設・火薬類貯蔵施設・高圧ガス施設・毒劇物保管施設・有害物質取扱施設・放射線物質施設等）の風水害等による被害を最小限に食い止めるとともに、施設の従業員並びに周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所の協力を得て被害の拡大防止を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はその恐れがある場合には、あらかじめ付近の避難行動要支援者を把握し、事業所及び関係機関と協力し避難等を行う。

(3) 降雪期の対応

緊急時応急対策が行われるよう、災害発生現場への車両等の通行を確保するため、関係機関に除雪等を要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

ア 危険物施設

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
災害発生事業所	柏崎市消防本部	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害拡大見込等
柏崎市消防本部	県 町 県警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
県	防災関係機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
災害発生事業所	県 柏崎市消防本部 町 県警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
県	防災関係機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

(2) 被災地へ

ア 危険物施設

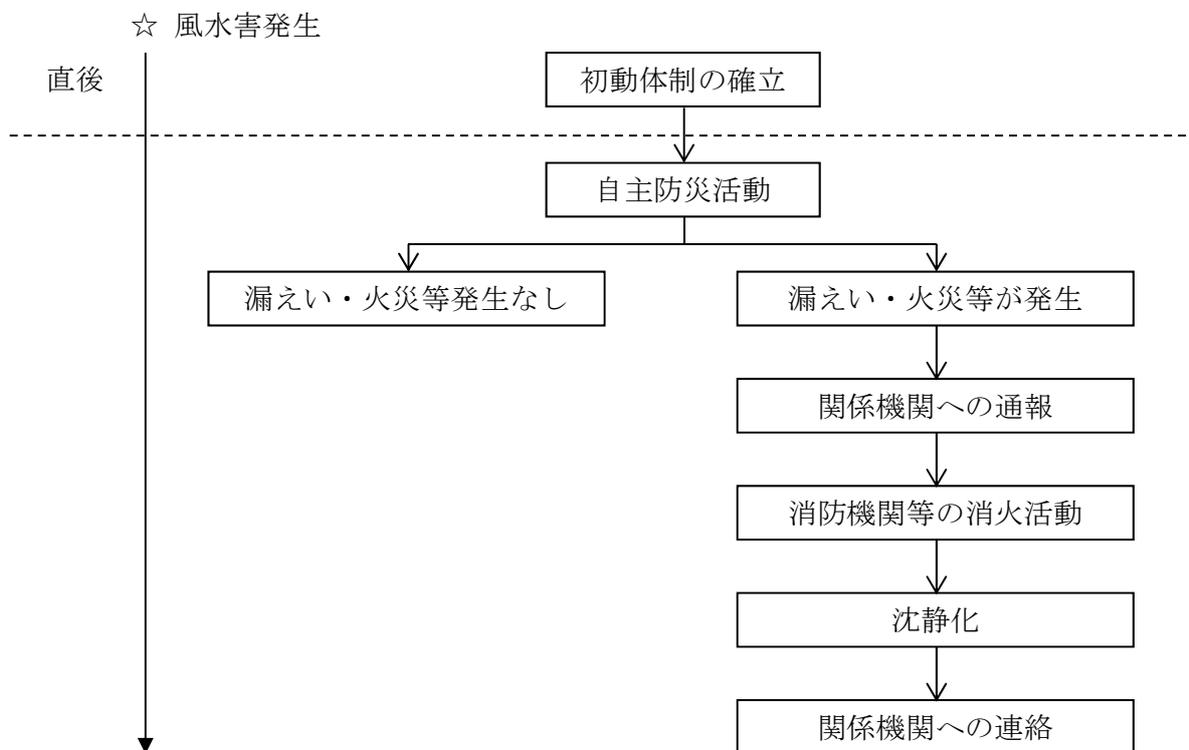
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	柏崎市消防本部 町	(1) 関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況、緊急消防援助隊の派遣状況等 (2) 災害広報及び避難誘導の要請
柏崎市消防本部	災害発生事業所	関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

イ 火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

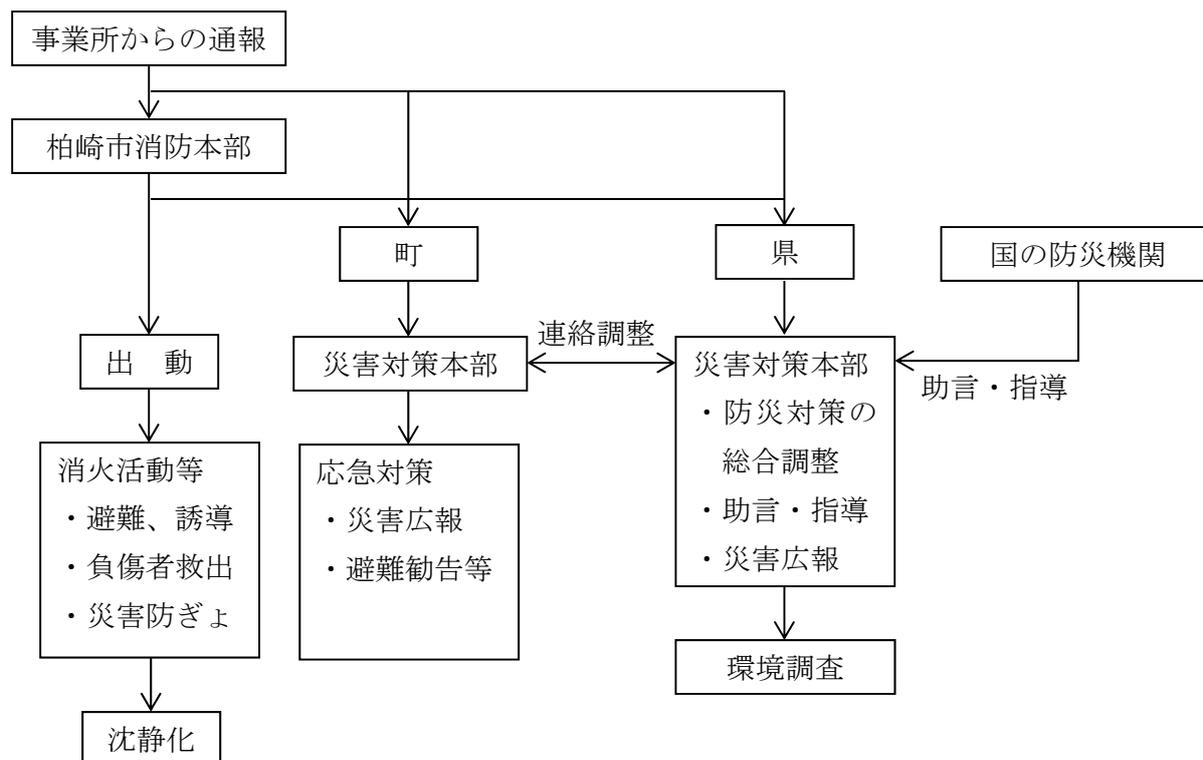
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	町 災害発生事業所	(1) 災害広報及び避難誘導の要請 (2) 関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

3 業務の体系

(1) 事業所における業務の体系



(2) 県・町等における業務の体系



4 業務の内容

(1) 風水害発生時の応急対応

実施主体	対 策	協力依頼先
事業所	(1) 風水害発生時には直ちに応急点検を実施する。 (2) 風水害により被害を受けた場合、消防、県警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。 (3) 風水害により被害を受けた場合、必要に応じて、危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行う。 (4) 危険物等施設の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。 (5) 危険物等による災害が発生した場合は、消火剤、オイルフェンス、吸着剤、油処理剤等を活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。	柏崎市消防本部 県警察 隣接事業所
町	(1) 危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、町民等を保護するために必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示を行う。	
柏崎市消防本部	(1) 事業所等の被害状況を把握し、県等の関係機関に通報するとともに、災害拡大防止のために防ぎよ活	

	<p>動を実施する。</p> <p>(2) 災害が発生する恐れがあると認められるときは、当該施設等の管理者等に対し、使用の一時停止を命じ、又はその使用を制限する。</p>	
県	<p>(1) 消防機関等から被害状況を把握し、防災関係機関等と連絡調整を行い、町に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により町民等の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。</p>	

(2) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応

実施主体	対 策	協力依頼先
町民等	<p>(1) 危険物等の流出及び火災発生を発見した場合は速やかに町又は柏崎市消防本部、県警察等の関係機関に通報連絡する。</p>	
事業所	<p>(1) 関係機関と密接な連絡を保つとともに、防ぎよ初期対策を迅速、的確に実施する。</p>	
町	<p>(1) 付近住民等に対する火気使用の制限、避難勧告等の必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 飲料水汚染の可能性がある場合は、直ちに取水制限等の措置を講ずる。</p>	
柏崎市消防本部	<p>(1) 災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防ぎよ対策を講じる。</p>	
国及び県	<p>(1) 飲料水汚染の可能性がある場合は、水道事業者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を要請する。</p> <p>(2) 有害物質が流出した場合は、人の健康の保護及び生活環境に係る被害防止の観点から環境調査を実施する。</p>	

(3) 町民等に対する広報対応

実施主体	対 策	協力依頼先
事業所	<p>(1) 地域住民の安全を確保するため関係機関に協力を求め、速やかに災害の発生を広報し、避難誘導等適切な措置を講じる。</p>	
町 柏崎市消防本部	<p>(1) 災害が発生し、又は発生の恐れがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などについて、広報車及び防災行政無線等により広報するとともに、県及び報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。</p>	
県	<p>(1) 関係機関と連絡を密にして、災害の状況、避難の</p>	

	必要性等について広報するとともに、ラジオ、テレビ放送等の報道機関の協力を得て周知の徹底を図る。	
--	---	--

第35節 道路、橋梁等の応急対策

【実務担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水、食料などの緊急物資の輸送などその意義は極めて重要である。

道路を管理する各関係機関や団体と協力し、施設の被害状況の把握および応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
道路パトロール	町	被害の場所、状況、集落孤立等の社会的影響など
地域の民間団体等		
町内会長等		

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
町	各道路管理者	道路管理者間の連絡情報等
	地域	被災状況、復旧見込み
	町民等	道路情報

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

風水害の発生

- 被災状況の把握
- ↓
- 通行規制等の緊急措置および道路情報の周知
- ↓
- 施設の緊急点検
- ↓
- 道路上の障害物の撤去と応急復旧及び道路情報の周知

4 業務の内容

(1) 被災状況の把握と施設の緊急点検

実施主体	対 策	協力依頼先

町	<p>(1) 被災状況の把握 道路パトロールを実施するほか、町民等からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等のもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。特に緊急輸送道路に指定された路線の状況は、最優先に情報収集する。</p> <p>(2) 施設の緊急点検 橋梁等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間（土砂崩壊・落石等の危険箇所）の緊急点検を行う。</p>	(社)新潟県建設業協会
道路占用施設管理者	<p>(1) 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は町に通報するとともに、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知等町民等の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。</p> <p>また、町は必要に応じて協力、支援等を行う。</p>	町 県 国

(2) 通行規制等の緊急措置および道路情報の周知

実施主体	対 策	協力依頼先
町	<p>(1) 通行規制等の緊急措置 道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において県警察および関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。</p> <p>また、関係機関と調整し迂回路の選定、その他誘導等の措置により道路機能の確保に努める。</p> <p>(2) 道路情報の周知 町防災行政無線、ホームページ等を活用し道路情報を町民等や関係機関に周知する。</p>	国・県

(3) 道路上の障害物の撤去及び応急復旧

実施主体	対 策	協力依頼先
町	<p>(1) 道路上の障害物の撤去 ア 道路上の障害物の撤去における緊急措置は、各道路管理者と連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。 イ 関係機関と調整を図りつつ、道路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業を行う。</p> <p>また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必</p>	(社)新潟県建設業協会 町建設業者会 国・県 県警察 消防団 自衛隊

	<p>要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。</p> <p>ウ 道路上障害物の除去は原則として、2車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に1車線とするが、車両の安全措置を十分施す。</p> <p>エ 道路上の障害物の除去について、状況に応じて、県警察、消防団、自衛隊災害派遣部隊等に協力を要請する。</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>応急復旧工事は路上障害物の撤去の後、引き続き緊急輸送道路の機能回復を優先に迅速に実施する。また集落孤立の解消など施設の重要性にも十分配慮し取り組む。</p> <p>(3) 道路情報の周知</p> <p>道路情報板、町防災行政無線、ホームページ等を活用し道路情報を関係機関及び町民等に周知する。</p>	
--	---	--

第36節 漁港施設の応急対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により漁港施設が被害を受けた場合には、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努める。

これらの施設については、災害による施設の損壊場所の機能確保のための応急対策の体制を整備し、関係機関が相互に連携を図りつつ迅速な対応を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

施設等の被災により町民等に被害が及ぶおそれがある場合は、要配慮者に配慮し早期の勧告、指示及び避難誘導を実施する。

(3) 降雪期の対応

降雪期においては雪が障害となり、被災状況の把握、施設の点検及び応急復旧活動において、無積雪期に比べ困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておく。

2 漁業関係者・町民の役割

災害発生後、漁港施設の被災を発見したときは、遅滞なく町、県、消防機関又は警察機関へ通報する。

3 町の役割

災害による漁港施設の被災の通報を漁業関係者・町民等から受けたとき又はパトロール等により漁港施設の被災を発見したときは県へ通報するとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、県、関係機関と協力し迅速な対応を図る。

4 県の役割

県が管理する漁港施設の被災個所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、関係機関と協力し迅速、的確な応急対策を実施する。

5 業務の体系

■ 町民等の安全確保、被災状況の把握及び施設の緊急点検

↓

■ 被害の拡大及び二次災害の防止

↓

■ 障害物の処理

↓

■ 応急復旧



■ 町民等に対する広報

6 業務の内容

(1) 町民等の安全確保、被災状況の把握及び施設の緊急点検

ア 町の対応

町は、漁港施設の被災により町民等に被害が及ぶおそれがある場合は、避難の勧告、指示及び避難誘導を実施する。

イ 県の対応

県は、漁港施設に被害の発生するおそれがある場合、または、過去に被害が生じた箇所等の危険箇所について、直ちにパトロール等を実施し、管理施設の被災概要、被災状況の把握及び施設の緊急点検を実施する。

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

施設管理者は、人的被害発生防止のための対策を実施し、パトロール及び緊急点検で施設の異状や被災を確認した場合、被害の拡大や二次災害を防止する措置を講ずる。また、人的被害の発生を防止するため、立入禁止措置を講じる。

被災箇所や被災の兆候が見られる箇所は、巡回パトロール等を行い、時間経過に伴う状況の推移を監視する。

(3) 障害物の処理

施設管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県に報告するとともに、障害物除去等を実施する。

(4) 応急復旧

施設管理者は、施設の被害拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

(5) 町民等に対する広報

被災した施設は、気象海象状況等により被害が拡大するおそれがあるため、施設の被害程度等を施設利用者、周辺住民、町及び県等防災関係機関へ周知する。

また、被災した施設の緊急措置、応急復旧状況及び復旧の見通しについて、施設利用者、周辺住民に周知し、町、県及び防災関係機関は情報を共有する。

第37節 鉄道事業者の応急対策

【実施担当】 東日本旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社・(総務部)

1 計画の方針

(1) 基本方針

東日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社(以下「各鉄道事業者」という。)は、災害が発生した場合、旅客の安全を確保し、被害を最小限にとどめるとともに、迅速な応急復旧に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

旅客の中に要配慮者がいる場合は、避難誘導や被害状況等の広報について十分に配慮し、動揺や混乱の防止に努める。

(3) 降雪期の対応

各鉄道事業者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の運転を一時中止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生的事前回避に努める。

2 業務の体系

運転規制の実施 → 旅客等に対する広報 → 救護、救出及び避難 →
代替輸送計画 → 町民等に対する広報

3 業務の内容

(1) 運転規制の実施

風水害発生時には、あらかじめ定めた運転基準及び運転規制区間に基づき、その強度により運転基準を定め、運転規制等を実施し、安全確認を行う。

(2) 旅客等に対する広報

ア 駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺及び混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

(ア) 災害の規模

(イ) 被害範囲

(ウ) 被害の状況

(エ) 不通線区

(オ) 開通の見込み等

イ 列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握した上で、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

(ア) 停車地点と理由

(イ) 災害の規模

(ウ) 被害の状況

(エ) 運転再開の見込み

(オ) 避難の有無・方法等

ウ 駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

(3) 救護、救出及び避難

ア 駅、列車等に救護及び救出に必要な器具等を整備する。

イ 災害による火災、建物倒壊、車両事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ 災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出及び救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報し、連絡を受けた運転指令は県、関係市町村、県警察、柏崎市消防本部に協力を依頼する。

(4) 代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

(5) 町民等に対する広報

ア 各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

イ 各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに町及び県へ報告するものとし、町及び県は、各鉄道事業者からの情報をホームページに掲載するほか、複数のメディアを活用して積極的に町民等に周知する。

第38節 土砂災害・斜面災害応急対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

町民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、町民等に被害が及ぶおそれがある場合は、町民等に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

土砂災害等により、主として要配慮者が利用する施設に被害が及ぶ恐れがある場合は、行政区長、民生委員等に、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

(3) 降雪時期の対応

自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

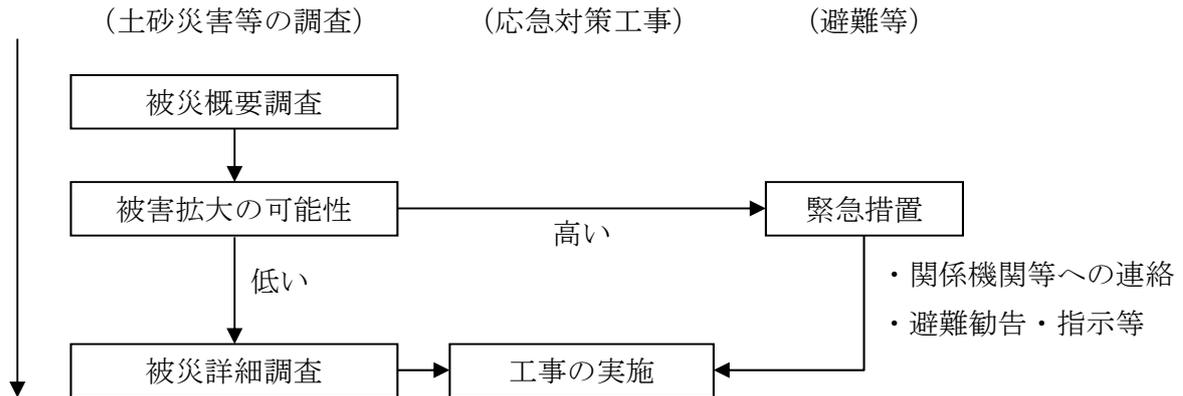
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
町民等、県警察	町	被害情報、危険箇所等の情報
町	県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
県、町	事業所等	調査・応急対策工事指示
県	林野庁 北陸農政局 北陸地方整備局	被害情報、危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国、県	町	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 土砂災害緊急情報
町	町民等、県警察	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難勧告・指示等

3 業務の体系（県と連携して対応する）

☆土砂災害等の発生



4 業務の内容

(1) 土砂災害等の調査

実施主体	対 策	協力依頼先
町 県 国	(1) 土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被災拡大の可能性について確認する。 (2) 被災拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視する。 (3) 被災拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。 (4) 重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第26条及び第27条に基づく緊急調査を実施する。	
県	(1) 被災概要調査結果及び状況の推移を、町を含めた関係機関等に連絡する。 (2) 緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第29条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として町に通知する。	
町	(1) 土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する	

(2) 応急対策工事の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
町 県 国	(1) 被災詳細調査の結果から、被災拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。 (2) ワイヤセンサーや伸縮計などの感知器とそれ	(社)新潟県建設業協会 町建設業者会

	に連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。	
--	---	--

(3) 避難勧告・指示等の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県 国	(1) 迅速及び円滑な避難誘導等が実施されるように、町へ土砂災害緊急情報、概要調査結果の報告及び土砂災害に関する防災情報を提供する。	
町	(1) 土砂災害緊急情報及び被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高い、と考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告するとともに避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。	

第39節 河川・海岸施設の応急対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

町民等から河川・海岸施設の被災の通報を受けた時及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認した時は、県へ連絡する。

また、施設の被災により町民等に被害が及ぶおそれがある場合は、町民等の安全を確保するため、避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の利用が想定される施設の応急対策にあたっては、利用に配慮した対応を行う。

施設に被害が及ぶと予想される時は、避難準備情報を発令し、逃げ遅れの無いよう早めの情報提供を行う。

要配慮者が利用する施設等に係る施設、地域にあつては、避難、救助その他被害を防止するための警戒避難体制が的確に図られるよう、情報の収集伝達に特に配慮するものとする。

(3) 降雪期での対応

河川管理者及び海岸管理者は、融雪出水や冬季風浪に備え、自らの管理する施設の点検を行い、所定の機能を確保していることを確認する。

また、降雪期間の災害復旧作業は、十分に安全確保に努めるものとし、危険箇所については、町及び関係機関を通じ周辺住民に周知すると共に、立ち入り禁止柵を設けるなどの措置を講じるものとする。

2 情報の流れ

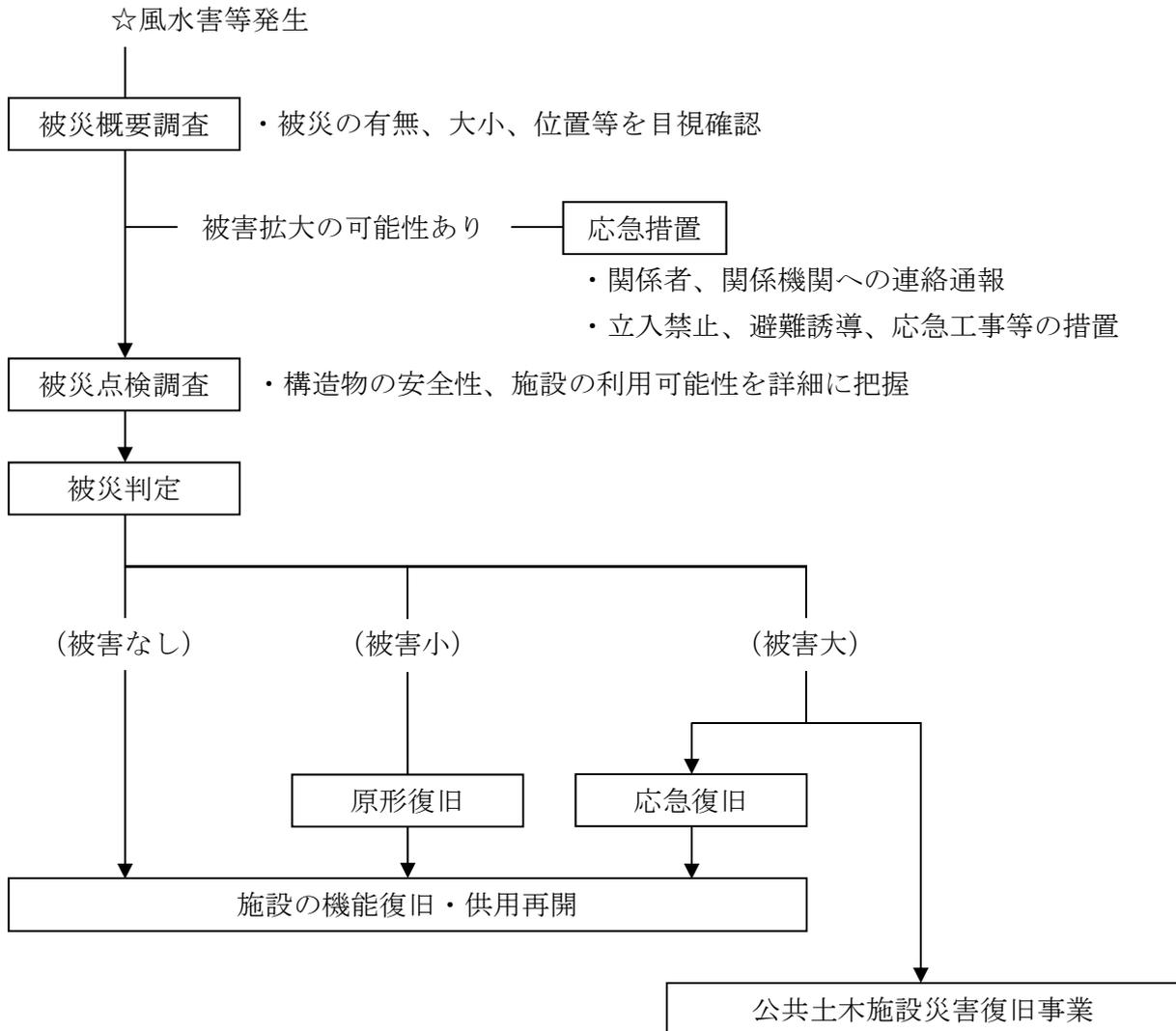
(1) 被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
町民等、県警察、柏崎市消防本部	町	施設被災の通報
町	県	詳細な施設被災情報
県	協定先機関	被災点検、応急対策調査及び応急工事指示
	国	被害情報、洪水予報・水防警報、水防活動状況、緊急復旧情報 水位観測所の水位と堤防高等の関係、代表地点雨量、破堤した場合の被害想定、破堤箇所、水位標高等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	町、県警察、柏崎市消防本部	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告
町	町民等、県警察、柏崎市消防本部	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告 避難準備情報、避難勧告・指示等の発令

3 業務の体系役割



4 業務の内容

(1) 災害の未然防止

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 施設の被災等により町民等に被害が及ぶおそれがある場合は、町民等に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。	
県	(1) 降雨等により河川水位が上昇し、災害の発生する	

国	<p>おそれがある場合、高潮や高波等により被害の発生するおそれがある場合、点検、巡視を行う。</p> <p>(2) 点検、巡視により異状を発見した場合は、直ちに異状箇所等に対して応急措置を実施する。</p> <p>(3) 危険な箇所については、人的被害の発生を防止するため、立ち入り禁止等必要な措置を実施する。</p> <p>(4) 施設の被災等により町民等に被害が及ぶおそれがある場合は、直ちに町、柏崎市消防本部、県警察等へ通報する。</p>	
---	--	--

(2) 被害の拡大及び二次災害の防止

実施主体	対 策	協力依頼先
県 国	(1) 点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、必要な応急措置を実施する。	

(3) 応急復旧

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。	
国 県	(1) 各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材並びに機械の確保等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。	各協会 建設技術センター 地域創造センター

(4) 町民に対する広報等

実施主体	対 策	協力依頼先
町	<p>(1) 各施設の管理者から施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等の情報は、町民等へ逐次連絡する。</p> <p>(2) 気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、町民等、県警察、柏崎市消防本部等へ逐次連絡する。</p> <p>(3) 被災した施設の被害規模が拡大し、町民等の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、避難勧告等を発令する。</p>	
国 県	(1) 気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、各施設の管理者は、施設被害の規模と	

	状況の推移を町や県警察、柏崎市消防本部等へ逐次連絡する。	
--	------------------------------	--

第40節 農地・農業用施設等の応急対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

町、県、農業協同組合、森林組合及び各施設管理者等は、連携して気象情報や洪水発生等の水象情報の収集、連絡にあたるとともに、各々が管理管轄する各施設等の緊急点検による被害状況の把握及び二次災害防止措置、緊急的応急対策を速やかに実施し、農地、農業用施設等の機能回復を行う。

また、ため池、頭首工、水門等の用排水施設管理者は、時間雨量 20 mm以上又は連続雨量 80 mm以上の降雨があり、かつ継続し、災害発生のおそれがある場合は、概ね 1 時間以内に警戒配備につき、ため池、頭首工、水門等の適切な操作を行い、災害の未然防止に全力で取り組む。

(2) 危険箇所についての住民避難

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、町民に対する避難のための勧告、指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(3) 降雪期の対応

融雪期の出水の場合など、地上から緊急点検を実施できない場所又は地上からのアクセスが危険だと予見される場合は、県の防災ヘリコプター等を依頼し、雪崩の発生を誘発しない範囲で、上空からの緊急点検を実施する。

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、速やかに二次災害防止措置を講ずる。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

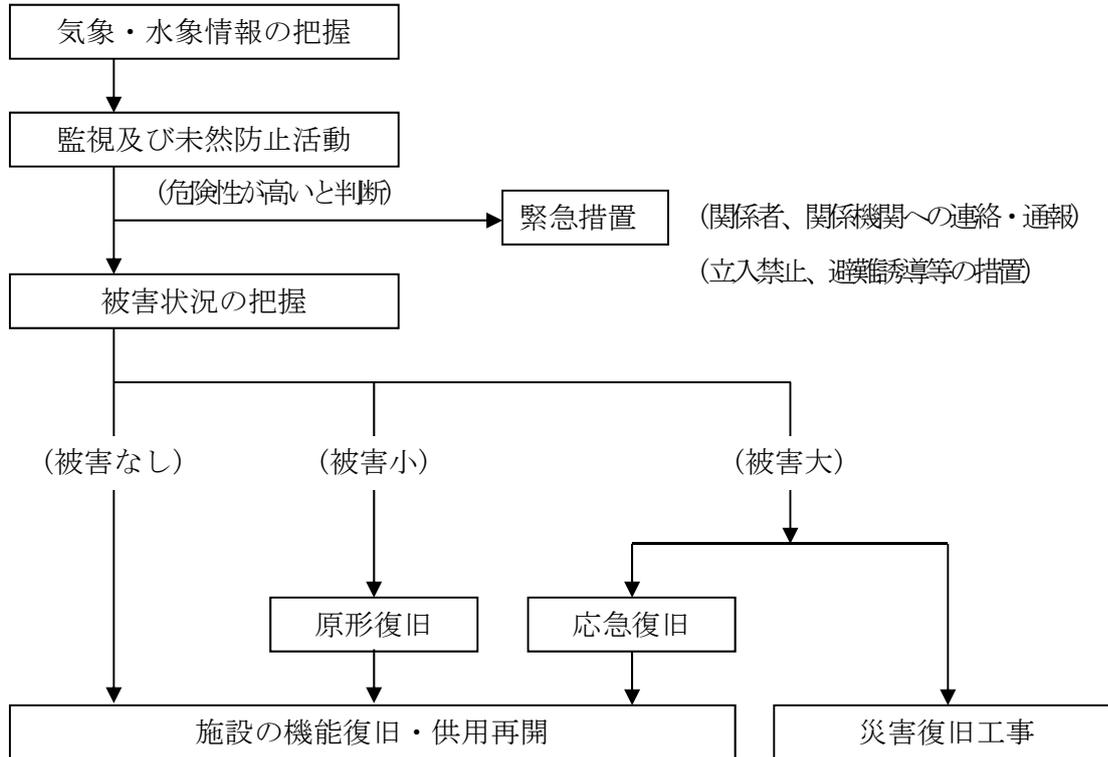
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
農業協同組合 森林組合 施設管理者等 町内会長・行政区長	町	被害情報、危険箇所、応急対応等の情報
町	県	被害情報、避難情報等 危険箇所等の情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	町	県管理施設の被害情報
町	農業協同組合 森林組合	緊急資材等調達・輸送情報 応急工事の実施予定等

	施設管理者等 町内会長・行政区長	
--	---------------------	--

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）



4 業務の内容

(1) 土砂災害等発生箇所の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県 町	(1) パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 (2) 危険性が高い箇所については、関係機関や町民等に周知を図り、不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。 (3) 二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を行う。	北陸農政局 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
農業協同組合 森林組合 施設管理者 (町内会長・行政区長)	(1) パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 (2) 危険性が高い箇所については、関係機関や町民等に周知を図り、必要に応じて不安定土砂の除去、仮設防護柵等の設置を行う。	県 町 他関係機関 建設業協会 専門技術者等

(2) 主要構造物や建築物（ため池・貯水池等）の応急対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
------	-----	-------

県	(1) 専門技術者等を活用して、県管理施設の被災構造物に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 (2) パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 (3) 二次災害のおそれのある場合には速やかに適切な避難誘導等を実施する。	北陸農政局 町 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
町	(1) 専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 (2) パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。 (3) 二次災害のおそれのある場合には、速やかに適切な避難誘導等を実施する。	県 他関係機関 建設業協会 専門技術者等
農業協同組合 森林組合 施設管理者 (町内会長・行政区長)	(1) 専門技術者等を活用して、被災構造物等に対する応急危険度判定を速やかに実施する。 (2) パトロール要員等を配置し、巡回監視による危険防止の措置を講ずる。	県 町 他関係機関 建設業協会等

(3) 浸水区域における応急排水対策の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
県 町	(1) 締め切り工事を行うとともに、県所有の排水ポンプ等により排水対策を行う。 (2) 不足する場合は、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	北陸農政局 他関係機関 建設業協会等
農業協同組合 森林組合 施設管理者 (町内会長・行政区長)	(1) 締め切り工事を行うとともに、排水ポンプによる排水対策を行う。 (2) 不足する場合は、県所有の排水ポンプを借り受ける等、支援可能な関係機関に依頼し必要台数を確保する。	県 町 他関係機関 建設業協会等

第41節 農林水産業応急対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

農林水産業生産者、農林水産業用施設の所有者・管理者は、風水害、雪害等が懸念されるときには、気象情報や緊急情報等を十分に収集するとともに、事前に被害防止対策を講ずる。また、町、県および関係団体等は、これに必要な情報提供や指導を行う。

被災に至った場合には、関係団体が連携して、農林水産物の被害状況の調査集約を行い、この結果により、応急処置、二次災害防止、各種保険、共済制度の手続き等の事後対策を実施し、施設及び生産者等の損失を最小限に食い止める。

(2) 降雪期の対応

積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係する機関、団体、生産者等が連携して速やかに防止措置を講ずる。

2 情報の流れ

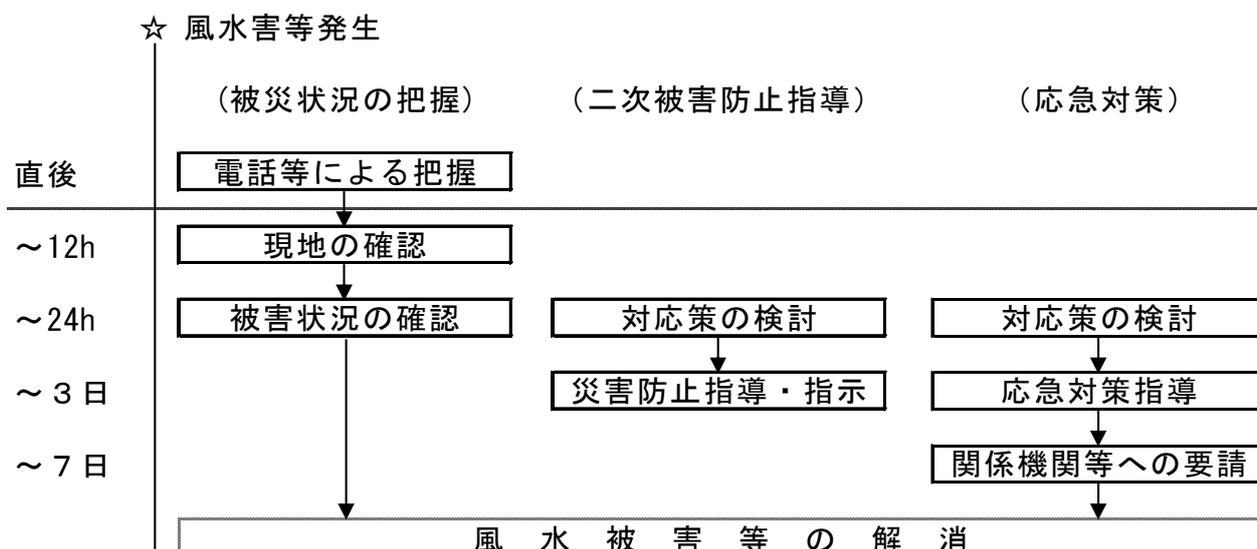
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
生産者・関係団体	町	被害状況、被災者ニーズ
町	県	被害状況、被災者ニーズ

(2) 被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
県	町・関係団体	具体的な指導・指示

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 農作物及び農業用施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 農業協同組合等と連携して農作物及び農業用施設の被害状況を把握(降雪期にあつては併せて降雪、積雪の状況も把握)し、長岡地域振興局農林水産振興部(以下「地域振興局」という。)に報告する。	農業協同組合、農業共済組合等

イ 二次災害防止指導

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 農業用施設の被害状況により必要があると認めるときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行うものとする。 ア 浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の保全措置及び流出防止措置 イ 農業用燃料の漏出防止措置 ウ 土砂崩れ、雪崩等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置 エ 農舎、農業施設等の火災防止措置	農業協同組合、農業共済組合等

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
町・地域振興局	(1) 農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導するものとする。 ア 農作物の病虫害発生予防のための措置 イ 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 ウ 応急対策用農業用資機材の円滑な供給 エ 農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導 オ 種苗の供給体制の確保 カ 農業用施設の応急工事等の措置	農業協同組合、農業共済組合等
県	(1) 被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。	全農県本部等

(2) 家畜及び家畜飼養施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 家畜飼養者の被害状況を調査し、県に報告する。	農業協同組合、酪農 農業協同組合、農業 共済組合
県	(1) 町と連携して地域振興局、家畜保健衛生所が家畜飼養者の被害状況を現地調査する。	町、全農県本部、県 酪農業協同組合連 合会、県農業共済 組合連合会、(公社) 新潟県畜産協会、 (公社)新潟県獣医 師会

イ 二次災害防止対策

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 家畜飼養者、農業協同組合等に下記の二次災害防止対策を指示する。 ア 畜舎の二次倒壊防止措置 イ 停電発生農場への電源供給 ウ 生存家畜の救出 エ 家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲、収容による住民への危害防止措置	農業協同組合、酪農 農業協同組合、農業 共済組合
県	(1) 二次災害防止、応急対策の調整をする。 ア 二次災害防止対策への協力 イ 関係機関、団体への協力要請	町、全農県本部、県 酪農業協同組合連 合会、県農業共済 組合連合会、(公社) 新潟県畜産協会、 (公社)新潟県獣医 師会

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 県の協力を得ながら、下記の応急対策を実施、協力する。	農業協同組合、酪農 農業協同組合、農業 共済組合
県	(1) 町と連携して下記の応急対策を講じる。 ア 死亡・廃用家畜の処理 (ア) 死亡家畜の受け入れ体制確保 (イ) 死亡家畜の埋却許可 (ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する	新潟県化製興業(株) 福祉保健部、新潟市 県食肉衛生検査 セ

	<p>検査</p> <p>(エ) 家畜廃用認定</p> <p>(オ) 家畜緊急輸送</p> <p>イ 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための措置</p> <p>(ア) 家畜飼養者に対する衛生指導</p> <p>(イ) 被災家畜の健康診断、畜舎消毒</p> <p>(ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保</p> <p>ウ 動物用医薬品及び飼料等の供給</p> <p>(ア) 動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び器材の円滑な供給を要請</p> <p>(イ) 家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給を要請</p>	<p>ンター、新潟市</p> <p>県農業共済組合連 合会</p> <p>県家畜商協同組合</p> <p>農業協同組合、農業 共済組合、（公社）</p> <p>新潟県畜産協会、 （公社）新潟県獣医 師会</p> <p>県動物薬品器材協 会、（公社）新潟県獣 医師会</p> <p>全農県本部、県酪農 業協同組合連合会、 飼料卸商組合、（公 社）新潟県獣医師会</p>
--	--	---

(3) 林産物及び林業施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
森林組合、農業協同組合、生産者組合等	(1) 町、地域振興局と連絡をとりながら、被害状況を把握する。	町 地域振興局
町	(1) 地域振興局へ被害状況と必要な緊急措置等を連絡する。 (2) 関係団体と連絡をとりながら、被害状況を収集する。	地域振興局、森林組合、農業協同組合、生産組合等
県	(1) 町、関係団体と連絡をとりながら、被害情報を収集するとともに、必要に応じ連絡要員を派遣する。	町、森林組合、農業協同組合、生産組合等

イ 二次災害防止

実施主体	対 策	協力依頼先
森林組合、農業協同組合、生産組合等	(1) 町からの二次災害防止のための指導及び指示事項を実施する。	町、地域振興局
町	(1) 緊急に必要なときは、二次災害防止のため、生産者や関係団体等に対し、下記の指導等を行う。 ア 倒木等の除去	地域振興局、森林組合、農業協同組合、生産組合等

	イ 林業用関係施設の倒壊防止措置 ウ 燃料、ガス等漏出防止措置	
地域振興局	(1) 町に対し二次災害防止のために必要な緊急措置、資材等の供給等を行う。	町、森林組合、農業協同組合、生産組合等

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
町、地域振興局、関係団体	(1) 相互に協力し、林産物、製材品及び林業用関係施設の被害状況に応じ、下記の応急対策を講じるとともに、生産者等への指導を行う。 ア 林地に亀裂又は地すべりが生じている箇所は、シートで覆う等の拡大防止措置 イ 病虫害発生予防措置 ウ 病虫害発生予防等のための薬剤の円滑な供給 エ 応急対策用資機材の円滑な供給 オ 林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導	森林組合、農業協同組合、生産組合等

(4) 水産物及び水産業施設

ア 被害状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 水産物及び水産業施設の被害状況を把握する。	漁業協同組合 県農林水産部
県	(1) 町、関係団体からの報告を受け、応急対策の総合的調整を行う。 (2) 被害状況の把握等に調査等が必要な場合は、積極的な支援を行う。	町、漁業協同組合

イ 二次災害防止

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 船舶燃料等の漏出防止措置と流出油への引火防止措置を指示する。 (2) 大規模な燃料流出等の場合にあっては、県知事に応急対策を要請する。	漁業協同組合 第九管区海上保安部 与板警察署 柏崎市消防本部

ウ 応急対策

実施主体	対 策	協力依頼先
町 漁業協同組合	(1) 水産施設の被害状況に応じ、次の措置を講ずる。	県農林水産部

	ア 船舶活動支援施設（給油、給水）の応急修繕 イ 冷凍・冷蔵施設が被災した場合、他漁港への移送又は緊急出荷等に関し、その受入れ先の確保及び調整等	
--	---	--

第42節 商工業応急対策

【実施担当】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

天気予報等の情報により、風水害の発生が予見される場合には、観光イベント等の中止も含めた事前対応を行い、被害を最小限に留めるため、事業継続計画（BCP）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

災害に至った場合には、町及び関係団体は協力して事業所等の被害状況を把握し、状況に即した支援策を創設或いは国県に必要な支援策を要請する。

また、被災中小企業者のための相談窓口の設置し、各事業所の詳細な状況を把握するとともに、行政等の支援策について周知する。併せて、広報等により周知を徹底する。

観光産業の事業者等は、町と連絡を密に取り、観光客等が遅滞無く避難できるよう適切に誘導する。

(2) 降雪期の対応

国道、県道、市道を含め、関係機関と十分協議し、交通の確保を図るとともに、除雪、排雪支援を行なう。

また、除雪作業中の二次災害防止のための広報等を実施し、十分な注意喚起を促す。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

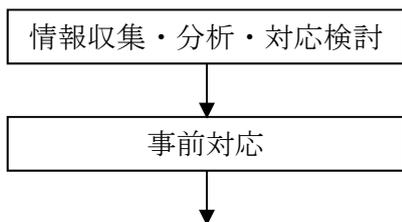
情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
商工会・商工団体	被害状況
地場産地企業・産地組合	
商店街組合	
工業団地等進出企業	
観光関連施設	
商工会・商工団体	

(2) 被災地へ

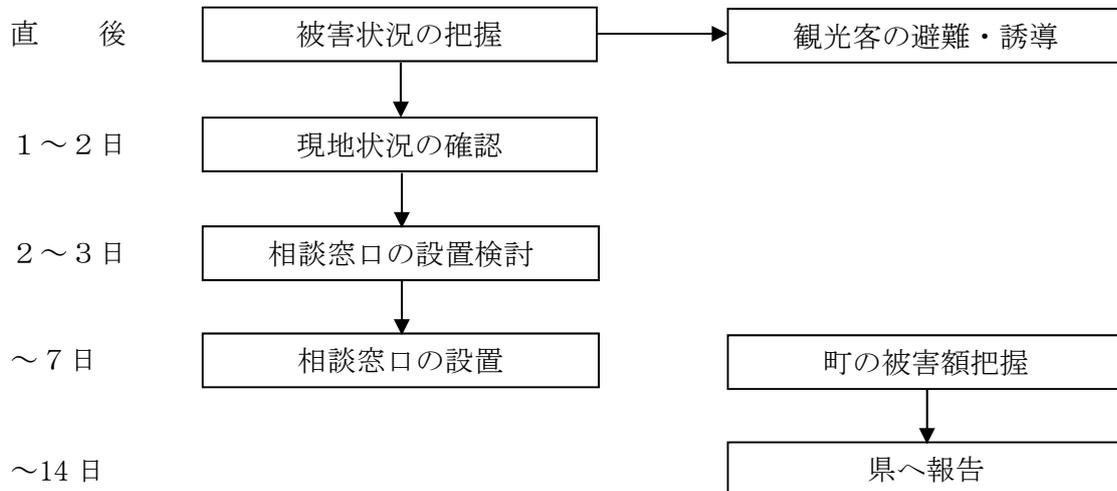
情報発信者 → 情報受信者	主な情報内容
県	相談窓口の設置、支援策
町	
商工団体	

3 業務の体系（フロー図又は業務体系図）

○ 天気予報等で風水害の発生の可能性大



☆ 風水害発生



4 業務の内容

(1) 被災状況の把握

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 町内の商工業の被災状況を調査し、県に報告する。	企業・事業所・商工団体
県	(1) 被災状況を把握する。	町・商工会・事業所
商工会	(1) 商工会員の被災状況を調査し、町に報告する。	商工会員
事業所	(1) 事業所の被災状況等を調査し、商工会及び町に報告する。	

(2) 関係機関への協力・支援要請

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 被災地の状況に応じ、関係機関に対し、必要な支援、協力を要請する。	金融機関、機械メーカー、輸送業者、商工団体
県	(1) 町の要請により、関係機関との調整等を行なう。	金融機関

(3) 相談窓口の設置

実施主体	対 策	協力依頼先
町、県	(1) 被災中小企業者等の相談に応じるための相談窓口を設置する。	商工会・信用保証協会・金融機関

(4) 風評被害対策

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 被災地域、被災状況について適切な情報を提供する。	行政区長、報道機関等
県	(1) 町及び観光協会等の要請により適切な情報を提供する。	町、観光協会、各地区旅館組合
旅館組合 町観光協会	(1) 被災地域、被災状況について適切な情報を提供する。	観光施設等

(5) 観光客の避難・誘導

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 民間施設等に滞在している、観光客に対して速やかに避難、誘導を行う。	施設管理者

第43節 応急住宅対策

【実施担当】 総務部・建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害により住家が滅失した被災者で、自力で住宅を確保できない被災者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む。）の設置、また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等への住宅の応急修理について、県に協力し、被災者の居住の安定と早期の生活再建を支援する。

また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空家を仮住宅として提供するとともに、民間賃貸住宅への入居についても、県事業に協力し物件情報を提供し、被災者の居住の安定と早期の生活再建を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

高齢者・障害者等の要配慮者について、応急仮設住宅の入居や公営住宅の仮入居等には優先した措置を講ずる。

(3) 降雪期対策

応急仮設住宅の設置では、冬期間の利用の利便を確保するため、施設整備を充実する。特に屋根雪処理、住宅周り雪処理、結露、暖房設備等には配慮するよう県に要請する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

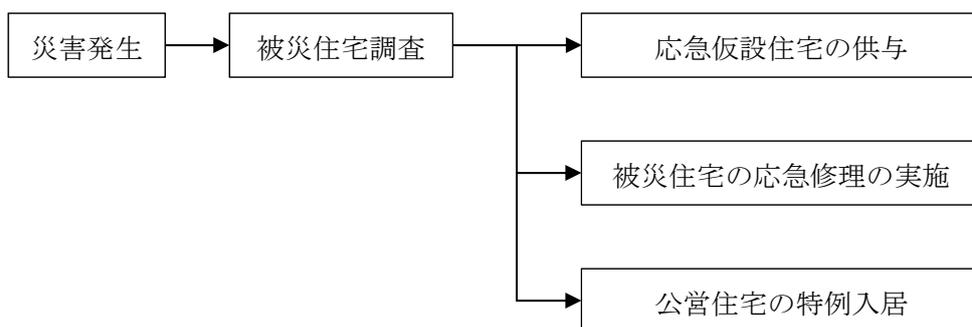
情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者	町	住宅の被害状況 応急仮設住宅の入居希望 応急修理の希望 公営住宅等の入居希望
町	県	住宅の被災戸数 応急仮設住宅の必要戸数・建設予定地 応急修理希望世帯数等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	町	応急仮設住宅の建設決定 応急修理事務の委任
町	被災者	応急仮設住宅の入居申込み手続 応急修理の申込み手続
県		応急仮設住宅の設置状況及び応急修理制度の概要

		公営住宅等の空家情報
--	--	------------

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 被災住宅調査

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 被災住宅調査 ア 次の事項について調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を災害発生の日から1週間以内を目途に確定し、県に報告する。 (ア) 住宅及び宅地の被害状況 (イ) 被災地における町民の動向 (ウ) 応急住宅対策(応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等)に関する被災者の希望 イ 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定については町民課、建設課で行う。	県

(2) 応急仮設住宅の供与

実施主体	対 策	協力依頼先
町(総務課、建設課)	(1) 建設による供与 ア 建設候補地の選定 (ア) 敷地は公有地を優先して選定し、公有地に適当な敷地がないときは、私有地の所有者と十分協議して選定する。 (イ) 敷地は、飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上支障のない場所を選定するものとする。 (ウ) 被災者を集団的に収容する応急仮設住宅の敷地は、生活利便施設、交通、教育、被災者の生業の利便等について検討し、適地を選定する	県

	<p>ものとする。</p> <p>イ 建設</p> <p>県からの委任を受けたとき、又は災害救助法が適用されない程度の災害の場合においても必要があると認めるときは災害救助法の適用基準に準じて応急仮設住宅を建設する。</p> <p>ウ 入居者の選定及び管理</p> <p>(ア) 入居要件</p> <p>応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。</p> <p>a 住家が全壊、全焼又は流出した者であること。</p> <p>b 仮住宅がなく又は借家等の借り上げもできない者であること。</p> <p>c 自らの資力では住宅を確保することができない者のうち、民生委員その他福祉関係者の意見を聞き、応急仮設住宅に入居させる必要度の高いと認められる者であること。これを例示すれば次のとおりとする。</p> <p>(a) 生活保護法の被保護者及び要保護者</p> <p>(b) 特定の資産のない失業者</p> <p>(c) 特定の資産のない母子世帯、病弱者、障害者、勤労者及び小企業者</p> <p>(d) 前記に準ずる経済的弱者</p> <p>(イ) 入居者の選定</p> <p>応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、供与対象者を入居者として選定する。</p> <p>(ウ) 管理</p> <p>県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性をはじめとする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。</p> <p>(エ) 供与の期間</p> <p>入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から2年以内とする。</p> <p>エ 災害救助法に適用しない場合の対応</p>	
--	--	--

	建設・管理については災害救助法の適用基準に準じて行う。	
県	<p>(1) 建設による供与</p> <p>ア 建設の方針</p> <p>(ア) 建設用地の選定 建設場所については、町があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から原則として公有地を優先して選定する。ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用する。</p> <p>(イ) 建物の規模及び費用 1戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準とする。</p> <p>(ウ) 建設の時期 災害が発生した日から、原則として20日以内に着工する。 応急仮設住宅の供与は、災害発生から2ヶ月以内を目途とする。</p> <p>イ 応急仮設住宅の建設方法</p> <p>(ア) 協定に基づき建設業関係団体の斡旋を受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。 ただし、状況に応じ知事は、町に建設を委任することができる。</p> <p>(イ) 町に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。</p> <p>ウ 協力要請 応急仮設住宅の建設に当たっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。</p> <p>(2) 民間賃貸住宅借上げによる供与 被災状況を考慮し、建設型に併せて民間住宅を借上げ応急仮設住宅として供与する。 ただし、状況に応じ、町に借上げを委任することができる。 入居要件・供与期間は、建設型に準じる。</p>	町 (一社)プレハブ建築協会 (社)新潟県建設業協会 (公社)新潟県宅地建物取引業協会

(3) 住宅の応急修理供与

実施主体	対 策	協力依頼先
------	-----	-------

町	<p>(1) 修理供与対象</p> <p>修理供与の基準は、次のとおりとする。</p> <p>ア 以下の全ての要件を満たす世帯</p> <p>(ア) 新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。</p> <p>(イ) 住宅が半壊、半焼又は一部流出の被害を受けたこと。</p> <p>(ウ) 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。</p> <p>(エ) 応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借上げを含む。）を利用しないこと。</p> <p>イ 所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし）</p> <p>前年の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯</p> <p>(ア)（収入額）\leq500 万円の世帯</p> <p>(イ) 500 万円$<$（収入額）\leq700 万円かつ、世帯主が 45 歳以上又は要配慮世帯</p> <p>(ウ) 700 万円$<$（収入額）\leq800 万円かつ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯</p> <p>(2) 修理の費用及び期間</p> <p>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲とする。また、修理の期間は、原則として災害が発生した日から1ヶ月以内に完了するものとする。</p>	県
---	---	---

(4) 公営住宅の特例使用

実施主体	対 策	協力依頼先
町 県	<p>(1) 町及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。（行政財産の目的外使用許可手続きによる。）</p> <p>(2) 対象公営住宅は、被災地近隣の県営及び町営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、隣接県に提供を要請する。</p> <p>(3) 県は、災害発生から3日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。</p>	都道府県 近隣市町村

第44節 ボランティアの受入れ計画

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう関係機関と連携し、ボランティアセンターの設置及び災害ボランティア活動を支援する。

イ 避難者や避難所の状況、被災地の被害状況、ボランティア需要の把握に努め、ボランティアセンターへの的確な情報提供を行う。

ウ 地域事情や風習等に不案内な他県等のボランティアの受入れに際しては、被災地の事情等を十分に周知し、被災者とボランティアとの良好な関係を保持する。

(2) 降雪期の対応

無雪地域からのボランティア支援については、活動の円滑性と安全性が確保される場合に受入れを行う。

2 情報の流れ

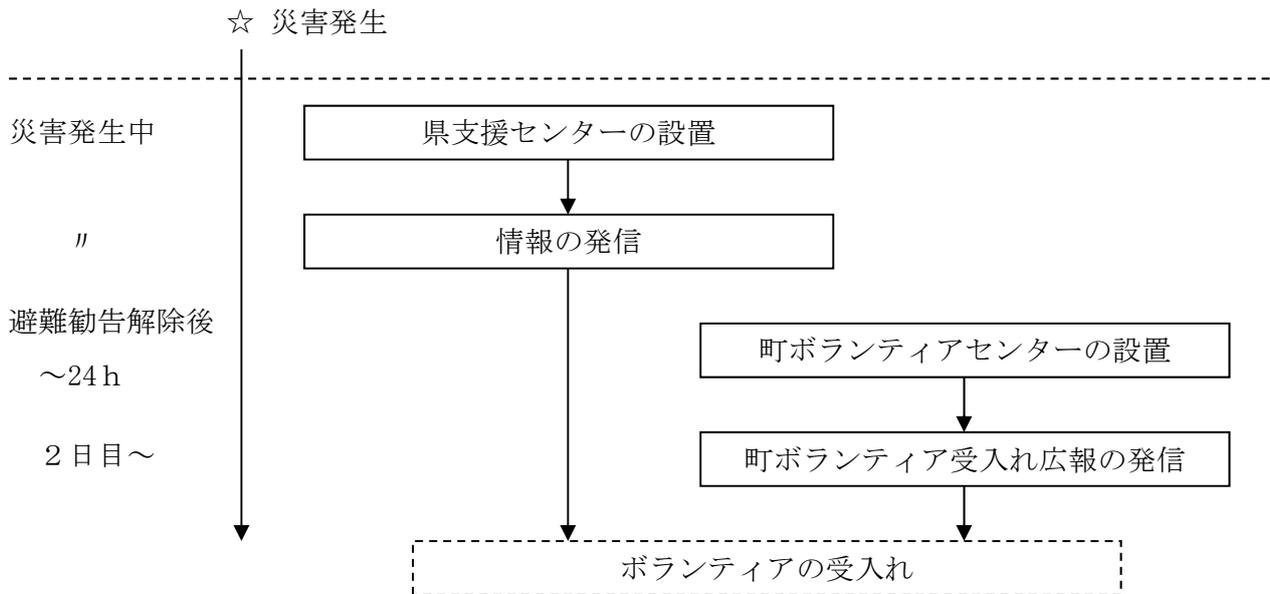
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所等	町	(1) 避難者や避難所の状況 (2) 被災地の被害状況 (3) 被災地ボランティア需要
町災害対策本部	町ボランティアセンター	(1) 避難者や避難所の状況 (2) 被災地の被害状況 (3) 被災地ボランティア需要
町ボランティアセンター	県支援センター、町	(1) 集約された被災地ボランティア需要
県支援センター、町災害対策本部	県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	(1) 集約された被災地ボランティア需要、調達情報
県災害対策本部	協定先企業・団体	(1) 調達情報

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
協定先企業・団体	県	(1) 供給予定情報
県災害対策本部、他の行政機関、関係団体	県支援センター、町	
県支援センター、町災害対策本部	町ボランティアセンター	
町ボランティアセンター	被災者、避難所等	

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) ボランティアセンターの運営

実施主体	対 策	協力依頼先
出雲崎町社会福祉協議会	(1) 町と協議してボランティアセンターを設置 (2) 行政機関や支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整 (3) ボランティアセンターに職員を派遣し、同センターを運営 (4) ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 (5) 運営に係る統括及び資金管理	被災地以外の県内外の市町村社会福祉協議会
町ボランティアセンター	(1) ボランティアセンターの運営や被災地のボランティア需要の把握 (2) 関係機関などへボランティア需要に基づいた情報の発信 (3) ボランティア人員の調整 (4) ボランティアの受入、登録 (5) ボランティア活動を支援する救援物資の確保、仕分け (6) その他、ボランティア需要に基づいた活動	県内外のNPO等
町	(1) ボランティアセンター運営に係る資機材の提供 (2) ボランティアセンターへの職員派遣など運営を支援	県内外の市町村等の行政機関

県支援センター	(1) ボランティアセンター運営に係る資機材調達の支援	国や他県などの行政機関
県社会福祉協議会	(1) ボランティアセンターに本部員を派遣し運営を支援	被災地以外の県内外の市町村社会福祉協議会
県内NPO・日本青年会議所	(1) ボランティアセンターに会員等を派遣し運営を支援	県内外のNPO等
新潟県災害ボランティア調整会議	(1) ボランティアセンターに構成団体会員等を派遣し運営を支援	構成団体

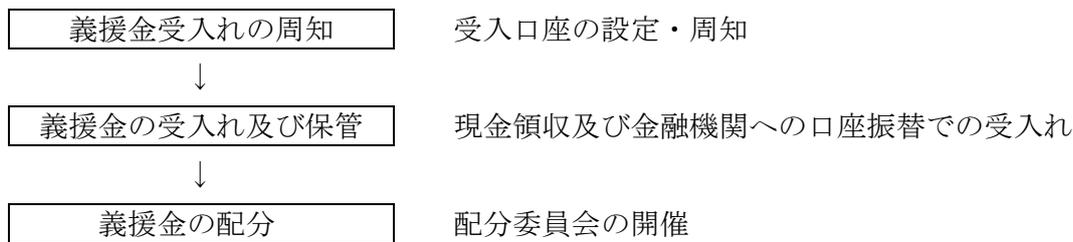
第45節 義援金の受入れ・配分計画

【実施担当】 総務部・救災部

1 計画の方針

大規模な地震災害による被災者に対し、県内外から寄せられる義援金について、その受入体制及び配分方法等を定め、确实、迅速に被災者に配分する。

2 業務の体系



3 業務の内容

(1) 義援金受入れの周知

実施主体	対 策	協力依頼先
町 日本赤十字社出 雲崎町分区	(1) 義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、ホームページ及び県、国、報道機関を通じ次の事項を公表するものとする。 ア 振込銀行口座（銀行名、口座番号、口座名等） イ 受入窓口	金融機関

(2) 義援金の受入れ及び保管

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 現金の受入れ ア 一般から受領した義援金は、寄託者等へ現金受領書を発行し、歳入歳出外現金の「災害義援金」として入金する。 イ 国又は地方公共団体等からの見舞金は、歳計現金として一般会計で歳入する。 (2) 義援金の管理 ア 一般からの義援金は、歳入歳出外現金の災害義援金として管理する。 イ 国又は地方公共団体等から町長あての見舞金は、一般会計の歳計現金として管理する。	

(3) 義援金の配分

実施主体	対 策	協力依頼先

町	<p>(1) 義援金配分委員会の設置 寄託された義援金は、必要に応じて「義援金配分委員会」を組織し、配分を決定するものとする。</p> <p>(2) 義援金配分委員会の構成 町、日本赤十字社出雲崎町分区、出雲崎町社会福祉協議会、その他義援金受付団体等</p> <p>(3) 配分計画の決定 義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。</p>	
---	---	--

第46節 救援物資受入れ計画

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 全国から寄せられる大量の救援物資は、保管、仕分け、配送等に多大な労力、保管場所及び時間が必要となるため、被災者のニーズを早急に把握し、必要としているものの情報などを的確に発信する。

イ 受入れ・照会窓口を開設し、必要な物資、数量を伝えるとともに、受入れ体制を整える。

ウ 受け入れた物資等を迅速に被災者へ届ける。

(2) 降雪期の対応

降雪期においては、救援物資の受入れに困難をきたす場合があるため、降雪状況の情報をきめ細かに提供する。

2 情報の流れ

(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所、NPO、ボランティア、町内会	町	被災地ニーズ
町	県	集約された被災地ニーズ
町	協定先事業所・団体	調達要請
町	国民	物資取扱方針
県	協定先事業所・団体	調達要請
県	国民	物資取扱方針

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
県	町	供給予定情報
町	被災者、避難所、NPO、ボランティア	供給情報

3 業務の体系

	☆災害発生			
	(提供申出対応)	(情報発信)	(情報収集)	
直後 ～6時間後	物資受入方針に基づく 電話、メール、FAX 対応	物資取扱方針情報	被災地ニーズ	交通情報
1 日目を以降	物資受入方針に基づく 電話、メール、FAX 対応	被災地ニーズ、要求、調達 情報 交通情報	被災地ニーズ	交通情報
災害対策本部 縮小期	電話対応（申出のお礼、 受入停止の説明）	救援物資受入の停止宣 言	被災地ニーズ	

4 業務の内容

(1) 情報収集

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 避難所配置職員より最新の被災者ニーズの報告を受け、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量の把握	県災害対策本部、提供申出者、NPO、ボランティア、町内会
県	(1) 最新の被災地ニーズ、物資在庫量及び提供申出者からの提供可能量の把握 (2) 配送等にかかる道路・交通情報の把握	市町村、提供申出者、NPO、ボランティア

(2) 情報発信

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 物資取扱いに係る基本方針 ア 被災者ニーズ イ 避難所の状況 (2) 町の受入れ方針等をいち早く、町のホームページ及び県、報道機関等を通じて、情報発信する。	県 報道機関
県	(1) 県・町の受入れ方針等をいち早く、県ホームページや報道機関を通じて情報発信する。	報道機関

(3) 救援物資提供の受付対応

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 被災者及び避難所で必要としているもの、その必要量を的確に知らせ、被災者が必要とするものの提	提供申出者 県

	<p>供を受ける。</p> <p>(2) 一時保管場所を確保する。</p>	
県	(1) 被災地が必要とするものの提供を受ける。	提供申出者

(4) 救援物資の避難者への供給

実施主体	対 策	協力依頼先
町	(1) 町内会等と協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。	町内会 自主防災組織 NPO、ボランティア

第47節 災害救助法による救助

【実施担当】 総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害救助法による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、法適用の必要が認められた場合は、速やかに所定の手続きを行うと共に、迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

(2) 要配慮者に対する配慮

人命の保護を第一とするため、障害物の除去（屋根雪下ろし）が困難な要配慮者の状況把握と除雪作業員等の支援体制の確立を図る。

(3) 降雪期の対応

豪雪により、家屋の倒壊等、法の適用基準に達した場合は、法の適用により救助を実施するものとする。

(4) 広域避難への配慮

被災状況により、他県・他市町村へ避難者が必要になる場合に、避難先において必要な応急救助が行われるよう配慮する。

2 情報の流れ

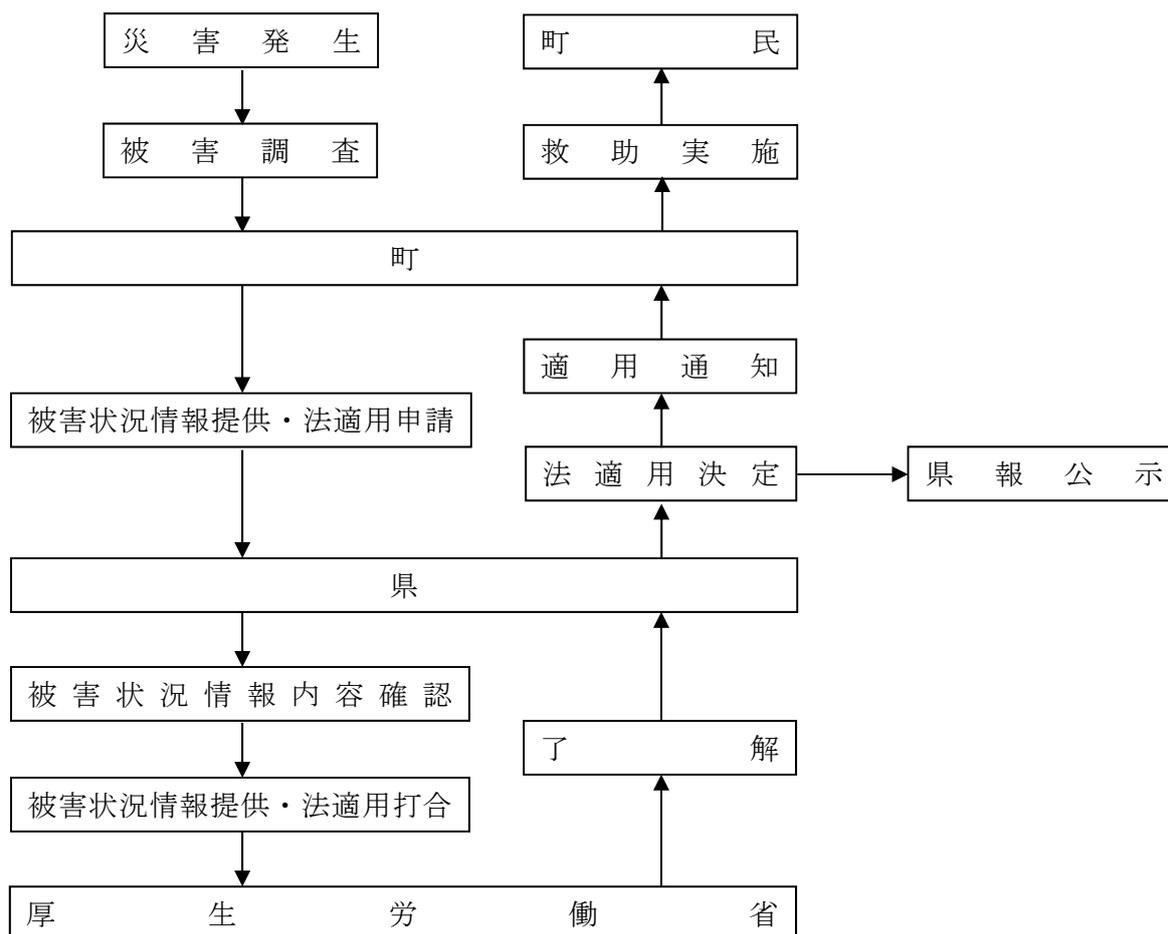
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
被災者	町	被害情報、被災者のニーズ
町	県	被害情報、法適用の要請
県	国	被害情報等

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
国	県	法適用に際しての技術的助言
県	町	法適用決定、救助事務の委任
町	被災者	法適用決定

3 業務の体系（フロー図）



4 災害救助法の適用

(1) 救助の実施

知事は、災害救助法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国からの法廷受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

(2) 災害救助法適用の要請

町長は、災害時において災害救助法適用の基準に達する被害が発生した場合は、知事に対して災害救助法の適用を要請する。

(3) 町長への委任

知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

(4) 知事が行う救助の補助

町長は、知事の委任により町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。

(5) 事態急迫の場合の措置

町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、自ら必要な救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議する。

5 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

災害救助法による救助は、次により行う。

ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 同一災害によることを原則とするが、例外として次の災害場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害

ウ 市町村又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

知事は、次のア～オのいずれか一つに該当する場合は、災害救助法を適用する。

ア 町内の住家滅失世帯が30世帯以上であるとき。

イ 県内の住家滅失世帯数が2,000世帯以上であって、町内の住家滅失世帯が15世帯以上であるとき。

ウ 県内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上であって、町内の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情（災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること）がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める次の基準に該当するとき。

(ア) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。

(イ) 災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(3) 被害状況の判定基準

ア 滅失世帯の認定

住家滅失世帯数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水又は土砂や竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

滅失世帯数＝(全壊・全焼・流失)＋(半壊・半焼×1/2)＋(床上浸水等×1/3)

イ 住家滅失の認定

(ア) 住家全壊（全焼・全流失）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒

壊、流失、埋没もしくは焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、次のいずれかのもの。

- a 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの
- b 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

(イ) 住家半壊（半焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、次のいずれかのもの。

- a 損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの
- b 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

6 災害救助法の適用手続

(1) 情報提供、適用申請

町長は、災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ正確に被害状況を把握して次の事項を速やかに県に情報提供するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて災害救助法の適用を要請する。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の概況
- ウ 被害状況調べ
- エ すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- オ その他必要事項

(2) 適用の決定通知

知事は、町長からの情報提供もしくは要請又は派遣した県職員からの報告に基づき、災害救助法の適用基準に基づき災害救助法を適用する必要があると認めたときは、町長に対し、直ちに災害救助法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助の内容と期間を示して通知する。

7 災害救助法による救助の種類

(1) 救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産

- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与（災害援護資金等各種貸付制度の充実により、現在は運用されていない）
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬
- コ 死体の捜索及び処理
- サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救助の方法

救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給して救助を行うことができる。

8 町長による救助事務の実施

(1) 町長への救助事務の委任

知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

(2) 委任の通知

知事は、町長に救助事務の一部を行わせることとするときは、事務の内容及び実施期間を町長に通知する。

(3) 町長が行う救助事務

7(1)の救助事務のうち、応急仮設住宅の供与、医療及び助産並びに生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与以外の救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、知事は災害救助法の適用決定と同時にこれらの救助を町長が行う旨通知する。

(4) 災害救助法の適用決定までに実施した救助の取扱い

災害発生から災害救助法の適用決定までの間に町長が実施した(3)の救助は、災害救助法に基づいて実施したものとみなす。

9 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等

(1) 一般基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間等については、厚生労働大臣が定める「救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」（平成12年厚生省告示第144号）に従ってあらかじめ知事が定める。

(2) 特別基準

災害の種類、態様、被災者の構成又は家族事情、社会通念上の生活様式の変化等によっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、町長は知事に対し、災害等の実情に即した救助を実施するため、必要に応じて厚生労働大臣と協

議し、特別基準の設定を行うよう要請する。

(3) 救助実施状況の報告

町長は、災害直後における当面の応急的措置及び後日行うこととなる災害救助費国庫負担金の清算事務を遺漏なく実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況を日ごとに記録、整理して知事に報告する。

10 強制権の発動

(1) 知事の委任に基づく強制権の実施

町長は、知事が迅速な救助を行うため特に必要があると認め、次の知事の権限に属する事務の一部を町長が行うこととし、町長に通知して公示した場合は、これらの事務を実施する。

ア 救助業務従事の命令（災害救助法第24条）

災害救助法に定めた職業の者を救助に関する業務に従事させる権限

(ア) 医療関係者

- a 医師、歯科医師又は薬剤師
- b 保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士

(イ) 土木建築工事関係者

- a 土木技術者又は建築技術者
- b 大工、左官又はとび職
- c 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

(ウ) 輸送関係者

- a 鉄道事業者及びその従業者
- b 軌道経営者及びその従業者
- c 自動車運送事業者及びその従業者
- d 船舶運送業者及びその従業者
- e 港湾運送業者及びその従業者

イ 救助に関する業務への協力命令（災害救助法第25条）

被災者及び近隣の者を炊き出し等の救助の業務に従事させる権限

ウ 施設の管理又は物の使用、保管命令もしくは収用（災害救助法第26条）

(ア) 管理命令

救助を行うために必要な次の施設を管理する権限

- a 病院、診療所又は助産所
- b 旅館又は飲食店

(イ) 使用命令

避難所の開設等の救助を行うために必要な土地、家屋又は物資を使用する権限

(ウ) 保管命令

災害の混乱時に放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を行う業者等に保管させる権限

(エ) 収用

災害の混乱時に放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を行う業者等から収用する権限

(2) 公用令書の交付及び損失補償

町長は、救助業務従事の命令及び施設の管理又は物の使用、保管命令もしくは収用の権限を行使するときは、公用令書を交付し、通常生じる損失を補償する。

11 災害救助法が適用されない場合の救助

(1) 出雲崎町災害救助条例による救助の実施

町長は、災害が発生した場合で災害救助法が適用されないときは、出雲崎町災害救助条例に基づき救助を実施し、被災者の保護を図る。

ア 救助の実施要件

- (ア) 住家が滅失した世帯数が8以上に達した場合
- (イ) 多数の世帯の住家が滅失し、町長が特に必要と認めた場合
- (ウ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

イ 救助の種類

- (ア) 避難所の設置
- (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (エ) 災害にかかった者の救出
- (オ) 応急仮設住宅の設置
- (カ) 災害にかかった住宅の応急修理
- (キ) 障害物の除去

ウ 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、新潟県災害救助法施行細則に定める範囲内、すなわち、厚生労働大臣が定める「救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めた場合には、救助の期間を延長して行うことができる。

(2) 県による救助費用の一部負担

知事は、災害救助法が適用されない災害に際して町長が応急救助を行う場合は、新潟県災害救助条例に基づきその費用の一部を負担し、被災者の保護を図る。

ア 県との協議

町長は、被害の程度が新潟県災害救助条例に定める適用基準に該当し、同条例の適用を受けようとする場合は、救助種類及び内容について速やかに県と協議する。

イ 新潟県災害救助条例の適用基準

- (ア) 町内の住家滅失世帯数が10世帯以上の場合
- (イ) 知事が特に必要と認めた場合

ウ 救助の種類

県は、次の救助について費用の一部を負担するほか、これ以外の救助についても、

新潟県災害救助条例の規定により費用の一部を負担することができる。

- (ア) 炊き出しその他による食品の給与
- (イ) 被服、寝具その他生活必需品の給与
- (ウ) 応急仮設住宅の設置
- (エ) 災害にかかった住宅の応急修理
- (オ) 災害にかかった者の救出
- (カ) 知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者に対する金銭の支給

エ 救助の程度、方法及び期間

救助の程度、方法及び期間は、新潟県災害救助法施行細則に定める範囲内、すなわち、厚生労働大臣が定める「救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償」のとおりとする。

第48節 建物等の被害調査計画

【実施担当】 救災部

1 計画の方針

(1) 基本方針

被災者支援策と関連する「罹災証明書」の早期発行のため、災害発生後、被害を受けた建物等の被害調査を迅速かつ的確に実施し、円滑な被害認定業務の実施を図る。

災害に係る被害認定については、「災害の被害認定基準（平成13年6月28日付内閣府政策統括官（防災担当）通知）及び内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき実施する。

2 情報の流れ

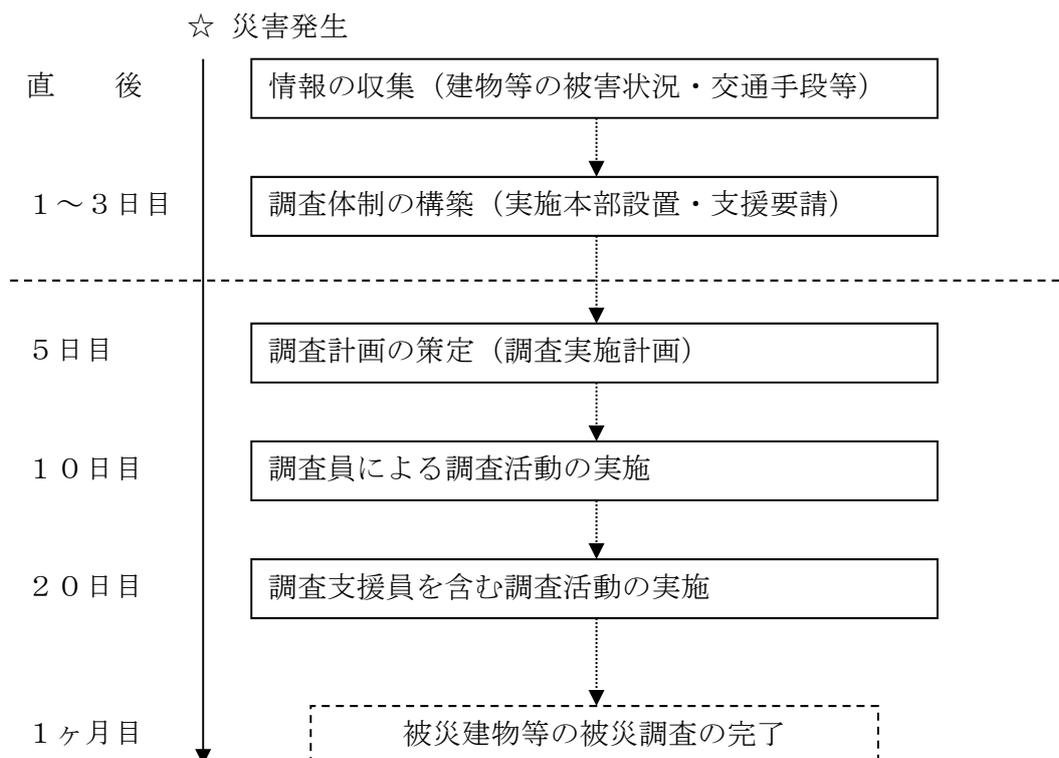
(1) 被災地から

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
町民 町内会	町	建築物の被災状況
建築士会	町	建築物の被災状況、調査実施の要否

(2) 被災地へ

情報発信者 → 情報受信者		主な情報内容
町	町民 町内会	調査実施の有無
町	建築士会	被災地及び周辺の被害状況

3 業務の体系



4 業務の内容

(1) 情報の収集

実施主体	対 策	協力依頼先
建築士	(1) 建物等の被害状況を実施本部に連絡	
町	(1) 建物等の被害状況を調査、情報収集のうえ建物等被害の予測を行う。	建築士会

(2) 調査体制の構築

実施主体	対 策	協力依頼先
町 (実施本部)	(1) 実施本部 (調査拠点) を設置する。 (2) 建築士会等の建築関係団体の協力により調査員を確保する。	建築士会

(3) 調査計画の作成

実施主体	対 策	協力依頼先
町 (実施本部)	(1) 調査実施の可否を決定する。 (2) 調査実施計画を作成する。 (3) 調査員の参集及び応援調査員の派遣の調整をする。 (4) 調査資機材等を調達する。 (5) 輸送方法を確保する。 (6) 町民への周知、広報を行う。	建築士会

(4) 調査・支援の実施

実施主体	対 策	協力依頼先
町 (実施本部)	(1) 調査員の受入れを行う。 (2) 調査資機材を調査員に供給する。 (3) 調査員を実施地区に誘導する。 (4) 調査結果の取りまとめを行う。	建築士会
県	(1) 応援調査員を実施本部に派遣する。	他行政団体

第4章 災害復旧計画

第1節 民生安定化対策

1 計画の方針

災害により被害を受けた町民等の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復及び事業経営の安定を図るため、融資や貸付等の金融支援、弔慰金や見舞金の支給、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

2 被災者のための相談、支援

(1) 相談窓口の開設

町及び県は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、避難所及び役場などにできる限り総合的な相談窓口を設置する。

また、男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

(2) 相談窓口の運営

町及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関とともに、相談業務を実施するものとする。

(3) 被災者情報の把握、情報の共有化

町及び県は、被災者台帳（カルテ）などの活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。

また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

(4) 被災者等の生活再建等の支援

ア 町及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ 町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ 町、県及び国は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせるものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図るものとする。

(5) 被災中小企業への相談窓口等の設置

町、県及び国は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に

広報するとともに、相談窓口等を設置する。

3 罹災証明書の発行

町は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及び罹災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し速やかに罹災証明書を発行する。

県は、町の行う被害認定調査及び罹災証明書の発行に係る技術的・人的支援を行うとともに、必要な研修の実施に努める。

4 雇用の安定

柏崎公共職業安定所及び長岡労働基準監督署は、次の雇用安定化対策等を実施する。

- (1) 特別相談窓口の設置
- (2) 被災者の雇用促進
- (3) 雇用保険失業給付の特例支給
- (4) 雇用調整助成金の特例適用の要請
- (5) 労働保険料の申告・納付期限の延長

5 応急金融対策

日本銀行新潟支店及び財務省関東財務局新潟財務事務所は、関係機関と協力して次の雇用安定化対策等を実施する。

- (1) 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
- (2) 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
- (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- (4) 金融上の措置
- (5) 各種措置に関する広報

6 生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行うとともに、生活関連物資の価格が著しい上昇等により県民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資として指定して供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

7 住宅対策

- (1) 被災者入居のための公営住宅の建設

町及び県は、災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあつては「罹災者公営住宅」）を建設し、賃貸するものとする。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、町及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅

建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努めるものとする。

(2) 住宅復旧のための木材調達

県は、県内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に必要に応じ近県に対して製材品の供給要請を行う。

8 共済制度の普及促進

共済制度は、被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、町及び県等は、制度の普及促進に努める。

9 租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

(1) 町の特例措置

ア 町税の特例

町は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法及び町税条例の規定に基づき、町税の納税緩和措置として、町税の申告・納付等の期限の延長、徴収猶予、減免等適切な措置等を講じる。

(ア) 申告・納付等の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は町税の納付もしくは納入をすることができないと認められるときは、条例に基づき当該期限を延長する。

(イ) 徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者等が村税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、1年以内において徴収を猶予する。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行う。

(ウ) 減免

被災した納税義務者等に対しては、該当する各税目等について次により減免する。

a 町民税

納税義務者の被災状況及び所得に応じて軽減又は免除する。

b 国民健康保険税及び軽自動車税

a に準じて軽減又は免除する。

c 固定資産税

災害により著しく価値が減じた固定資産に対し、納税義務者の被災状況に応じて減免する。

d 特別土地保有税

c に準じて軽減又は免除する。

イ 介護保険の特例

災害により定められた期間内に要介護認定又は要支援認定更新の申請をすること

ができなかった被保険者は、その理由のやんだ日から1月以内に限り、町に対し申請をすることができる。

ウ その他の特例措置

町は、災害の状況により必要と認める場合は、被災した町民に対して、各種手数料又は使用料（住民票、印鑑証明、戸籍謄抄本、所得証明、納税証明等の発行手数料、農業集落排水使用料等）の減免を行う。

(2) 国及び県の特例措置

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長又は国税若しくは地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

10 その他公共料金の特例措置

(1) 郵便業務

郵便事業(株)信越支社長の決定により、以下の措置を講ずる。

- ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡の無償交付
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(2) 電信電話事業

各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずる。

- ア 避難勧告等により実際に電話サービス等が受けられない契約者の基本料金の減免
- イ 被災者の電話移転工事費の減免

(3) 電気事業

一般電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施および内容を判断する。

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施にあたっては経済産業大臣の認可が必要（以下は過去の例）。

- ア 電気料金の早収期間及び支払期限の延伸
- イ 不使用月の電気料金の免除
- ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約内容に限る）
- エ 家屋再建に伴う臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除
- オ 被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除
- カ 被災に伴う引込線・計量器等の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) ガス事業

ガス供給事業者で被害の状況を見て判断する。関東経済産業局長の認可が必要。

- ア 被災者のガス料金の納期の延伸
- イ 被災者が同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除
- ウ 不使用月のガス料金（基本料金）の免除

11 町民への制度の周知

町、県及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図るものとする。

- (1) 報道機関との協力による、放送、新聞広報等
- (2) 防災行政無線、広報車、広報紙等
- (3) 被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

第2節 融資・貸付その他資金等による支援計画

1 計画の方針

災害により被害を受けた町民等が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

2 融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口
支給	災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	町
	災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	
	災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日赤十字社出雲崎分 区
	被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	(財)都道府県会館
貸付	災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	町
	生活福祉資金 (1) 福祉費(災害臨時経費) (2) 福祉費(住宅改修等経費)	低所得者世帯等	町社会福祉協議会
	母子寡婦福祉資金	母子家庭、寡婦	長岡地域振興局
	住宅金融支援機構資金 (災害復興住宅)	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構受託金融機関
	新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	金融機関
	天災融資制度	被害農林漁業者で町長の認定を受けた者	越後さんとう農協 中越よつば森林組合 新潟漁協 銀行
	日本政策金融公庫資金 (農林水産事業部)	被害農林漁業者	日本政策金融公庫受託金融機関
	中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	町 金融機関 県信用保証協会

3 資金名等

(1) 災害弔慰金

町は、災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。(平成25年10月1日現在)

対象となる災害 (自然災害)	(1) 1市町村で5世帯以上の住家が滅失した災害 (2) 新潟県内で5世帯以上の住居が滅失した市町村が3以上ある場合の災害 (3) 新潟県内で災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害 (4) 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害 (5) 新潟県内で新潟県災害救助条例が適用された市町村が1以上ある場合の災害
事業主体 根拠法令等	(1) 実施主体 町(出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例) (2) 経費負担 ア 対象災害区分が(1)～(4)の場合(災害弔慰金の支給等に関する法律) 国1/2、県1/4、町1/4 イ 対象災害区分が(5)の場合(新潟県災害弔慰金等に関する要綱) 県1/2、町1/2
支給対象者	(1) 災害弔慰金の支給対象者及び支給順位は、次のとおりとする。 ア 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(ウの遺族を除く。)を先にし、その他の遺族を後にする。 イ 同順位の場合は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母の順とする。 ウ 死亡者の死亡当時においてイの遺族が存せず、かつ、同居し、又は生計を同じくしていた兄弟姉妹がいる場合は、兄弟姉妹に支給する。
支給限度額 (1人につき)	(1) 主たる生計維持者の場合、500万円 (2) 主たる生計維持者以外の場合、250万円
支給の制限	(1) 災害弔慰金は、次のいずれかに該当する場合は支給しない。 ア 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 イ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 ウ 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと等町長が不適当と認めた場合

(2) 災害障害見舞金

町は、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。(平成24年4月1日現在)

対象となる災害 (自然災害)	(1) 1市町村で5世帯以上の住家が滅失した災害 (2) 新潟県内において5世帯以上の住居が滅失した市町村が3以上ある場合の災害 (3) 新潟県内において災害救助法第2条に規定する救助が行われた災害 (4) 災害救助法第2条に規定する救助が行われた市町村を含む県が2以上ある災害
事業主体 根拠法令等	(1) 実施主体 町(出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例) (2) 経費負担 国1/2、県1/4、町1/4
支給対象者	(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律の別表に掲げる程度の障害がある者
支給限度額	(1) 主たる生計維持者の場合、250万円 (2) 主たる生計維持者以外の場合、125万円
支給の制限	(1) 災害弔慰金は、次のいずれかに該当する場合は支給しない。 ア 当該障害者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 イ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 ウ 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと等町長が不相当と認めた場合

(3) 災害死亡者弔慰金

日本赤十字社出雲崎分区は、災害によって死亡した町民に対し、弔慰金を支給する。
(平成21年3月31日現在)

対象となる災害	(1) 自然災害及び火災
事業主体 根拠法令等	(1) 日本赤十字出雲崎分区(災害死亡者弔慰金贈呈要綱)
贈呈対象者	(1) 県内に居住する者の死亡者の遺族
贈呈額	(1) 死亡者1人につき1万円
贈呈の制限	(1) 災害救助法又は新潟県災害救助条例の適用を受ける場合は贈呈しない

(4) 被災者生活再建支援金

(社)都道府県会館は、県の支給事務委託を受け、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。(平成24年4月1日現在)

対象となる災害 (自然災害)	(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村に係る自然災害 (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村に係る自然災害 (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県に係る自然災害 (4) (1)又は(2)の市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が
-------------------	--

	<p>発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）に係る自然災害</p> <p>(5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）に係る自然災害</p> <p>(6) (1)もしくは(2)の市町村を含む都道府県又は3の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 5 万人未満に限る）</p>
事業主体 根拠法令等	<p>(1) 事業主体 県、ただし、支援金の支給に関する事務は、(財)都道府県会館へ委託</p> <p>(2) 経費負担 国 1/2、県 1/2 （被災者生活再建支援法）</p>
支援対象世帯	<p>(1) 住宅が全壊した世帯</p> <p>(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>(4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行われなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>
支給額	<p>(1) 支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当金額の3/4の額となる。</p> <p>ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <p>（ア）全壊、解体、長期避難 100万円</p> <p>（イ）大規模半壊 50万円</p> <p>イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <p>（ア）建設・購入 200万円</p> <p>（イ）補修 100万円</p> <p>（ウ）賃借（公営住宅以外） 50万円</p> <p>なお、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>

(5) 災害援護資金

町は、災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

貸付対象	<p>(1) 貸付対象世帯 地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯。</p> <p>ア 1人 220万円</p> <p>イ 2人 430万円</p> <p>ウ 3人 620万円</p> <p>エ 4人 730万円</p>
------	---

	<p>オ 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>※その世帯の住居が滅失した場合は、1,270万円となる。</p>
実施主体 根拠法令等	<p>(1) 事業主体 町（出雲崎町災害弔慰金の支給等に関する条例）</p> <p>(2) 経費負担 国 2/3、県 1/3（災害弔慰金の支給等に関する法律）</p>
貸付金額	<p>(1) 世帯主が1か月以上の負傷を負った場合</p> <p>ア 家財の損害が1/3以上及び住居の損害なし 150万円</p> <p>イ 家財の損害が1/3以上、かつ、住居の損害なし 250万円</p> <p>ウ 住居の半壊 270万円（350万円）</p> <p>エ 住居の全壊 350万円</p> <p>(2) 世帯主の負傷がない場合</p> <p>ア 家財の損害が1/3以上、かつ、住居の損害なし 150万円</p> <p>イ 住居の半壊 170万円（250万円）</p> <p>ウ 住居の全壊 250万円（350万円）</p> <p>エ 住居全体の滅失又は流失 350万円</p> <p>※（ ）内は被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合</p>
貸付条件	<p>(1) 据置期間 3年（特別な事情がある場合は5年）</p> <p>(2) 償還期間 10年（据置期間を含む）</p> <p>(3) 償還方法 年賦又は半年賦</p> <p>(4) 貸付利率 年3%（据置期間中は無利子）</p> <p>(5) 延滞利息 年10.75%</p>

(6) 生活福祉資金（福祉費（災害臨時経費及び住宅改修等経費））

町社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない小災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、生活福祉資金及を貸し付ける。（平成21年10月1日現在）

貸付対象	<p>(1) 災害臨時経費及び住宅改修等経費</p> <p>ア 低所得世帯（生活保護基準額の概ね1.7倍以内）</p> <p>イ 高齢者世帯（日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内）</p> <p>ウ 障害者世帯（障害者の属する世帯、ただし、特に高額所得があつて、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く）</p>
対象経費	<p>(1) 災害臨時経費 災害による困窮からの自立更生に必要な経費</p> <p>(2) 住宅改修等経費 被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な経費</p>

事業主体 根拠法令等	(1) 災害臨時経費及び住宅改修等経費 ア 実施主体 県社会福祉協議会（窓口は町社会福祉協議会） イ 根拠法令 生活福祉資金貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援0728第9号）
貸付限度額	(1) 災害臨時経費 1世帯150万円以内 (2) 住宅改修等経費 250万円以内
貸付条件	(1) 災害臨時経費及び住宅改修等経費 ア 据置期間 貸付の日から6ヶ月以内 イ 償還期間 7年以内 ウ 貸付利率 (ア) 連帯保証人を立てる場合は無利子 (イ) 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5% エ 保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 オ 償還方法 年賦、半年賦又は月賦 カ 申込方法 原則として、町の発行する罹災証明書を添付のこと。

(7) 母子寡婦福祉資金（住宅資金）の貸付

県は、災害救助法の適用に至らない小災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、生活福祉資金及び母子寡婦福祉資金を貸し付ける。（平成25年10月1日現在）

貸付対象	(1) 母子家庭の母、寡婦
対象資金	(1) 被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金
事業主体 根拠法令等	(1) 実施主体 県（窓口は長岡地域振興局健康福祉（環境）部） (2) 根拠法令 ア 母子及び寡婦福祉法施行令第7条及び第36条 イ 法施行令通知
貸付限度額	(1) 200万円
貸付条件	(1) 据置期間 貸付の日から6ヶ月 (2) 償還期間 7年以内 (3) 利率(年利) ア 連帯保証人を立てる場合は無利子 イ 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後1.5%

償還の猶予	<p>(1) 根拠法令 母子及び寡婦福祉法施行令第19条及び第38条</p> <p>(2) 内容 災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。</p> <p>ア 猶予期間 1年以内（1年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる）</p> <p>イ 添付書類 町の被災証明書</p>
違約金の不徴収	<p>(1) 根拠法令 母子及び寡婦福祉法施行令第17条及び第38条</p> <p>(2) 内容 支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。（添付書類として町の被災証明書が必要）</p>
母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長	<p>(1) 根拠法令 母子及び寡婦福祉法施行令第8条及び第37条</p> <p>(2) 内容 災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から1年以内に貸付けられる場合には、2年をこえない範囲で厚生労働大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。</p> <p>ア 事業開始資金</p> <p>（ア）15,000円以上30,000円未満 6か月 （イ）30,000円以上 1年</p> <p>イ 事業継続資金・住宅資金</p> <p>（ア）15,000円以上30,000円未満 6か月 （イ）30,000円以上45,000円未満 1年 （ウ）45,000円以上 1年6か月</p>
所得制限適用除外	<p>(1) 根拠法令 母子及び寡婦福祉法施行令第32条第2項ただし書き</p> <p>(2) 内容 災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※ 通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり</p>

(8) 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

独立行政法人住宅金融支援機構は、災害により被害を受けた住宅の所有者に対し、住宅復旧のための建設資金又は補修資金の貸付を行う。

町及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資

金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。(平成25年11月1日現在)

貸付対象	<p>(1) 住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等</p> <p>ア 建設</p> <p> (ア) り災住宅の被害「半壊」以上</p> <p> (イ) 住宅部分の床面積(A) $13 \text{ m}^2 \leq A \leq 175 \text{ m}^2$ 但し、り災住宅の床面積(a)が $a > 175$ の場合 $13 \text{ m}^2 \leq A \leq a$</p> <p>イ 新築住宅購入</p> <p> (ア) り災住宅の被害「半壊」以上</p> <p> (イ) 住宅部分の床面積(A) 50 m^2 (共同建 30 m^2) $\leq A \leq 175 \text{ m}^2$ 但し、り災住宅の床面積(a)が $a > 175$ の場合は 50 m^2 (共同建 30 m^2) $\leq A \leq a$</p> <p>ウ 中古住宅購入</p> <p> 人が居住していた住宅又は建築後2年を超えた住宅</p> <p> (ア) 災住宅の被害「半壊」以上</p> <p> (イ) 住宅部分の床面積(A) 50 m^2 (共同建 30 m^2) $\leq A \leq 175 \text{ m}^2$ 但し、り災住宅の床面積(a)が $a > 175$ の場合は 50 m^2 (共同建 30 m^2) $\leq A \leq a$</p> <p>エ 補修</p> <p> り災住宅の被害 10万円以上</p>
貸付限度額	<p>(1) 建設</p> <p> ア 建設資金 1,460万円</p> <p> イ 土地取得資金 970万円</p> <p> ウ 整地資金 390万円</p> <p>(2) 新築住宅購入</p> <p> 購入資金(土地取得資金含む) 2,430万円</p> <p>(3) 中古住宅購入</p> <p> ア 購入資金(土地取得資金含む) 2,130万円</p> <p> イ 支援機構が定める基準等に適合したもの 2,430万円</p> <p>(4) 補修</p> <p> ア 補修資金 640万円</p> <p> イ 移転資金 390万円</p> <p> ウ 整地資金 390万円</p> <p> (移転及び整地の両方を利用の場合は、合計で390万円が限度)</p>
償還期間	<p>(1) 建設及び新築住宅購入</p> <p> ア 耐火・準耐火・木造(耐久性) 35年以内</p> <p> イ 木造(一般) 25年以内</p>

	(2) 中古住宅購入 ア 支援機構が定める基準等に適合したもの 35年以内 イ ア以外 25年 (3) 補修 20年以内
据置期間	(1) 建設、新築住宅購入及び中古住宅購入 3年間（その分償還期間延長） (2) 補修 1年間
利率	(1) 建設、新築住宅購入、中古住宅購入及び補修 1.28%

(9) 新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のために利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

ア 利子補給

(ア) 事業主体 町

(イ) 利子補給期間 5年間

(ウ) 補助対象

被災者が借入れた貸付残高に対して、町が交付する利子補給金（補給率が1%を超える場合は1%が限度）

(エ) 補助率 1/2

イ 貸付金

(ア) 事業主体 県（新潟県災害被災者住宅再建資金貸付要綱）

(イ) 貸付対象

住宅金融支援機構又は取扱金融機関の融資を一定額以上を受けてもなおかつ資金が不足する者

(ウ) 貸付限度額

a 建設、購入 800万円（50万円以上10万円単位）

b 補修 400万円（50万円以上10万円単位）

(エ) 貸付利率

a 当初10年 住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス1%

b 11年目以降 住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

(10) 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、「天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。（平成24年8月20日現在）

ア 経営資金

貸付対象事業	(1) 種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等農林漁業経営に必要な 運転資金
貸付の相手方	(1) 一定以上の被害を受けた農林漁業者
貸付限度額	(1) 200万円、ただし、激甚災害の場合は250万円
利率	(1) 被害程度によって3.0%以内、5.5%以内、6.5%以内（利率については、 天災融資法発動の都度政令で設定される。）
償還期間 (措置なし)	(1) 3～6年以内、ただし、激甚災害の場合は4～7年以内

イ 事業資金

貸付対象事業	(1) 被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の補てん に充てるための事業運営資金
貸付の相手方	(1) 災害によって施設、在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合、 漁業協同組合、連合会等
貸付限度額	(1) 組合 2,500万円、ただし、激甚災害の場合は5,000万円 (2) 連合会 5,000万円、ただし、激甚災害の場合は7,500万円
利率	(1) 6.5%以内（利率については、天災融資法発動の都度政令で設定され る。）
償還期間 (措置なし)	(1) 3年

(11) 日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行うものとする。（平成25年10月21日現在）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率 (年利)	償還期間	償還期間のうち 措置期間
農業 関係 資金	農業経営基盤 強化資金	農地又は牧野の復旧	農業経営改善計画の認定 を受けた農業を営む個人・法人	0.50～ 1.00%	25年 以内	10年以内
		災害のため必要とする 長期運転資金				

	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・同連合会等			
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合会、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、5割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者		20年以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 農業施設の復旧		0.50～0.85%	15年以内	
		〈主務大臣指定施設〉 被災果樹の改植又は補植	農業を営む者	0.50～1.00%	25年以内	10年以内
林業関係資金		樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.50～0.85%	15年以内	5年以内
	林業基盤整備資金	林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、5割法人、林業振興法人	0.50～1.00%	20年以内 (林業経営改善計画に基づくもの25年以内)	3年以内 (林業経営改善計画にもとづくもの7年以内)
	農林漁業施設資金	〈共同利用施設〉 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、5割法人・団体、林業振興法人	0.50～1.00%	20年以内	3年以内

		〈主務大臣指定施設〉 林業施設の復旧	林業を営む者	0.50～ 0.85%	15年 以内	
漁業 関係 資金	漁業基 盤整備 資金	漁港に係る防波堤防 等の復旧	漁協・同連合会、5割法 人、漁業を営む者	0.50～	20年 以内	3年以内
		漁場及び水産種苗生 産施設の復旧	漁協・同連合会、5割法 人・団体、特定事業を共 同で行う漁業者	1.00%		
	農林漁 業施設 資金	〈共同利用施設〉 水産物の生産、流通、 加工又は販売に必要な 共同利用施設の復旧	水産業協同組合（漁業生 産組合を除く。）、5割法 人・団体、漁業振興法人	0.50～ 1.00%	20年 以内	3年以内
		〈主務大臣指定施設〉 漁船、水産施設の復 旧	漁業を営む者	0.50～ 0.85%		
農林漁 業共通 資金	農林漁 業セー フティ ネット 資金	災害により被害を受 けた経営の再建に必 要な資金	一定の要件を満たす農業 者、林業者又は漁業者	0.50～ 0.55%	10年 以内	3年以内

(申込方法) 農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じ行う。

(貸付限度) 原則として8割で、額は各資金によって異なる。

(注) この他、新潟県農林水産業振興資金の融資、又、一般農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金等）について、運用の範囲内で被害農家に融資することができる。また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金）については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

(12) 中小企業融資等

ア 融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 被災の状況に応じ特に必要があると認め時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。

(イ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状

況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。

- (ウ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。
- (エ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。
- (オ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

イ 災害関連融資制度等（平成 25 年 11 月 15 日現在）

(ア) セーフティネット資金（経営支援枠）自然災害要件

資金使途	(1) 運転資金・設備資金（土地の取得資金を除く）
対象企業	(1) 県内で1年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者
融資限度	(1) 3,000万円（別枠）
融資利率	(1) 融資期間5年以内 年1.6% (2) 融資期間5年超7年以内 年1.8%
融資期間	(1) 7年以内（うち据置期間2年以内）
担保及び保証人	(1) 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。
信用保証	(1) 新潟県信用保証協会の信用保証を要する。
申込窓口	(1) 第四銀行、柏崎信用金庫、新潟大栄信用組合及び越後さんとう農協等

(イ) 地方産業育成資金（出雲崎町地方産業育成資金貸付規程）

資金使途	(1) 運転資金、設備資金
対象企業	(1) 出雲崎町内に住所若しくは事業所を有する中小企業者
融資限度	(1) 1,000万円
融資利率	(1) 新潟県信用保証協会の保証付き（責任共有制度対象外） 年1.95% (2) 新潟県信用保証協会の保証付き（責任共有制度対象） 年2.15% (3) 保証なし 年2.45%
融資期間	(1) 運転資金 5年以内 (2) 設備資金 7年以内
担保及び保証人	(1) 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。
申込窓口	(1) 第四銀行出雲崎支店 (2) 柏崎信用金庫出雲崎支店 (3) 新潟大栄信用組合出雲崎支店
その他	信用保証料の利子補給制度あり（1,000万円以下の金額 50%）

(ウ) 災害貸付

資金使途	(1) 設備資金、運転資金
対象企業	(1) 災害により被害を受けた中小企業者

融資限度	(1) それぞれの融資限度額に1災害につき3,000万円を加えた額
融資利率	(1) それぞれの融資制度の利率(ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。)
融資期間	(1) 10年以内(うち据置期間2年以内)
担保及び保証人	(1) 日本政策金融公庫の定めるところによる。
申込窓口	(1) 日本政策金融公庫(国民生活事業)各支店

(エ) 災害復旧貸付

資金使途	(1) 災害復旧のための設備資金及び長期運転資金
対象企業	(1) 公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者
融資限度	(1) 直接貸付別枠 1億5,000万円 (2) 代理貸付上記限度の範囲内で別枠 7,500万円
融資利率	(1) 基準利率(閣議決定により、特別利率が適用される場合がある)
融資期間	(1) 10年以内(うち据置期間2年以内)
担保及び保証人	(1) 日本政策金融公庫の定めるところによる。
申込窓口	(1) 日本政策金融公庫(中小企業事業)新潟支店及び代理店

(オ) 災害復旧資金

資金使途	(1) 既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金(長期・短期)
対象企業	(1) 異常な自然現象等により生じる被害又は武力攻撃災害の影響を受けた直接被災事業者及び間接被災事業者
融資限度	(1) 金庫所定の限度内
融資利率	(1) 金庫所定の金利
融資期間	(1) 運転資金 10年以内(うち据置期間3年以内) (2) 設備資金 20年以内(うち据置期間3年以内)
担保及び保証人	(1) 商工組合中央金庫の定めるところによる。
申込窓口	(1) 商工組合中央金庫各支店

(カ) 新潟県中小企業従業者災害ローン

対象者	(1) 中小企業従業者(同一事業所に1年以上勤務し、かつ、引き続き勤務しようとする者)で、災害による傷病の治療費や災害復旧資金を必要とする者
融資限度	(1) 10万円以上100万円以内(1万円単位)
融資利率	(1) 年1.80%
融資期間	(1) 5年以内(うち据置期間3か月以内)
担保	(1) 不要
保証人	(1) 保証機関の保証(保証料は新潟県労働金庫負担)
申込窓口	(1) 新潟県労働金庫本店及び支店

(キ) 災害保証

保証対象要件	(1) 激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者（町長の証明を要する。）
保証限度額	(1) 個人・法人 2億8,000万円 (2) 組合 4億8,000万円
保証料率	(1) 年0.80%
保証期間	(1) 10年以内（うち据置期間3か月以内）
申込窓口	(1) 新潟県信用保証協会本店及び支店

(ク) セーフティネット保証（4号要件）

保証対象要件	(1) 経済産業大臣が指定した災害地域内で経営に支障を生じている中小企業者（町長の証明を要する。）
保証限度額	(1) 個人・法人 2億8,000万円 (2) 組合 4億8,000万円
保証料率	(1) 年0.80%
保証期間	(1) 原則として10年以内
申込窓口	(1) 新潟県信用保証協会本店及び支店

4 制度の町民等への広報等

町は、被災者支援のための各種制度が円滑かつ有効に運用されるよう、被害の状況に応じて次の措置を講じる。

ア 相談窓口及び制度内容の周知

県及び金融機関等に確認のうえ、広報紙、チラシ、防災行政無線、ホームページ等により支援制度の相談窓口及び制度内容等を周知する。

イ 県及び金融機関等との協力による現地相談所の開設

ウ 金融機関に対する審査手続きの簡便化、貸出・支給等の迅速化、貸出条件の緩和等の要請

エ 県及び金融機関に対する既存制度の拡充措置又は特別制度の創設の要請

オ 信用保証協会に対する信用力や担保力が不足した中小企業者への保証枠の増大等の要請

第3節 公共施設等の災害復旧計画

1 計画の方針

公共施設等の災害による被害を早期に復旧するための確に被害状況を調査把握し、県が決定した災害復旧の基本方向に基づいて、速やかに将来の災害の発生を防止するため、必要な施設の新設、改良にも十分配慮した復旧計画を策定し、早期に事業を実施する。

2 被害状況調査及び集計

(1) 被害状況調査

公共施設等の管理者は、災害により被害が発生した場合、被害状況を迅速かつ的確に把握し町又は県等所管関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害状況の集計

町は、被害報告を受けたときは、集計結果を速やかに県災害対策本部に報告する。

(3) 災害復旧事業

災害復旧事業名	対象施設等
(1) 公共土木施設災害復旧事業	河川 海岸 砂防設備 林地荒廃防止施設 地すべり防止施設 急傾斜地崩壊防止施設 道路 漁港 下水道 公園
(2) 農林水産業施設等災害復旧事業	農地・農業用施設 林業用施設 漁業用施設 共同利用施設（農業用・林業用・漁業用）
(3) 文教施設等災害復旧事業	公立学校施設 公立社会教育施設 文化財
(4) 厚生施設等災害復旧事業	社会福祉施設等 医療施設等 水道施設 精神障害者社会復帰施設等

(5) 都市災害復旧事業（都市施設等）堆積土砂排除事業	街路、都市排水施設等（都市排水施設、公堆積土砂排除事業園等の施設） 市街地の堆積土砂
(6) 公営住宅等災害復旧事業	災害公営住宅の建設 既設公営住宅
(7) その他の災害復旧事業	中小企業共同施設
(8) 災害復旧に係る財政支援措置	特別交付税に係る業務 普通交付税に係る業務 地方債に係る業務

3 災害復旧事業計画書の作成

(1) 復旧の基本方向の決定

町は、復旧の基本方向の決定について、被災の状況、地域の特性及び被災施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧、災害の再発防止、災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等を配慮するよう県に求めるものとする。

(2) 災害復旧事業計画書の作成

施設管理者は、県が決定した復旧の基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとし、必要な場合には、関係機関が各々で復興計画を策定するものとする。なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

4 緊急災害査定 の促進

町は、災害発生した場合、速やかに公共施設等の災害の実態を調査し、必要な資料を調製し災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速な実施が期されるよう努めるものとする。

5 復旧技術員の確保

町において、被災施設等の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための技術員に不足を生じたときは、県及び関係機関等に応援を求めて技術員の確保を図るものとする。

6 激甚災害指定の促進措置

(1) 激甚災害指定のための調査への協力

町は、著しく激甚な災害が発生した場合に、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため県が調査等を行うときは、これに協力し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して復旧が円滑に行われるよう努める。

(2) 激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指 定 基 準
法第2章（3条～4条） 公共土木施設災害復旧 事業等に関する特別財 政援助	(1) A基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.5% (2) B基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.2%かつ、次の要件のいずれ かに該当する都道府県が1以上 ア 都道府県分の査定見込額＞当該都道府県標準税収入×25% イ 都道府県内市町村分の査定見込額＞都道府県内市町村の標 準税収入額×5%
法第5条 農地等の災害復旧事業 等に関する補助の特別 措置	(1) A基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% (2) B基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15%かつ、次の要件のい ずれかに該当する都道府県が1以上 ア 都道府県内査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額× 4% イ 都道府県内査定見込額＞10億円
法第6条 農林水産業共同利用施 設災害復旧事業費の補 助の特例	(1) 次のア又はイの要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る 被害見込み額が50,000千円以下と認められる場合は除く。 ア 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 イ 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で激甚法第8 条の措置が適用される激甚災害
法第8条 天災による被害農林漁 業者等に対する資金の 融通に関する暫定措置 の特例	(1) 次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原 因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりが たい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 ア A基準 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% イ B基準 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15%かつ、1つの 都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県内の農業者×3% に該当する都道府県が1以上
法第10条 土地改良区等の行う湛 水排除事業に対する補 助	(1) 法第2条第1項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定し た災害によるもの。 ア 浸水面積（1週間以上）30ha以上の区域 イ 排除される湛水量30万m ³ 以上 ウ 最大湛水時の湛水面積の50%以上が土地改良区等の地域 であること
法第11条の2	(1) A基準

<p>森林災害復旧事業に対する補助</p>	<p>林業被害見込額（樹木に係るもの）$>$全国生産林業所得推定額（木材生産部門）$\times 5\%$</p> <p>(2) B基準</p> <p>林業被害見込額（樹木に係るもの）$>$全国生産林業所得推定額（木材生産部門）$\times 1.5\%$かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上</p> <p>ア 都道府県林業被害見込額$>$当該都道府県生産林業所得推定額$\times 60\%$</p> <p>イ 都道府県内林業被害見込額$>$全国生産林業所得推定額$\times 1\%$</p>
<p>法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例</p> <p>法第13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例</p>	<p>(1) A基準</p> <p>中小企業関係被害額$>$全国中小企業所得推定額$\times 0.2\%$</p> <p>(2) B基準</p> <p>中小企業関係被害額$>$全国中小企業所得推定額$\times 0.06\%$かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上</p> <p>ア 1つの都道府県の中小企業関係被害額$>$当該都道府県の中小企業所得推定額$\times 2\%$</p> <p>イ 1つの都道府県の中小企業関係被害額$> 1,400$億円</p>
<p>法第16条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助</p> <p>法第17条 私立学校施設災害復旧事業の補助</p> <p>法第19条 市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例</p>	<p>(1) 激甚法第2章の措置が適用される場合適用</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外</p>
<p>法第22条 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例</p>	<p>(1) A基準</p> <p>被災地全域滅失住宅戸数$\geq 4,000$戸</p> <p>(2) B基準</p> <p>次のア、イのいずれかに該当する災害</p> <p>ア 被災地全域滅失住宅戸数$\geq 2,000$戸かつ、次のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数≥ 200戸</p> <p>(イ) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数$\geq 10\%$</p> <p>イ 被災地全域滅失住宅戸数$\geq 1,200$戸かつ、次のいずれかに該当するもの</p>

	(ア) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 400戸 (イ) 1市町村の区域内の滅失住宅戸数 \geq 20%
法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	(1) 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第2章の措置が適用される場合適用 (2) 農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第5条の措置が適用される場合適用
上記以外の措置	(1) 災害発生のおとど、被害の実情に応じて個別に考慮される。

(3) 局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指定基準
法第2章(3条～4条) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助 法第5条 農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置 法第6条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	(1) 査定事業費 $>$ 当該市町村の標準税収入 \times 50% (ただし、当該査定事業費 10,000 千円未満は除外) ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 又は、査定見込額からみて明らかに基準に該当することが見込まれる場合 (ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く) 次のいずれかに該当する災害 ア 町の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額 $>$ 市町の農業所得推定額 \times 10% (ただし、災害復旧事業に要する経費が 10,000 千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 又は町の漁業被害額 $>$ 農業被害額かつ、漁船等の被害額 $>$ 町の漁業所得推定額の 10% (ただし、当該漁船等の被害額が 10,000 千円未満は除外) ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 イ アの農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみてアに掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害 (ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く)。
法第11条の2 森林災害復旧事業に対する補助	(1) 林業被害見込額 $>$ 町の生産林業所得推定額 \times 150% (ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね0.05%未満の場合は除く) かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、おおむね 300ha、その他の災害にあっては、町の民有林面積(人工林に係るもの)のおおむね25%を超える場合。
法第12条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特	(1) 中小企業関係被害額 $>$ 当該市町村の中小企業所得推定額 \times 10% (ただし、被害額が 10,000 千円未満は除外) に該当する市町村が1以上。

<p>例 法第13条 小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例</p>	<p>ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね50,000千円未満である場合を除く</p>
<p>法第24条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等</p>	<p>(1) 法第2章又は第5条の措置が適用される場合適用</p>

7 緊急融資の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するために、起債について所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施が図られるよう努めるものとする。

8 町民及び関係団体等に対する情報提供

町及び県は、町民及び関係団体等に対し、掲示板、広報誌、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、町民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供するものとする。